

様式 3－1－1 行政執行法人 年度評価 評価の概要

1. 評価対象に関する事項				
法人名		独立行政法人製品評価技術基盤機構		
評価対象事業年度	年度評価	令和 4 年度		
	主務省令期間	令和 2 年度～令和 6 年度		

2. 評価の実施者に関する事項				
主務大臣		経済産業大臣		
	法人所管部局	産業技術環境局	担当課、責任者	産業技術法人室長 中井 康裕
	評価点検部局	大臣官房	担当課、責任者	業務改革課長 福本 拓也

3. 評価の実施に関する事項	
評価のために実施した手続き等については、次のとおり。 ・令和 5 年 5 月 29 日（月）にて、経営に関する有識者及び評価に関する有識者より製品評価技術基盤機構の自己評価書について意見を聴取。 ・令和 5 年 6 月 15 日(木)及び 22 日（木） 経済産業省産業技術環境局長より、製品評価技術基盤機構理事長、製品評価技術基盤機構監事から自己評価結果等についてヒアリングを実施。	

4. その他評価に関する重要事項	
—	

1. 全体の評定					
評定 (S、A、B、C、D)	A：事業計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認められる。	(参考) 主務省令期間における過年度の総合評定の状況			
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
		B	A	A	－
評定に至った理由	項目別評定では、製品安全分野、化学物質管理分野、バイオテクノロジー分野、国際評価技術分野及びその他業務運営に関する重要事項でA評定、適合性認定分野、業務運営の効率化に関する事項及び財務内容の改善に関する事項でB評定となり、総合評定はA評定とした。				

2. 法人全体に対する評価	
法人全体の評価	・経済産業省と密接な連携の下、法執行や法執行支援に係る業務において事業計画を上回る成果を上げ、経済産業行政に貢献した。 ・基盤整備／重要項目を含む事業計画を上回る成果を上げ、全ての分野で基幹目標を達成するなど、社会や産業界に貢献する大きな成果をあげており、経営及び評価に関する有識者からも高い評価を得た。 ・特に、製品安全分野、化学物質管理分野、バイオテクノロジー分野、国際評価技術分野及びその他業務運営に関する重要な事項（マネジメント分野）では、全ての評価指標を高いレベルで達成し、国民の安全・安心な社会の実現と産業の健全な発展に貢献した。 以上のことから、項目別評価を勘案し、総合評定はA評定と判断した。
全体の評定を行う上で特に考慮すべき事項	－

3. 項目別評価における主要な課題、改善事項など	
項目別評定で指摘した課題、改善事項	－
その他改善事項	－
主務大臣による監督命令を検討すべき事項	－

4. その他事項	
監事等からの意見	・監査の結果は、法人の業務で法令違反等はなく、業務運営も適正で問題ない。財務状況は、会計監査等の指摘もなく問題ない。業務の執行状況は、各部門で非常に高いレベルの目標を達成している。 ・マネジメント分野では、理事長のリーダーシップの下、部門を引っ張っていく役割をきちんと果たしている。特に、認知度向上に繋がる取組として、広報や啓発活動をマネジメント側がリードして実施した。どの様に一般国民に伝えていくのかという取組をしっかりと考えており、素晴らしいと思っている。 ・機構の理念は「安全・安心の社会を作ること」に貢献していく」としているため、社会への安全・安心に関する貢献は必要であるが、機構職員自身の安全・リスク管理も進めてほしい。節電対策や知財ポリシーの改定等、課題に対して素早く対応することのできる組織である。デジタルは、デジタル統括官を筆頭に問題点を理解し、職員一丸となって取り組んでいるところに組織の底力があると感じている。
その他特記事項	－

様式 3－1－3 行政執行法人 年度評価 項目別評定総括表

年度目標（事業計画）	年度評価					項目別 調書No.	備考
	平成 30 年度	令和 元 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度		
Ⅰ．国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項							
製品安全分野	B	B	B	A	A	I－1	－
化学物質管理分野	A	A	A	A	A	I－2	－
バイオテクノロジー分野	A	A	A	A	A	I－3	－
適合性認定分野	B	A	B	B	B	I－4	－
国際評価技術分野	A	S	A	B	A	I－5	－

年度目標（事業計画）		年度評価					項目 別調 書No.	備考
		平成 30 年度	令和 元 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度		
Ⅱ．業務運営の効率化に関する事項								
		B	B	B	B	B	Ⅱ	－
Ⅲ．財務内容の改善に関する事項								
		B	B	B	B	B	Ⅲ	－
Ⅳ.その他業務運営に関する重要事項								
1. 広報、情報提供の推進							Ⅳ-1	－
2. 組織・人事に関する目標							Ⅳ-2	－
		B	B	B	B	A		

I-1. 製品安全分野

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I— 1	製品安全		
業 務 に 関 連 する政策・施 策	安全・安心 のうち、製品安全	当 該 事 業 実 施 に係る根拠（個 別法条文など）	独立行政法人製品評価技術基盤機構法 消費生活用製品安全法（消安法） 電気用品安全法（電安法） 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（液石法） ガス事業法 産業標準化法 家庭用品品質表示法
当 該 項 目 の 重要度、難易 度	【基幹目標】 消費生活用製品安全法や電気用品安全法等で求められる法執行支援を着実に実施するとともに、製品の安全性に関する技術上の調査等により得られた経験・知見を活かして、事業者及び消費者の製品安全意識に迅速に働きかけ、社会全体の安全性の向上を支援することで、安全で豊かな暮らしの創出に貢献する。 【重要度：高】	関 連 す る 政 策 評価・行政事業 レビュー	行政事業レビューシート番号 0374

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	基準値	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度		平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
【基幹目標】 消費生活用製品の安全性に関する技術上の調査の実施において、当該年度に公表された案件の総調査スコアから総標準スコアを差し引いたものを総安全性向上スコアとし、同スコアを総標準スコアの 23% とすることにより、社会全体の安全性の向上に寄与する。	総標準スコアの 23%		—	—	—	—	46.2%	予算額（千円）	1,759,135	1,849,125	1,754,362	1,723,646	5,161,057
消費生活用製品安全法に基づく重大製品事故の原因究明調査及び特定保守製品等の経年劣化に関する技術上の調査の実施件数	全件実施	（参考）過去 3 年平均 1021 件	793 件 （全件実施）	1,136 件 （全件実施）	953 件 （全件実施）	973 件 （全件実施）	1,104 件 （全件実施）	決算額（千円）	1,729,541	2,046,251 （予算額との差異 10%超の主な理由は、予算時には法人共通に配分した施設整備費補助	1,878,782	1,617,833	2,501,455 （予算額との差異10%超の主な理由は、施設整備費補助金を繰り越したためである。）

										金を決算において分野ごとに配分したためである。)			
各法律に基づく立入検査及び適合性検査の実施件数	全件実施	(参考) 過去 3 年平均 221 件	212 件 (全件実施)	237 件 (全件実施)	210 件 (全件実施)	215 件 (全件実施)	208 件 (全件実施)	経常費用 (千円)	1, 847, 293	1, 849, 549	1, 499, 637	1, 638, 240	1, 676, 753
整合規格案の技術評価件数	全件実施	(参考) 過去 3 年平均 30 件	12 件 (全件実施)	27 件 (全件実施)	29 件 (全件実施)	34 件 (全件実施)	12 件 (全件実施)	経常利益 (千円)	28, 160	50, 000	86, 153	72, 403	104, 572
消費者向け啓発活動の 広告費換算値	過去 3 年度 平均値を上 回る	(参考) 過去 3 年平均 15. 6 億円	-	-	11. 0 億円	25. 1 億円	37. 3 億円	行政サービス実施コスト (千円)	2, 371, 821	-	-	-	-
								行政コスト (千円)	-	3, 316, 372	1, 967, 107	2, 056, 414	2, 006, 502
								従事人員数 (※)	118	110	77	76	76

※令和 2 年度の組織変更に伴い、支所における従事人数を分野で計上しないことに変更

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
年度目標	事業計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
			業務実績	自己評価		
基幹目標 消費生活用製品安全法や電気用品安全法等で求められる法執行支援を着実に実施するとともに、製品の安全性に関する技術上の調査等により得られた経験・知見を活かして、事業者および消費者の製品安全意識に迅速に働きかけ、社会全体の安全性の向上を支援することで、安全で豊かな暮らしの創出に貢献する。	基幹目標 消費生活用製品安全法や電気用品安全法等で求められる法執行支援を着実に実施するとともに、製品の安全性に関する技術上の調査等により得られた経験・知見を活かして、事業者及び消費者の製品安全意識に迅速に働きかけ、社会全体の安全性の向上を支援することで、安全で豊かな暮らしの創出に貢献する。	消費生活用製品の安全性に関する技術上の調査の実施において、当該年度に公表された案件の総調査スコアから総標準スコアを差し引いたものを総安全性向上スコアとし、同スコアを総標準スコアの23%とすることにより、社会全体の安全性の向上に寄与する。	【基盤整備/重要項目】 これまで蓄積してきた製品安全に関する知見と技術を活かし、 中期的な視点から製品事故の未然防止に向け、以下を実施した。 ① 製品事故増加要因への対策 リチウムイオンバッテリー（以下「LIB」という。）搭載製品による事故が依然として多発している状況を受け、個別事故に対する原因究明調査を通じ、事業者へ再発防止に向けた働きかけを行った。また、市場に流通する製品の安全性調査結果をとりまとめ、LIBの安全性を向上させ、事故を防止するためには、国際規格に対応した技術基準を適用することが望ましいことを経済産業省に提案することで、LIB搭載製品の安全性確保に寄与した。 ② 製品事故情報の多角的な分析等による製品事故の防止に向けた取組 重大製品事故全体に占める高齢者の割合は高く、増加傾向にある。こうした状況を受け、事故件数が多く、かつ、重傷・死亡率が高い4製品（手すり・はしご類・介護ベッド・車椅子）について、外部データと組み合わせたリスクアセスメントを実施し、製品ごとに「事故防止対策報告書」として取りまとめ、機構ホームページでの公開と併せ、外部のプレスリリース配信サービス（PR-Wire）の活用による周知をした他、既に制定していた乳幼児に配慮した製品の共通試験方法について、関係事業者への説明会の実施等の普及活動を進めたことで、事故の未然防止に寄与した。 ③ 様々なメディアを通じた幅広い世代への情報発信 どのような製品事故がなぜ発生するのか、製品の使い方を誤るとどういった危険性があるのかといった点を、消費者に自分事として認識してもらい、日頃からの安全に対する意識を向けってもらうため、機構だけでなく事業者やメディアの発信力にも着目し、プレスリリースや広報映像の撮影などにおける事業者等とのコラボレーションを拡充したほか、親しみやすいフレーズや造語の使用、時事に絡めた解説を行う等、SNSやメディア等での注目を集めやすいよう工夫し、様々な世代の消費者が注意喚起を直接目にする機会を増加させた。また、小・中学生向けの教材や様々な事業者の社員教育へ映像資料が採用されたほか、広島県においては、県の消費者基本計画重要項目に初めて、製品安全が盛り込まれるなど、教育コンテンツとしての拡充も図ることで、消費者の製品安全意識の向上に寄与した。	評定：S 基幹目標の指標である「消費生活用製品の安全性に関する技術上の調査の実施において、当該年度に公表された案件の総調査スコアから総標準スコアを差し引いたものを総安全性向上スコアとし、同スコアを総標準スコアの23%とする」について、令和4年度は46.2%となり、対事業計画値で200%を上回った。 これは経済産業省と連携のもと、実施体制の最適化を図ったことで、早期かつ着実な原因究明調査を実施するとともに、機構から事業者に対し、これまでの製品事故の原因究明等により得られた経験や知見、過去の類似事項等に基づく推定原因を提示し、再発防止措置の検討を積極的に促したことで、措置に繋がったことに起因するものである。 その他の指標も全て達成するとともに、以下について、機構独自の知見・技術や連携を生かして主体的に取組を行い、行政や産業界、国民に積極的に働きかけることにより、社会や産業界に対し事業計画で求められる水準を超える成果を生み出し、安全・安心な国民生活や健全で持続性のある産業発展に貢献した。 ○製品事故増加要因への対策 依然としてLIBを搭載した製品による事故は多発しており、事故調査の結果からも電池セルの巻きずれ、回路上の電子部品の不具合、電圧監視の不備による事故が散見される状況である。特に非純正のLIBによる事故では、各電池ブロックの電圧監視の不備による事故が多い。こうした状況を踏まえ、LIBの安全性向上及び事故防止のためには、電気用品安全法の技術基準解釈において、最新の国際規格に対応させることが望ましいとして、経済産業省へ提案を行った。その結果、電気用品安全法の技術基準解釈が改正され、古い技術基準解釈（別表第9）が最新の国際規格に対応した規準（別表第12）に一本化されるに至り、LIBの事故防止及び安全性確保に大きく寄与した。 ○製品事故情報の多角的な分析等による製品事故の防止に向けた取組 リスクアセスメント結果に基づき作成、公表した「事故防止対策報告書」について、製造事業者及び販売・レンタル事業者等のターゲットを明確にし、具体的な行動を直接呼びかける内容とした結果、車椅子使用時に被る保護帽を製作して	評定 A ＜評定に至った理由＞ 定量的にAの基準を満たしている。特に、死亡事故が多発していた階段移動用リフトの調査を、通常よりも短い約3週間でとりまとめ、経産省に報告したことを受けて、経産省は輸入事業者に対し、消費生活用製品安全法に基づく報告徴収を実施できたため、機構での短期間での事故調査分析が、関係者による迅速な再発防止策を進める上で大きく寄与している。こうした成果も踏まえ、所期の目標を上回る水準と認められるため「A」評定とした。 ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞ ・非純正リチウムイオン蓄電池の事故動向を引き続き注視し、状況に応じた適切な対応をとることで、社会的リスクの低減に向けた取組を経産省と一体となって検討すること。 ・広報活動につき、いかにして多くの消費者に情報を届けるかを引き続き意識し、より一層の促進を図ること。 ・令和4年度のような迅速な案件処理状況を維持しつつ組織改善に取り組み続けること。 ＜その他事項＞ （有識者からのコメント） ・総安全性スコアは、スコアが上がれば社会の安全性も高くなるという相関が見られる重要な指標で、これを見つけたことは活動の成果。 ・機構が非純正リチウムイオン電池の事故調査を踏まえ、国際規格に対応した技術基準を適用するように国へ提言したことで、電気用品安全法の技術基準省令解釈が一本化されたことは大きな成果。長年、国際規格に一致することが実現できなかった課題が解決することで企業全体に価値が出てくる。本取組により、今後5年間で非リチウムイオン電池が何百万台となる所、何十万台に抑制できるというアウトカムまで一歩踏み込んで成果を求めて行って欲しい。 ・事故再発防止に資する広報活動も積極的に取り組んでおり、機構の製品データを目にする機	

				いる事業者から、製品パンフレットにおける報告書の一文を引用したいとの申し出がある等、報告書の内容の広がりによる事故の未然防止対策に寄与している。また、既に制定した乳幼児に配慮した製品の共通試験方法について、啓発普及を進めたことで、住宅設備機器を扱う事業者において、製品設計時のガイドラインへ身体挟み込みに係る規格（JIS S 0121）が組み込まれ、かつ、部品外れに係る規格（JIS S 0122）の組み込みが検討されるに至るなど、リスクが低減された安全な製品の市場への流通に貢献した。 ○様々なメディアを通じた幅広い世代への情報発信 毎月実施の定例プレスのうち半数以上の8回について、事業者・業界団体、消防・警察等とのコラボレーションを実施したほか、視聴者に対し魅力的かつメッセージ性のある再現映像の作成、SNS を介した情報発信、記事見出しや記事内容に対する提案といった記者に対する手厚いフォローを実施した。 こうした情報発信を積極的に進めた結果、広告費換算値は37.3億円（年度目標値15.6億円に対して239.1%）と広告費換算値の算定を開始して以降過去最高となり、指標を大きく上回った。特にテレビ報道の広告費換算値は29.5億円と前年度比約151%となり、テレビ報道のみで前年度広告費換算値全体の合計値の25.1億円を上回った。また、WEBニュースの広告費換算値は6.9億円と前年度比161%となり、増加傾向にあるテレビ・新聞から情報を得ないWEB・SNS世代への浸透を図った。単年度全体の広告費換算値については、令和3年度の25.1億円からは約1.5倍、令和2年度の11.0億円からは約3.4倍を達成しており、この2年間で製品安全の普及・意識向上に顕著な寄与をしたのみならず、機構の知名度向上に資する取組になったことは非常に大きな成果である。 中期方針1年目として、事故の状況をみきわめ、迅速かつ柔軟な調査体制を構築し、着実な法執行を支援するとともに、事業者や消費者へ一歩踏み込んだ働きかけを行うことで安全意識を向上させた。2年目以降は業務システムの見直し等による効率的な調査体制の整備を進めるとともに、効率化によって生じた余裕を活かし、事故の未然防止に向けた経済産業省の施策や事業者の製品安全に係る取り組みを支援する。 ＜通則法第28条の4に基づく評価結果の反映状況＞ ●機構に対する指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策（実績に対する課題及び改善方策など） ・情報発信の取組については、今年度の内容に満足せず、より一層幅広い消費者に伝わるよう効果的な取組を引き続き継続し、機構の取組による社会への効果（アウトカム）	会も増えてきた。画像や音声を通じて製品安全を国民に知ってもらうことを積極的に行い、リーチ数が約4.2億人と多くの人に届いたということは高く評価でき、機構の情報発信力が比類無き大きさに育っていると感じる。また、機構による重大製品事故分析によるリスクアセスメントと共通規格の普及活動が、事業者におけるリスク低減を促進し、リスク低減された製品が市場に流通することで、高齢者や乳幼児などの弱者を守る取組に繋がったことを高く評価する。
--	--	--	--	--	---

				を検証すること。 ・ 誤使用事故の減少のための取組にも力を入れること。 ●反映状況 ・ 情報発信の取組による社会への効果検証のため、広告換算値に代わる新たな定量値として、機構が配信した情報を国民が「どれだけ受け取ったのか」を推定する「リーチ数」を採用することとし、過去３年度分のテレビ、新聞及び Web ニュース報道等実績を集計、分析のうえ、令和５年度の新たな指標に設定した。リーチ数をもって、多様化する情報発信の活動を表現し、かつ事故注意喚起が目的とする行動変容の分析につなげる予定である。 ・ 誤使用・不注意等事故の防止に向けた一歩踏み込んだ取組として、これまで事故調査で重視していた製品の観点に加え、使用環境及び使用者の行動に着目し、情報収集に向けて検討した。検討に際しては、製品安全に係る研究を行っている大学有識者のほか、異業種のヒューマンエラー等に係るコンサルティングを行っている（株）社会安全研究所や（公財）鉄道総合技術研究所と意見交換を実施した。また、製品事故の原因究明調査と並行して、誤使用・不注意等のおそれがある事故に対し、詳細な発生要因をこれまで以上に把握することが可能かどうかを確認するため、事故調査担当者とは別の者が試行的に消防や警察への訪問、合同調査に立会等を行った。										
１．製品事故情報等の収集及び調査、調査の高度化・効率化 （１）製品事故情報の収集及び調査 消費生活用製品安全法に基づく重大製品事故及び特定保守製品等の経年劣化に関する技術上の調査について、事故の多発性	1. 製品事故情報等の収集及び調査、調査の高度化・効率化 （1）製品事故情報の収集及び調査 消費生活用製品安全法に基づく重大製品事故及び特定保守製品等の経年劣化に関する技術上の調査について、事故の多発性や被害の重	消費生活用製品安全法に基づく重大製品事故の原因究明調査及び特定保守製品等の経年劣化に関する技術上の調査の実施件数（全件実施）	ア 消費生活用製品安全法に基づく重大製品事故及び特定保守製品等の経年劣化に関する技術上の調査について、事故の多発性や被害の重篤度等を考慮した経済産業省の指示に基づき、柔軟に対応できる体制を構築する。 調査にあたっては、警察、消防、消費生活センター等の関係機関と連携し、可能な限り迅速かつ的確に行う。また、事故調査結果等の分析機能を向上させる。 事業計画 1. (1)にある製品事故については、いずれも評価指標にある原因究明調査を全件実施した。詳細は以下のとおり。 消費生活用製品安全法に基づく重大製品事故の原因究明調査及び特定保守製品等の経年劣化に関する技術上の調査について、経済産業省の指示に基づき、全件調査を実施した。 <table><tr><th>年度</th><th>重大製品事故の消費者庁受付件数</th><th>重大製品事故の調査指示件数</th></tr><tr><td>令和４年度</td><td>1,108</td><td>1,104</td></tr><tr><td>令和３年度</td><td>988</td><td>973</td></tr></table> 非重大製品事故に係る製造事業者等からの報告に基づき、以下の表のとおり、全件原因究明調査を実施した。	年度	重大製品事故の消費者庁受付件数	重大製品事故の調査指示件数	令和４年度	1,108	1,104	令和３年度	988	973	消費生活用製品安全法に基づく重大製品事故の原因究明調査及び非重大製品事故の原因究明調査（非重大製品事故として受け付け）を全件実施し、指標を達成した。 重大製品事故の原因究明調査の重点化・迅速化を図るため、各案件に優先度を付して経済産業省から機構に調査指示が出されているが、初めての高優先度（S）案件として調査指示があった階段移動用リフトについて、事故品や同等品による動作検証、他社類似品との動作比較等の調査を迅速に実施した。通常、調査には約３ヶ月を要するところ、新たに調査体制を構築することで、約３週間という短期間で経済産業省への報告まで完了した。これにより、機構の調査結果を踏まえ、経済産業省は事業者に対して２回	
年度	重大製品事故の消費者庁受付件数	重大製品事故の調査指示件数												
令和４年度	1,108	1,104												
令和３年度	988	973												

や被害の重篤度等を考慮した経済産業省の指示に基づき、柔軟に対応できる体制を構築する。

また、非重大製品事故の収集にあたっては、事故情報報告システムの周知、製造・流通事業者等の協力及び同システムの活用を通じて効率的に行い、必要に応じ原因調査を行う。

篤度等を考慮した経済産業省の指示に基づき、柔軟に対応できる体制を構築する。

また、非重大製品事故の収集にあたっては、事故情報報告システムの周知、製造・流通事業者等の協力及び同システムの活用を通じて効率的に行い、必要に応じ原因調査を行う。これらの調査にあたっては、警察、消防、消費生活センター等の関係機関と連携し、可能な限り迅速かつ確に行うとともに、過去の調査結果についてAI技術を活用し、調査を効率的に進める。更に、製品に使用される部品及び材料の性能・

年度	原因究明調査実施件数
令和 4 年度	1,385
令和 3 年度	1,901

上記に関連して、以下①～③のとおり、警察、消防、消費生活センター、国民生活センター等関連機関との積極的な連携、専門技術者、外部有識者の知見の活用、事故の多発性、被害の重篤性等を考慮し、緊急性の高い案件は優先的に調査を実施した。

①警察、消防、消費生活センター、国民生活センター等関連機関との積極的な連携

●全国の警察、消防等との合同調査等の実施

以下の表のとおり、製品事故の原因究明調査を的確に実施するために、関係機関・関係者等に依頼して事故を起こした製品の確認を行うとともに事故品の入手に努めた。さらに、事業者等との現場調査、全国の警察、消防との合同調査を実施した。

年度	事故品確認件数		事業者等 との現場 調査	消防との 合同調査	警察との 合同調査
		うち、事故 品入手件数			
令和 4 年度	633	382	12	428	25
令和 3 年度	648	439	6	355	4

●全国の警察、消防、消費生活センター等への講師派遣や研修受入れの実施

以下の表のとおり、製品事故に関する情報収集、合同調査等を積極的に推進するため、全国の関係機関からの研修や見学会の受入、講師派遣を積極的に実施した。

年度	消防機関（火災調査員）に対する研修受入件数（受講者数）	警察、消防、消費生活センター、消費者団体への講師派遣件数（受講者数）
令和４年度	４件 （１，８６５人）	３６件 （１，３４４人）
令和３年度	０件 （０人）	４２件 （３，４４４人）

●国民生活センターとの協力

消費者への安全啓発・注意喚起、製品事故調査に関して、双方における効果的な運用のため、実務者会議を毎月 1 回開催して情報共有、調整等を実施した。

また、国民生活センターが開催する商品テスト分析・評価委員会に委員として参加し、商品テスト業務に協力した。

に渡り報告徴収命令を発出して再発防止策の確認等を行い、事業者は事故対策の重要性を認識し、再発防止措置として、事故情報を開示し利用者への周知を行うとともに、操作者講習の充実化や操作方法に係る書面での注意喚起を実施するなど、事故の再発防止に大きく寄与した。

	品質の劣化等と製品事故との因果関係の究明・解析、事故発生メカニズム等を解明にあたっては、化学物質管理分野が持つ化学物質に係るリスク評価技術、バイオテクノロジー分野が持つ皮膚障害原因物質を特定する技術等を適宜活用するものとする。		<table><tr><th>年度</th><th>実務者会議 (TV 会議)</th><th>商品テスト分析・評価委員会</th></tr><tr><td>令和 4 年度</td><td>12 件</td><td>11 件</td></tr><tr><td>令和 3 年度</td><td>12 件</td><td>12 件</td></tr></table>	年度	実務者会議 (TV 会議)	商品テスト分析・評価委員会	令和 4 年度	12 件	11 件	令和 3 年度	12 件	12 件	
			年度	実務者会議 (TV 会議)	商品テスト分析・評価委員会								
			令和 4 年度	12 件	11 件								
			令和 3 年度	12 件	12 件								
②事故の多発性、被害の重篤性等を考慮し、緊急性の高い案件を優先的に調査													
③迅速な事故原因調査の実施													
イ 製品に起因する事故、誤使用による事故等の製品に起因しない事故及び人的被害には至っていないが事故に至る可能性がある、いわゆる「ヒヤリハット情報」について、事故情報報告システムの活用及び全国の消防、製造・流通事業者等の協力・連携を通じて、効率的に収集し、その要因や傾向等を分析する。また、非重大製品事故の原因調査にあたっては、当該分析結果及び過去の調査結果を活用し、調査の効率化を図る。													
			全国消費生活情報ネットワークシステム (PIO-NET) 情報、協力協定を締結している流通事業者（株式会社ビックカメラ、アマゾンジャパン合同会社、ヤフー株式会社）から情報を収集した。										
			●ミッシングリンク調査の実施と利活用										
			ミッシングリンク調査を実施し、LIB 搭載製品を軸にアフターコロナ、多発性、弱者の事故についての消費者動向に関するアンケート調査を実施した。また、アフターコロナにおける新しい生活様式の中で製品事故の様相も変化が予想されることから、調査結果と PIO-NET やニュース等の外部データを活用し、機構の事故情報に留まらない多角的な分析・解析を行い、製品安全トピック										

			スとして取りまとめ、最新の事故トレンドを製安 C で情報共有することで、事故調査担当・広報担当の気づきを図った。 また、リコール再発事故防止につながる政策提言として、機構が提供するリコール情報や製品安全情報が検索できるアプリ「NITE AR-Shot：ナイト・アルショット」とミッシングリンク調査結果を組合せて、『おうちのリコール製品を探せ！NITE AR-Shot で回収 UP』を経済産業省に提言した。 ウ 製品に使用される、部品及び材料の性能・品質の劣化等と製品事故との因果関係の究明・解析を行い、事故発生メカニズム等を解明し、事故調査レベルの向上を図る。なお、この取組の実施にあたっては、化学物質管理分野が持つ化学物質に係るリスク評価技術、バイオテクノロジー分野が持つ皮膚障害原因物質を特定する技術等を適宜活用するものとする。 ●機構内の他分野との連携による合理的な事故原因究明の推進 下表のとおり、機構内の他分野の専門性が製品事故原因分析に活用可能である事例については、積極的に連携を行うことで組織内のリソースの有効活用を図りつつ、迅速な事故原因究明の推進につなげた。 <table><tr><th>連携分野名</th><th>連携業務名</th><th>取組と成果</th></tr><tr><td>バイオテクノロジー分野</td><td>皮膚障害等生体分子解析技術を必要とする製品事故の原因究明</td><td>皮膚障害案件の原因化学物質を特定するため、バイオテクノロジーセンターが保有するフーリエ変換質量分析計（FT-MS）等を用いた分析結果を 10 件活用した。</td></tr><tr><td>国際評価技術分野</td><td>製品の事故調査に関する情報共有及び原因究明の共同実施</td><td>製品事故の原因究明のために、国際評価技術本部が保有する大型 X 線透視装置、電子顕微鏡等を用いた調査を 17 件実施し、事故原因究明に活用した。</td></tr></table>	連携分野名	連携業務名	取組と成果	バイオテクノロジー分野	皮膚障害等生体分子解析技術を必要とする製品事故の原因究明	皮膚障害案件の原因化学物質を特定するため、バイオテクノロジーセンターが保有するフーリエ変換質量分析計（FT-MS）等を用いた分析結果を 10 件活用した。	国際評価技術分野	製品の事故調査に関する情報共有及び原因究明の共同実施	製品事故の原因究明のために、国際評価技術本部が保有する大型 X 線透視装置、電子顕微鏡等を用いた調査を 17 件実施し、事故原因究明に活用した。		
連携分野名	連携業務名	取組と成果												
バイオテクノロジー分野	皮膚障害等生体分子解析技術を必要とする製品事故の原因究明	皮膚障害案件の原因化学物質を特定するため、バイオテクノロジーセンターが保有するフーリエ変換質量分析計（FT-MS）等を用いた分析結果を 10 件活用した。												
国際評価技術分野	製品の事故調査に関する情報共有及び原因究明の共同実施	製品事故の原因究明のために、国際評価技術本部が保有する大型 X 線透視装置、電子顕微鏡等を用いた調査を 17 件実施し、事故原因究明に活用した。												
（２）事故原因究明の高度化・効率化 事故調査から得られる技術的な知見及び AI 等の新技術を活用し、原因究明における究明	（2）事故原因究明の高度化・効率化 事故調査から得られる技術的な知見及び AI 等の新技術を活用し、原因究明における究明		ア 機構が保有する事故情報及び調査データを基に、AI を利用した製品事故の原因予測及び調査方針の決定を行う仕組みを構築する。 近年、製品や消費者の使用様態の多様化により、事故原因もまた多様化していることに加え、蓄積された事故情報の件数が約 63,000 件に上っていることから、製品事故の分析及び事故の未然防止対策には、高度化（高度なデータ分析）が必要不可欠であり、さらにはシステム化による作業省力化が求められている。 このため、これまで機構に蓄積された製品事故調査にかかるデータ等を用いて、機構の製品安全業務を支援するための情報システムを活用し、省力化を継続した。											

	率の向上、調査期間の短縮等につなげる取組を引き続き行う。また、IoT 機器の製品事故への対応を想定し、予想されるリスクや事故内容、調査方法、調査体制及び情報提供方法の検討を行う。	率の向上、調査期間の短縮等につなげる取組を引き続き行う。具体的に、機構が保有する事故情報及び調査データを基に、AI を利用した製品事故の原因予測及び調査方針の決定を行う仕組みや報告書作成・報告業務等の省略化を推進する。また、IoT 機器の製品事故への対応を想定し、予想されるリスクや事故内容、調査方法、調査体制及び情報提供方法の検討を行う。	＜事故調査支援システム＞ 機構が保有する製品事故調査データから、調査に有効な類似案件を見つけ出すノウハウを AI に学習させることにより、単語検索のみならず、文章レベルでの検索が可能となっており、従来の人が検索を繰り返しながら情報を絞り込んでいく作業を、より効率的に行うことができるシステム。 ＜SAFE データ作成支援システム＞ 機構が保有する製品事故調査データから、SAFE データ作成に必要な情報を見つけ出すノウハウを AI に学習させることにより、従来の人が全文を読み込んで情報を抽出する作業から、必要情報の候補を画面上でリスト化させて人に判断させる半自動化システム。 ＜RPA 導入による業務効率化＞ 事故調査の効率化に向け、調査票等の資料作成や DB 入力作業に RPA（Robotic Process Automation）を導入し、様々な作業における情報の入力を自動化した。 イ IoT 機器の製品事故への対応を想定し、予想されるリスクや事故内容、調査方法、調査体制及び情報提供方法の検討を行う。 消費生活用製品が IoT 化され、ネットワークを介して相互に接続し、クラウド上で展開されるサービスに接続するような状況下で、IoT 機能を有する関連製品に特有の製品事故としてどのようなものが想定されるか検討するため、情報収集を行った。 国立研究開発法人産業技術総合研究所及び（一社）全国住宅産業協会の「人と IoT 住宅との協調安全に関する国際標準化」に向けた委員会に参加し、ユースケースの情報収集を行った。また、IoT 家電の機能、ネットワーク障害に関して情報収集を行った。		
（３）海外における製品事故情報等の収集・海外関係機関との連携の強化 輸入製品による事故防	（３）海外における製品事故情報等の収集・海外関係機関との連携の強化 輸入製品による事故防		●海外関係機関との連携 ① 台湾との継続した連携 日台製品安全協力覚書締結（平成 28 年 11 月）を踏まえた、双方の交流協会の第 6 回定期会合が令和 4 年 12 月にオンラインで開催された。同会合に経済産業省とともに同席し、経済部標準検験局等と双方の製品安全体制等について情報共有を行った。さらに、機構と経済部標準検験局で技術交流会を開催し、双方から LIB 搭載製品及び電気洗濯機に関する事故の調査事例を紹介し、意見交換を行った。		

止の強化を 目的とし、 海外のリコ ール情報を 収集し、我 が国の行政 機関等に提 供すること で、国内に おける安全 な製品の流 通を支援す る。国際消 費者製品健 康安全機構 (ICPHSO)等 の国際会議 に参加し、 製品安全に 係る情報を 収集すると ともに、参 加各国との 意見交換も 行い、国際 的な製品安 全に係る連 携構築や今 後の我が国 の製品安全 施策への活 用を図る。 また、米国 消費者製品 安全委員会 (CPSC)等 の海外関係 機関と連携 するととも に、新たに 中国等海外 関係機関と の連携も強 化する。	止の強化を 目的とし、 海外のリコ ール情報を 収集し、我 が国の行政 機関等に提 供すること で、国内に おける安全 な製品の流 通を支援す る。国際消 費者製品健 康安全機構 (ICPHSO)等 の国際会議 に参加し、 製品安全に 係る情報を 収集すると ともに、参 加各国との 意見交換も 行い、国際 的な製品安 全に係る連 携構築や今 後の我が国 の製品安全 施策への活 用を図る。 また、米国 消費者製品 安全委員会 (CPSC)等 の海外関係 機関と連携 するととも に、新たに 中国等海外 関係機関と の連携も強 化する。		② タイ政府機関との連携 平成 29 年度～31 年度に経済産業省とともに、タイの政府機関に 対して日本の事故原因究明技術等の提供を図り、国内に輸出される 製品の安全性向上に資する活動を行った。この取組により、経済産 業省が工業省タイ工業標準局と製品安全にかかる協力文書を締結 し、令和 4 年 8 月に第 3 回定期会合（オンライン）が開催され、経 済産業省とともに出席した。 ③ 英国製品安全基準局（以下「OPSS」という。）との連携構築 英国の製品安全規制当局である OPSS とリコール情報や安全でな い製品の情報を共有し、3 月に同局に訪問して英国の製品安全体制 を調査する等、連携構築を開始した。 ●海外関係機関からの情報収集及び経済産業省への情報提供 ① 国際消費者製品健康安全機構国際製品安全シンポジウムへの 参加 令和 4 年 11 月及び令和 5 年 2 月に開催されたシンポジウムに出 席し、海外の製品安全動向についての情報を収集するとともに、 適宜、経済産業省へ情報共有した。 ② 海外で実施されたリコール情報の提供 海外の製品安全機関（米国消費者製品安全委員会（CPSC）、カ ナダ保健省、オーストラリア競争・消費者委員会、欧州委員会、 OPSS 等）のリコール情報から、日本でも販売されている可能性が あるものを経済産業省に提供し、当該情報を元に同省から必要に 応じて事業者への措置が執られ、キックスケーターや乳幼児用ス イングなど 7 件の国内でのリコールの把握に繋がった。また、モ ール事業者 7 社に海外リコール情報等を提供し、対象製品を販売 している可能性のある事業者に対し注意喚起、出品削除の依頼等 の対応がとられ、リコール製品の可能性がある商品の出品停止に つながった。 ●輸入事業者への情報提供 小口の輸入事業者等の支援を行う一般財団法人対日貿易投資交 流促進協会との新たな取組として、小口輸入事業者に向けて、注 意喚起情報を同協会のメルマガで発信し、製品安全に対する意識 向上の促進に寄与した。（6 月非純正バッテリー、7 月ガストー チ、9 月携帯用扇風機）		
---	---	--	---	--	--

2. 立入検査の実施、技術上の基準に関する取組 （1）立入検査の実施等 法令（製品安全4法（消費生活用製品安全法、電気用品安全法、ガス事業法、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律）、産業標準化法、家庭用品品質表示法）に基づく製造事業者等に対する立入検査・適合性検査について、経済産業省の指示に基づき、的確に実施する。	2. 立入検査の実施、技術上の基準に関する取組 （1）立入検査の実施等 法令（製品安全4法（消費生活用製品安全法、電気用品安全法、ガス事業法、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律）、産業標準化法、家庭用品品質表示法）に基づく製造事業者等に対する立入検査・適合性検査について、経済産業省の指示に基づき、的確に実施する。		●製品安全4法に基づく立入検査 <table><tr><th>立入検査区分</th><th>令和3年度 実施件数 /指示件数</th><th>令和4年度 実施件数 /指示件数</th></tr><tr><td colspan="3">製品安全4法に基づく立入検査</td></tr><tr><td>(1)消費生活用製品安全法</td><td>40件/40件</td><td>40件/40件</td></tr><tr><td>(2)電気用品安全法</td><td>155件/155件</td><td>148件/148件</td></tr><tr><td>(3)ガス事業法</td><td>6件/6件</td><td>6件/6件</td></tr><tr><td>(4)液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律</td><td>14件/14件</td><td>14件/14件</td></tr></table> 下表のとおり経済産業省の指示に基づき、令和4年度指示件数208件（全件）を的確に実施した。 ●産業標準化法に基づく製造事業者等に対する立入検査 令和4年度は経済産業省の指示はなかったため、実績なし。 ●家庭用品品質表示法に基づく製造事業者等に対する立入検査 令和4年度は経済産業省の指示はなかったため、実績なし。	立入検査区分	令和3年度 実施件数 /指示件数	令和4年度 実施件数 /指示件数	製品安全4法に基づく立入検査			(1)消費生活用製品安全法	40件/40件	40件/40件	(2)電気用品安全法	155件/155件	148件/148件	(3)ガス事業法	6件/6件	6件/6件	(4)液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律	14件/14件	14件/14件	各法律に基づく立入検査及び適合性検査を経済産業省の指示に基づき全件実施し、指標を達成した。	
立入検査区分	令和3年度 実施件数 /指示件数	令和4年度 実施件数 /指示件数																					
製品安全4法に基づく立入検査																							
(1)消費生活用製品安全法	40件/40件	40件/40件																					
(2)電気用品安全法	155件/155件	148件/148件																					
(3)ガス事業法	6件/6件	6件/6件																					
(4)液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律	14件/14件	14件/14件																					
（2）登山用ロープの技術基準適合確認試験の実施 製造・輸入事業者から消費生活用製品安全法で特定製品	（2）登山用ロープの技術基準適合確認試験の実施 製造・輸入事業者から消費生活用製品安全法で特定製品		消費生活用製品安全法に基づく製造事業者等に課せられる技術基準適合確認の一部試験について、下表のとおり登山用ロープ等について令和4年度事業者からの依頼件数12件（登山用ロープ5本、その他のロープ16本）の全数について試験を実施した。 なお、登山用ロープは消費生活用製品安全法の特定製品に指定されており、滑落時における身体を保護するため、国が示した試験の基準に適合し、その旨を示すマーク（PSCマーク）を表示しなければ販売できないことになっている。機構は、基準で定められている落下衝撃試験及びせん断衝撃試験を行う試験施設を保有している国内唯一の機関である。																				

	として規制されている「登山用ロープ」に係る技術上の基準への適合性確認依頼があった場合は、落下衝撃試験等の項目を遺漏なく実施する。	として規制されている「登山用ロープ」に係る技術上の基準への適合性確認依頼があった場合は、落下衝撃試験等の項目を遺漏なく実施する。		また、登山用ロープのほか、消防・自衛隊等で使用される救助用ロープ等の試験についても、機構が、試験を実施できる国内唯一の機関である。 <table><tr><td>年度</td><td>依頼件数</td><td>内訳</td></tr><tr><td>令和４年度</td><td>12</td><td>登山用ロープ：５本 その他のロープ：16本</td></tr><tr><td>令和３年度</td><td>22</td><td>登山用ロープ：26本 その他のロープ：24本</td></tr></table>	年度	依頼件数	内訳	令和４年度	12	登山用ロープ：５本 その他のロープ：16本	令和３年度	22	登山用ロープ：26本 その他のロープ：24本		
年度	依頼件数	内訳													
令和４年度	12	登山用ロープ：５本 その他のロープ：16本													
令和３年度	22	登山用ロープ：26本 その他のロープ：24本													
	（３）技術基準整備の推進 製品安全制度の国際整合化に対応するため、経済産業省における電気用品安全法等に係る技術基準体系の整備を経済産業省の要請に基づき支援する。	（3）技術基準整備の推進 製品安全制度の国際整合化に対応するため、経済産業省における電気用品安全法等に係る技術基準体系の整備を経済産業省の要請に基づき支援する。	整合規格案の技術評価件数（全件実施） <table><tr><td>年度</td><td>技術評価実施規格数</td><td>対象電気用品</td></tr><tr><td>令和４年度</td><td>12件</td><td>中間スイッチ、エル・イー・ディー・電灯器具、蛍光灯用安定器、電気掃除機、電気ハンドシャワー、電気タッパー、電気のこぎり、アーク溶接機、一種金属製線樋、二種金属製線樋、テレビジョン受信機、ラジオ受信機、等</td></tr><tr><td>令和３年度</td><td>34件</td><td>配線用遮断器、漏電遮断器、差込みプラグ、中間スイッチ、電気フライパン、ジューサー、電気がま、空気清浄機、電気床磨き機、電熱マット、電気湯のし器、電気加湿機、LIB、電気のこぎり、ケーブル、キーレスソケット、電気ひざ掛け、電気食器洗い機、電気床みがき機 等</td></tr></table>	年度	技術評価実施規格数	対象電気用品	令和４年度	12件	中間スイッチ、エル・イー・ディー・電灯器具、蛍光灯用安定器、電気掃除機、電気ハンドシャワー、電気タッパー、電気のこぎり、アーク溶接機、一種金属製線樋、二種金属製線樋、テレビジョン受信機、ラジオ受信機、等	令和３年度	34件	配線用遮断器、漏電遮断器、差込みプラグ、中間スイッチ、電気フライパン、ジューサー、電気がま、空気清浄機、電気床磨き機、電熱マット、電気湯のし器、電気加湿機、LIB、電気のこぎり、ケーブル、キーレスソケット、電気ひざ掛け、電気食器洗い機、電気床みがき機 等	整合規格案の技術評価を全件実施し、指標を達成した。 これにより、該当規格案が産業構造審議会で審議され、電気用品安全法技術基準省令の解釈別表第十二に追加（一部改正を含む）されたことで、製品の発展を踏まえた安全性に関する基準改正及び法令整備に貢献した。 技術評価に際しては、事前に電気用品調査委員会等の各委員会に参加して整合規格案等に対する疑問点等について質問等を行い、整合規格案の内容の把握に努めるとともに、各工業会における検討内容等に関する情報収集をすることにより、技術評価を迅速かつ効率的に実施した。		
年度	技術評価実施規格数	対象電気用品													
令和４年度	12件	中間スイッチ、エル・イー・ディー・電灯器具、蛍光灯用安定器、電気掃除機、電気ハンドシャワー、電気タッパー、電気のこぎり、アーク溶接機、一種金属製線樋、二種金属製線樋、テレビジョン受信機、ラジオ受信機、等													
令和３年度	34件	配線用遮断器、漏電遮断器、差込みプラグ、中間スイッチ、電気フライパン、ジューサー、電気がま、空気清浄機、電気床磨き機、電熱マット、電気湯のし器、電気加湿機、LIB、電気のこぎり、ケーブル、キーレスソケット、電気ひざ掛け、電気食器洗い機、電気床みがき機 等													
3．製品事故調査結果・分析等から得られる知見の活用 （１）製品安全施策への取組 重大製品事故及び非重大製品事故	3. 製品事故調査結果・分析等から得られる知見の活用 (1)製品安全施策への取組 重大製品事故及び非重大製品事故		●LIBの電気用品安全法技術基準解釈改正に貢献 LIB 搭載製品による事故が依然として多発しており、その原因究明調査を行う中で、電池セルの巻きずれ、回路上の電子部品の不具合、電圧監視の不備による事故が散見された。とりわけ、充電式の電動工具や電気掃除機用の非純正バッテリーでは、各電池ブロックの電圧監視が行われていないことによる過充電が原因で事故に至るものが多い状況となっている。これらを踏まえ、LIBの事故を防止するためには、電圧監視の規定がある国際規格に対応した電気用品安全法の技術基準解釈別表第12を適用することが望ましいことを経済産業省に提案した。	LIBの事故原因究明調査の結果から、多発しているLIBの安全性向上及び事故防止のためには電気用品安全法の技術基準解釈において、最新の国際規格に対応させることが望ましいと経済産業省に提案したことで、同技術基準解釈が改正され、古い技術基準解釈（別表第9）が最新の国際規格に対応した規準（別表第12）に一本化されるに至り、LIBの事故防止及び安全性確保に大きく寄与した。											

	の中で、特に事故の多発性や被害の重篤度等を考慮し、追加的に詳細な調査が必要となる事案については、他の業務との資源配分も考慮し、経済産業省と連携し、調査を行う。また、機構が保有する事故調査データの分析や事故調査データと機構外の製品安全に関する情報・統計データを組み合わせた分析から得られる知見も活用し、経済産業省に対して製品安全施策における製品事故の防止につなげる提案を行う。		の中で、特に事故の多発性や被害の重篤度等を考慮し、追加的に詳細な調査が必要となる事案については、他の業務との資源配分も考慮し、経済産業省と連携し、調査を行う。また、機構が保有する事故調査データの分析や事故調査データと機構外の製品安全に関する情報・統計データを組み合わせた分析から得られる知見も活用し、経済産業省に対して製品安全施策における製品事故の防止につなげる提案を行う。		●ポータブル電源の規制対象化の検討に協力 アウトドアなどで使用されるポータブル電源は、大容量のLIBを搭載しており、火災事故が増加傾向にあるため、電気用品安全法の規制対象とすることが検討されている。機構が実施したポータブル電源の事故原因究明調査で判明した構造的な問題点等について経済産業省へ情報提供した。 ●リスク低減の具体的な方策に関するコメントを経済産業省に報告 重大製品事故について、リスクアセスメントの観点からリスク低減の具体的な方策に関するコメントを中心に製品安全トピックスとして取りまとめ、経済産業省に報告した。このコメントは行政による事業者の改善措置の要否を検討するための有効な参考資料として活用された。						
(2) 製品の安全性向上に対する支援 事故調査結果や保有する事故調査	(2) 製品の安全性向上に対する支援 事故調査結果や保有する事故調査		製品事故調査における原因究明と再発防止のバランスをみきわめながら、AI や RPA (Robotic Process Automation) 等の新技術を活用して調査作業の効率化を図った。効率化により得られた時間を活用し、重大製品事故のうち、特に複数件発生かつ共通の要因が疑われる案件に注視して、調査担当者間での密な情報共有を通じて知見を集約しつつ、事故の再発防止措置を躊躇する事業者に対しては粘り強く対話するとともに、原因や措置に係る知見のない事業者には	再発防止措置を提案し、実施に至った主な事例は以下のとおり。 <table><tr><th>製品</th><th>提案内容（経緯）</th><th>結果</th></tr><tr><td>自転車（幼児用）</td><td>事業者は、当初は後輪のギヤも覆われるフルチェーンケース仕様としていたが、軽量化のため、過去に採用実績があ</td><td>令和 4 年 10 月 17 日付けで社告を行い、約 1</td></tr></table>	製品	提案内容（経緯）	結果	自転車（幼児用）	事業者は、当初は後輪のギヤも覆われるフルチェーンケース仕様としていたが、軽量化のため、過去に採用実績があ	令和 4 年 10 月 17 日付けで社告を行い、約 1	
製品	提案内容（経緯）	結果									
自転車（幼児用）	事業者は、当初は後輪のギヤも覆われるフルチェーンケース仕様としていたが、軽量化のため、過去に採用実績があ	令和 4 年 10 月 17 日付けで社告を行い、約 1									

データに基づき、事業者へ製品事故の防止に資する情報を積極的に提供し、事業者に寄り添ったより安全な製品の設計・製造・流通のための活動を支援する。 また、製品事故の防止に資する情報を体系的に利用できる仕組み（製品事故予測システム）を普及させ、事業者による自主的な製品事故の未然防止対策を支援する。	データに基づき、事業者へ製品事故の防止に資する情報を積極的に提供し、事業者に寄り添ったより安全な製品の設計・製造・流通のための活動を支援する。 支援にあたっては、製品事故の未然防止につながる効果的な対策を提供するとともに、再発防止措置が必要な案件については、事業者へ具体案を提示しつつ、積極的に働きかけを行う。 また、製品事故の防止に資する情報を事業者が体系的に利用できる仕組み（製品事故予測システム：以下、「SAFE」という。）を普及させ、事業者によ		対してはリスク評価の観点も交え、寄り添った働きかけを行うことで、事業者の再発防止措置検討に係る負担を軽減し、早期かつ着実な措置の実施に結びつけた。 ● リスク分析の実施、リスクアセスメントシートの作成 収集した製品事故情報 2,676 件（※重複案件を含む、延べ数）のうちリスク評価可能件数 2,328 件について、事故の多発性、被害の重篤性等を考慮し、リスクが高く原因究明の緊急性の高い案件を選択するために、リスク分析方法（R-Map 法）を用いて分析することで製品事故再発防止対策の妥当性判断に活用した。また、速やかにリコールが必要な高リスク懸念製品について、事故調査統括課からの依頼に基づき、リスクアセスメントシートを作成（令和 4 年度作成件数：5 件）し、事故調査担当者に提供することで、事業者に再発・未然防止策を促し、適切な市場措置の実施につなげ、基幹目標指標の達成を支援した。 ● 事故情報収集・解析報告書の公表 従来の年 1 回公表の年度報告書を刷新し、年 2 回の公表へと変更した。春には「事故情報収集報告書」として統計的な情報を、秋には「事故情報解析報告書」として事故情報から分かる社会の動向や情報の活用事例等を公表することで、公表までのスピード感や報告書毎に読者層を意識し、報告内容の普及に努めた。 ● SAFE の利活用 「SAFE」は、機構が保有する製品事故情報をデータベース化した製品リスクアセスメントに活用できるツールであり事業者が製品安全におけるリスクマネジメントを行うことで、製品事故の未然防止や再発防止に貢献している。 令和 3 年度から「SAFE」の Web サービスとして開始した「SAFE-Pro」は、サービス開始から多くの事業者に反響を得ている。令和 4 年度は、「SAFE-Pro」を数多くの事業者に活用してもらうために、Web ページの充実や SNS の活用を図り、プロモーション動画の公開やセミナー等での講演などで普及啓発に力を注いだ結果、利用事業者（申請単位）数が令和 3 年度末の約 3 倍にあたる 300 事業者を超えた。 「SAFE-Pro」の利用者増に伴い、製造事業者の製品リスクアセスメントへの活用も進んでおり、製品設計や品質管理等における情報プロセスへの組み込みの試行や過去事故分析がなされ、製品事故の未然防止や再発防止に寄与することができた。複数の事業者と「SAFE-Pro」を活用した事業連携の検討を進めており、それらの活用事例等を Web ページで紹介し、事業者のさらなる製品安全の意識向上につなげるとともに、事業者からの推薦者の声も掲載することで、別の事業者にも参考にしてもらい、世の中に波及できるよう情報提供に努めた。 また、データの充実を図るため、AI を活用したデータ整備を行い、年間 739 件（令和 4 年 8 月：石油給湯機 286 件、12 月：エア	り、事故報告もなかったハーフチェーンケースへ設計変更した。回転部に手や指を入れたら事故につながるため、ハーフチェーンケース採用時に取扱説明書へ警告内容を記載し、車体には警告ラベルを貼り付けていることから、事業者は消費者の不注意との見解であった。当該製品のチェーンケースは幼児用自転車の JIS 基準を満たしておらず、設計上の問題があること及び後輪側のギヤとチェーンが露出していることのリスクの高さについて粘り強く説明し、事業者に再発防止措置の検討を促した。	万 6 千台の製品を対象に保護パーツの無償配布を行った。
		自転車	自転車のリムの破損事故について、事業者は、経年劣化が原因との見解であったが、機構によるリム破損部の破面解析の結果、粒界腐食により破損に至ったものであることを突き止めた。その結果を受けて事業者が調査した結果、リム材料の変更、溶接条件の変更を行った際、材料及び溶接条件に不備があったことが原因であることが判明したことから、再発防止措置の検討を促した。	令和 4 年 10 月 11 日付けで、同種事故の発生が懸念される完成車約 52 万台及び捕集用リム約 2 万 3 千本を対象に、部品交換を実施した。	
		電気ストーブ（オイルヒーター）	事業者は、電源基板の配線接続部の異常発熱によるものであるが、異常発熱の原因は不明との見解であった。他方で、機構が過去の同種事故の基板等の焼損状況から、電源基板の配線接続部ではんだ付け不良が原因と推定し、事故の発生メカニズムを詳細に説明し、リスクアセスメントシートを活用して再発防止措置の検討を促した。	令和 4 年 10 月 12 日付けで、同種事故の発生が懸念される約 9 千台の製品を対象に、回収・部品交換が実施された。	

		る自主的な製品事故の未然防止対策を支援する。 具体的には、簡易で効率的なリスクアセスメントが可能なSAFEについて、事業者とのコミュニケーションを強化し、事業者による業務への活用を支援する。また、蓄積した事故調査データ分析にAIを活用してSAFE用データの拡充に向けた取組を進める。		コン142件、令和5年2月：自転車233件、3月：照明器具等78件）の製品事故データを更新した。その結果、令和4年度末時点で26製品3,834件の製品事故データを提供中である。 今後は、連携事業者とともに製造事業者等の製品リスクアセスメントを支援し、各事業者が自主的に製品事故の未然防止対策を行うことで、市場に流通する製品の安全性が向上し、消費者に対する製品安全の実現を目指している。 ●業界団体との意見交換会の実施 業界団体と関係する事故情報とその対策、製品事故の未然防止、消費者への注意喚起等について意見交換会を実施した。 ・一般社団法人JBRC（LIB） ・公益財団法人日本容器包装リサイクル協会（LIB） ・一般社団法人日本福祉用具生活支援用具協会（福祉用具） ・一般社団法人軽金属製品協会（はしご類） ・電動車いす安全普及協会（電動車椅子） ・公益財団法人テクノエイド協会（介護施設のヒヤリハット情報） ・一般社団法人日本ガス石油機器工業会（誤使用・不注意事故） ・一般社団法人除雪機安全協議会（除雪機）	なお、再発防止措置を提案するにあたり、当該事故に係るリスク分析を行い、その結果からリスク低減策を取りまとめたリスクアセスメントシートを活用することで、事業者の再発防止を促した。 ・オイルヒーター（A202100963） → 10/12 リコール実施（表中記載のもの） ・折りたたみベッド（A202200351） → リコール検討中	
（3）技術基準・規格等の提案及び作成の支援 事故調査結果の分析から得られる知見等を活用し、製品事故の未然防止に資する技術基準・規格等に関する調査を行い、必要に応じ国	(3) 技術基準・規格等の提案及び作成の支援 事故調査結果の分析から得られる知見等を活用し、製品事故の未然防止に資する技術基準・規格等に関する調査を行い、必要に応じ国内関係者へ		●高齢者事故リスクアセスメント（手すり、はしご類、介護ベッド、車椅子） 高齢者の製品事故件数を減らすために、高齢者による事故件数が多い介護ベッドと車椅子の2製品についてリスクアセスメントを行った。リスクアセスメントは、製品安全センターがこれまでに蓄積してきた事故情報をベースにしているが、使用者が高齢であったり、介助者がその場にいなかったりするため、事故の発生メカニズムが不明であることが多く、危害シナリオが不明確なものが少なくない。よって、リスク低減のためには網羅的に事故の類型を作成する必要があり、外部データとして公益財団法人テクノエイド協会が保有している情報を活用した。同協会が公表している福祉用具のヒヤリハット情報と機構の危害シナリオを組み合わせ、事故の発生メカニズムが明確な危害シナリオを作成した。この危害シナリオから作成したFT図/FTAを用いて、事故につながる事象についてリスク低減策を検討した。リスクアセスメントについては製安Cでも活用しているR-Mapを用いた。リスク低減策は、製品設計から介護現場までライフサイクル別に妥当性や実現可能性に配慮し、許容可	●高齢者事故リスクアセスメント（手すり、脚立・はしご、電動車いす） リスクアセスメント結果に基づき作成、公表した「事故防止対策報告書」について、製造事業者及び販売・レンタル事業者等のターゲットを明確にし、具体的な行動を直接呼びかける内容とした結果、訪問介護事業者向けの情報雑誌への掲載依頼や車椅子使用時に被る保護帽を製作している事業者からの製品パンフレットにおける報告書の引用について申し出がある等、報告書の内容の広がりによる事故の未然防止対策に寄与している。また、それぞれの報告書を取りまとめる段階において、業界団体及び事業者と報告書の内容について協議を行い、リスクアセスメントの内容の理解向上を促進したことで、事故への対策がさらに前進することが期待できる。 ●「川崎市福祉製品-見守り支援機器開発・改良に関する基準（案）作成」支援		

	内関係者へ提案を行う。また、民間団体等が行う製品安全に係る技術基準・規格等の作成及びその普及を支援する。	提案を行う。また、民間団体等が行う製品安全に係る技術基準・規格等の作成及びその普及を支援する。特に高齢化等による社会構造の変化へ対応するために、社会的弱者の製品事故未然防止に資する技術基準・規格等の普及啓発等により、国内関係者における製品事故防止の取組を支援する。		能なりリスクレベルまでリスクが下がったかどうかを検討し提案した。 また、手すり、はしご類、介護ベッド、車椅子の４製品について、リスクアセスメント等の調査結果を報告書にまとめ、機構のHP上で公開し、PR-Wire等で幅広く情報提供した。 ●「川崎市福祉製品-見守り支援機器開発・改良に関する基準（案）作成」支援 川崎市の福祉用具製品を主な対象として、より安全性及び機能性等に配慮した福祉製品の普及を推進するため、福祉用具の見守り支援機器開発・改良に関する基準を作成するための分科会に参画し、見守り支援機器に関連する国内外の安全基準及び制度を調査し、機構の知見とあわせて分科会に提案し、基準案作成まで導いた。 ●製品安全 JIS の普及活動及びアウトカム調査 製品安全 JIS の普及活動の一環として、住宅設備機器業界で売上高トップの２社を対象に、乳幼児に配慮した製品の共通試験方法 JIS の活用状況、試験方法に対する不明点の調査、及び製品安全規格・基準に対する要望のヒアリングを行った。その結果、１社では既に乳幼児に配慮した製品の JIS S0121：2021 共通試験方法一身体挟込みを社内標準へ導入済みであり、当該事業者で扱う製品 100 品目以上において適宜適用されていく状況であることを把握した。もう１社についても、今後導入する方向で準備を進めていることを把握した。 ●社会的弱者を守る JIS 規格作成の支援 一般社団法人日本福祉用具・生活支援用具協会が事務局である「車椅子牽引装置」JIS 原案作成委員会に委員として参加し、製品安全の立場から、規格原案に対して提案を行い、同規格作成に寄与した。同規格は、今年度中に経済産業省に提案された。	福祉用具の見守り支援機器の基準案の作成において、機構の知見及び調査を基に重大製品事故軽減等を念頭においた検討すべき方向性、及び重要項目を提案し、基準案作成に寄与した。これにより、川崎市を起点としたより安全で安心な福祉用具の普及に期待できる。 ●製品安全 JIS の普及活動 業務報告会や NITE 講座、問合せ対応等を通じて製品安全 JIS の普及活動を行った結果、住宅設備機器業界の大手事業者による JIS S0121 乳幼児に配慮した製品の共通試験方法一身体挟込みが製品開発に活用されていた。これによりリスクが低減された安全な製品の市場への流通に貢献した。	
（４）製品安全意識の向上に対する支援 事故調査結果の分析等を行い、製品をより安全に使用するための情報を積極的に提供し、幅広い世代に対して製品安全意識	(4) 製品安全意識の向上に対する支援 事故調査結果の分析等を行い、製品をより安全に使用するための情報を積極的に提供し、幅広い世代に対して製品安全意識	消費者の製品安全への関心度を測る代表的な指標としての広告費換算値について、過去３年間平均値を上回る。	●記者説明会（プレスリリース）等による製品事故防止に向けた注意喚起 消費者の製品安全意識の向上を目的とした情報提供等の取組では、下表のとおり記者説明会を実施し、ＴＶ報道・新聞報道を通じた消費者の誤使用・不注意による事故やリコール製品による事故に関する注意喚起等を 18 件実施した。 記者説明会は、報道機関の参加の定着を図るべく毎月１回定期的に開催するとともに、報道実績の確保のため伝わりやすい内容を意識し、事実に基づくデータと分かりやすい映像を提供した。さらに、機構各支所においては、各管内における事故情報を記者説明会に併せて取りまとめ、管内の報道機関向けの情報を提供するとともに、Web サイトにも掲載した。 また、下表のとおり、全国女性団体連絡協議会が主催する製品安全セミナーへの講師派遣依頼に対する製品安全関係の講演依頼等に対応した。	マスコミ関係者へのプッシュ型のプレスリリースを推進し、プレスリリース案内先の登録マスコミ関係者数を令和２年度当初の約 100 名から令和４年度末には約 400 名と約 4 倍に増加させることで、マスコミ関係者における機構の認知度を大幅に向上させた。また、マスコミ関係者や消費者が興味を惹くようなキャッチーなタイトルや事故再現映像の絵作りに努めた。その結果、テレビ報道件数については令和３年度比 145％、WEB ニュース件数については同年比 166％となり、特にテレビ放送においては放送時間が同年比 223％と１件当たりの取り上げ時間が顕著に増加したことで、注意喚起の消費者への浸透を図ることができた。 協力協定を締結している各社との個別の取組を実施したところ、Amazon が発信するあんしんメールが累計で約 2 億通となっており、関連する内容には機構の注意喚起情報が		

の向上を支援する。 製品安全に関する取り組みに積極的な地方自治体の活動への参加、製造・流通事業者等との連携、機構がソーシャル・ネットワーク・サービス等を活用した直接的な情報発信を通じ、製品安全情報の消費者への伝達を効果的に行う。	の向上を支援する。 支援にあたっては、リコール情報や誤使用・不注意による事故事例、事故防止のための注意点等について、記者説明会、注意喚起リーフレット、Web サイト、会合等を通じて適宜提供する。 製品安全に関する取り組みに積極的な地方自治体の活動への参加、製造・流通事業者等との連携、機構がソーシャル・ネットワーク・サービス等を活用した直接的な情報発信を通じ、製品安全情報の消費者への伝達を効果的に行う。 また、一般向けに提供しているSAFE-Liteから得られ		項目	件数	内容
			プレス発表	18	毎月定例の記者説明会（13 テーマ）では、季節ならではのテーマ（エアコン、暖房器具、除雪機、建物火災等）に加えて、コロナ禍における生活様式の変化やアフターコロナを見据えたテーマ（ガストーチ、電動アシスト自転車、ベビーカー、はしご・脚立、窓・ドア等）についても実施した。 記者説明会に際しては、すべてオンライン（Teams）開催とし、案内先のマスコミ関係者の数を令和 3 年度比約 2 倍の約 400 名に倍増させ、地方の記者でも参加しやすい環境を提供し、全国放送/紙や在京キー局だけでなく、その地域に根ざした地方放送/紙にも多く取り上げられるよう工夫した。 そのほか、台風災害時の注意喚起を経済産業省及び消費者庁と合同で実施（1 テーマ）、製品のリコール情報や製品安全情報が簡単に確認できるアプリ「NITE AR-Shot（ナイト・アルショット）」の公開について実施（1 テーマ）。特に新たな取り組みとして、消費者の趣味・趣向に特化した会員数の多い民間企業とコレボレーションを実施し、調理時の注意喚起では国内最大手の料理レシピサイト運営事業者と実施（コラボレーション開始について 1 テーマ、注意喚起 2 テーマ）、中古品の注意喚起（定例記者説明会 13 テーマに含む）では国内最大手のフリーマーケットサイト運営事業者と実施して大きな反響を得た。
			製品安全セミナー等への講師派遣	13	宮城県、福島県、新潟県、富山県、栃木県、徳島県、岡山県、広島県、佐賀県、大分県、宮崎県、東京都 で実施。
			消費者団体・消費生活センター等への講師派遣	12	消費者団体・消費生活センター等が主催する「消費者への製品事故防止に関する講演」依頼に対応した（聴講者数計：367 名）。

活用され、事故の未然防止に大きく寄与した。引き続きYahoo 及びビックカメラにおいても取組を継続しており、製品安全の促進に期待ができる。

	る製品安全に関するキーワードを把握し、関心事項に合致した情報発信を行う。誰でも手軽に活用できる製品安全情報提供スマートフォンアプリを公開し、公開後のニーズ把握を行い、次の拡充に向けた検討を実施する。	記者説明会に加え、取材対応等、製品安全情報のマスコミへの情報提供を積極的に進めた結果、新聞には 64 件（うち五大紙 23 件）報道されたほか、テレビ等の報道は 357 件（うち全国放送 126 件）、延べ 15 時間 31 分放送された（令和 3 年度 6 時間 57 分）。新聞掲載数は前年度より少なかったものの、TV 放送時間や Web ニュースは前年度より大きく増加し、消費者の製品安全意識の向上及び事故の未然防止に貢献した。 また、雑誌等への記事掲載が 37 件（うち出版社からの求めに応じた寄稿が 7 件）あり、製品安全の啓発、技術情報の提供を行った。 <table><tr><th>項目</th><th>件数</th><th>備考</th></tr><tr><td>Web ニュース</td><td>2,866</td><td>[令和 3 年度 1,729]</td></tr><tr><td>新聞</td><td>64</td><td>※うち五大紙掲載件数 23 [令和 3 年度 99 ※うち五大紙掲載件数 54]</td></tr><tr><td>テレビ等の報道 （ネット TV 含む）</td><td>357</td><td>※うち全国放送件数 126 [令和 3 年度 246 ※うち全国放送件数 79]</td></tr><tr><td>雑誌等への記事掲載</td><td>37</td><td>※うち出版社等からの求め に応じて寄稿した件数 7</td></tr></table> 国・自治体等が主催する展示会への出展依頼、消防等からの講師派遣依頼について、下表のとおり対応した。 <table><tr><th>項目</th><th>件数</th><th>内容</th></tr><tr><td>国・自治体等主催の展示会への出展</td><td>18</td><td>北海道、宮城県、東京都、愛知県、大阪府、香川県、大分県で開催された消費者フェアなど</td></tr><tr><td>消防等への講師派遣</td><td>22</td><td>消防学校（北海道、青森県、秋田県、岩手県、山形県、福島県、新潟県、栃木県、群馬県、埼玉県、神奈川県、静岡県、岐阜県、愛知県、大阪府、兵庫県、和歌山県、高知県、愛媛県、福岡県、全国、関東管区）、火災実務研修会等</td></tr></table> ●事故防止を目的としたミニポスター等の作成 記者説明会に合わせて作成したポスター及び動画を製品群ごとに分類し、機構の Web サイトに掲載して公開した。 ポスターは 13 件作成し、動画は、YouTube 機構公式チャンネルに、誤使用や不注意による事故の注意ポイントやリコール対象製品の事故事象を分かりやすくまとめた動画等を 51 件追加公開し、計 473 件が公開中となった。	項目	件数	備考	Web ニュース	2,866	[令和 3 年度 1,729]	新聞	64	※うち五大紙掲載件数 23 [令和 3 年度 99 ※うち五大紙掲載件数 54]	テレビ等の報道 （ネット TV 含む）	357	※うち全国放送件数 126 [令和 3 年度 246 ※うち全国放送件数 79]	雑誌等への記事掲載	37	※うち出版社等からの求め に応じて寄稿した件数 7	項目	件数	内容	国・自治体等主催の展示会への出展	18	北海道、宮城県、東京都、愛知県、大阪府、香川県、大分県で開催された消費者フェアなど	消防等への講師派遣	22	消防学校（北海道、青森県、秋田県、岩手県、山形県、福島県、新潟県、栃木県、群馬県、埼玉県、神奈川県、静岡県、岐阜県、愛知県、大阪府、兵庫県、和歌山県、高知県、愛媛県、福岡県、全国、関東管区）、火災実務研修会等		
項目	件数	備考																										
Web ニュース	2,866	[令和 3 年度 1,729]																										
新聞	64	※うち五大紙掲載件数 23 [令和 3 年度 99 ※うち五大紙掲載件数 54]																										
テレビ等の報道 （ネット TV 含む）	357	※うち全国放送件数 126 [令和 3 年度 246 ※うち全国放送件数 79]																										
雑誌等への記事掲載	37	※うち出版社等からの求め に応じて寄稿した件数 7																										
項目	件数	内容																										
国・自治体等主催の展示会への出展	18	北海道、宮城県、東京都、愛知県、大阪府、香川県、大分県で開催された消費者フェアなど																										
消防等への講師派遣	22	消防学校（北海道、青森県、秋田県、岩手県、山形県、福島県、新潟県、栃木県、群馬県、埼玉県、神奈川県、静岡県、岐阜県、愛知県、大阪府、兵庫県、和歌山県、高知県、愛媛県、福岡県、全国、関東管区）、火災実務研修会等																										

項目	件数	内容
ミニポスターの作成・Web サイト掲載	64	プレス発表に際して新規作成し、事故の再現実験映像とともに、Web サイトで紹介。

●製品安全の意識の向上を目的とした、大学教育機関との連携に基づく製品安全に係る情報提供の取組

平成 29 年度から引き続き、青山学院大学大学院製品安全講座を開講し、令和 4 年度はオンラインで実施した。当該講座の受講によって、消費者として、より安全な生活の実現のために何が必要か考える力が養われるとともに、将来、企業で製品の設計、製造、販売に携わる際に、講座で得た製品安全の知識を活かし、製品安全に資することが期待される。

●外部機関との新たな連携

機構が配信するプレスリリース等の注意喚起の情報発信において、事業者等とのコラボレーションの実施により、視聴者やユーザーの興味を惹くメッセージ性のある再現映像を作成した。また、広報誌等の取材や消費者・社員教育関連コンテンツへの採用依頼にも積極的に対応し、事故の未然防止に努めた。

<コラボレーション>

- ・ブリヂストンサイクル株式会社（電動アシスト自転車の注意喚起）
- ・クックパッド（調理時の注意喚起）
- ・兵庫県警察科学捜査研究所（ベビーカーのタイヤ破裂の注意喚起）
- ・株式会社ナックイメージテクノロジー（LED ヘッドランプの注意喚起）
- ・株式会社ピカコーポレイション（はしご・脚立の注意喚起）
- ・株式会社メルカリ（中古品の注意喚起）
- ・除雪機安全協議会（除雪機の注意喚起）
- ・栃木県消防学校（建物火災の注意喚起）
- ・株式会社 LIXIL（窓・ドアの注意喚起）

<広報誌等取材対応（主なもの）>

- ・東京都消費生活総合センター情報誌「くらしねっと」（8 万部発行、HP 掲載）
- ・福井県広報誌（2 万部発行、HP 掲載）
- ・光文社女性週刊誌「女性自身」（32 万部発行）
- ・自由民主党女性向け月刊誌「りぶる」（18 万部発行）
- ・東広島市消防局広告掲載フリーペーパー「ザ・ウィークリー・プレスネット」（6 万部発行、HP 掲載）
- ・豊岡市広報誌「広報とよおか」（3 万部発行、HP 掲載）

<教育関係（主なもの）>

以下の教育関係資料にコンテンツを提供した。
検定用中学理科教科書、全国 723 消防本部用小・中学校向け火災

			教育 DVD のほか、大手ガス供給事業者・トラックメーカー・ケミカルメーカー・保育園・病院・自衛隊等消費生活用製品の製造・輸入業以外の職員教育資料にも映像資料等が採用された。また、広島県の消費者基本計画重要項目に初めて製品安全が盛り込まれ、消費者教育用教材「家庭内の安全を高めよう-身な製品事故を防ぐ-」の作成を支援した。 ●社会情勢に応じた注意喚起情報の発信 停電復旧中の携帯発電機の屋内使用による一酸化炭素中毒事故、大雪発生時の除雪機による身体巻き込み事故等、災害における二次被害を防ぐため、Twitter による防災情報への即時リツイート、機動的なプレスへの投げ込み、個別地方自治体へのプッシュ型情報提供等を通じて注意喚起を行った。 ●製品安全情報提供アプリの開発 機構における DX 推進の一環として、スマートフォンのカメラで撮影した製品の銘板画像を読み取り、機構が提供するリコール情報や製品安全情報が検索できるアプリ（NITE AR-Shot：ナイト・アルショット）に、機構のお知らせ情報をプッシュ通知できる機能を追加した。また、Android OS にも対応してユーザー領域を広げた。より多くの消費者が、スマートフォンで簡単にリコール製品の確認ができるため、リコール製品の回収率が向上して重大製品事故の抑制につながられる。また、リコール以外の製品では、機構の注意喚起動画などを示すことで、消費者に事故の兆候への「気づき」を促し、消費者の製品安全意識の向上が期待できる。 ●製品事故の防止に資する情報を積極的に提供 製品安全情報の周知・情報提供の取組では、機構が自発的に実施している活動として、製品安全に関する基礎知識について体系的に講義を行う社会人講座「NITE 講座」を企画し、下表のとおり、基礎講座、リスクアセスメント講座、事故分析講座の 3 回に分け、それぞれ 1 日間実施し、延べ 2,086 名が参加した。（令和 3 年度延べ 1,885 名）。基礎講座では最近の製品事故発生状況や製品安全行政の動向、海外の製品安全情報等、これまで発生した重篤な製品事故とそれを契機とした製品安全対策等を、リスクアセスメント講座では、リスクアセスメントの基本的な考え方と実習、事故情報を活用した未然防止対策事例、広報活動によるリスク低減策等を、事故解析講座では最新の事故調査事例の紹介、製品事故調査を実施する上での技術的な着眼点と実践等を、さらに、電子メールマガジンとしての製品安全情報マガジン(PS マガジン)を、7,246 名を超える読者に毎月 2 回以上配信した。		
--	--	--	---	--	--

			<table><tr><th>項目</th><th>件数</th><th>内容</th></tr><tr><td>NITE 講座</td><td>3</td><td>機構（東京及び大阪）から、各講座 1 日間オンライン（Zoom ウェビナー）で開催。 受講者数：基礎講座 656 名、リスクアセスメント講座 723 名、事故分析講座 707 名 延べ 2,086 名 （令和 3 年度延べ 1,885 名）</td></tr><tr><td>製品安全情報マガジンの発行</td><td>27</td><td>毎月 2 回＋特別号 3 回（NITE 講座 3 回）発行 登録者数：7,246 名（令和 5 年 3 月末時点）</td></tr></table> 事業者等から機構の注意喚起情報を社内での教育等に使用したい旨の要請があり、下表のとおり対応した。 <table><tr><th>事業者数</th><th>映像等資料提供件数</th></tr><tr><td>25</td><td>102</td></tr></table> ●SAFE-Lite 令和 2 年度から消費者向けのサービスとして「SAFE-Lite」を提供している。令和 4 年度は、さらなる「SAFE-Lite」の利用を促進するため、Web ページの充実や SNS の活用を図り、プロモーション動画の公開やセミナー等での講演などで普及啓発に力を注いだ結果、年間累計検索件数が 1 万件超と堅調に推移している。 また、データの充実を図るため、四半期ごとに年 4 回の製品事故データを更新するとともに、検索精度及び利便性の向上を図るため、「ガラガラ」などの擬音や旧社名等でもそのまま検索が可能なあいまい辞書機能を強化した。 ●ネットモール事業者との連携 CtoC サービスを展開する株式会社メルカリと人事交流を通じ、同社における監視ルールの強化、機構の注意喚起コンテンツを活用した情報発信を行った。 また、機構のプレスリリース情報をアマゾンジャパン合同会社、ヤフー株式会社及び株式会社メルカリの 3 社に対し共有し、各社との今後の取り組みの検討を促進したほか、ヤフー株式会社に対しては、同社が注意喚起情報を発信している防災手帳において、実際に生じた製品事故の情報をもとにした注意喚起実施の検討を依頼し、事故の再発・未然防止を図った。	項目	件数	内容	NITE 講座	3	機構（東京及び大阪）から、各講座 1 日間オンライン（Zoom ウェビナー）で開催。 受講者数：基礎講座 656 名、リスクアセスメント講座 723 名、事故分析講座 707 名 延べ 2,086 名 （令和 3 年度延べ 1,885 名）	製品安全情報マガジンの発行	27	毎月 2 回＋特別号 3 回（NITE 講座 3 回）発行 登録者数：7,246 名（令和 5 年 3 月末時点）	事業者数	映像等資料提供件数	25	102		
項目	件数	内容																
NITE 講座	3	機構（東京及び大阪）から、各講座 1 日間オンライン（Zoom ウェビナー）で開催。 受講者数：基礎講座 656 名、リスクアセスメント講座 723 名、事故分析講座 707 名 延べ 2,086 名 （令和 3 年度延べ 1,885 名）																
製品安全情報マガジンの発行	27	毎月 2 回＋特別号 3 回（NITE 講座 3 回）発行 登録者数：7,246 名（令和 5 年 3 月末時点）																
事業者数	映像等資料提供件数																	
25	102																	
（５）保有する技術的な知見・設備の活用 これまでに蓄積した燃	(5) 保有する技術的な知見・設備の活用 これまでに蓄積した燃		●製造事業者との技術支援に係る連携 事業者の製品安全に対する自主的な取組を促進するため、事業者への技術協力を行った。 令和 4 年度は燃焼技術センターの大型燃焼実験施設において、小型電子機器製造事業者等計 5 社に対し、製品の燃焼性確認実験等を共同で計 9 件実施し、事業者のより安全な製品設計の取組を	実施した技術協力のうち 1 社においては、燃焼技術センターの支援を通じ、製品開発においては、実際に最悪の事態を想定した燃焼試験を行い、得られた試験結果を社内でも共有、分析のうえ、商品企画、開発設計、試作評価、製造出荷等各プロセスにフィードバックすることで、製品の安全性を担保する体制を確立している。機構による技術協力														

	焼に関する技術的な知見や設備について、事業者から製品開発等に関する協力依頼があった場合は、依頼の趣旨に鑑み法執行業務やその他業務への資源配分を考慮しつつ、協力を行う。	焼に関する技術的な知見や設備について、事業者から製品開発等に関する協力依頼があった場合は、依頼の趣旨に鑑み法執行業務やその他業務への資源配分を考慮しつつ、協力を行う。	支援するとともに、事故原因究明調査における燃焼に関する技術情報を蓄積した。また、農機具製造事業者等３社からの技術相談に対しても、製品に対する燃焼実験に係る知見に基づき、各社の想定する検証試験について助言を行った。	以降（2020年度）、同社による重大製品事故は発生しておらず、技術協力が安全な製品の流通、社会生活の安全向上に貢献している。	
--	--	--	---	---	--

I-2. 化学物質管理分野

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I — 2	化学物質管理		
業 務 に 関 連 する政策・施 策	安全・安心 のうち、 化学物質管理	当 該 事 業 実 施 に係る根拠（個 別法条文など）	独立行政法人製品評価技術基盤機構法
当 該 項 目 の 重要度、難易 度	【基幹目標】 化審法、化管法等の確実な執行支援業務を実施するとともに、得られた 技術的知見と情報を活用し、規制の合理化提案や化学物質管理に有用な 情報の提供をすることにより、事業者の確実かつ迅速な規制対応及び化 学物質管理の改善に貢献し、化学物質による人の健康や環境へのリスク の最小化と我が国産業の健全な発展に貢献する。 【困難度：高】	関 連 す る 政 策 評価・行政事業 レビュー	行政事業レビューシート番号 0374

2. 主要な経年データ													
② 主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	基準値	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度		平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
【基幹目標】 化審法、化管法の届出 情報に基づくリスク評 価結果をもとに、リス ク懸念箇所のある地方 自治体・事業者に対し て適切な化学物質管理 に関する助言を行い、4 事業所においてリスク を低減	4 事業所		—	—	4 事業所	4 事業所	5 事業所	予算額（千円）	1,311,666	1,197,534	1,250,500	1,298,338	1,545,909
新規化学物質の事前審 査・確認に関する資料 作成件数	全件実施	（参考）過去 3 年平均 254 件	278 件 （全件実 施）	250 件 （全件実 施）	234 件 （全件実 施）	207 件 （全件実 施）	221 件 （全件実 施）	決算額（千円）	1,279,242	1,317,114 （予算額と の差異 10 %超の主な 理由は、業 務の見直し による増で ある。）	1,204,066	1,326,092	1,443,272
QSAR による予測結果の 国への提供物質数	全件実施	（参考）過去 3 年平均 249 件	303 物質 （全件実 施）	192 物質 （全件実 施）	252 物質 （全件実 施）	121 物質 （全件実 施）	111 物質 （全件実 施）	経常費用（千円）	1,247,077	1,326,586	1,166,867	1,209,860	1,314,278
GLP に係る試験施設の基 準適合確認件数	全件実施	（参考）過去 3 年平均 2.3 件	3 件 （全件実 施）	3 件 （全件実 施）	1 件 （全件実 施）	3 件 （全件実 施）	4 件 （全件実 施）	経常利益（千円）	13,221	▲806	25,546	▲46,344	73,802
少量新規化学物質、中 間物等の申出書類の技	全件実施	（参考）過去 3 年平均	・少量新規 化学物質	・少量新規 化学物質	・少量新規 化学物質	・少量新規 化学物質	・少量新規 化学物質	行政サービス実施コ スト（千円）	1,251,715	—	—	—	—

術的事項の確認件数		26,643 件 （少量新規）、153 件 （中間物等）	25,567 件 ・中間物等 178 件 （全件実施）	26,577 件 （うち、 QSAR 評価件 数 16,609 件） ・中間物等 142 件 （全件実施）	27,784 件 （うち、 QSAR 評価件 数 21,905 件） ・中間物等 139 件 （全件実施）	27,210 件 （うち、 QSAR 評価件 数 21,117 件） ・中間物等 127 件 （全件実施）	26,438 件 （うち、 QSAR 評価件 数 20,091 件） ・中間物等 115 件 （全件実施）						
化審法に基づく立入検査の実施件数	全件実施	（参考）過去 3 年平均 22 件（中間物 等）、17 件 （少量中間 物）、17 件 （少量新規）	・中間物等 26 件 ・少量中間 物等 20 件 ・少量新規 化学物質 18 件 （全件実施）	・中間物等 30 件 ・少量中間 物等 23 件 ・少量新規 化学物質 23 件 （全件実施）	・中間物等 9 件 ・少量中間 物等 9 件 ・少量新規 化学物質 9 件 ・低生産量 新規 6 件※ 低生産量新規は令和 2 年度より実施 （全件実施）	・中間物等 5 件 ・少量中間 物等 2 件 ・少量新規 化学物質 2 件 ・低生産量 新規 2 件※ 低生産量新規は令和 2 年度より実施 （全件実施）	・中間物等 16 件 ・少量中間 物等 21 件 ・少量新規 化学物質 28 件 ・低生産量 新規 14 件 （全件実施）	行政コスト（千円）	－	1,764,469	1,193,298	1,235,156	1,339,388
届出された製造・輸入 数量等についての技術 的な確認・整理件数	全件実施	（参考）過去 3 年平均 103,329 件 （物質リス ト）7,778 件 （一般化学物 質）、201 件 （優先評価化 学物質）（平 成 27 年度及 び令和元年度 からカウント 方法を変更）	・物質リス ト作成 102,376 件 ・製造・輸 入数量の集 計物質数 一般化学物 質 6,738 物 質 優先評価化 学物質 180 物質 （全件実 施）	・物質リス ト作成 103,029 件 ・製造・輸 入数量の集 計物質数 一般化学物 質 8,379 物 質 優先評価化 学物質 206 物質 （全件実 施）	・物質リス ト作成 104,582 件 ・製造・輸 入数量の集 計物質数 一般化学物 質 8,216 物 質 優先評価化 学物質 216 物質 （全件実 施）	・物質リス ト作成 105,269 件 ・製造・輸 入数量の集 計物質数 一般化学物 質 8,062 物 質 優先評価化 学物質 220 物質 （全件実 施）	・物質リス ト作成 106,324 件 ・製造・輸 入数量の集 計物質数 一般化学物 質 8,100 物 質 優先評価化 学物質 211 物質 （全件実 施）	従事人員数	62	65	59	59	64
化学物質のスクリーニ ング評価及びリスク評 価Ⅰに関する国に対す る情報提供物質数	全件実施	（参考）過去 3 年平均 7,342 物質 （スクリーニ ング評価）、 過去 3 年平均 202 物質（リ	・スクリー ニング評価 の実施延べ 7,197 物質 ・リスク評 価の実施 評価Ⅰ：延	・スクリー ニング評価 の実施延べ 7,096 物質 ・リスク評 価の実施 評価Ⅰ：延	・スクリー ニング評価 の実施延べ 7,732 物質 ・リスク評 価の実施 評価Ⅰ：延	・スクリー ニング評価 の実施延べ 7,621 物質 ・リスク評 価の実施 評価Ⅰ：延	・スクリー ニング評価 の実施延べ 7,719 物質 ・リスク評 価の実施 評価Ⅰ：延						

[illegible]

化兵法に基づく立入検査の実施件数	全件実施	(参考) 過去 3 年平均 4.7 件	7 件 (全件実施)	5 件 (全件実施)	2 件 (全件実施)	8 件 (全件実施)	6 件 (全件実施)							
NITE-CHRIP における検索回数	直近 3 年の 平均利用件 数 (検索回 数 : リクエ スト数) に 対する増加 率を上回る	(参考) 過去 3 年の平均前 年度比増加率 14.2%	340 万リク エスト/年	393 万リク エスト/年	439 万リク エスト/年	507 万リク エスト/年	602 万リク エスト/年 (直近 3 年 の平均利用 件数 446 万 リクエスト に対する増 加率 34.7%)							
3 省から提供された GHS 分類結果の提供物質数	全件実施	(参考) 過去 3 年平均 202 物質	151 物質 (全件実施)	292 物質 (全件実施)	164 物質 (全件実施)	278 物質 (全件実施)	233 物質 (全件実施)							

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
	年度目標	事業計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価		
	基幹目標 化審法、化管法等の確実な執行支援業務を実施するとともに、得られた技術的知見と情報を活用し、規制の合理化提案や化学物質管理に有用な情報の提供をすることにより、事業者の確実かつ迅速な規制対応及び化学物質管理の改善に貢献し、化学物質による人の健康や環境へのリスクの最小化と我が国産業の健全な発展に貢献する。	基幹目標 化審法、化管法等の確実な執行支援業務を実施するとともに、得られた技術的知見と情報を活用し、規制の合理化提案や化学物質管理に有用な情報の提供をすることにより、事業者の確実かつ迅速な規制対応及び化学物質管理の改善に貢献し、化学物質による人の健康や環境へのリスクの最小化と我が国産業の健全な発展に貢献する。	化審法、化管法の届出情報に基づくリスク評価結果をもとに、リスク懸念箇所のある地方自治体・事業者に対して適切な化学物質管理に関する助言を行うことで、管理体制の強化等を促し、自主管理能力の向上等の好循環を生みだし、リスク懸念を払拭する等、4事業所においてリスクを低減	【基盤整備/重要項目】 ① 化審法、化管法で得られた届出情報によるリスク評価結果に基づき、適切な化学物質管理について自治体・事業者に対し助言を行う。特に、令和 4 年度においては、改正された化管法政令の施行に向けた支援・準備を強化する。 ② 化学物質管理に関する情報をわかりやすく、タイムリーに発信することで、事業者の適切な化学物質管理を支援する。 ③ 化学物質管理分野の課題解決に向けて、合理的な評価手法、制度の見直しや運用改善の検討を行い、経済産業省に提案する。	全体評価：A 指標を含め事業計画を全て達成したことに加え、以下について、機構独自の知見・技術や連携を生かして主体的に取り組を行い、行政や産業界、国民に積極的に働きかけることにより、社会や産業界に対し事業計画で求められる水準を超える効果を生み出し、安全・安心な国民生活や健全で持続性のある産業発展に貢献した。 ○機構の技術的観点からの助言で5事業所でのリスク低減を実現 PRTR データを活用して、全国で環境リスクが懸念される地域を明確にし、機構から自治体に対しリスク情報を提供したことで、それまでリスクについて情報が得られていなかった自治体が、正しくそれぞれの自治体に存在するリスクを認識した。 自治体がリスクについて把握したことにより、自治体と協力しながら業務に取り組むことができ、リスク懸念地域にある事業者に対して、リスクの情報を提供及び化学物質の管理方法等に関する意見交換及びリスク低減に向けた取組に関する助言等を行うことができた。また、新型コロナ禍の影響により、訪問受入可能だった2事業所を除き、引き続き該当する事業所へ訪問することが困難だったことから、機構内部での事前検討会や事業者との Web 会議等を複数回行う、同一事業者の異なる事業所又は系列企業について同時に意見交換を行うなどして、できる限り該当事業所の取扱い化学物質の排出管理の実態を把握できるよう意思疎通の補完に努めた。また、同一物質について大気汚染防止法でも検討されていたことから、機構から経済産業省経由で働きかけ環境省の大気汚染防止法担当部署とともに意見交換することで、事業者の法令対応に係る負担軽減を図りつつ、2法令（化審法、大防法）の最新動向を提供することで、事業者はより PRTR 排出量の精緻化の重要性を認識し、NITE 助言を踏まえ、自社のケースにあった方法の検討につながった。過年度（令和3年度以前）に意見交換を実施した事業者に対しても再度フォローアップの意見交換等を実施し、更なる自主管理改善を促した。その結果、指標を1上回り、5事業所が化学物質の管理改善・実態を反映した排出量の把握・精緻化を行い、実態に即した規制の適正化に貢献し、産業の健全な発展の支援に貢献できた。 アウトプットとしては、化審法のリスク評価の結果、環境リスク懸念のある19事業所にアプローチし、リスク情報	評価	A
＜評価に至った理由＞ 定量的に A の基準を満たしている。特に、化審法及び化管法に係る技術的観点からの事業者に対する助言や化学物質管理に関する適時・的確な情報発信等を行い、関連法の円滑な執行に寄与するとともに、化学物質による人の健康や環境へのリスクの最小化と我が国産業の健全な発展に対して貢献した。こうした成果も踏まえ、所期の目標を上回る水準と認められるため「A」評価とした。 ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞ ・化審法、化管法、化兵法等の化学物質関連制度は、事業者の理解度や化学物質の用途、事業者の製造・取扱設備の実態などの要素を踏まえた個別対応が必要となるため、これまで蓄積した知見を活かし、引き続き化学物質管理の向上に寄与することを期待する。 ・制度横断的な情報基盤を整備するとともに、引き続き、NITE-CHRIP をはじめとする各種情報基盤等の更新や化学物質に関する名称付与業務等の着実な実施を期待する。 ＜その他事項＞ （有識者からのコメント） ・難易度が高い基幹目標の取組が達成できたこととともに、情報一元化に向けた関係省庁との連携や基幹目標の取組を通じた事業者等への裾野の拡大を通じて、様々なステークホルダーとの共同作業が出来始めており、機構による更なる情報の一元化が共創価値になる。 ・機構が事業所の化学物質管理の適正化をおこなうことで、単に化学物質のリスクを下げるだけではなく、必要な人が必要な分だけ有用な化学物質を使えるようになるため、社会的にも効果が大きい成果であり、高く評価する。 ・SDS/GHS がハブ機能として発揮していることは非常に重要で、産学官連携を鑑みても良い活動である。また、事業の電子化を進めており、効率的な組織運営が進められている。							

				やノウハウを提示し、また、大気汚染防止法の優先取組物質と同じ物質は、環境省の大気汚染防止法担当部署と共に意見交換し、事業者の負担軽減を図りつつ、2 法令（化審法、大防法）の最新動向を提供したことにより、事業者はより PRTR 排出量の精緻化の重要性を認識し、NITE 助言を踏まえ、自社のケースにあった方法（事業者による実測や工程の再確認を通じた排出量の精緻化など）が行われ、5 事業所においてリスクの低減を実現した。その結果、アウトカムとして、事業所において PRTR 排出量の実測確認や算出方法の見直しなどの精緻化が行われ、大気排出量の削減につながる管理が実現し、実態に即した規制の適正化に貢献し、産業の健全な発展の支援に繋がった。また、化審法・化管法の長年の法執行支援の技術的知見に裏打ちされた、NITE の助言をきっかけに、事業者が、届出した PRTR 排出量が何に使われているかを把握し、事業者の化学物質管理の重要性を再認識に繋がった。さらに、自治体や事業者の化学物質管理に関する意識の醸成し、化管法の目的である事業者の自主管理の促進に貢献した。 また、改正された化管法政令の施行に向けた支援・準備を強化については、約 3 万もの化管法対象事業者に対する取りこぼしのない行政支援を実施した。具体的なアウトプットとしては、改正化管法政省令に基づく届出に対応するシステムの改修、把握し易い化管法物質リストの公表、届出システムの AI チャットボットの導入（学習による利便性向上）、R5.4 リニューアルのシステム操作説明動画、よくある問合せを中心にまとめた改正化管法説明動画の掲載などにより、届出支援を実施した。その結果、アウトカムとして、化管法政令改正に伴う事業者負担を軽減し、1 事業所あたりの平均対応費用が約 36 万円、約 3 万ある届出事業所全体で対応費用総額約 110 億減少が見込まれる。 ○NITE-CHIRP の直近 3 年間の平均利用件数の増加率 NITE-CHIRP のデータ更新を 7 回実施した。安衛法のラベル表示及び SDS 交付義務対象物質の追加（234 物質）に関して、利用者の情報収集ニーズが高いと考えられたことから、令和 6 年 4 月の施行に先んじて NITE-CHIRP に掲載する等、事業者のニーズ等を踏まえた最新の法規制情報等を迅速に整備・提供するとともに、関係省庁と連携して情報源の拡充を図った。また、化審法対象物質の CAS 登録番号の収載等、物質同定・名称付与による情報の拡充を図った。さらに、SDS 作成を支援するシステム（NITE-Gmiccs）の SDS 作成支援機能において、これまでに NITE-CHIRP に蓄積された法規制情報（化管法、安衛法等）をアウトプットさせることにより、事業者の SDS 作成に貢献するとともに、相互のシステムの利活用を促進した。	
--	--	--	--	---	--

				以上の取組の結果、NITE-CHRIP 検索リクエスト数が 602 万、直近 3 年の平均利用件数（446 万回）に対する増加率は 34.7%であり、令和 4 年度目標である 14.2%を大きく上回った（244%）。これにより、法規制対応等が必要な多くの事業者の負担（法対応のための調査に要する時間等）を大幅に削減し、また、サプライチェーンでの適正な化学物質管理を促進することで、産業の健全な発展に貢献した。 ○国際調和の進む化学品の分類・表示ルール（GHS）を誰もが理解できる時代へ向けた基盤構築 アウトプットとしては、混合物分類判定ラベル作成システム（NITE-Gmiccs）の SDS 作成支援機能を令和 4 年度に運用を開始した。その結果、アウトカムとして、事業者における SDS 作成コストを 24 億円削減することが見込まれる。 ○化学物質の安全性予測の知見を生かしたイノベーション支援 アウトプットとしては、資生堂との NICE 共同事業において、化粧品原料の生分解性の QSAR 評価を実施した。また、生分解性予測 AI-QSAR システムの基本機能の開発を完了した。さらに、これらの成果を業界全体へ横展開する取組を行った。その結果、アウトカムとしてスピーディーかつ安全な新規素材開発に貢献するとともに、生分解性素材の開発に貢献することで、我が国の化粧品産業のグローバルなイメージアップに寄与する。 <通則法第 28 条の 4 に基づく評価結果の反映状況> ●機構に対する指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策（実績に対する課題及び改善方策など） ・事業者の自主的な化学物質管理の向上には、まずは化学物質管理の必要性を認識してもらうことが必要不可欠である。加えて、化審法、化管法等の確実な実施を前提としつつ、各事業者における化学物質の取扱い状況や専門的知見等を踏まえ、化学物質の用途や事業者の製造・取扱設備の実態に合わせた個々の対策が重要。専門的知見を兼ね備える機構には、更なる成功事例を積み重ねるとともに、ベストプラクティスや化学物質管理に必要な専門的知見のわかりやすい情報発信等、行政と自治体や事業者の架け橋の役割として化学物質管理の向上に寄与することを期待する。 ・令和 3 年 4 月より弊省及び化学物質管理制度所管省による「新たな化学物質管理のあり方に関する管理職級検討会」を 8 回開催し、令和 3 年 10 月には中間整理を行ったところ。 当該検討会において機構から提言があった NITE-CHRIP をプラットフォームとした省庁横断的な化学物質情報の一元化は、化学物質を取り扱うサプライチェーンでの適正な	
--	--	--	--	---	--

				化学物質管理の促進に必要不可欠であり、今後の充実に期待する。 ・現状、我が国では複数の化学物質管理法令が存在し、同一化学物質であったとしても法令間による名称が異なる等、化学物質の特定が困難な状況である。化学物質管理法令の垣根を超えた化学物質情報の一元化のためには、化学物質の特定に係る情報の整合性を図ることが必要。機構では国内の化学物質管理法令の化学物質に関する名称付与業務を担っており、化学物質の特定情報の整合にはこうした機構の知見や経験が必須であることから、機構による積極的な施策等の提案を期待する。 ●反映状況 ・令和４年度は、機構から経済産業省経由で働きかけ環境省の大気汚染防止法担当部署とともに意見交換することで、事業者の法令対応に係る負担軽減を図りつつ、２法令（化審法、大防法）の最新動向を提供することで、事業者はより PRTR 排出量の精緻化の重要性を認識し、NITE 助言を踏まえ、自社のケースにあった方法の検討につながった。また、令和５年度事業計画のⅠ-2. の基幹目標において、次のとおり当該取組を位置づけており、引き続き対応していく。「化審法、化管法等の確実な執行支援業務を実施するとともに、長年蓄積してきた情報・技術に加え最新の技術動向等を取り込み、化学物質の新たな評価・管理技術の社会実装、制度見直し・運用改善及び情報基盤構築を牽引する。また、事業者の化学物質管理に関する意識を醸成することで、事業者の確実かつ迅速な規制対応及び化学物質の自主管理を促進する。これらにより、化学物質による人の健康や環境へのリスクの最小化と我が国産業の健全な発展に貢献する。」 ・令和５年度事業計画のⅠ-2. 3. (1) ア及びⅠ-2. 3. (3) アにおいて、次のとおり NITE-CHRIP をプラットフォームとした省庁横断的な化学物質情報の一元化の取組を位置づけており、引き続き対応していく。「NITE-CHRIP を的確に運用するとともに国内外の最新の法規制情報、リスク評価結果、有害性情報等の収載する情報を更新し、国民や事業者等に、情報提供を行う。また、ユーザーの要望等を踏まえ、更なる利便性の向上を図るためデータの整備等を実施する。」「化学物質管理の情報一元化に向けたシステムの構築やデータの整備について、関係省庁等と連携し、化学物質管理の課題解決にむけた検討を行う。」 ・令和５年度事業計画のⅠ-2. 3. (1) イ及び(3) イにおいて、次のとおり国内の化学物質管理法令の化学物質に関する名称付与を通じた化学物質の特定情報の整合の取組を位置づけており、引き続き対応していく。「NITE-CHRIP、J-CHECK 等、機構が提供している情報提供システムに収	
--	--	--	--	--	--

					載している化学物質の同定及び複数法令間の化学物質情報の突合を行い、その結果について情報の一元管理のために各システムに登録・反映する。」「化学物質の同定及び複数法令間の化学物質情報の突合の方向性や、情報の一元管理のための物質マスタのあり方等について検討する。									
1. 化審法の執行・執行支援業務 （1）新規化学物質の事前審査等化審法に基づく新規化学物質の事前審査・確認に関する資料作成、審査特例制度の化学物質構造表記ファイルの確認、GLP（優良試験所基準（Good Laboratory Practice））に係る試験施設の基準適合確認、製造事業者等に対する立入検査等を経済産業省の指示に基づき実施する。さらに、化学物質の性状と構造との定量的な関係（QSAR）に基づく安全	1. 化審法の執行・執行支援業務 （1）新規化学物質の事前審査等化審法に基づく新規化学物質の事前審査・確認に関する資料作成、審査特例制度の化学物質構造表記ファイルの確認、GLP（優良試験所基準（Good Laboratory Practice））に係る試験施設の基準適合確認、製造事業者等に対する立入検査等を経済産業省の指示に基づき実施する。さらに、化学物質の性状と構造との定量的な関係（QSAR※1）に基づく安全性	・新規化学物質の事前審査 ・確認に関する資料作成件数（全件実施） ・化審法に基づく立入検査の実施件数（全件実施） ・新規化学物質の事前審査・確認に関する資料作成件数（全件実施） ・QSARによる予測結果の国への提供物質数（全件実施） ・GLPに係る試験施設の基準適合確認件数（全件実施） ・少量新規化学物質、中間	ア 経済産業省の要請に基づき、新規化学物質の届出に関連する業務支援等を行う。 ●事業者からの相談対応及び国の審査資料の作成支援 <table><tr><td>事業者からの技術的事項の相談への対応件数</td><td>116 件</td></tr><tr><td>うち、審議会の相談案件として審議した件数</td><td>うち、21 件</td></tr></table> 新規化学物質届出について事業者からの技術的事項の相談 116 件に対応し、そのうち、審議会で 21 件審議した。 また、国の審査資料の作成支援として、新規化学物質の事前審査・確認に関する資料を 221 件作成し、国による新規化学物質の審査を支援した。 <table><tr><td>新規化学物質の事前審査・確認に関する資料作成件数</td><td>221 件</td></tr></table> ●分解性及び蓄積性に関する QSAR による予測結果の情報提供 届出された新規化学物質に対する QSAR の計算の結果に加え、難分解性かつ高蓄積性の懸念があるものについて、過去に審査した類似物質の分解性・蓄積性に関わる試験結果をとりまとめ、経済産業省に情報提供した（※）。 ※届出された新規化学物質が混合物の場合には、個々の物質に対して計算を実施。 <table><tr><td>QSAR による予測結果の国への提供物質数</td><td>111 物質</td></tr></table> ●GLP 試験施設の基準適合確認 GLP の査察対象件数は、4 件であった。 令和 5 年度に予定されている経済協力開発機構（OECD）の現地評価※を見据え、関係省庁との調整事項、事例検討会での議論、OECD の関連文書の最新の内容を取り入れる等、内部マニュアルや査察項目のチェックリストを引き続き見直している。 ※当初、令和 4 年度に実施の予定であったが新型コロナウイルス感染症の影響により延期となった。 GLP 査察官の技術の向上等を図るため、以下の取組を行った。 ・ GLP 事例検討会（令和 4 年 5 月 12 日、令和 4 年 7 月 11 日、令和 4 年 8 月 24 日、令和 4 年 10 月 31 日） <table><tr><td>GLP に係る試験施設の基準適合確認件数</td><td>4 件</td></tr></table> イ 化審法における少量新規化学物質の申出に関する技術的事項について事業者の相談に対応するとともに、経済産業省の要請に	事業者からの技術的事項の相談への対応件数	116 件	うち、審議会の相談案件として審議した件数	うち、21 件	新規化学物質の事前審査・確認に関する資料作成件数	221 件	QSAR による予測結果の国への提供物質数	111 物質	GLP に係る試験施設の基準適合確認件数	4 件	新規化学物質の届出に係る審査支援等を的確に全件実施し、計画どおり達成した。 <
事業者からの技術的事項の相談への対応件数	116 件													
うち、審議会の相談案件として審議した件数	うち、21 件													
新規化学物質の事前審査・確認に関する資料作成件数	221 件													
QSAR による予測結果の国への提供物質数	111 物質													
GLP に係る試験施設の基準適合確認件数	4 件													

性評価の化審法運用への適用等、制度の合理化に取り組む。

評価の化審法運用への適用等、制度の合理化に取り組む。

物等の申出書類の技術的事項の確認件数（全件実施）
・化審法に基づく立入検査の実施件数（全件実施）

基づき、少量新規化学物質、中間物等、少量中間物（※2）の申出書類について、化学物質の構造や環境中への排出等に関する技術的事項の確認を行う。また、申請処理を効率化するための MOL ファイルを作成するシステムを運用するとともに、申請に対する事業者支援を行う。

少量新規化学物質等の申出書類の技術的事項について以下の表のとおり確認した。

少量新規化学物質製造等の申出書類の技術的事項の確認件数	26,438 件
うち、QSAR 評価ワークフローで評価した件数	うち、20,091 件
中間物等の申出書類の技術的事項の確認件数	115 件

少量新規化学物質の申出に関する事業者支援として以下の取組を実施した。

・これまでの少量新規確認の経験を踏まえ、「少量新規化学物質の構造式ファイル作成に係る事業者ガイダンス」の改訂案を経済産業省に提出し、令和 4 年 5 月 31 日に経済産業省及び機構の Web サイトから公開した。

また、令和 5 年 1 月受付分に多かった誤りに対応し、「少量新規化学物質の構造式ファイル作成に係る事業者ガイダンス」及び「少量新規化学物質の構造式ファイル作成に関する F A Q」の改訂案を令和 4 年度 3 月に経済産業省に提出した。（令和 5 年 4 月に公開予定。）

・3 省から申出書の修正指示を受けた事業者がより効率的かつ迅速に修正対応できるよう、化審法連絡システムの問合せフォームに問合せ時の必要情報についての記載を令和 5 年 3 月 17 日に追加し更新した。

・業界関連団体等が開催する化審法セミナー（令和 5 年 2 月 27 日）に講師を派遣し、MOL ファイル作成の誤りやすいポイントについて説明を行った。

ウ 化審法に基づく製造事業者等に対する立入検査について、経済産業省の指示に基づき、的確に実施する。また、経済産業省の要請等に基づき、3 省における立入検査計画の作成と立入検査マニュアル等の改正を支援する。

中間物等の確認に係る事業所に対する立入検査の実施件数	16 件
少量中間物等の確認に係る事業所に対する立入検査の実施件数	21 件
少量新規化学物質の立入検査の実施件数	28 件
低生産量新規化学物質の立入検査の実施件数	14 件

化審法における経済産業大臣の指示に基づく立入検査等を的確に全件実施し、計画どおり達成した。

			3 省の立入検査計画（令和 4 年 9 月～令和 5 年 6 月）作成に修正案等の意見を提出し、反映された。 なお、新型コロナウイルス感染症の影響により、令和 4 年 9 月～10 月の立入検査は中止となった。 エ 分解性・蓄積性に関する化審法の法定試験法以外の試験データ、構造類似物質のデータ、QSAR による推計結果等の様々な情報を活用することで総合的に評価を行う新たな評価手法の適用等、化審法運用の合理化に向けた検討を行い、経済産業省に提言し、運用の実現を図るとともに、これまでに採用された合理化案件等について、事業者の活用を進めるための情報発信を行う。 なお、上記検討等に資するため、関連する OECD の活動等に参画し、情報収集を行うとともに、国や事業者への情報発信を行う。 ●証拠の重みを勘案した総合的評価手法（WOE）の適用 経済産業省委託事業である令和 4 年度化学物質安全対策「化学物質の分解性及び蓄積性に係る総合的評価の導入に関する調査」について経済産業省と委託事業者（CERI）と打ち合わせを行い、化審法における信頼性の高さなど証拠の重みを勘案した総合的評価手法（WOE）の導入に向けて、令和 3 年度の委託事業で作成したマニュアル案に沿って 4 物質のテストケースを実施した。分解度試験や濃縮度試験、QSAR に関する知見を経済産業省に提供し、さらにはそのうち 2 物質については NITE 自身でテストケースを実施することで、事業の遂行を支援すると共に、今後の課題を明確化した。 ●分解性・蓄積性に関する QSAR の国の審査への適用範囲拡大等の検討 分解性と蓄積性に関する近年の新規化学物質の試験データを解析し、新規化学物質の審査における、QSAR や類推を利用した効率的な判定基準の案を新たに作成し、経済産業省に提案した。提案した判定基準の案は、令和 5 年度も継続して経済産業省と検討・精査を行うと共に、追加で必要データを取得するなど実用化を目指した取組を行う予定。 また、令和 4 年度経済産業省委託事業「化学物質の分解性及び蓄積性に係る総合的評価の導入に関する調査」における AI を活用した分解性に関する QSAR 予測手法の開発に係る調査に資するため、機構が有する化学物質の分解性や代謝及び分解性に係る QSAR 活用に関する知見を、AI を活用した分解性 QSAR 予測モデルの精度向上に活用するため、当該予測モデルの開発者である国立大学法人静岡大学との共同研究を実施した。令和 4 年度においては、分解度試験データを精査することや、予測アルゴリズムを取捨選択することにより、予測性能を向上させることに成功した。また、実運用システム構築を想定した場合の課題に対する具体的方策をとりまとめ、令	化審法運用の合理化に向けた検討を行うとともに、これまでの合理化案件等について事業者の活用を進めるための情報発信を行った。	
--	--	--	--	---	--

和 5 年度以降の実用システム構築のために実施すべき項目を明確化した。さらに、OECD の活動等に関連して以下の取組を実施した。

① Integrated Approaches to Testing and Assessment (IATA) に関する取組

- ・ OECD IATA 関連会合への参画（令和 4 年 11 月）
- ・ 国際活動や企業との交流を通じた IATA の活用状況についての情報収集
- ・ IATA 評価スキームとして下記のケーススタディの作成
人健康評価：HESS を活用し、化審法ではスクリーニング評価、または企業内での評価に利用してもらうことを想定。HESS による反復投与毒性の予測結果と PBK モデルによる体内動態の予測結果を比較。本結果については ICCA-LRI and NITE Workshop（6 月）で発表した。、また論文投稿を予定。
- ・ JaCVAM（※）評価会議並びに JaCVAM 資料編集委員会への参加

※ JaCVAM（Japanese Center for the Validation of Alternative Methods）は、国立医薬品食品衛生研究所に設置された、日本動物実験代替法評価センターのことであり、化学物質等の安全性評価のうち、国民の安全を確保しつつ、動物実験に関する 3Rs（Reduction：削減、Refinement：苦痛の軽減、Replacement：置き換え）の促進に資する新規動物実験代替法を行政試験法として、可能な範囲での導入に貢献することを目的として活動している。

② QSAR Toolbox に関する取組

- ・ QSAR Toolbox Management Group Meeting への参画（令和 4 年 11 月）

③ その他

- ・ OECD QSAR Assessment Framework プロジェクトへの参画。QSAR 予測結果を報告するためのフォーマットやガイダンスの作成に協力すると共に、ガイダンスへの掲載を想定したケーススタディーを作成し、OECD に提出した。
- ・ OECD と韓国が共催した代替試験法に関するワークショップ（9 月）において、化審法少量新規化学物質の確認における QSAR の活用方法に関する講演を行った。

● 合理化の提案と施行に向けた取組

試験費用の削減及び 3 省と機構の審査業務の効率化を見据え、下記の検討を行った。

- ・ 新規審査における高分子化合物の評価の合理化

高分子化合物について、高分子フロースキーム試験を求め、評価を行っているところであるが、現在まで得られている高分子フロースキーム試験の結果を分析することで、新たに試験をせずとも合理的に評価可能と考えられる物質群を定義し、当該定義に該当する化合物を合理的に評価することを令和 3 年度に検討を開始した。その検討を踏まえ、令和 4 年度は直近約 10 年分の高分子化合物から汎

				用性の高いアクリル樹脂等に該当するもの約 800 物質を対象としてデータを整理し、経済産業省の調査事業としてデータベース化を実施した上で、合理化の要件について検討し、ヒアリングを行った専門家から検討内容について肯定的な評価を得た。令和 5 年度においても、引き続き、データ解析や合理化要件の検討を進め、専門家を集めた委員会に諮ることとした。										
	（２）リスク評価等 化審法における化学物質のスクリーニング評価及びリスク評価 （※）に関連して、経済産業省の要請に基づき、国が実施する評価に必要な情報を提供する。また、豊富な技術的な知見とデータを活用し、より効果的・効率的な評価手法の開発、改良等による更なるリスク評価手法等の高度化・精緻化を検討し、リスク評価の加速化に取り組む。	（２）リスク評価等 化審法における化学物質のスクリーニング評価及びリスク評価 （※）に関連して、経済産業省の要請に基づき、国が実施する評価に必要な情報を提供する。また、豊富な技術的な知見とデータを活用し、より効果的・効率的な評価手法の開発、改良等による更なるリスク評価手法等の高度化・精緻化を検討し、リスク評価の加速化に取り組む。	・化学物質のスクリーニング評価及びリスク評価に関する国に対する情報提供件数（全件実施） ・届出された製造・輸入数量等についての技術的な確認・整理件数（全件実施） ・化学物質のスクリーニング評価及びリスク評価Ⅰに関する国に対する情報提供物質数（全件実施） ・リスク評価Ⅱ等に関する国に対する情報提供物質数（全件実	ア 化審法に基づき経済産業省に届出された製造・輸入数量等について、経済産業省の要請に基づき、技術的な確認・整理し物質リストを作成するとともに、物質ごとに製造・輸入数量等を集計する。 ●製造・輸入数量等の技術的な確認・整理、物質リスト作成（全件実施） 化審法に基づき経済産業省に届け出られた物質が製造・輸入数量の届出対象物質であるか等の技術的な確認等を全件実施した。この確認結果を用いて、令和 5 年度以降事業者が届出に使用する物質リストについて修正、追加、削除等を行った。最新版の物質リスト 106,324 件を令和 5 年 3 月 31 日に公開した。 ●製造・輸入数量の集計（全件実施） 化審法に基づき経済産業省に届出された製造・輸入数量を集計し、一般化学物質（化審法に登録されている化学物質のうち、いかなる規制対象にも指定されていない化学物質）8,100 物質及び優先評価化学物質（人の健康と生態系に影響を及ぼす懸念がありリスク評価を優先的に行うべきと判断された化学物質）211 物質の製造・輸入数量の集計結果を経済産業省に報告し、令和 5 年 3 月 28 日に経済産業省から公表された。 <table><tr><td>製造 / 輸入数量等の技術的な確認</td><td>令和 5 年度版化審法物質リストに掲載したレコード数 うち、追加、修正及び削除したレコード数</td><td>（全数）106,324 件 うち、1,249 件</td></tr><tr><td rowspan="2">製造・輸入数量の集計物質数</td><td>一般化学物質</td><td>8,100 物質</td></tr><tr><td>優先評価化学物質</td><td>211 物質</td></tr></table> イ 経済産業省の要請に基づき、一般化学物質のスクリーニング評価案及び経済産業大臣、厚生労働大臣及び環境大臣が指定した優先評価化学物質（以下「優先評価化学物質」という。）等のリスク評価案を作成し、経済産業省、厚生労働省及び環境省に提供する。 ●一般化学物質のスクリーニング評価案の作成と提供（全件実施） 一般化学物質について、届出された製造・輸入数量を用いて環境中への排出量を算出し、クラス分け（暴露クラス付け）を行い、有害性情報（ヒト健康及び生態影響）を踏まえて優先評価化学物質に指	製造 / 輸入数量等の技術的な確認	令和 5 年度版化審法物質リストに掲載したレコード数 うち、追加、修正及び削除したレコード数	（全数）106,324 件 うち、1,249 件	製造・輸入数量の集計物質数	一般化学物質	8,100 物質	優先評価化学物質	211 物質	製造・輸入数量等についての技術的な確認・整理及び物質ごとの製造・輸入数量の集計を全件実施し、計画どおり達成した。 機構の Web サイトに掲載している化審法のリスク評価等に用いる用途分類及び排出係数並びに当該用途分類の解説資料等について、事業者からの問合せにも 19 件対応した。 より適切な化学物質の評価・管理を行うために、令和 5 年度は 1 物質の一般化学物質及び 2 物質の優先評価化学物質については構造・組成等の情報を届出事業者に求めることとしており、情報を記載するための様式案を作成し、経済産業省に提出した。同様式は令和 4 年 9 月 30 日に経済産業省 Web サイトから公開された。 スクリーニング評価等を行うために、一般化学物質等の製造数量等届出の物質同定に関する照会対応（197 件）、用途に関する照会対応（198 件）を行った。 一般化学物質のスクリーニング評価案及び優先評価化学物質のリスク評価案を作成し、国に対する情報提供を全件実施し、計画どおり達成した。	
製造 / 輸入数量等の技術的な確認	令和 5 年度版化審法物質リストに掲載したレコード数 うち、追加、修正及び削除したレコード数	（全数）106,324 件 うち、1,249 件												
製造・輸入数量の集計物質数	一般化学物質	8,100 物質												
	優先評価化学物質	211 物質												

		施)	定するべきかどうかのスクリーニング評価を行った。 一般化学物質の排出量の算出を行った物質数は、12,473 物質であった。この排出量算出結果を用いて暴露クラス付けを行った物質数は、7,717 物質であった。この暴露クラス付けの結果と厚生労働省、環境省から提供された有害性情報からスクリーニング評価を実施した物質数は、生態影響として 7,209 物質、ヒト健康影響として 7,182 物質であった。 <table><tr><td rowspan="5">一般化学物質のスクリーニング評価の実施</td><td>一般化学物質の排出量の算出物質数</td><td>12,473 物質</td></tr><tr><td>一般化学物質の暴露クラス付けを実施した物質数</td><td>7,717 物質</td></tr><tr><td rowspan="3">一般化学物質のスクリーニング評価を実施した物質数</td><td>合計(重複あり) 7,719 物質</td></tr><tr><td>生態影響： 7,209 物質</td></tr><tr><td>ヒト健康影響： 7,182 物質</td></tr></table> ●優先評価化学物質のリスク評価案の作成と提供(全件実施) 優先評価化学物質のリスク評価は、より規制の厳しい第二種特定化学物質(人又は動植物への長期毒性があり、環境中に存在する濃度が人の健康と生態系に影響を及ぼすと懸念される化学物質)に指定すべきかどうか、厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣が判断するために行われる。 リスク評価は、長期毒性のデータを得ていない段階での「リスク評価(一次)」と、有害性調査指示等により得た長期毒性のデータを用いる「リスク評価(二次)」とに大きく分かれている。さらに、リスク評価(一次)では、リスク評価を進める優先順位付けを行う「評価Ⅰ」、事業者の詳細な用途等の取扱い情報の報告を求めるべきかについて判断するための「評価Ⅱ」、取扱い情報や追加モニタリングデータ等も用いて有害性調査指示を出す必要があるかについて判断するための「評価Ⅲ」の三段階に分かれている。 評価Ⅰについては、生態影響について 126 物質、ヒト健康影響について 120 物質実施した。 評価Ⅱ以降については、3 省が作成した「評価Ⅱの実施スケジュール」に掲げられている優先評価化学物質 4 物質について、全件実施し、3 省にその情報を提供した。機構が作成したリスク評価書や評価に関連する資料を用いて 3 省合同審議会で審議が行われた。 リスク評価を実施するためには、評価対象物質の各種物理化学的性状等の情報が必要であることから、今後の評価スケジュールや製造輸入数量の経年変化等を見据えながら 40 物質(CAS 登録番号ベース)の優先評価化学物質等について物理化学的性状等に係る各種データを整備した。 <table><tr><td>優先評価化学物質のリスク</td><td>リスク評価実施に向けた物理化学的性状等に係る各種データを整備した物質数</td><td>40 物質</td></tr></table>	一般化学物質のスクリーニング評価の実施	一般化学物質の排出量の算出物質数	12,473 物質	一般化学物質の暴露クラス付けを実施した物質数	7,717 物質	一般化学物質のスクリーニング評価を実施した物質数	合計(重複あり) 7,719 物質	生態影響： 7,209 物質	ヒト健康影響： 7,182 物質	優先評価化学物質のリスク	リスク評価実施に向けた物理化学的性状等に係る各種データを整備した物質数	40 物質		
一般化学物質のスクリーニング評価の実施	一般化学物質の排出量の算出物質数	12,473 物質															
	一般化学物質の暴露クラス付けを実施した物質数	7,717 物質															
	一般化学物質のスクリーニング評価を実施した物質数	合計(重複あり) 7,719 物質															
		生態影響： 7,209 物質															
		ヒト健康影響： 7,182 物質															
優先評価化学物質のリスク	リスク評価実施に向けた物理化学的性状等に係る各種データを整備した物質数	40 物質															

			<table><tr><td rowspan="6">評 価 の 実 施</td><td rowspan="3">製 造 数 量 等 の 届 出 デ ー タ を 用 い た 優 先 評 価 化 学 物 質 の 評 価 I を 実 施 し た 物 質 数</td><td colspan="2">合 計 (重 複 あ り) 226 物 質</td></tr><tr><td colspan="2">生 態 影 響 : 126 物 質</td></tr><tr><td colspan="2">ヒ ト 健 康 影 響 : 120 物 質</td></tr><tr><td rowspan="3">優 先 評 価 化 学 物 質 に つ い て、評 価 II 以 降 を 実 施 し た 物 質 数</td><td colspan="2">合 計 (重 複 あ り) 4 物 質</td></tr><tr><td colspan="2">生 態 影 響 : 3 物 質</td></tr><tr><td colspan="2">ヒ ト 健 康 影 響 : 1 物 質</td></tr></table>	評 価 の 実 施	製 造 数 量 等 の 届 出 デ ー タ を 用 い た 優 先 評 価 化 学 物 質 の 評 価 I を 実 施 し た 物 質 数	合 計 (重 複 あ り) 226 物 質		生 態 影 響 : 126 物 質		ヒ ト 健 康 影 響 : 120 物 質		優 先 評 価 化 学 物 質 に つ い て、評 価 II 以 降 を 実 施 し た 物 質 数	合 計 (重 複 あ り) 4 物 質		生 態 影 響 : 3 物 質		ヒ ト 健 康 影 響 : 1 物 質		
評 価 の 実 施	製 造 数 量 等 の 届 出 デ ー タ を 用 い た 優 先 評 価 化 学 物 質 の 評 価 I を 実 施 し た 物 質 数	合 計 (重 複 あ り) 226 物 質																	
		生 態 影 響 : 126 物 質																	
		ヒ ト 健 康 影 響 : 120 物 質																	
	優 先 評 価 化 学 物 質 に つ い て、評 価 II 以 降 を 実 施 し た 物 質 数	合 計 (重 複 あ り) 4 物 質																	
		生 態 影 響 : 3 物 質																	
		ヒ ト 健 康 影 響 : 1 物 質																	
		●第一種特定化学物質のリスク評価案の作成と提供 令和4年6月に開催された第10回締約国会議（COP10）においてストックホルム条約附属書へ追加され、令和5年1月に開催された3省合同審議会で化審法の第一種特定化学物質への指定や輸入禁止製品の決定がなされたペルフルオロヘキサンスルホン酸（PFHxS）及びその塩について、含有製品の回収必要性の判断等のため、人健康リスクの評価を実施した。審議会では、機構が作成したリスク評価書は参考資料として活用された。	製品含有化学物質のリスク評価のために収集した情報を活用し、リスク評価案の作成及び国に対する情報提供を着実に実施した。																
		ウ スクリーニング評価やリスク評価の加速化、精度向上等のため、新たな手法の確立を目指し、検討を行い経済産業省に提案し、運用の実現を図る。排出係数の見直しに当たっては、必要に応じて産業界からの排出等に関する情報や放散試験等の試験データ等を収集し、より実態を反映させたものとなるように努める。																	
		●界面活性作用の物理化学的性状に関する取組 特異な物理化学的性状（界面活性作用）のために優先評価化学物質に関するリスク評価の技術ガイダンスの適用が困難な界面活性剤の物理化学的性状データの取扱いについて、現在得られる公開された実測値、推計値及び類推値のみでは精査及びキースタディ選定の基準作成が困難であることから、欧州等で推奨されているがまだ確立されていない実測方法の確立を試み、logPow 解明のための手法（低速攪拌法）について、最適な実験条件を検討し、複数の界面活性剤について再現性のあるデータを得た。また、得られた結果を国際ワークショップで発表し、さらに大学の専門家と意見交換し、取組及び結果への助言と今後の協力に関する了承を得た。	環境排出量が大きく迅速な評価が望まれる洗剤等の界面活性剤については、その特異的な性質のため、環境排出量を推計するために用いられる一部の物理化学性状データについての試験方法等が各国で様々であり、国際的にも確立されていない状況にある。本取組は今後も継続予定であるが、界面活性剤の物理化学的性状データの選定に基準と統一性を与えるものであり、専門家等による評価が得られた。今後手法が確立することにより、評価が困難であった複数の優先評価化学物質について精緻なリスク評価が可能となるため、適正な法運用及び事業者の適切な化学物質管理の実現に貢献するものである。																
		●化審法におけるリスク評価の合理化・加速化に関する取組 評価Ⅰまたは評価Ⅱの段階において滞留していたリスク懸念のないと思われる物質に対し、新たに得られた有害性情報及び暴露情報を用いた検証のためのスクリーニング評価を経済産業省の依頼を受け通常の評価スキームに追加し、その結果を踏まえて5物質（生態影響：3物質、人健康影響：2物質）の優先評価化学物質の指定取消を行った。	化審法におけるリスク評価の内容は年々複雑化しており、国が行う詳細な評価の実施には多くの時間と労力を要する。また事業者は、優先評価化学物質への指定や詳細な評価である評価Ⅱ候補への選定がされると、取扱の制限、リスクの確認と意見出しなどを行う場合がある。一方で、評価の各段階においてリスク懸念の低い物質が優先化学物質として滞留することがあるため、新たに得られた有害性情報及び暴露情報を用いた検証を行いその指定を取り消すことにより、国によるリスク評価の合理化、事業者による																

			エ 製品含有化学物質のリスク評価手法の精緻化に向け、製品からの化学物質の放出実態に関する調査を行う。その結果を元に、一般消費者を対象としたヒトの生活環境・行動条件を考慮したリスク評価への適応や、化審法の長期使用製品の排出係数決定のための手法確立に取り組む。 なお、実施にあたっては、製品安全分野及びバイオテクノロジー分野が保有する事故原因究明技術、生体分子解析技術等を積極的に活用するものとする。 ●製品含有化学物質のリスク評価の実施に向けた情報収集 1. (2) イにおける第一種特定化学物質に関する製品含有化学物質のリスク評価を行うにあたり、令和2年度に実施した主な暴露源となる製品群や含有濃度等の文献調査情報を整理し、リスク評価に活用した。また、含有の可能性のある製品サンプルについては北陸支所と連携して含有試験を実施し、製品中の含有状況を確認した。 オ ウ及びエの検討等に資するため、関連する OECD の活動等に参画し、情報収集を行う。 OECD 暴露評価作業部会の WPEA 中間報告会議に参加し、長期使用製品の排出係数を見積もる際に活用している排出シナリオ文書、製品含有化学物質のリスク評価に活用の期待できる経皮暴露や子供のマウジングに関する暴露、製品経由の暴露評価ツールの更新などに関する情報の収集を行った。暴露評価ツールに関する調査にも協力し、機構が開発したツール（PRAS-NITE）の情報を提供した。	不要な規制対応コストの削減に貢献するものである。 製品含有化学物質のリスク評価の実施に向けた情報収集を着実に実施した。 OECD 暴露評価作業部会の WPEA 中間報告会議における情報収集及び提供を着実に実施した。											
(3) 化学物質公示名称原案の提供 化審法、労働安全衛生法等において新たに公示される化学物質について、経済産業省の要請に基づき、国際的ルールに従った公示名	(3) 化学物質公示名称原案の提供 化審法、労働安全衛生法等において新たに公示される化学物質について、経済産業省の要請に基づき、国際的ルールに従った公示名	新たな化学物質の公示名称原案作成物質数 (全件実施)	●化審法公示名称原案の作成 化審法等において新たに公示される化学物質について、以下の表のとおり経済産業省の要請に基づき、公示名称の原案を提供した。 <table><tr><td>新規審査判定時に名称付与した件数</td><td>131 件</td></tr><tr><td>第一種特定化学物質候補の名称付与した件数</td><td>69 件</td></tr><tr><td>優先評価化学物質候補の名称付与した件数</td><td>6 件</td></tr><tr><td>監視化学物質候補の名称付与した件数</td><td>0 件</td></tr></table> ●労働安全衛生法公示名称原案の作成及び厚生労働省への提供(全件実施) 労働安全衛生法において新たに公示される化学物質について、以下の表のとおり厚生労働省の要請に基づき、公示名称の原案を提供した。 <table><tr><td>安衛法の届出情報に基づき公示名称案を作成した件数</td><td>630 件</td></tr></table>	新規審査判定時に名称付与した件数	131 件	第一種特定化学物質候補の名称付与した件数	69 件	優先評価化学物質候補の名称付与した件数	6 件	監視化学物質候補の名称付与した件数	0 件	安衛法の届出情報に基づき公示名称案を作成した件数	630 件	新たに公示する物質の名称案を全件作成し、計画どおり達成した。 労働安全衛生法において新たに公示する物質の名称案を全件作成し、計画どおり達成した。	
新規審査判定時に名称付与した件数	131 件														
第一種特定化学物質候補の名称付与した件数	69 件														
優先評価化学物質候補の名称付与した件数	6 件														
監視化学物質候補の名称付与した件数	0 件														
安衛法の届出情報に基づき公示名称案を作成した件数	630 件														

	称の原案を提供する。 また、公示名称については対象物質の化学構造との同一性を追求するとともに他の化学物質関係法令との一層の整合を図る。	称の原案を提供する。 また、公示名称については対象物質の化学構造との同一性を追求するとともに他の化学物質関係法令との一層の整合を図る。	●その他の公示名称現案の作成・確認等 化管法の政令で定める指定化学物質として新たに追加される候補物質の名称や物質の範囲指定等の確認を行い、構造や対象範囲の定義の不明点を指摘し、また必要に応じて名称案を提供した。 ●化学物質名称付与ルールの国際標準の採用 改訂版 IUPAC 命名法である IUPAC2013 年勧告の法律への導入については、機構の働きかけにより、化審法、安衛法とも平成 30 年 4 月届出分から導入された。 厚生労働省から依頼を受けて毒物及び劇物取締法（毒劇法）についてこれまで名称を提案した物質のうち 1 物質について、令和 4 年 1 月に公布され、同年 2 月に施行された。 国内の命名法専門家との情報交換及び機構の業務内容と成果の周知等のため、日本化学会命名法専門委員会（令和 3 年 11 月 2 日）及び IUPAC 高分子部会年会（令和 3 年 8 月 17 日～8 月 19 日）に出席した。 新たに名称付与業務に従事することとなった職員を対象とする名称勉強会を開催した。この勉強会の講師を中堅職員が務めることとし、新規に配属された職員に対し必要な知識を授ける場としつつ、中堅職員にとっても自身のスキルアップにつながるようし、職員の技術力の維持に資する体制を作った。また勉強会はオンライン開催でセンター全体から参加者を募ることとし、センター全体のスキルアップの機会を提供した。 テレワーク中心の業務体制におけるコミュニケーションの改善のため、名称室の若手・中堅職員が業務上の不明点等を気軽に質問できるよう、質問受け付け用のオンライン会議室を設定した。会議室は固定の時間帯に解放することとし、シニアクラスの職員 1 名がその時間内に常駐する形とした。	事業計画にないピンポイントの公示名称案作成・確認依頼についても、事業者による排出量の届出が適切に実施されるタイミングでの国内法施行となるよう、迅速に対応した。 IUPAC2013 年勧告の法律への導入に資する取組を、着実に実施した。																	
（４）化審法関連情報の整備・提供 事業者の化学物質管理等に資するため化審法関連業務で得られた情報を整備・提供する。	（４）化審法関連情報の整備・提供 事業者の化学物質管理等に資するため化審法関連業務で得られた情報を整備・提供する。		ア 経済産業省の要請に基づき、新規化学物質等に関する国への届出情報や 3 省が保有する情報を収載した 3 省共同化学物質データベースシステムについて、システムの維持管理、データの更新を行う。また、必要に応じて、法律の執行における重要度が高い事項について改良を行う。 計画どおり、システムの維持管理及びデータ更新を実施した。 <table><tr><td>新規化学物質届出資料、審査シート等の入力件数</td><td>215 件</td></tr><tr><td>官報公示情報</td><td>185 件</td></tr><tr><td>中間物等に係る申出書・確認書の入力件数</td><td>125 件</td></tr><tr><td>中間物等に係る実績報告書の入力件数</td><td>807 件</td></tr><tr><td>少量中間物等に係る申出書・確認書の入力件数</td><td>74 件</td></tr><tr><td>少量中間物等に係る実績報告書の入力件数</td><td>382 件</td></tr><tr><td>報告された有害性情報のデータ入力件数</td><td>98 件</td></tr><tr><td>低懸念ポリマー（PLC）届出物質のデータ入力件</td><td>46 件</td></tr></table>	新規化学物質届出資料、審査シート等の入力件数	215 件	官報公示情報	185 件	中間物等に係る申出書・確認書の入力件数	125 件	中間物等に係る実績報告書の入力件数	807 件	少量中間物等に係る申出書・確認書の入力件数	74 件	少量中間物等に係る実績報告書の入力件数	382 件	報告された有害性情報のデータ入力件数	98 件	低懸念ポリマー（PLC）届出物質のデータ入力件	46 件	3 省共同化学物質データベースシステムのデータ更新を全件実施し、計画どおり達成した。また、データ入力の効率化を図るため RPA を導入し一定の成果を得られた。	
新規化学物質届出資料、審査シート等の入力件数	215 件																				
官報公示情報	185 件																				
中間物等に係る申出書・確認書の入力件数	125 件																				
中間物等に係る実績報告書の入力件数	807 件																				
少量中間物等に係る申出書・確認書の入力件数	74 件																				
少量中間物等に係る実績報告書の入力件数	382 件																				
報告された有害性情報のデータ入力件数	98 件																				
低懸念ポリマー（PLC）届出物質のデータ入力件	46 件																				

また、化審法新規化学物質届出システムのバージョンアップに伴い、新しいバージョンで作成された届出データを登録できるよう改修を行った。

イ 化審法の規制情報、リスク評価結果、有害性情報等を収載した化審法データベース（J-CHECK）を公開するとともに、システムの維持管理、適時データ更新を行う。また、必要に応じて、3省との合意に基づき改良を行い、事業者に向けた情報提供を行う。

J-CHECK は、化審法に係る法規制情報や国で取得された有害性情報等について事業者を中心に広く一般に提供するデータベースであり、化審法を所管する3省からの依頼により、機構においてシステムの維持管理・改修を行うとともに機構 Web サイトで公開している。

3省と合意した計画のとおり、システムの運用保守及びデータ更新を実施した。令和4年度のデータ更新の詳細は以下のとおりである。

【更新回数・件数・検索数】

更新回数	7回(4/1, 5/31, 7/29, 10/11, 11/29, 1/31, 3/14)
更新件数	41,125件（物質ID*ベース）
利用者による検索数	266,163リクエスト（日英サイトを合算）

*物質ID：J-CHECKでデータを掲載している単位。1つのCAS登録番号と1つの化審法番号（MITI番号）の組合せに対して1つの物質IDを付与している。

【主な更新データ】

- MITI番号とCAS登録番号の組合せデータ（更新件数：755件）
- 法規制分類情報（公示物質情報）
 - 優先評価化学物質、（取消）優先評価化学物質、届出不要物質、新規公示化学物質、第一種特定化学物質
- 製造・輸入数量（令和2年度実績分）
- スクリーニング評価情報（令和3年度公表分）
- 優先評価化学物質のリスク評価ステータス、リスク評価（一次）評価IIの評価書等
- 新規化学物質等の審査情報（審査シート）
- 新規公示化学物質の分解性・蓄積性の判定結果

提供情報の拡張や効率的な運用を図るため、3省と調整の上、毎年システム改修を実施しているが、令和4年度は、現行のデータベース管理システム（Oracle）のサポートが切れるため、将来的

J-CHECKの運用保守を着実に実施し、特段のインシデントもなく、継続的に運用した。

J-CHECKのデータ更新を7回実施し、3省と合意した計画のとおり、着実にデータ整備を実施した。特に、化審法番号（MITI番号）とCAS登録番号の組合せデータは利用者のニーズが大きく、情報拡充の要望の高い情報であるため、それを着実に拡充させることで、利用者の利便性や当該システムの有用性の向上に貢献している。

令和4年度の改修において、データベース管理システムをPostgreSQLに切り替えたことにより、必要なサーバ台数の削減、データベース管理システムのライセンス料・保守料金の減額が見込まれ、コスト削減につながる。

			なコストの削減も見越した上で、新たなデータベース管理システム（PostgreSQL）への変更を行った。具体的には、J-CHECK 用サーバに導入されている Oracle を PostgreSQL に置き換え、また、関連するソフトウェアの設定変更等も実施した。 また、データ更新作業の効率化のために、適宜、作業マニュアルを整備・更新した。		
2. 化管法及び化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律の執行・執行支援業務（1）化管法の執行支援業務 化管法の執行を支援するため、経済産業省の要請に基づき、k の算出方法等に関する問合せ対応等の事業者等への支援を行うとともに、事業者等から届け出られる PRTR（※）データの集計・解析等を行い、国や事業者等に結果を提供する。 ※PRTR：Pollutant Release & Transfer Register 人の健康や	2. 化管法及び化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律の執行・執行支援業務（1）化管法の執行支援業務 化管法の執行を支援するため、経済産業省の要請に基づき、排出量の算出方法等に関する問合せ対応等の事業者等への支援を行うとともに、事業者等から届け出られる PRTR（※）データの集計・解析等を行い、国や事業者等に結果を提供する。 ※PRTR（Pollutant Release & Transfer	PRTR データ集計の実施件数（全件実施）	① 事業者等からの届出データの集計等 化管法の執行を支援するため、事業者等からの PRTR 届出書进行处理する電子計算機システムの運用を行うとともに、PRTR データの集計等を行い、結果を国に提供する。 具体的には、以下の業務を実施する。 ア 経済産業省の要請に基づき、事業者等から届け出られる PRTR データの確認・集計を行い、結果を国に提供する。 なお、事業者から届け出られた当該年度の届出データの内容を確認し、必要に応じて内容照会を行い、データの正確性を確保する。 PRTR 届出データ（32,729 件（全件））の記録・集計を行った。 国から提供された届出外推計結果（届出事業者以外からの排出）を合わせた公表 データ等を作成した（国から令和 5 年 3 月 3 日に公開） PRTR 事務処理を効率化するため、導入している RPA-OCR※を活用・事務処理効率化のためのシナリオの微修正を行い、業務効率化を図った。 ※ Robotic Process Automation- Optical Character Recognition ：光学文字認識及び業務プロセスの自動化） イ 事業者からの届出情報を格納する化管法関連の電子計算機システム（ハードウェア）、電子化された届出を集計・管理する PRTR 届出管理システム（ソフトウェア）、事業者が PRTR 届出書を容易に作成するための PRTR 届出作成支援システムの運用を行う。 化管法関連の電子計算機システムの運用、維持・管理を着実に実施した。 PRTR 届出の受理から届出データ記録、集計までの一連の処理を行う PRTR 届出管理システム（ハードウェアを含む）及び事業者の PRTR 届出書作成を補助する PRTR 届出作成支援システムについて、セキュリティを確保し安定した運用を行うために、運用状況を適宜監視し、脆弱性を回避するためミドルウェア等のアップデート等の維持・管理を着実に実施し、事業者の届出、行政の事務処理の円滑な実施に貢献した。	化管法に基づき届け出られた PRTR データの集計・解析を全件実施し、計画どおり達成した。 届出内容に疑義のある 608 件を照会し、395 件（65%）が修正され（排出量・移動量への影響は、約 2,650 トン減）届出内容の正確性を確保した。 PRTR 書面届出の事務処理において、更に RPA のシナリオの微修正を行い、前年度より作業負担を軽減することができた。 化管法政省令見直しを機に、見直し後の物質への事業者対応を容易にするなど電子届出の利便性を向上させた PRTR 届出管理システムの改修、また見直し後の届出事項に対応させた PRTR 届出作成支援システムの改修を完了し、予定どおり令和 5 年度からの運用に間に合わせた。 また電子届出の利便性を宣伝する各種普及啓発活動により、多くの事業者が電子届出への切り替えを行い、政府のデジタル推進の動きに貢献した（届出の電子届出率：約 6% 上昇）。	

生態系に有害な影響を与えるおそれのある化学物質について、事業所から環境への排出量及び事業所外への移動量を、事業者が把握し国に届け出るとともに、国が集計して公表する制度。	Register) ： 人の健康や生態系に有害な影響を与えるおそれのある化学物質について、事業所から環境への排出量及び事業所外への移動量を、事業者が把握し国に届け出るとともに、国が集計して公表する制度。		ウ 事業者に対して PRTR 届出等に関する啓発活動等を行う。 令和４年度は、特に、化管法改正内容とセットで開催される電子届出の促進に関する、業界団体、自治体及び事業者向けの説明会及び講演会に精力的に講師を派遣した。 <table><tr><td>化管法関連情報の Web サイトの閲覧ページ数</td><td>約 81 万ページ</td></tr><tr><td>自治体担当者向けに掲載した令和４年度 PRTR 届出処理に関する動画再生数（※）</td><td>約 800 回</td></tr><tr><td>自治体担当者向けの国主催の講習会への講師派遣回数</td><td>5 回(5 講座)</td></tr><tr><td>国主催の業界団体、事業者向けの説明会・講演会への講師派遣回数</td><td>36 回</td></tr><tr><td>自治体等主催の事業者向けの講演会への講師派遣回数</td><td>8 回</td></tr></table> ※コロナ禍前に実施されていた説明会の代替として、令和３年度から継続実施。 エ PRTR 届出書の作成や届出書に記載する排出量の算出方法等に関する事業者からの問合せに適切に対応する。 排出量マニュアルや算出方法等の問い合わせ（約 500 件）や、PRTR 届出システム及び PRTR 届出作成支援プログラムへの問い合わせ（約 3,500 件）に回答するとともに、事業者が円滑に届出できるよう、また自治体等が円滑に事務処理できるように支援した。 <table><tr><td>事業者、自治体等からの排出量算出マニュアルや算出方法などの問い合わせ対応件数</td><td>約 500 件</td></tr><tr><td>PRTR 届出システム及び PRTR 届出作成支援プログラムへの問い合わせ対応件数</td><td>約 3,500 件</td></tr></table> ② 解析結果の普及・活用促進等 集計した PRTR データを解析するとともに解析結果の有効活用方法について検討を行い、排出量データを地図上に表示するシステム（PRTR マップ ※）の活用等を通じて、事業者や国等における化学物質管理への活用の促進と、国民への理解の増進を図る。また、化審法のリスク評価結果の活用等により、リスクの懸念のある地域が存在する自治体に働きかけを行い、事業者や自治体の化学物質管理の改善の促進を図る。 具体的には、以下の業務を実施する。 ア 経済産業省の要請に基づき、PRTR データの解析を行う。 「令和３年度 PRTR データの概要」に用いる 462 物質（全件）の解析結果を提供し、令和５年３月３日に公表された資料「令和３年	化管法関連情報の Web サイトの閲覧ページ数	約 81 万ページ	自治体担当者向けに掲載した令和４年度 PRTR 届出処理に関する動画再生数（※）	約 800 回	自治体担当者向けの国主催の講習会への講師派遣回数	5 回(5 講座)	国主催の業界団体、事業者向けの説明会・講演会への講師派遣回数	36 回	自治体等主催の事業者向けの講演会への講師派遣回数	8 回	事業者、自治体等からの排出量算出マニュアルや算出方法などの問い合わせ対応件数	約 500 件	PRTR 届出システム及び PRTR 届出作成支援プログラムへの問い合わせ対応件数	約 3,500 件	自治体の新任担当者向けに PRTR 届出処理について解説した動画を作成し、自治体向けに公開した。（再生回数は合計約 800 回） また、講演会や説明会を通じて、事業者や自治体に対し、PRTR データを活用した化学物質管理の促進を図るとともに、令和４年度は特に、化管法改正内容とセットで開催される電子届出の促進に関する、業界団体、自治体及び事業者向けの説明会及び講演会に精力的に講師を派遣し、上述の電子届出率の向上に貢献した。 PRTR 届出に関する事業者からの問い合わせに適切に対応し、円滑な届出を図るとともに、PRTR データの精緻化に貢献した。 計画どおり、PRTR 届出排出量の傾向についてデータ解析を全件実施し、経済産業省及び環境省から公表された「令和３年度 PRTR データの概要－化学物質の排出量・移動量の集計結果－」及びその関連資料の基礎データとして活用さ
化管法関連情報の Web サイトの閲覧ページ数	約 81 万ページ																	
自治体担当者向けに掲載した令和４年度 PRTR 届出処理に関する動画再生数（※）	約 800 回																	
自治体担当者向けの国主催の講習会への講師派遣回数	5 回(5 講座)																	
国主催の業界団体、事業者向けの説明会・講演会への講師派遣回数	36 回																	
自治体等主催の事業者向けの講演会への講師派遣回数	8 回																	
事業者、自治体等からの排出量算出マニュアルや算出方法などの問い合わせ対応件数	約 500 件																	
PRTR 届出システム及び PRTR 届出作成支援プログラムへの問い合わせ対応件数	約 3,500 件																	

			度 PRTR データの概要」に活用された。 イ PRTR マップを的確に運用し、事業者等と国民とのコミュニケーションツールとして、排出量及び濃度等の暴露情報について視覚的にわかりやすい情報提供を行う。 排出量及び濃度等の暴露情報について国民や事業者等に視覚的にわかりやすい情報提供を行うため、PRTR マップ(化管法に基づき事業者から届出された化学物質の排出量や、排出量を基に推定した大気中の化学物質濃度を日本地図上に表示したシステム)にて情報提供を行っている。 PRTR 制度における大気排出及び濃度情報の安定した運用を行うため、PRTR 対象化学物質の届出大気排出量、推計大気排出量及び濃度を PRTR マップで公開した。 また、事業者、自治体の自主管理に役立てるため、公開データ及び公開データに人口、面積などの情報を付加して加工したデータを作成し、視覚的な評価、解析が可能な GIS ソフトウェアで利用できる形式及び二次加工が可能な csv 形式でダウンロードデータとして提供した。 また、現在の PRTR マップによるデータ提供方法の妥当性等を調査する目的で、PRTR マップの利用実態調査を実施した。 ウ リスクの懸念の地域が存在する自治体・事業所に PRTR データを活用した化学物質管理手法に関する助言を訪問、Web 会議等適切な方法にて行い、地方自治体の環境行政への利用及び事業者の自主管理の推進を目指す。 ●地方自治体及び事業所へのリスク情報の提供 令和元年度から全国を対象に PRTR 対象物質について、PRTR マップを活用したリスク評価を実施している。リスク評価結果及び化審法リスク評価結果を勘案し、優先的に取り組むべき化学物質と地点を明確にし、該当する自治体及び事業者に対して自主管理の促進を図った。 令和 4 年度は、新たに 4 自治体と 9 事業所に対して化審法のリスク評価で得られた有害性評価値等の情報を周知し、併せて化学物質の管理方法等に関して意見交換を行い適正な管理を促した。なお同物質について大気汚染防止法でも検討されていたことから、機構から経済産業省経由で働きかけ環境省の大気汚染防止法担当部署とともに意見交換することで、事業者の法令対応に係る負担軽減を図った。また、前年度以前に訪問した事業所のうち 10 事業所についても、事後確認の意見交換等を行いより一層管理を改善するよう、働きかけを継続して行った。 その結果、計 5 事業所において、適切な排出管理に関する取組が行われた。	れた。 令和 3 年度届出（令和 2 年度把握）に基づく大気排出量、推計濃度を P R T R マップに反映した。また、令和 3 年度届出（令和 2 年度把握）に基づく届出事業所の大気排出量、都道府県市区町村の面積・人口に対応した大気排出量経年データ、令和元年度届出（平成 30 年度把握）に基づく大気排出量、推計濃度、都道府県、国勢調査による 1km メッシュの人口に対応した大気排出量・推計濃度をダウンロードにより GIS で利用できる形式で Web サイトから提供し事業者及び自治体の自主管理の取り組みを支援するとともに、国主催の自治体向け講習会や NITE 講座において、PRTR マップ及びその活用について紹介した。 PRTR データを活用して、全国で環境リスクが懸念される地域を明確にし、機構から自治体に対しリスク情報を提供したことで、それまでリスクについて情報が得られていなかった自治体が、正しくそれぞれの自治体に存在するリスクを認識した。 自治体がリスクについて把握したことにより、自治体と協力しながら業務に取り組むことができ、リスク懸念地域にある事業者に対して、リスクの状況を提供及び化学物質の管理方法等に関する意見交換及び助言を行うことができた。また、新型コロナ禍の影響により、訪問受入可能だった 2 事業所を除き、引き続き該当する事業所へ訪問することが困難だったことから、機構内部での事前検討会や事業者との Web 会議等を複数回行う、同一事業者の異なる事業所又は系列企業について同時に意見交換を行うなどして、できる限り該当事業所の取扱い化学物質の排出管理の実態を把握できるよう意思疎通の補完に努めた。また、同一物質について大気汚染防止法でも検討されていたことから、機構から経済産業省経由で働きかけ環境省の大気汚染防止法担当部署とともに意見交換することで、事業者の法令対応に係る負担軽減を図った。過年度（令和 3 年度以前）に意見交換を実施した事業者に対しても再度フォローアップの意見交換等を実施し、更なる自主管理改善を促した。その結果、指標を 1 上回り、5 事業所が化学物質の管理改善・	
--	--	--	--	--	--

			エ OECD の PRTR ワーキンググループへ参画し情報収集する。 現在、OECD では、PRTR 制度の国際調和化に加え、PRTR データに付加価値を付け政策的に活用することが重要な課題として取り上げており、その課題を解決するための取組が進められているところである。 令和 4 年度は、令和 4 年秋及び令和 5 年 1 月に開催された OECD の PRTR ワーキンググループ会合（ウェブ及び対面各 1 回）及びその下のサブグループ会合（ウェブ 2 回）に参加し、機構の取組を紹介するとともに各国の PRTR の取組に関する情報収集を行い、各国の方向性等を確認した。 ③ 改正された化管法政令の施行に向けた対応の支援 改正された化管法政令の施行に向けた対応が進められていることから、経済産業省の要請等に基づき、技術的知見とデータを活用し、PRTR データ等の分析・集計・加工、化審法のリスク評価にも活用される事業者の PRTR 届出データの精緻化等の技術的サポートを行う。また、化管法政令改正後に PRTR 届出を円滑に実施するため、届出システム等の改修及び事業者支援事業を実施する。さらに、経済産業省と連携し新たに指定化学物質等の取り扱う事業者等への周知・支援の充実を図る。 具体的には、以下の業務体制を強化して実施する。 ア 改正後の届出が円滑に行えるようにするため、PRTR 排出量算出マニュアルの更新等への技術的サポートを通じて、化審法のリスク評価にも活用される事業者の PRTR 届出データの精緻化に貢献する。また、政令改正による第一種指定化学物質の削除・追加及び届出様式の変更に対応するため届出システムの改修を行う。 経済産業省の、PRTR 排出量算出マニュアルの更新について、実施届出情報を確認し適宜照会を実施し、算出方法等について事業者にアドバイスする等、PRTR 届出データの精緻化に貢献した。 また、改正化管法政省令に基づく把握し易い化管法物質リストの更新（修正）、改正化管法に関するよくある問合せをまとめた改正化管法説明動画、また届出システムの AI チャットボットの運用や必要に応じた学習を進め、システム操作説明動画（改修後のシステム）の掲載などの届出支援を実施した。 改正後において PRTR 届出管理システムの利用者の利便性を向上させるとともに、見直し後の届出事項に対応するために必要となる同システムの改修を予定通り完了した。 イ 化審法の運用で使用されている排出係数を構築した知見を活かし、次の化管法の見直しにおける PRTR 物質選定で使われる排出	実態を反映した排出量の把握・精緻化を行い、届出排出量が削減されるなど地域のリスク低減、規制の適正化などに貢献できた。 計画どおり、令和 5 年 1 月に開催された OECD の PRTR ワーキンググループ会合（対面）及びその関連会合（ウェブ 3 回）に参加し、各国の PRTR の取組に関する情報収集を行うとともに、機構の取組について紹介を行った。その他、OECD 文書の更新に向けて協力し、OECD のプロジェクトに貢献した。また、OECD の PRTR に関する SDGs の取組について、機構のケミマガで広く周知することにより、OECD の活動に協力した。 PRTR 排出量算出マニュアルに関して、下記イで記載する化管法見直し PT において、リスク低減活動等で得られた知見・経験に基づき修正すべき点及びその理由について経済産業省へ説明し修正提案を行った。届出システムについては、右に記載したとおり予定通り改修を完了し、令和 5 年度の届出に間に合わせた。 また、改正化管法政省令に基づく把握し易い化管法物質リストの更新（修正）、届出システムの操作に関し令和 3 年度末に導入した AI チャットボットの運用や学習対応、システム操作説明動画（改修後のシステム）の掲載などの届出支援を実施した。その結果、化管法政令改正に伴う事業者負担を軽減し、1 事業所あたりの平均対応費用が約 36 万円、約 3 万ある届出事業所全体で対応費用総額約 110 億減少が見込まれる。 機構主催の勉強会や、経済産業省主催の化管法見直し PT 会議に計 17 回参加・意見交換を行うことで、排出推計に関	
--	--	--	---	---	--

			量の推計手法等の検討に着手する。 関係者の知見・経験の共有化及び人材育成を図るため、年度前半は機構主催、経済産業省関係者も参加する形での排出推計に関する勉強会を開催（計 10 回）し、年度後半は、経済産業省主催の化管法見直し PT 会議に参加（計 7 回）し、知見・経験等に基づく意見交換や提案を行った。また経済産業省の依頼により、次の化管法の見直しにおける PRTR 物質選定で使われる排出量の推計手法等の検討に向けての第一歩として実施している検証作業の一部を実施した。	わる関係者の知見・経験の共有化及び人材育成を図り、次の化管法の見直しにおける PRTR 物質選定で使われる排出量の推計手法等の検討の着手の第一歩を図った。									
（２）化兵法の執行業務 化兵法の執行を支援するため、国際機関による検査への立会い等及び特定物質の許可製造者等に対する立入検査等について、経済産業省の指示に基づき、的確に実施する。	（2）化兵法の執行業務 化兵法の執行を支援するため、国際機関による検査への立会い等及び特定物質の許可製造者等に対する立入検査等について、経済産業省の指示に基づき、的確に実施する。 なお、国際機関との密な連携に努め、立会業務の効率的な実施方法について検討する。	・化兵法に基づく国際機関による検査等への立会い実施件数、実態調査件数（全件実施） ・化兵法に基づく立入検査等の実施件数（全件実施）	ア 化兵法に基づく国際機関による検査への立会い等及び国の立入検査について、経済産業省の指示に基づき、的確に実施する。また、国際機関による検査の円滑化に資するため、対象事業所への実態調査について、経済産業省の指示に基づき、的確に実施する。 令和 4 年度 4 月より、化兵法に基づく国際機関による検査等への立会いが本格的に再開され、夏休み期間を除きほぼ査察対応を行っていた状況であった。OPCW が 1 年間の査察計画を 9 か月（4 月～12 月）で実施したいという意向で、9 月からは祝日のある週を除き、8 週間で 6 週間査察が行われるという非常にタイトな査察が実施された。化兵法に基づく立入検査は、令和 3 年度に実施できなかった事業所を含め、6 事業所を実施した。。 実態調査は、経済産業省のみが行っていた書面による確認を、機構も確認を行うこととし（9 事業所）、経済産業省に報告した。さらに、1 事業所については、書面による確認でなく、実地で実施した方が効率的と判断した行ことから、実地で検査を行った。その際、国際機関による検査が実施された場合に備え、効率的な立会い業務を行うため、ロジや分析付き検査の事業所の対応状況について伴わせて確認を行うよう経済産業省に依頼した。 ●国際機関による検査等への立会い <table><tr><td>国際機関による検査等の立会い実施件数</td><td>18 件</td></tr><tr><td>事前調査の実施件数</td><td>19 件</td></tr><tr><td>実態調査の実施件数</td><td>10 件</td></tr></table> ●立入検査の実施 <table><tr><td>立入検査の実施件数</td><td>6 件</td></tr></table> イ 経済産業省等が実施する研修に積極的に職員を派遣し、検査への立会いに対応可能な職員の育成と対応能力の向上を図る。また、特定物質、指定物質及びこれらの関連物質に対する分析訓練を実施し、分析方法の向上等について職員間での共有を図る。	国際機関による検査等の立会い実施件数	18 件	事前調査の実施件数	19 件	実態調査の実施件数	10 件	立入検査の実施件数	6 件	立会い業務は、国際機関による検査再開が本格化し、検査対応について終了後都度経済産業省と相談し、それを踏まえたマニュアルを作成したことで、円滑な対応を行うことが出来た。 立入検査業務については、令和 4 年度は 6 件実施したが、特段問題なく対応を行うことが出来た。 実態調査については、今後実態調査の対象となる事業者と機構とのやりとりの回数を減らすことが期待でき、双方にとっての実態調査に対する負担を減らすことが期待できる。 分析業務及び分析訓練については、マニュアルを更新したことで、分析に従事する職員育成等の早期化が期待できる。さらに、実践的な分析訓練を実施したことにより、分析技術の向上をはかり、1 名増の 3 名体制を確立した。	
国際機関による検査等の立会い実施件数	18 件												
事前調査の実施件数	19 件												
実態調査の実施件数	10 件												
立入検査の実施件数	6 件												

			経済産業省が実施する、化学兵器対策担当官研修・会議に出席した。 分析業務及び分析訓練については、昨年度から引き続き、業務に従事する者に対し、分析技術の維持・継承を行うため、実践的な分析訓練を実施した。 ウ 必要に応じて、化学兵器禁止機関（OPCW）の会議等に参加し、国際機関による検査への立会いの運用改善等への貢献を目指すとともに、検査実施方法に関する最新関連情報（分析方法、更新された装備品情報等）を入手し、業務実施方法等の見直しを行う。 OPCW の会議にウェブ会議で参加し（3 件）、国際機関による検査の動向に関して情報収集を行った。 また、令和 4 年 9 月には OPCW の会議に実地参加し、現状の日本における検査の実施方法について発表しつつ、他国の検査対応の状況について情報収集を行った。	OPCW の会議に参加したことで国際機関による検査の動向、他国での検査対応方法を把握し、日本での検査対応方法の参考とした。					
3. 化学物質管理情報の整備、提供の強化等 （1）化学物質総合情報提供システム・GHS （※）関連情報等における情報の整備、提供 国内外における化学物質の法規制情報やリスク評価結果等を収集、整理し、化学物質管理プラットフォームである化学物質総合情報提供システム（NITE-	3. 化学物質管理情報の整備、提供の強化等 国内外における化学物質の法規制情報やリスク評価結果等を収集、整理し、化学物質管理プラットフォームである化学物質総合情報提供システム（NITE-CHRIP ※2）の更新を迅速かつ的確に行い、事業者等の利用とともに、更な	・ NITE-CHRIP における検索回数 （過去 5 年平均 ±8%の年間リクエスト数） ・ 3 省から提供された GHS 分類結果の提供物質数（全件実施）	ア NITE-CHRIP を的確に運用するとともに国内外の最新の法規制情報、リスク評価結果、有害性情報等の収載する情報を更新し、国民や事業者等に、情報提供を行う。また、ユーザーの要望等を踏まえ、更なる利便性の向上を図るためデータの整備等を実施する。 ●NITE-CHRIP の情報更新、運用等 NITE-CHRIP は、事業者や国等が法令情報や化学物質の有害性情報をもとに化学物質管理を適正に行うために利用されているデータベースである。化学物質の製造や輸入の際には、化審法や安衛法等に係る規制対象の有無を確認し適切な管理を行い、有害性情報を元に SDS の作成の情報源に利用されている。また、企業内部のデータベースや、アーティクルマネジメント推進協議会（JAMP）、製品含有化学物質情報伝達スキーム（chemSHERPA）、一般社団法人日本化学工業協会が提供する化学物質リスク評価支援ポータルサイト（BIGDr）等の国内の公的な化学物質管理ツールが NITE-CHRIP を情報源として活用していることから、今や事業者が化学物質管理を行うためには欠かせない情報源となっている。 令和 3 年度の更新による情報の追加修正等の情報更新回数の実績は下表のとおりである。 <table><tr><td>NITE-CHRIP の 情報更新回数</td><td>7 回（4/1、5/31、7/29、10/11、11/29、 1/31、3/14）</td></tr><tr><td>NITE-CHRIP の 検索数</td><td>令和 3 年 4 月～令和 4 年 3 月 602 万リクエスト（月平均約 50 万リクエスト）</td></tr></table>	NITE-CHRIP の 情報更新回数	7 回（4/1、5/31、7/29、10/11、11/29、 1/31、3/14）	NITE-CHRIP の 検索数	令和 3 年 4 月～令和 4 年 3 月 602 万リクエスト（月平均約 50 万リクエスト）	NITE-CHRIP のデータ更新を計画どおり 7 回実施し、検索数は約 602 万リクエストとなった。 令和 4 年度には、新規の情報源として「火薬類取締法」、「高圧ガス保安法」、「高圧ガス保安法：一般高圧ガス保安規則」、「高圧ガス保安法：冷凍保安規則」を掲載し、利用者の要望に応えることができた。 また、労働安全衛生法の関係政省令改正により、ラベル表示及び SDS 交付義務対象物質が大幅に追加されることとなり、これらの物質に対する利用者の情報収集へのニーズが高まっていると考えられることから、令和 6 年 4 月から対象となるラベル表示・SDS 交付義務物質（234 物質）についても、施行に先んじて NITE-CHRIP に掲載することで、利用者に最新情報を提供した。 定常的な NITE-CHRIP の情報更新作業においては、最新情報を常に把握するため定期的な巡回・情報収集を行うため、これまで様々な IT ツールを内製で作成、及び RPA ツールを導入してきており、令和 4 年度も引きつづきこれらを	
NITE-CHRIP の 情報更新回数	7 回（4/1、5/31、7/29、10/11、11/29、 1/31、3/14）								
NITE-CHRIP の 検索数	令和 3 年 4 月～令和 4 年 3 月 602 万リクエスト（月平均約 50 万リクエスト）								

CHIRIP) の更新を迅速かつ的確に行い、事業者等の利用に供するとともに、更なる利便性の向上を図る。また、化管法政令改正に伴う事業者の負担を軽減し、SDGs等に定められた適切な化学物質管理の促進に資するべく、政府 GHS 分類の再分類結果等の公開において、国民や事業者等のユーザーに対する更なる利便性の向上とともに、信頼して活用できる最新かつ有用な化学物質の安全性等に関する情報を提供する。また、国内外における法規制動向等に関する情報の収集を行い、国際動向も見据えた運用	る利便性の向上を図る。また、化管法政令改正に伴う事業者の負担を軽減し、SDGs等に定められた適切な化学物質管理の促進に資するべく、政府 GHS 分類の再分類結果等の公開において国民や事業者等のユーザーに対する更なる利便性の向上とともに、信頼して活用できる最新かつ有用な化学物質の安全性等に関する情報を提供する。なお、情報提供にあたっては、必要に応じて関係省庁等と連携しながら実施する。また、国内外における調査能力を高め、継続的な情報の収集、整備、提供を行うとともに	令和 4 年度は、63 の情報源について情報更新が必要であったことから、合計 161 回の更新作業を行った。 また、定常更新だけでなく、利用者等の要望等を踏まえ、「火薬類取締法」、「高圧ガス保安法」、「高圧ガス保安法：一般高圧ガス保安規則」、「高圧ガス保安法：冷凍保安規則」を新規情報源として NITE-CHIRIP に掲載した。 《令和 4 年度に更新した情報源》※印は新規追加した情報源	活用した。これにより、専門的な知見を必要とせず、かつ複雑な判断等を必要としない簡便な作業に費やす時間が削減でき、新規の情報を追加するための時間を確保することが可能となった。今後も引き続き、これらのツールを活用して作業効率を上げつつ、更なる情報源の追加や専門的観点からの情報提供に時間を費やすことにより、より有益な情報収集が NITE-CHIRIP を通じて行えるようになると期待される。 以上のような取組により、事業者にとって有用な国内外の法規制・有害性情報などに関してタイムリーかつ適切な情報提供を行った。これにより、令和 4 年度の NITE-CHIRIP 検索リクエスト数は約 602 万件となり、法規制対応等が必要な多くの事業者の負担（法対応のための調査に要する時間等）を大幅に削減するとともに、適切な化学物質管理を促進し、産業の健全な発展に貢献した。						
		<table><tr><th>カテゴリー</th><th>更新した情報源</th></tr><tr><td>国内法規制情報</td><td>化審法：優先評価化学物質 化審法：（取消）優先評価化学物質 化審法：新規公示化学物質（2011 年 3 月 31 日以前届出） 化審法：既存化学物質 化審法：新規公示化学物質（2011 年 4 月 1 日以降届出） 化審法：旧第二種監視化学物質 化審法：旧第三種監視化学物質 化審法：製造輸入量の届出を要しない物質 化審法：新規化学物質として取り扱わない物質 化管法 （令和 4 年度分までの排出量等の把握や令和 4 年度末までの SDS 提供の対象） 化管法 （令和 5 年度分以降の排出量等の把握や令和 5 年度以降の SDS 提供の対象） 毒物及び劇物取締法 毒物及び劇物取締法：有機シアン化合物から除かれるもの、 安衛法：名称公表化学物質 安衛法：新規名称公表化学物質 安衛法：名称等を表示し、又は通知すべき危険物及び有害物 安衛法：特定化学物質障害予防規則 安衛法：作業環境評価基準で定める管理濃度 安衛法：強い変異原性が認められた化学物質 水質汚濁防止法 高圧ガス保安法※ 高圧ガス保安法：一般高圧ガス保安規則※ 高圧ガス保安法：冷凍保安規則※ 火薬類取締法※</td></tr><tr><td>外国法規制情報</td><td>国連番号（UN Number）／国連危険物分類（UN Hazard Class）、 ロッテルダム条約（PIC 条約） HS コード 第 6 部「化学工業（類似の工業を含む。）の生産品」 EC インベントリ</td></tr></table>	カテゴリー	更新した情報源	国内法規制情報	化審法：優先評価化学物質 化審法：（取消）優先評価化学物質 化審法：新規公示化学物質（2011 年 3 月 31 日以前届出） 化審法：既存化学物質 化審法：新規公示化学物質（2011 年 4 月 1 日以降届出） 化審法：旧第二種監視化学物質 化審法：旧第三種監視化学物質 化審法：製造輸入量の届出を要しない物質 化審法：新規化学物質として取り扱わない物質 化管法 （令和 4 年度分までの排出量等の把握や令和 4 年度末までの SDS 提供の対象） 化管法 （令和 5 年度分以降の排出量等の把握や令和 5 年度以降の SDS 提供の対象） 毒物及び劇物取締法 毒物及び劇物取締法：有機シアン化合物から除かれるもの、 安衛法：名称公表化学物質 安衛法：新規名称公表化学物質 安衛法：名称等を表示し、又は通知すべき危険物及び有害物 安衛法：特定化学物質障害予防規則 安衛法：作業環境評価基準で定める管理濃度 安衛法：強い変異原性が認められた化学物質 水質汚濁防止法 高圧ガス保安法※ 高圧ガス保安法：一般高圧ガス保安規則※ 高圧ガス保安法：冷凍保安規則※ 火薬類取締法※	外国法規制情報	国連番号（UN Number）／国連危険物分類（UN Hazard Class）、 ロッテルダム条約（PIC 条約） HS コード 第 6 部「化学工業（類似の工業を含む。）の生産品」 EC インベントリ	
カテゴリー	更新した情報源								
国内法規制情報	化審法：優先評価化学物質 化審法：（取消）優先評価化学物質 化審法：新規公示化学物質（2011 年 3 月 31 日以前届出） 化審法：既存化学物質 化審法：新規公示化学物質（2011 年 4 月 1 日以降届出） 化審法：旧第二種監視化学物質 化審法：旧第三種監視化学物質 化審法：製造輸入量の届出を要しない物質 化審法：新規化学物質として取り扱わない物質 化管法 （令和 4 年度分までの排出量等の把握や令和 4 年度末までの SDS 提供の対象） 化管法 （令和 5 年度分以降の排出量等の把握や令和 5 年度以降の SDS 提供の対象） 毒物及び劇物取締法 毒物及び劇物取締法：有機シアン化合物から除かれるもの、 安衛法：名称公表化学物質 安衛法：新規名称公表化学物質 安衛法：名称等を表示し、又は通知すべき危険物及び有害物 安衛法：特定化学物質障害予防規則 安衛法：作業環境評価基準で定める管理濃度 安衛法：強い変異原性が認められた化学物質 水質汚濁防止法 高圧ガス保安法※ 高圧ガス保安法：一般高圧ガス保安規則※ 高圧ガス保安法：冷凍保安規則※ 火薬類取締法※								
外国法規制情報	国連番号（UN Number）／国連危険物分類（UN Hazard Class）、 ロッテルダム条約（PIC 条約） HS コード 第 6 部「化学工業（類似の工業を含む。）の生産品」 EC インベントリ								

改善や規制 対応等に貢 献するた め、タイム リーな情報 発信を行 う。 さらに、国 際的な情報 基盤である 日 ASEAN 化 学物質管理 データベー ス(AJCSD) の運用機関 として、日 ASEAN 経済 産業協力委 員会化学産 業ワーキン ググループ での合意に 基づき、日 ASEAN にお ける化学物 質関連の規 制情報を的 確に整備、 提供するこ とにより、 経済産業省 が推進する 「アジア ・サステイ ナブル・ケ ミカル・セ ーフティー 構想」にお ける化学物 質管理制度 の相互調和 の推進の支 援を行う。	に、化学物 質管理の国 際調和に貢 献するた め、国際的 な取組に参 画し、効率 的な評価方 法等の検討 や技術的支 援等に取り 組む。 さらに、国 際的な情報 基盤である 日 ASEAN 化 学物質管理 データベー ス(AJCSD ※3)の運 用機関とし て、日 ASEAN 経済 産業協力委 員会化学産 業ワーキン ググループ での合意に 基づき、日 ASEAN にお ける化学物 質関連の規 制情報を的 確に整備、 提供するこ とにより、 経済産業省 が推進する 「アジア ・サステイ ナブル・ケ ミカル・セ ーフティー 構想」にお ける化学物 質管理制度		REACH：高懸念物質（SVHC） EU：CLP 調和分類 TSCA インベントリ TSCA：重要新規利用規則（SNUR） TSCA：有害な化学物質及び混合物の規制 韓国：化評法（K-REACH）／化管法：有害化学物質、 重点管理物質		
		有害性・リ スク評価情 報	日本政府による GHS 分類結果 厚労省モデルラベル SDS NITE 統合版 GHS 分類結果 環境省化学物質の環境リスク評価結果 OECD：高生産量化学物質（HPV Chemicals） 国際化学物質安全性カード（ICSC） 米国有害物質疾病登録局（ATSDR）:Toxicological Profiles 日本産業衛生学会：発がん分類 日本産業衛生学会：許容濃度 日本産業衛生学会：生物学的許容値 日本産業衛生学会：感作性物質 日本産業衛生学会：生殖毒性物質 国際がん研究機関（IARC）：発がん性評価 米国環境保護庁（EPA）：発がん性評価 米国国家毒性計画（NTP）：発がん性評価 EU：発がん性評価 安全性要約書（JCIA BIGDr） 消防庁：危険物災害等情報支援システム		
		試験結果・ 試験報告書	経済産業省：化学物質安全性点検結果（分解性・ 蓄積性） 厚生労働省：既存化学物質毒性試験 環境省：化学物質の生態影響試験結果 安衛法：がん原性試験実施結果 経済産業省：安全性試験結果（毒性） NITE：安全性試験結果		
		その他	日本化学物質辞書（日化辞）情報 一般情報：日本語名称・英語名称 一般情報：分子式・分子量・SMILES 一般情報：構造式画像及び検索データ		
		定常更新及び新規情報源を今後も適切に行っていくため、引き続 き作業の一部を Robotic Process Automation（RPA）で自動化し て行った。その結果、作業効率が向上し、新規情報源の追加等掲載 作業時間を確保することが可能となった。 令和４年度は、現行のデータベース管理ソフト（Oracle）のサポ ート終了に伴い、新たなデータベース管理システム（PostgreSQL） への更改を行った。これにより、ライセンス費用及びサーバの仮想			

の相互調和 の推進の支 援を行う。		化による将来的なコスト削減が期待される。 イ AJCSD を的確に運用し、ASEAN 各国から提供される最新の法規制情報や有害性情報等を提供する。また、ユーザーの要望等を踏まえ、ASEAN 各国の合意の下、データの整備等を実施する。 AJCSD は、日本及び ASEAN 諸国の化学物質規制に関する情報を提供している。特に法規制情報については、我が国のものも含めて 9 カ国及び 1 国際機関、42 の法令や有害性情報等が収載されており、AJCSD 独自の情報として、延べ約 23, 000 物質が収載されている。 令和 3 年度は 7 回データ更新を行った。ASEAN 各国から提供される法令物質情報のデータ更新等については、引き続き粘り強くフォローを継続中である。 <table><tr><td>AJCSD の情報更新回数</td><td>7 回 (4/1、5/31、7/29、10/11、11/29、1/31、3/14)</td></tr><tr><td>AJCSD の検索数</td><td>令和 4 年 4 月～令和 5 年 3 月 約 20, 190 リクエスト（月平均約 1, 683 リクエスト）</td></tr></table> ウ 事業者による SDS や危険有害性情報についてのラベル作成を支援するため、3 省が実施した GHS 分類結果を確認・修正を行い公表する。また、分類結果の英語版を作成し公表する。さらに、政府 GHS 分類の再分類結果等についてユーザー目線での情報発信（利用者の理解度等に応じた学習教材、ニーズに対応した最新の分類結果一覧等）を行い国連 GHS 専門家小委員会の議事録、等の最新かつ有用な情報の整備・提供を行う。 ●政府による GHS 分類結果の公表 化学品の分類及び表示に関する世界調和システム（The Globally Harmonized System of Classification and Labelling of Chemicals：GHS）は、危険有害性に関する情報について化学品を取り扱う人々に正確に伝えることにより、人の安全や健康及び環境の保護を行うことを目的する、化学物質の危険有害性の分類及びラベル、安全データシート（Safety Data Sheet：SDS）による情報伝達に関する国際的に調和されたシステムである。 令和 3 年度に厚生労働省、経済産業省及び環境省が分類（再分類も含む）を行った 233 物質の GHS 分類結果（日本語及び英語）を令和 4 年 6 月に公表した。また、令和 2 年度分類実施分（253 物質）について、英訳チェックと分類実施省への照会を実施した上で、分類根拠文の英訳を令和 4 年 12 月に公表した。 令和 4 年度は、令和 3 年度分類実施分（258 物質）の健康有害性の分類根拠文の英訳について、発がん性や特定標的臓器毒性等いくつかの項目は英訳作業を外注し、残りの項目については機構内で英訳した。	AJCSD の情報更新回数	7 回 (4/1、5/31、7/29、10/11、11/29、1/31、3/14)	AJCSD の検索数	令和 4 年 4 月～令和 5 年 3 月 約 20, 190 リクエスト（月平均約 1, 683 リクエスト）	AJCSD のデータ更新を 7 回実施し、計画どおり達成した。機構の持つ技術によって、AJCSD は安定運用が可能となった。 今後機構は、ASEAN 各国から TOR に従って提供される情報等を適切に掲載・運用することで、事業者は、AJCSD で最新情報を確認することで ASEAN 域における輸出入等の際の負担軽減が期待される。 政府が令和 3 年度に分類した GHS 分類結果の公表を全件実施し、計画どおり達成した。また、公表した情報を関連するシステム（「NITE 統合版 GHS 分類結果」、NITE-CHRIP、NITE-Gmiccs）に即時に反映することで、事業者が GHS 分類結果を活用しやすい環境を構築し、事業者の化学物質管理コストの低減が期待できる。 また、事業者は分類根拠文の英訳等から情報を得て海外向け GHS 対応ラベルや SDS 作成等を行っているため、前年度の政府 GHS 分類における分類根拠文を遅滞なく英訳し公表することで、事業者の円滑な貿易に貢献していると考えられる。 令和 4 年度は、事業者の要望に応え、最新政府 GHS 分類結果のみを統合した「NITE 統合版 GHS 分類結果」の英語版である「NITE Japan-GHS」を新たに整備し 3 月に公開することで、日本の GHS 分類結果を分かりやすく海外向けに発信することで日本の分類がグローバルに信頼され活用できるような環境を構築した。これについては国連 GHS 専門家小委員会でも日本の進捗状況として報告され国際的に日本
	AJCSD の情報更新回数	7 回 (4/1、5/31、7/29、10/11、11/29、1/31、3/14)					
AJCSD の検索数	令和 4 年 4 月～令和 5 年 3 月 約 20, 190 リクエスト（月平均約 1, 683 リクエスト）						

政府による GHS 分類結果 公表物質数(再分類を含む)	233 物質
分類根拠文の英訳を掲載した物質数	253 物質

令和３年度の GHS 分類結果については、公表とともに、最新の分類結果のみを統合した「NITE 統合版 GHS 分類結果」にも反映した。さらに、ユーザーからの要望を踏まえ、「NITE 統合版 GHS 分類結果」の英語版である「NITE Japan-GHS」を新たに整備し、３月に公表した。

●政府による GHS 分類事業への参画及び産官学連携 GHS 分類情報収集プロジェクトの試行

これまで各省で実施していた政府による GHS 分類事業については、令和４年度より３省（経済産業省、厚生労働省、環境省）、労働安全衛生総合研究所、及び機構が連携して行うことで合意し、GHS 分類検討委員会（労働安全衛生総合研究所主催）に機構職員が委員及びオブザーバーとして出席した。また、政府 GHS 分類事業における情報収集の効率化・分類実施物質の拡充のために、新たに分類根拠として使用可能な試験報告書等を民間企業等から収集する仕組みづくりを機構が担うこととなった（産官学連携 GHS 分類情報収集プロジェクト）。試行の結果、事業者から試験情報を含む 10 件の相談連絡があり、機構による精査の結果、提供された 3 件の試験情報を政府 GHS 分類事業に活用可能な情報として受理した。

産官学連携 GHS 分類情報収集プロジェクトへの問い合わせ件数	10 件
政府による GHS 分類事業に活用可能な提供試験情報の件数	3 件

●国連 GHS 専門家小委員会等の情報収集

国連 GHS 専門家小委員会は予定どおり 7 月と 12 月に現地とオンラインのハイブリッド開催となり、代表らと共に 7 月はオンラインで参加、12 月は現地にて参加した。いずれの小委員会に対しても、厚生労働省からの依頼を受け、機構が対処方針の案を作成し、会議にて対応した議事録の和訳も機構が作成し、HP より公開した。さらに、EU の持続可能な化学物質戦略に関連し、GHS に導入しようとしている有害性項目については、GHS 関係省庁等連絡会議に情報を提供し、日本産業への影響が大きいことが発覚したことから、日化協等と協力して EU 主催の非公式作業グループに参加するなど動向を注視しているところである。他にも専門/非専門に関わらず、化管法や安衛法、また日本の産業に影響する可能性のある動向について注視するため、様々な非公式作業グループに参加し、情報を収集すると共に、適宜、経済産業省や専門家等への共有を行っている。

●NITE-Gmiccs の情報更新、運用等

「GHS 混合物分類判定ラベル/SDS 作成支援システム（NITE-

の GHS 分類が活用されることが期待される。

機構がこれまでに培ってきた知見や技術力が認められていることから、機構が国連 GHS 専門家小委員会で用いる対処方針案の作成や議事録の和訳を行っている。さらに令和 4 年度から分類連携事業では、労働安全衛生総合研究所とともに中心的な役割を担うこととなり、実質的には機構が国内の GHS 普及の旗振り役として貢献している。

SDS 作成支援のために厚労省・経産省・環境省が協力して GHS 分類を実施しているが、分類根拠となる公知データの不足により十分に判定できない物質が増加している。一方で、民間企業では個社で実施した試験データが蓄積している。令和 4 年度は、これらの民間企業が持つ試験データを収集する仕組みづくりを、産官学連携 GHS 分類プロジェクトとして NITE が中心になって実施した。

これにより、今後、民間企業所有の試験データを集める仕組みづくりを NITE が中心となって実施することで、政府 GHS 分類における情報収集の効率化・分類実施物質の拡充が期待される。

さらに、令和 3 年度に実施した NITE-Gmiccs の機能改修（SDS 様式出力機能の追加等）により、令和 4 年度の NITE-Gmiccs の分類実行回数は、4 万件超となった（前年度の約 2.8 倍）。これにより、これまで以上に、化学物質を取り扱う全ての事業者において、混合物の GHS 分類にかかる負担が大幅に軽減し、また、より正確な GHS 分類結果に基づく SDS・ラベルが流通すること等により、事業者間の円滑な情報伝達が促進され、精度も向上することが期待される。

Gmiccs)」は、事業者による混合物の GHS 分類の実施及びラベル/SDS 作成を支援することを目的として Web 上で公開しているシステムである。市場に流通する多くの製品や化学品には 1 種類以上の化学物質が含まれるため譲渡・販売の際には、混合物としての GHS 分類を行い、その危険有害性情報を SDS やラベルにより、通知・表示する必要がある。本システムは SDS やラベル要素を作成するために利用されている。

令和 3 年度に、業界団体や関係省のニーズを踏まえ、NITE-Gmiccs 上で作成した分類結果を SDS 様式に出力する機能（以下、「SDS 様式出力機能」とする。）を追加し、また、NITE-CHRIP の法規制情報や注意書き文言等を自動で SDS 様式に付与する機能も実装した。令和 4 年度は、これらの機能を実装したシステムの運用を開始した。これらの機能については、NITE-Gmiccs の使い方に関する講習会、NITE 講座や経済産業省主催のキャラバン等の講義で広報に努め、その結果、NITE-Gmiccs へのアクセス数を着実に延ばし、下表のとおり、令和 4 年度は分類実行回数が約 4 万回、また、新たに追加した SDS 様式出力機能については出力回数が約 1 万 6 千回となった。

	令和 4 年 4 月 ～令和 5 年 3 月	令和 3 年 4 月 ～令和 4 年 3 月
NITE-Gmiccs の 分類実行回数	40,240 回 (月平均約 3,353 回)	14,466 回 (月平均約 1,205 回)
NITE-Gmiccs の ラベル出力回数	18,949 回 (月平均約 1,579 回)	10,558 回 (月平均約 879 回)
NITE-Gmiccs の SDS 様式出力回数	16,164 回 (月平均約 1,347 回)	-

エ アジアン・サステイナブル・ケミカル・セーフティー構想の下での二国間協力協定（MOC）等に基づき、化学物質管理法制度の最新動向等に係る情報交換、途上国における化学物質のリスク評価手法、インベントリの導入及びそれに伴う化学物質の評価に係る研修等を通じた技術支援を行う。また、化審法等について、我が国における産業界の支援につながる国内外への情報提供を行う。

●化学物質管理法制度の最新動向等に係る情報交換

【台湾】

来年度の定期会合の企画について台湾 SAHTECH と調整した。その結果、来年 11 月に台湾で KCMA も含めた 3 者で開催する方向となった。また、台湾インベントリの既存化学物質名称の誤りについて確認した。

台湾化学物質管理登録センター責任者（環資国際社）との意見交換を実施した（1 月）。新規化学物質の審査制度や体制について情報交換を行った。

各種 MOC 等に基づく取組を、着実に実施した。

			【韓国】 KCMA から、重点管理物質の指定リストの更新情報を受領した（7/5） 【東南アジア】 AMEICC 化学 WG に参加し技術的な対応を行った（8 月）。また、ベトナム 2 国間対応に関する METI、委託業者との打合せに参加し、技術的な支援を行った（9 月）。 オ 欧米の関係機関との間で、化学物質管理に係る情報共有等を進め、協力関係を維持・強化する。OECD の化学品・バイオテクノロジー委員会傘下の活動のうち、NITE の業務に関連する活動の動向を把握し、必要に応じて業務に反映させる。また、これらの活動に対する国の対応について技術的な観点から助言を行う。 ●欧米の関係機関との協力関係の維持強化 【米国 環境保護庁（EPA）】 EPA への職員の派遣については、令和 4 年 5 月に実施。NITE の化審法英訳資料を米国在住の日本企業関係者に紹介するなどの取組を行った。 ●経済協力開発機構（OECD）の化学品バイオ技術委員会（CBC）傘下の活動への参加による情報提供と規制の国際整合化に向けた情報収集 OECD に派遣していた職員の任期が 10 月に切れたため、任期を 1 年延長した。職員を OECD に派遣していることで、特に構造活性相関の分野において情報交換をしているほか、OECD の会合等において、複合暴露、構造活性相関、試験方法、化学物質データベースポータルの開発等の議論への参加又は意見交換を実施し、情報提供を行った。さらに、それら会合等での議論・検討の情報収集を行い、その結果を経済産業省等へフィードバックし、日本の化学物質管理制度の国際整合化を図るために貢献した。また 1 月に開催された化学品バイオ技術委員会（CBC）会合においては、経済産業省による対処方針案の作成に協力した。 新設されたリスク評価に関する理事会決議改定の専門家グループに参画し、電話会議（6 月、9 月、1 月）に参加すると共に、改訂案に対するコメントを提出した。 【OECD】 ・ OECD ハザード評価作業部会会合（6 月）及び電話会議（1 月） ・ OECD/eChemPortal 運営会議（Web 会議 4 月） ・ OECD/IUCLID ユーザ・グループ専門家パネル会議（Web 会議 10 月、3 月）及び電話会議（11 月） 【国連】 ・ 国連 GHS 専門家小委員会は予定どおり 7 月と 12 月に現地とウェブのハイブリッドで開催され、7 月は Web から、12 月は現地で	欧米の関係機関との協力関係及び OECD 活動に係る取組を、着実に実施した。	
--	--	--	--	---	--

			参加した。GHS 関係省庁等連絡会議については、都度、メールでの書面審議が行われた。 ●情報提供と情報収集 【国内勉強会】 海外の化学物質管理規制の最新ニュースを 1 分間コラムとしてまとめ HP 上で公開した（6 件）。さらに内部関係者向けの内容を取り扱った 1 分間コラムを別途作成し、NITE 及び METI の関係者に情報提供を行った（6 件）。また、欧米の化学物質規制及び関連する国際条約に関する勉強会を経済産業省の関係者と共に実施した（2 回）。これにより、化学物質管理行政に関与する職員等の知見向上につながり、結果として国際業務の円滑な遂行、又は国内業務の改善検討等に貢献した。また、機構職員の国際会議での対応能力の向上のため英語研修を企画・開催した。 【国内関係機関との情報交換】 ・住友アメリカ（6 月）、輸出輸入協会（12 月）、JETRO（1 月）と化学品管理の国際動向に関する意見交換を行った。 【海外の関係機関との情報交換】 ・3 月に米国サンフランシスコで開催された ChemCon America2023 において我が国の化学物質管理の動向に関する発表を行った。また、プログラムアドバイザー委員としてプログラムの作成に協力した。				
（2）合理的な評価手法の検討や化学物質管理に関する課題解決の検討 現在の化学物質管理の課題や今後の社会の変化に対応するため、中長期的な視点に立った新たな取組を検討する。例えば、製品のライフサイクルを見据えた化学物質管理や動	（2）合理的な評価手法の検討や化学物質管理に関する課題解決の検討 社会の変化に対応するため、中長期的な視点に立った新たな取組について、その実現可能性の調査検討に取り組む。例えば、ライフサイクルを見据えた化学物質管理や動物実験	ア 国や事業者が実施する化学物質の安全性評価における予測手法（構造活性相関やリードアクロス等）の利用拡大を目指し、情報収集を行いつつ技術的な検討を行うとともに、国や事業者への情報発信を行い、必要に応じて国が実施する調査や事業者による利活用を支援する。 なお、上記検討等に資するため、関連する OECD の活動等に参加し、情報収集を行うとともに、国や事業者への情報発信を行う。 ●反復投与毒性に関する構造活性相関手法の国の審査での活用に向けた技術的な検討 HESS に反復投与毒性試験データ等を追加・更新し、令和 5 年 3 月に公開した。 <table><tr><td>反 復 投 与 毒 性 の 予 測 手 法 の 調 査 ・ 検 討</td><td>反 復 投 与 毒 性 に 関 す る 構 造 活 性 相 関 (HESS) へ の 追 加 物 質 数 反 復 投 与 毒 性 試 験 デ ー タ （ 新 規 物 質 ）</td><td>56 物 質</td></tr></table> ●法執行支援で培った技術のイノベーション支援への転用 ・開発（静岡大との共同研究、2019-2022）において、QSAR モデルの基本計算機能の開発を完了し、化審法の評価で必要となる残留変化物の有無を精度良く予測する機能を世界で初めて実現	反 復 投 与 毒 性 の 予 測 手 法 の 調 査 ・ 検 討	反 復 投 与 毒 性 に 関 す る 構 造 活 性 相 関 (HESS) へ の 追 加 物 質 数 反 復 投 与 毒 性 試 験 デ ー タ （ 新 規 物 質 ）	56 物 質	反復投与毒性に関する構造活性相関手法の国の審査での活用に向けた技術的な検討について、着実に実施した。 化学物質の安全性予測の知見を生かしたイノベーション支援としては、化学物質の安全性評価における動物実験代替法の利用推進の国際的な動向や、AI やデジタル技術の急速な発展・グローバル化の加速による、化学品産業の国際	
反 復 投 与 毒 性 の 予 測 手 法 の 調 査 ・ 検 討	反 復 投 与 毒 性 に 関 す る 構 造 活 性 相 関 (HESS) へ の 追 加 物 質 数 反 復 投 与 毒 性 試 験 デ ー タ （ 新 規 物 質 ）	56 物 質					

	物実験の削減に関する国際動向に対しては、NITEの安全性予測技術を企業の材料開発に活用させることにより、環境に優しい材料の開発を推進する取組を行う。	削減に関する国際動向に対しては、NITEの安全性予測技術を企業の材料開発に活用させることにより、環境に優しい材料の開発を推進する取組を行う。	した。本開発において、NITEが学習データをクリーンアップし、精度を向上させた。（100/4000件、信頼度：70%から87%に向上）。研究成果は日本化学工会で発表し、注目講演として学会からプレスリリースされた。また、システムの化審法審査での運用と一般公開へ向けて、ロードマップを作成した。 ・生分解性の高い化粧品原料を予測する技術の開発（資生堂とのNICE共同事業、2020-2022）資生堂の材料開発技術・試験データと、NITEの安全性予測技術とを融合。資生堂で扱う化粧品原料の約90%（使用量ベース）の生分解性を判定できた。さらに、開発した技術を安全な化粧品原料の開発に役立てた。また、日本水環境学会で生分解性判定フローを提案した。多くの業界関係者から、今後の取組について関心を持たれた。 ・化学物質の最新の評価手法に関するICCA LRI-NITE国際ワークショップを日化協と共催した。全世界から現地90名、オンライン290名が参加した。METI化学物質管理課長が基調講演を行い、NITEから生分解性AI-QSAR等、3件の発表を行った。この分野におけるNITEの取組を業界の関係者に広くアピールできた。 ・HESSを含む化学物質の安全性評価における予測手法の利用を促進するため、事業者向けのリードアクロス講習会をオンラインで実施した。国環研及び国立衛研からも講師を迎え、環境省の後援を得て講習会を開催し、過去最高の参加者数（220名）となった。〔参考：令和元年度（現地開催）37名、令和2年度（Web講習会）最大132名、令和3年度（動画）延べ再生回数1,933名〕アンケート結果において、化粧品業界等からQSARやリードアクロスを規制対応だけでなく、材料開発にも利用したいとの声が多く寄せられた。 ・次年度以降に向けて、AI-QSARシステムの社会実装に向けた企業との協働体制をMETI、静岡大や資生堂と検討した。 イ 関係省庁等と連携し、化学物質管理の課題解決にむけた検討を行う。 新たな化学物質管理のあり方について検討するため、関係省間で今後の基本的な方向性や主な検討課題について経済産業省主導で令和3年度より議論を開始した。機構から政策提言をした新たな化学物質管理のあり方に関係する3つの提案が、経済産業省及び化学物質管理法令所管省の管理職級が参加するあり方勉強会の場において了承された。	競争の激化、サステナビリティに対応した化学品開発の必要性の増大といった背景から、機構がハブとなり、先進企業が有する技術・データの統合化・有効活用を推進し、業界全体に波及させることで、我が国の業界全体で、安全性の高い材料開発の効率化を図ることが重要である。 NICE共同事業で実施した生分解性のQSAR評価結果は、資生堂のSBAS（Sustainable Beauty Actions）の取組（https://international.shiseido.co.jp/sbas-jp.html#）の一環として、資生堂の製品開発に活用された。この結果を展開していくことで、化粧品業界全体への普及によって安全性の高い材料開発の効率化が期待される。 さらに環境省と共同開催したリードアクロス講習会では、これまでのHESS、OECD QSAR Toolboxに加えKATEの使い方を紹介し、参加者の半数以上が類推手法が未経験でありながら、包括的で幅広い情報を得られたと好評を得た。個別企業からの類推手法に関する企業相談に対応し、企業の類推手法に関する理解を深め、それを浸透させることに貢献した。 資生堂や、静岡大と開発した生分解性予測技術を化審法審査や企業の材料開発において利用することにより、我が国の企業が安全な材料を効率良く開発・上市することを促進すると期待される。 新たな化学物質管理を支えるNITE-CHRIPをプラットフォームとした化学物質情報の一元化、安全性試験免除対象の拡大、及びリスク評価制度の課題と解決策の3点について経済産業省及び化学物質管理制度所管省に対して政策提言を行った。その結果、関係省管理職級が参加している「新たな化学物質管理のあり方に関する関係省勉強会」にて了承され、提言内容の実現に向けた検討の着手につながった。	
	（3）化学物質管理に関する理解	（3）化学物質管理に関する理解	●社会人講座の開催・講師派遣等 令和4年度は例年事業者向けに社会人講座として開催してきたNITE講座をweb開講する等、リスク評価をはじめとした化学物質	NITE講座は講義項目・内容や開講時間帯・各講義の所要時間を見直し、総務省消防庁講師による消防法の講義を盛り込んで開催した。また、各編の主な参加対象者および	

促進、普及啓発 化学物質のリスク等についての国民、事業者、行政機関等の相互の理解促進に向けて、情報の受け手側のニーズや提供側の実態等を踏まえながら調査を行いつつ、情報発信を行う。	促進、普及啓発 化学物質のリスク等についての国民、事業者、行政機関等の相互の理解促進に向けて、情報の受け手側のニーズや提供側の実態等を踏まえて調査を行い、化学物質のリスク管理に関する事業者向けの講座等の実施を通して、事業者や産業界に加え、国民に向けた情報発信及び普及啓発活動に努める。		管理に関する技術情報の効果的な普及を図った。 <table><tr><th colspan="2">令和３年度 NITE 講座実績</th></tr><tr><td>日程</td><td>11 月 10 日、11 日：Ⅰ 制度概要編 6 講義 11 月 24 日、25 日：Ⅱ 評価方法編 5 講義 12 月 2 日、3 日：ⅢNITE 活用・支援編 5 講義</td></tr><tr><td>開催方法</td><td>Zoom ウェビナー（本所よりライブ配信）</td></tr><tr><td>参加者数</td><td>約 7,200 名（全 16 講義延べ数。1 講義の最大参加数 772 名）</td></tr></table> 令和４年度は講義項目・内容・開講時間帯や各講義の所要時間を見直し、開催日程をⅠ 制度概論編、Ⅱ 評価方法編について前年の１日から２日間に増強し、総務省消防庁講師による消防法の講義を盛り込んだ。また、17 時までには講義を終了することで業務として参加する受講者が残業なしで参加できるスケジュールとした。更に、web セミナー化で気軽にアクセスして聴講できるメリットを活かし、受講者が必要とする講義を選びやすいように各編の主な対象者を明示するとともに、「専門的」「実務的」の度合いを★３つで示して参加者の募集を行うことで、より必要な方に必要な情報が届く形で事業者役に役立つ情報を発信した。 内閣府の「化学物質の安全管理に関するシンポジウム」を機構、国立環境研究所、産総研が持ち回りで実行委員長となり毎年開催している。令和４年度は機構化学物質管理センター所長が実行委員長となり、全体テーマは「Society 5.0 実現に向けた化学物質管理に係るデータ利活用の推進」として、令和４年 12 月 21 日に web にて開催。231 名が参加した。 機構からは「化審法執行支援における蓄積データの活用」として、化審法執行支援の積み重ねの中で蓄積された試験データ解析結果の、蓄積性評価の合理化、及び少量新規化学物質の確認への活用事例について発表を行った。 ●Web サイトへの情報提供、メールマガジンの配信の実施 化学物質管理に関する情報を広く一般に周知するため、機構の Web サイトを利用し、法規制情報、有害性情報、リスク評価関連情報等について、最新情報を提供した。情報提供の結果、新聞掲載が 10 回（うち 1 回は 5 大紙）あった。 メールマガジン「NITE ケミマガ」を原則として毎週配信し、国内外の公的機関等から公表された化学物質管理に関する最新情報等を取りまとめて提供した。配信登録件数は、令和３年度末時点の 9,744 件から、令和４年度末時点で 10,309 件となった（対前年度比 5.7%増加）。 ●パンフレットの配布等を通じた化学物質管理情報発信 コロナ禍におけるテレワークの普及に伴いパンフレットの配布	令和３年度 NITE 講座実績		日程	11 月 10 日、11 日：Ⅰ 制度概要編 6 講義 11 月 24 日、25 日：Ⅱ 評価方法編 5 講義 12 月 2 日、3 日：ⅢNITE 活用・支援編 5 講義	開催方法	Zoom ウェビナー（本所よりライブ配信）	参加者数	約 7,200 名（全 16 講義延べ数。1 講義の最大参加数 772 名）	「専門的」「実務的」の度合いを明示して参加者の募集を行い、web で開催したことで、必要な講義のみを選んで聴講できると受講者から好評を得た。 Web サイトへの情報提供、メールマガジンの配信について、着実に実施した。 パンフレットの配布等を通じた化学物質管理情報発信について、着実に実施した。	
令和３年度 NITE 講座実績													
日程	11 月 10 日、11 日：Ⅰ 制度概要編 6 講義 11 月 24 日、25 日：Ⅱ 評価方法編 5 講義 12 月 2 日、3 日：ⅢNITE 活用・支援編 5 講義												
開催方法	Zoom ウェビナー（本所よりライブ配信）												
参加者数	約 7,200 名（全 16 講義延べ数。1 講義の最大参加数 772 名）												

			数は減少したものの、化学物質管理センターの業務を紹介するため、化学物質管理センターパンフレット(約 50 部)や NITE-CHRIP パンフレット(約 3 部)、リスク評価に関する解説本である「化学物質と上手に付き合うために」(約 60 部)、「化学物質のリスク評価について」(約 110 部)等の配付を行い、機構の活動の理解促進に努めた。 なお、「化学物質のリスク評価について」については現状に合わせて部分的に更新した ver.9 を発行した。		
--	--	--	--	--	--

4. その他参考情報

I-3. バイオテクノロジー分野

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I－3	バイオテクノロジー		
業務に関連する政策・施策	ものづくり/情報/流通・サービスのうち、バイオ	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人製品評価技術基盤機構法 特許法施行規則 遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（カルタヘナ法）
当該項目の重要度、難易度	【基幹目標】 生物遺伝資源の収集、評価、整理及び提供並びに生物多様性条約に関する法的枠組みの執行支援等を通じて蓄積した技術や知見を活かし、生物遺伝資源等の利用環境を整備し、我が国バイオ産業の中長期的な発展に貢献する。 【重要度：高】 【困難度：高】	関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビューシート番号 0374

2. 主要な経年データ														
① 主要なアウトプット（アウトカム）情報								① 主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）						
指標等	達成目標	基準値	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度		平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	
【基幹目標】 ユーザーニーズに基づく 生物遺伝資源及び関連する 情報の拡充並びに利用 環境整備により、生物資源 データを集約した横断的 プラットフォームの利用数	令和 3 度比 20%増加				47,332 件	79,263 件	139,611 件	予算額（千円）	2,072,203	1,838,680	1,970,834	2,079,852	3,747,396	
新たな微生物遺伝資源の 収集数	産業界からの ニーズ等を 踏まえ、 150 株		471 株	428 株	182 株 （令和 2 年 度からは、 能動的収集 微生物に対 象を限定）	189 株	193 株	決算額（千円）	2,004,881	2,744,807	2,619,113 （予算額と の差異 10% 超の主な理 由は、施設 整備費補助 金の増であ る。）	2,132,997	2,279,717 （予算額と の差異 10% 超の主な理 由は、施設 整備費補助 金を繰り越 したためで ある。）	
企業との共同事業等及び 地域産業振興支援、共通 課題の解決のための技術 的支援の実施件数	10 件		13 件	30 件	31 件	26 件	17 件	経常費用（千円）	2,005,888	2,014,509	2,071,315	1,965,027	2,237,552	
生物遺伝資源のバックア ップ保存数	ユーザーか らの依頼に 基づき全数 を実施	（参考）平 成 29 年度 6,982 株、 平成 30 年 度 10,623 株、令和元	（132 件） 10,623 株 機器 5 台 （ユーザー からの依頼 に基づき全	（168 件） 11,865 株 機器 9 台 （ユーザー からの依頼 に基づき全	（189 件） 12,735 株 機器 9 台 （ユーザー からの依頼 に基づき全	（227 件） 17,187 株 機器 14 台 （ユーザー からの依頼 に基づき全	243 件 （規程改 正に伴い カウント 方法を変 更）（ユ	経常利益（千円）	▲23,836	74,265	75,635	19,818	82,094	

			年度 11,865 株	数を実施)	数を実施)	数を実施)	数を実施)	一ザ一か らの依頼 に基づき 全数を実 施)						
	特許法に基づく特許微生物の寄託の実施件数	全件実施	(参考) 過 去 3 年平均 304 件	317 件 (全件実 施)	291 件 (全件実 施)	319 件 (全件実 施)	264 件 (全件実 施)	290 件 (全件実 施)	行政サービス実施コ スト (千円)	2,002,421	—	—	—	—
	カルタヘナ法に基づく遺 伝子組換え生物等の産業 上の使用等の申請に關す る事前審査件数	全件実施	(参考) 過 去 3 年平均 134 件	104 件 (全件実 施)	174 件 (全件実 施)	71 件 (全件実 施)	47 件 (全件実 施)	60 件 (全件実 施)	行政コスト (千円)	—	2,906,257	2,434,423	2,345,921	2,589,950
	GILSP 遺伝子組換え微生 物リストの告示原案の作 成件数	全件実施	(参考) 過 去 3 年平均 1 件	2 件 (全件実 施)	1 件 (全件実 施)	1 件 (全件実 施)	1 件 (全件実 施)	1 件 (全件実 施)	従事人員数	78	78	75	71	76
	カルタヘナ法に基づく立 入検査の実施件数	全件実施	(参考) 過 去 3 年平均 12 件	14 件 (全件実 施)	9 件 (全件実 施)	0 件 (全件実 施)	5 件 (全件実 施)	8 件 (全件実 施)						
	微生物によるバイオレメ ディエーション利用指針 への適合確認の申請支援 件数	全件実施						3 件 (全件実 施)						
	製品事故の原因物質解析 の実施件数	生体分子解 析技術によ る解析が必 要な全数を 実施	(参考) 過 去 3 年平均 21 件	23 件 (生体分子 解析技術に よる解析が 必要な全数 を実施)	21 件 (生体分子 解析技術に よる解析が 必要な全数 を実施)	22 件 (生体分子 解析技術に よる解析が 必要な全数 を実施)	39 件 (生体分子 解析技術に よる解析が 必要な全数 を実施)	19 件 (生体分 子 解析技術 による解 析が 必要な全 数を実 施)						

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
	年度目標	事業計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				令和４年度業務実績	自己評価		
	基幹目標 生物遺伝資源の収集、評価、整理及び提供並びに生物多様性条約に関する法的枠組みの執行支援等を通じて蓄積した技術や知見を活かし、生物遺伝資源等の利用環境を整備し、我が国バイオ産業の中長期的な発展に貢献する。	基幹目標 生物遺伝資源の収集、評価、整理及び提供並びに生物多様性条約に関する法的枠組みの執行支援等を通じて蓄積した技術や知見を活かし、生物遺伝資源等の利用環境を整備し、我が国バイオ産業の中長期的な発展に貢献する。	ユーザーニーズに基づく生物遺伝資源及び関連する情報の拡充並びに利用環境整備により、生物資源データを集約した横断的プラットフォームの利用数を令和３年度比20%増加	【基盤整備/重要項目】 ① 生物資源データを集約した横断的プラットフォームの安定的な運用、及び生物遺伝資源やそのデータの利活用促進 基幹目標の達成を目指し、バイオテクノロジー分野内に課室横断的なメンバー構成による基幹目標対策会議を設置し、毎月の生物資源データプラットフォーム（DBRP）のアクセス解析と、DBRP の広報・営業、コンテンツ企画の検討を連動させ、より効果的な DBRP の広報活動及び情報の拡充や利用環境整備等による DBRP のユーザビリティの向上を集中的に進めた。また、令和３年度に実施した DBRP のアウトカム及びニーズ・ユーザビリティ調査結果を活用し、DBRP の課題整理やさらなる利活用促進に向けた提案を行い、令和５年度以降の実施内容に組み込んだ。 DBRP については、SEO 対策を兼ねて画面デザインを大幅にリニューアルした。また、検索機能の強化（日本語・英語クエリの相互変換、キーワード検索、絞り込み検索機能の追加）、関連データのマッピング表示機能の追加、各種統計情報（提供機関・コレクション別、プロジェクト別、文献・解析情報、情報種別など）の表示機能の追加を行った。 さらに、ユーザーニーズを踏まえ、以下の情報等を整備し、令和４年度末時点で、菌株の情報 58,156 株分、微生物種の情報 9,043 件、論文・特許・学会発表等の情報 7,742 件、ゲノム情報 3,806 件、画像情報 3,884 件、MALDI-TOF MS 情報 275 件、その他解析情報 1,180 件を公開中である。 ・NBRC 株の細菌の画像データ 367 件（662 枚）、カビの画像データ 285 件（525 枚）、RD 株のカビの画像データ 13 件（254 枚）を追加した。 ・NBRC 株のデータを更新し、データの総数が 100,580 件（微生物株情報 58,134 件、文献情報 7,715 件、解析情報 8,795 件 他）となった。 ・ユーザーからのニーズの高い黄麹菌類縁菌と Lactobacillus グループの NBRC 株（266 株）と RD 株（6 株）のマトリックス支援レーザー脱離イオン化飛行時間型質量分析計（MALDI-TOF MS）データを制限共有制度により公開した。 ・味の素株式会社ライブラリの 16S rDNA 塩基配列の相同性検索（BLAST）データセットを追加した。 ・国立研究開発法人新エネルギー・産業技術開発機構（NEDO）「植物等の生物を用いた高機能品生産技術の開発／高生産性微生物創製に資する情報解析システムの開発」プロジェクトの成果である機構保有株のカロテノイド生産能の高精度公開データについて、公開データをチェックし、他機関への外部リンク先の変更等のデータ更新を実施した。	評価：A 令和４年度の基幹目標の指標である「ユーザーニーズに基づく生物遺伝資源及び関連する情報の拡充並びに利用環境整備により、生物資源データを集約した横断的プラットフォームの利用数を令和３年度比 20%増加」について、令和４年度は令和３年度比 76%増と目標を大幅に上回り達成した。 これは、より効果的な DBRP の広報活動や、利用者のニーズを踏まえた情報の拡充、機能追加等の利用環境整備により、DBRP の認知度や微生物の付加価値が向上したことで利用数増に繋がった可能性が示唆される。 また、基幹目標を除く全ての定量的指標（全件実施を除く。全件実施指標についても全件実施を達成）が 120%を達成するとともに、以下について、機構独自の知見・技術や連携を活かして主体的に取組を行い、行政や産業界、国民に積極的に働きかけることにより、社会に対し事業計画で求められる水準を超えて非常に高い効果を生み出し、安全・安心な国民生活や健全で持続性のある産業発展に貢献した。 ○世の中の興味・関心を踏まえた、魅せる広報、響く普及啓発による機構バイオテクノロジーセンター（NBRC）及びバイオ産業のプレゼンス向上 バイオ戦略有識者、知的基盤整備委員、経済産業省や企業等の NBRC ご視察等が 19 件（前年度 3 件）あり、相手の理解度や興味に応じて内容を精査して限られた時間での魅せる広報を実施したことで、視察者の NBRC へのご理解が深まり、委員会等での前向きなご発言や、NBRC や DBRP を活用いただく機会に繋がった。 また、NBRC 設立 20 周年の節目として「微生物が拓く未来～社会課題解決と経済成長の実現に向けて～」をテーマとした記念シンポジウムを開催し、企業、大学、公的機関、業界団体等からのべ約 650 名の参加や、新聞記事にも掲載されるなど注目と関心を集めることができた。シンポジウムでは、NBRC の微生物やデータ、技術が着実に事業化や成果に繋がりに産業に貢献していることや、バイオものづくりの推進において NBRC がなくてはならない存在であることを、有識者の方から産業界に対してアピールいただき、多くの方々に NBRC の成果や役割を知っていただくことができた。 ○微生物の安全管理に係るデータの一元的な提供及び利活用支援による社会実装の推進 微生物の法規制や危険度の判断基準となる情報や、有害性	評価 A ＜評価に至った理由＞ 定量的に A の基準を満たしている。特に、生物資源データプラットフォーム（DBRP）の利活用促進に向けて、生物遺伝資源の収集、データ拡充など従来の取組だけに留まることなく、新たに大学で DBRP に関する講義・実習を行うなど、機構独自の知見・技術やネットワークを活かし、主体的かつ積極的に取組を進めたことで、バイオものづくりの発展に貢献した。こうした成果も踏まえ、所期の目標を上回る水準と認められるため「A」評価とした。 ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞ 引き続き目標に沿って取り組んでいただきたい。 ＜その他事項＞ （有識者からのコメント） ・遺伝資源収集については、バイオ燃料、グリーンイノベーションや CO2 削減に向けて、様々な活動で地道なデータ拡充と活用の推進が進んでおり、データ拡充について高く評価する。 ・バイオレメディエーションについては、土壌汚染の処理について物理化学的な方法で土壌を洗浄することは大変であるが、すでに大手ゼネコンが商業的な浄化工事を実際に始めているということは、非常にインパクトが大きい。社会実装の拡大に向けて進んでいるところを非常に大きな成果だと評価する。 ・冠動脈性疾患症の診断薬については、機構が菌株を提供し、社会実装へ繋がっており、顕著な成果が出ている。機構の広報活動が浸透してきた成果だと思っているが、こういった所への菌株提供やそれに付随する情報提供も着実に進む中で、企業からの要請に応じて、今後、共同研究も仕掛けていくことができる。 ・単に菌株を提供するだけではなく、機構のデータベースを使って積極的に共同事業に関与することは、機構にしかできない活動であると思うため、今後も進めて頂きたい。	

以上の取り組みの結果、利用数は最終的に令和３年度比 76%増となり、基幹目標の指標を大幅に上回り達成した。

② 安全性や信頼性の確保とイノベーション促進を両立させる、生物遺伝資源等の産業利用における環境整備

微細藻類を用いた燃料、化成品生産等の研究開発が進展し、高効率な生産を実現するために遺伝子組換え体の開放系での利用が想定されていることを背景とした「遺伝子組換え生物の開放系利用における審査支援体制整備事業」に関して、経済産業省及びカルタヘナ法の共管省庁となる環境省のほか、有識者による評価手法検討委員会を計３回開催した。委員会での議論を経て、経済産業省への承認申請手続に必要となる生物多様性影響評価書の作成を支援するための「遺伝子組換え真核微細藻類の第一種（開放系）使用に係る生物多様性影響評価書作成ガイダンス」の案を策定し、経済産業省に提出した。

また、日本農芸化学会 2023 年度大会におけるシンポジウム「バイオの新産業基盤になるか？ 遺伝子組換え微生物の新しい利用形態「カルタヘナ第一種使用」の可能性を探る」にて「遺伝子組換え微細藻類の第一種使用に向けたカルタヘナ法整備事業の紹介」と題する講演を行い、本事業の成果について発表した。

に関わる遺伝子の推定を支援する「微生物有害情報データベース (M-RINDA)」について、ニーズを踏まえたりリニューアルや、近年の微生物の分類体系の見直しにより多くの学名が変更（学名の新規提案や訂正は 2018 年頃以降年間約 2,000 件程度に増加）されている状況を踏まえ、参照する出典における掲載名と関連する学名を確認できるように情報を整備した。M-RINDA は経済産業省のカルタヘナ法申請マニュアルに引用されていることに加え、M-RINDA での確認を義務づける複数の企業があるなど、微生物評価・管理において利活用が進んでおり、機構は安全面でも微生物の産業利用に貢献している。

また、発酵や食品分野に初めて参入した事業者から、海外展開のために慣れていない GRAS※申請を行うにあたり、M-RINDA を用いることで日本語での検索により速やかに必要なデータを取得し提出することができ、これから海外への販売を仕掛けるところ、とのコメントをいただいた。微生物の安全性情報をとりまとめた国内で唯一の DB を提供する機構の知見やデータの強みを活かして、安全な微生物の産業利用に加え、新規参入や中小企業等裾野の拡大にも貢献した。

※GRAS：米国アメリカ食品医薬品局（FDA）より食品添加物に与えられる安全基準合格証で、国際的に広く認知されている。

○社会的要請を踏まえた遺伝子組換え微生物の工業利用に係る制度構築や運用の適正化

遺伝子組換え微細藻類の第一種（開放系）利用について、微生物に関する知見を基に、産業利用の推進と適切なリスク管理の両面を意識しつつ、生物多様性への影響を適切に評価するために必要となる情報の整理や評価手法の具体化を実施し、有識者委員会を経て、生物多様性影響評価書作成のためのガイダンス（案）を経済産業省に提出した。今後、ガイダンスの公表や申請・審査の体制を整備することにより、開放系利用によるバイオものづくりの推進や申請手続きの合理化が図られる見込みである。

○機構による技術支援や事業成果、機構の微生物の利用による社会実装の実現

これまでの企業等との連携事業における技術支援や、成果の活用により、企業が開発した技術の商業化が令和４年度に２件開始され、社会実装を実現した。うち１件は、環境改善に資する優れた技術であると評価され、令和３年度土木学会環境賞を受賞した。

これらの社会実装により、工期を従来の 1/3 に短縮しコストを半減した環境負荷の低い環境浄化技術の普及や、これまで世の中になかった検査の多くの方による利用を実現した。

また、機構の微生物を用いて、企業が診断薬に使われる酵

				素の開発に成功し、従来品に比べて安定性、保存性、簡便性に優れた製品の販売が開始された。 このように、機構による技術支援、機構の事業成果や微生物の提供が、有用な製品・サービスの開発や、環境負荷の低い技術の普及に貢献した。 中期方針１年目として微生物やデータの拡充と技術提供による企業の社会実装支援を行うとともに、グリーンイノベーション基金事業に幹事機関として提案し採択された。２年目以降はカーボンニュートラル実現に向けた取り組みを実施予定。																										
1. 生物遺伝資源の産業利用促進 （１）微生物遺伝資源の収集・保存・提供 生物多様性条約や名古屋議定書等生物遺伝資源に関する国際動向等を踏まえ、我が国産業界等が利用可能な微生物遺伝資源の収集を行うとともに、ユーザーニーズを的確に捉えた微生物遺伝資源を提供（分譲）し、利用を促進する。また、微生物遺伝資源の品質管理の向上やバ	1. 生物遺伝資源の産業利用促進 （１）微生物遺伝資源の収集・保存・提供 生物多様性条約や名古屋議定書等生物遺伝資源に関する国際動向等を踏まえ、我が国産業界等が利用可能な微生物遺伝資源の収集を行うとともに、ユーザーニーズを的確に捉えた微生物遺伝資源を提供（分譲）し、利用を促進する。また、微生物遺伝資源の品質管理の向上やバ	新たな微生物遺伝資源の収集数（産業界からのニーズ等を踏まえ、150株）	ア 微生物遺伝資源の寄託手続きを滞りなく行うとともに、バイオ戦略の市場領域やヒアリング等により得られた産業界からのニーズを踏まえ、機構単独での微生物遺伝資源の収集及び他機関と連携した共同事業等により、微生物遺伝資源の収集を行う。このため、微生物遺伝資源の的確な受入れ体制を維持する。 国内外の様々な環境からの新しい微生物遺伝資源の分離、国内外の生物遺伝資源機関（BRC）との微生物遺伝資源の交換、外部研究者からの譲渡・寄託により、微生物遺伝資源を収集し保存している。 収集した微生物遺伝資源は、事業者や研究機関が、製品開発や物質生産などに利用するために提供している。また、公的試験方法（日本産業規格（JIS）や日本薬局方など）に指定された微生物遺伝資源も安定的に提供している。 <table><tr><th colspan="2">項目</th><th>年度</th><th>令和４年度</th><th>令和３年度</th></tr><tr><td colspan="5">産業利用上重要な微生物※（NBRC 株）</td></tr><tr><td></td><td>登録数</td><td></td><td>463 株</td><td>497 株</td></tr><tr><td colspan="5">有用機能等の探索源となる微生物（RD 株）</td></tr><tr><td></td><td>保存数</td><td></td><td>83 株</td><td>92 株</td></tr></table> ※：産業利用上重要な微生物の種類：新たな医薬品や食品等の開発に役立つヒト由来の微生物、ものづくりに活用できる微生物、技術開発等のためのリファレンスとなる微生物等 特に、産業界のニーズが高い微生物遺伝資源を 193 株（指標値比 129%）収集し、指標を達成した。 対応した主なニーズは以下のとおり。 ・皮膚常在菌のマラセチアや糞便から単離された酪酸産生菌を含むヒト由来微生物 50 株の提供を開始した。 ・果実や花由来の植物由来酵母や日本製造ワインおよび醸造用ブドウのマスカット・ベリーA から分離された酵母等 66 株の提供を開始した。 ・クラフトビールを含む食品から単離された微生物 25 株の提供を開始した。	項目		年度	令和４年度	令和３年度	産業利用上重要な微生物※（NBRC 株）						登録数		463 株	497 株	有用機能等の探索源となる微生物（RD 株）						保存数		83 株	92 株	バイオ戦略等に基づき、バイオものづくりやヘルスケア、機能性食品、製品の品質管理等においてニーズの高い微生物等、計 193 株（指標値比 129%）の微生物遺伝資源を収集し、指標を達成した。	
項目		年度	令和４年度	令和３年度																										
産業利用上重要な微生物※（NBRC 株）																														
	登録数		463 株	497 株																										
有用機能等の探索源となる微生物（RD 株）																														
	保存数		83 株	92 株																										

イオバンク （微生物等 生物材料と その関連情 報を収集保 管提供する 施設）の運 営管理要件 等に関する 国際標準化 への対応を 図るととも に、微生物 遺伝資源を 安定的に保 存、供給す る体制を維 持する。	（微生物等 生物材料と その関連情 報を収集保 管提供する 施設）の運 営管理要件 等に関する 国際標準化 への対応を 図るととも に、微生物 遺伝資源を 安定的に保 存、供給す る体制を維 持する。		・食品業界や化粧品業界でのニーズの高い、果実や花を含め植物から単離された乳酸菌 24 株の提供を開始した。 イ 遺伝子塩基配列情報やタンパク質情報を用いて、微生物遺伝資源の簡便で効率的な品質管理を行う。ISO9001 に適合した微生物遺伝資源の管理を維持する。 特定の遺伝子の塩基配列情報に基づく同定による学名の確認に加え、一部の菌株については、遺伝子配列の代わりに、菌株のタンパク質の質量分析データから迅速かつ低コストに同定する手法を用い、微生物遺伝資源の簡便で効率的な品質管理を確実に実施した。 供給する生物遺伝資源の品質を確保するため、国際規格 ISO 9001 に基づく品質マネジメントシステムのマネジメントレビューを 3 回開催し、運営状況を確認した。品質マネジメントシステムの適合性及びシステムが効果的に運用されているかを内部監査により確認した。10 月 19 日から 20 日にかけて受審した定期審査では、マネジメントシステムが維持されていると判断された。また、ISO9001 に基づく業務について、運用の見直し及び明確化のため、ISO9001 品質マネジメント規程を部門規程として制定すると共にそれに紐付いた 5 つのマニュアルを第 2 次文書として制定した。 ウ ユーザーニーズを的確に捉えた微生物遺伝資源を提供（分譲）し、利用を促進する。また、企業等が各国及び我が国それぞれのアクセスと利益配分の措置を遵守した上で生物遺伝資源をより容易に利用できるよう、アジアの BRC と連携した生物遺伝資源の移転・利用に関する取組を実施する。 ユーザーからの微生物遺伝資源の提供依頼に対して微生物遺伝資源の提供を全件対応し利用件数は 2,914 件であった。 改正割賦販売法に対応するとともに、機構においてクレジットカード番号の取得を行わないようにするためにクレジットカード決済代行会社の利用を令和 4 年 5 月に開始した。さらにその決済をメールリンク方式から画面遷移方式に令和 4 年 10 月に移行した。 メール誤送信対策として共通メールアドレスからのメール送信件数削減に令和 3 年度から取り組み、令和 4 年度はクレジットカード決済画面遷移方式への移行（令和 4 年 10 月）、依頼必要書類アップロード機能の追加（令和 4 年 10 月）、オンライン受付システムのマイページへの発送予定日確認機能の追加（令和 4 年 10 月）、海外銀行振込の廃止（令和 4 年 11 月末）等の対策を行った。共通メールアドレスからの送信件数は対策前の 750 件/月（令和 3 年 4 月）から 200 件/月（令和 5 年 3 月）へ減少し、依頼一件当たりのメール送信回数は 3.3 回から 1 回へ減少した。 受益と負担の適正化のため、直近の実費に基づいて手数料の見直しを行った。新たな手数料はメールマガジン等で周知を行い、	機構の微生物を用いて、企業が診断薬に使われる酵素の開発に成功し、従来品に比べて安定性、保存性、簡便性に優れている有用な製品の販売が開始されるなど、社会実装に繋がっている。	
---	---	--	--	--	--

NBRC 株は令和 4 年 4 月 1 日と令和 5 年 2 月 1 日に手数料を改定した。

マイクロバイーム分析における結果のばらつきを評価するために、NEDO 先導研究プログラム「ヒトマイクロバイーム関連計測の標準基盤整備」で開発した「NBRC ヒト常在微生物カクテル」に用いている技術を横展開して「従来版 NBRC 微生物カクテル」の品質を向上させた「改良版 NBRC 微生物カクテル」の提供を開始した。

○微生物遺伝資源の利用件数（国内）

年度		令和 4 年度	令和 3 年度
項目			
微生物遺伝資源の利用件数		2,914 件	2,749 件
内訳	NBRC 株	2,738 件	2,556 件
	RD 株	117 件	134 件
	微生物カクテル	41 件	19 件
	共同事業等における提供等	18 件	40 件

○微生物遺伝資源の分譲・提供株数

年度		令和 4 年度	令和 3 年度
項目			
NBRC 株			
分譲数	微生物株	8,201 株	7,895 株
	DNA クローン	0	249
	ゲノム DNA	21	26
RD 株			
提供数		2,179 株 (うち、新規 702 株)	2,615 株 (うち、新規 1,331 株)
微生物カクテル			
提供数		Cell-Mock-001 7 セット DNA-Mock-001 1 本 Cell-Mock-002 21 セット DNA-Mock-002 17 本 Cell-Mock-003 56 セット DNA-Mock-003 13 本	Cell-Mock- 001 15 セット DNA-Mock-001 8 本

エ これまで機構が蓄積してきた微生物遺伝資源の品質管理等に関する経験と専門的知識を活用し、ISO/TC276 等の国際標準化会議において、バイオバンクの運営管理要件等に関する ISO 国際標

			準化事業及びそれらの JIS 化事業に貢献する。また、当該貢献にあつては、適合性認定分野が有する認定に関する経験と専門的知識を活用する。 バイオバンク（微生物等を含む生物材料とその関連情報を収集・保管・提供する施設）の施設等の要件に関する国際標準化活動（ISO/TC276（Biotechnology）WG2（Biobanks and BRCs））に我が国の生物遺伝資源機関（BRC）の代表として参画した。具体的には、ISO/TC276 のエキスパートとして、TC 会議、国内委員会及び国内分科会に出席し、平成 30 年に発行した「バイオバンク（微生物を含む全ての生物材料とその関連情報を収集保管提供する施設）の施設等の要件に関する国際標準規格書（ISO 20387）」に係る、微生物バンクに特化した国際標準規格書（ISO 24088-1）について、我が国が既に構築している品質管理に沿った規格となるよう規格文書の作成に参画し、本規格は令和 4 年 7 月に発行された。また、国内での認定審査等の整備と微生物バンクの認知度向上に向けて ISO 20387 の JIS 規格化検討に参画した。さらに、ISO/TC276 で現在開発中の国際規格の規格原案 1 件について、NBRC 株の掲載を働きかけた。		
（2）世界最先端のバイオエコノミー社会の実現に向けた生物遺伝資源情報の収集・提供及び利活用促進 我が国の強みを活かした世界最先端のバイオエコノミー社会の実現に貢献するため、バイオとデジタルの融合に向けた横断的プラットフォームの基盤整備を進めるとともに、さらなる生物資	（2）世界最先端のバイオエコノミー社会の実現に向けた生物遺伝資源情報の収集・提供及び利活用促進 我が国の強みを活かした世界最先端のバイオエコノミー社会の実現に貢献するため、バイオとデジタルの融合に向けた横断的プラットフォームの基盤整備を進めるとともに、さらなる生物資	ア 公的機関等が保有するデータベースとの連携を含め、微生物を主とする生物資源データを集約した横断的プラットフォームの安定的な運用を行う。また、利用手続き等のルールに基づき、制限共有機能を運用する。その他、横断的プラットフォームの活用、普及に繋がるユーザーからの提案や要望を的確に捉えつつ、ユーザーオリエンテッドな機能拡充や運用改善を行う。 令和 4 年度は、SEO 対策を兼ねて DBRP の画面デザインを大幅にリニューアルした。また、検索機能の強化（日本語・英語クエリの相互変換、キーワード検索、絞り込み検索機能の追加）、関連データのマッピング表示機能の追加、各種統計情報（提供機関・コレクション別、プロジェクト別、文献・解析情報、情報種別など）の表示機能の追加を行った。 イ 企業や大学等が保有している産業有用微生物の情報や、国家プロジェクトで取得した生物資源関連データを一元化し公開する。また、ユーザーニーズも踏まえた上で、生物遺伝資源が生産する物質等の情報、生物遺伝資源の属性、機能、遺伝子等に関する情報等を収集・整理し、ユーザーの利用しやすい形で提供する。 ユーザーニーズを踏まえて以下の情報等を整備し、令和 4 年度末時点で、菌株の情報 58,156 株分、微生物種の情報 9,043 件、論文・特許・学会発表等の情報 7,742 件、ゲノム情報 3,806 件、画像情報 3,884 件、MALDI 情報 275 件、その他解析情報 1,180 件を公開中である。 ・NBRC 株の細菌の画像データ 367 件（662 枚）、カビの画像データ 285 件（525 枚）、RD 株のカビの画像データ 13 件（254 枚）を追加した。	利用者のニーズを踏まえた情報の拡充、機能追加等の利用環境整備により、DBRP の認知度や微生物の付加価値を向上した。		

源データの集約・拡充、及びデータの利活用促進を図る。	源データの集約・拡充、及びデータの利活用促進を図る。	・NBRC 株のデータを更新し、データの総数が 100,580 件（微生物株情報 58,134 件、文献情報 7,715 件、解析情報 8,795 件 他）となった。 ・ユーザーからのニーズの高い黄麹菌類縁菌と <i>Lactobacillus</i> グループの NBRC 株（266 株）と RD 株（6 株）のマトリックス支援レーザー脱離イオン化飛行時間型質量分析計（MALDI-TOF MS）データを制限共有制度により公開した。 ・味の素株式会社ライブラリの 16S rDNA 塩基配列の相同性検索（BLAST）データセットを追加した。 ・NEDO「植物等の生物を用いた高機能品生産技術の開発／高生産性微生物創製に資する情報解析システムの開発」プロジェクトの成果である機構保有株のカロテノイド生産能の高精度公開データについて、公開データをチェックし、他機関への外部リンク先の変更等のデータ更新を実施した。 ウ 生物遺伝資源に関連するデータの利活用促進に向けた広報・営業活動を実施する。 バイオ産業の中長期的な発展に貢献すべく NBRC の技術を広く普及することと、NBRC のプレゼンス向上を意識し、以下 5 件の微生物遺伝資源に関連するデータの利活用促進に資する講習会等を実施した。 ①BioJapan2022 において、ブース出展を行い生物遺伝資源に関連するデータの利活用促進に向けた広報・営業活動を行うとともに、スポンサーセミナー「バイオものづくり推進のための微生物 DNA 情報の利活用を巡る国内外の情勢と将来像」（オンライン開催）を実施した。 バイオものづくり分野における我が国の政策を紹介するとともに、国際塩基配列データベースの国際協調（INSDC）の取組である DNA 等のデータ利用に関する環境整備、DNA 解析技術の向上に伴う微生物ゲノム情報の利活用に関する国内外の取組、微生物 DNA 情報の活用の将来像について解説した。また、バイオものづくり推進のために機構が構築した生物資源データプラットフォーム（DBRP）と、そのデータ拡充や機能拡張についても最新情報を提供した。 ②NITE 講座において、「“バイオものづくり“に向けた微生物の利活用基礎講座」のテーマで、バイオテクノロジー分野の職員が、企業等による微生物遺伝資源の利活用促進に貢献する機構の取組、DBRP の紹介などを行った。 ③国立研究開発法人科学技術振興機構バイオサイエンスデータベースセンター（NBDC）における「トーゴーの日シンポジウム 2022」にて、「NITE 新システムのご紹介 ～「ScreenHit」と「cereco」～」及び「DBRP（生物資源データプラットフォーム）のアップデート」と題してポスター発表を行い、「ScreenHit」と	BioJapan2022 ではテーマを絞った効果的な展示を行った結果、ブース来訪者は前年度比 1.7 倍となり、また、NITE 講座においても、バイオものづくりの新規参入者という聴講者のターゲットを絞り、双方向コミュニケーションにより参加者が必要とする情報を提供した結果、参加者は機械・電気や商社等の新規分野を含め前年度比 2 倍となるなど、NBRC のプレゼンス向上に繋がった。 また、生物資源データプラットフォーム（DBRP）の利用促進に向けて、シンポジウムやセミナー等においても DBRP の具体的な利用方法についての広報活動を実施し、令和 4 年度に追加された新たな機能の広報にも繋げることができた。	
----------------------------	----------------------------	---	--	--

			「cereco」の開発状況を説明するとともに、DBRP に新規に掲載したデータ、画面やインターフェースの更新、及び新規追加機能について紹介した。 ④九州経済産業局及び九州環境エネルギー産業推進機構主催のセミナー「環境・エネルギー産業ビジネスセミナー～バイオの力で世界を変える！微生物活用で始める新規事業～」において、生物資源データプラットフォーム（DBRP）の利用方法に関するワークショップを行い、九州地域の微生物とそれらデータの産業利用について紹介した。 ⑤生物遺伝資源に関連するデータの利活用促進に向けて、各種学会（第 26 回 腸内細菌学会、第 36 回 放線菌学会、第 74 回日本生物工学会、第 17 回 日本ゲノム微生物学会年会）にてブース出展を行い、生物資源の利用者拡大や認知度向上につなげるとともに、バイオ産業の発展に貢献するため、成果の公表等の情報発信を行った。		
（3）生物遺伝資源やその情報の利活用を通じた産業化の支援 生物遺伝資源やその情報の利活用による産業化を支援するため、企業等との共同事業等により、企業等による微生物遺伝資源や関連データを利用した製品化及び事業創出の実現、バイオ産業が抱える共通課題の解決を支援する。また、国家プロジ	（3）生物遺伝資源やその情報の利活用を通じた産業化の支援 生物遺伝資源やその情報の利活用による産業化を支援するため、企業等との共同事業等により、企業等による微生物遺伝資源や関連データを利用した製品化及び事業創出の実現、バイオ産業が抱える共通課題の解決を支援する。また、国家プロジ	・企業等との共同事業等、共通課題の解決のための技術的支援の実施件数（10 件） ・生物遺伝資源のバックアップ保存数（ユーザーからの依頼に基づき全数を実施）	ア 国家プロジェクト等を通じて微生物遺伝資源及び関連情報を利用したバイオものづくりに係る培養・探索情報の整備、腸内マイクロバイオームの産業利用に向けた基盤整備、並びに海洋プラスチックごみ問題への対策の一つである、海洋生分解性プラスチックの開発・普及に係る評価等の基盤整備に貢献する。 ●微生物遺伝資源及び関連情報を利用したバイオものづくりに係る培養・探索情報の整備 NEDO「カーボンリサイクル実現を加速するバイオ由来製品生産技術の開発／カーボンリサイクル実現を加速するバイオ由来製品生産技術の開発／データ駆動型統合バイオ生産マネジメントシステム（Data-driven iBMS）の研究開発」プロジェクトに参画し、プロジェクト参画者への菌株（NBRC 株、RD 株）の提供を担当している。京都大学等をはじめとする当該事業参画者に対し、産業上有用な油脂生産酵母や放線菌を含む 568 株の菌株提供を行った。それらの株は、モデル株として培養データ取得に用いられるとともに機能遺伝子探索・ゲノム解析に用いられた。さらに令和 4 年度はプロジェクト内で取得された有用菌株の受入れ、保管、提供体制を構築して運用を開始し、参画者から 22 件の保管を受け入れた。加えて、プロジェクト内で実施されたスクリーニング実験に関する実験や解析結果の情報、当該スクリーニングで得られた微生物株に関する情報、ゲノム情報といったプロジェクト内で得られる微生物の関連情報等を格納・共有して活用できるシステムを構築した。 ●海洋プラスチックごみ問題への取組 生分解性素材の標準化と国際社会及び産業界が広く抱える世界共通の課題に対する政府の取組を支援した。		

エクト等を通じて微生物遺伝資源及び関連情報を利用したものづくり（バイオものづくり）の促進・支援、腸内マイクロバイオームの産業利用に向けた基盤整備、並びに海洋プラスチックごみ問題への対策の一つである、海洋生分解性プラスチックの開発・普及に係る評価等基盤整備を行う。 さらに、企業等が保有する生物遺伝資源のバックアップを実施することにより、企業等における生物遺伝資源の消失リスクを低減し、安定的な生物遺伝資源の利用を促進・支援する。	エクト等を通じて微生物遺伝資源及び関連情報を利用したものづくり（バイオものづくり）の促進・支援、腸内マイクロバイオームの産業利用に向けた基盤整備、並びに海洋プラスチックごみ問題への対策の一つである、海洋生分解性プラスチックの開発・普及に係る評価等基盤整備を行う。 また、企業等が保有する生物遺伝資源のバックアップを実施することにより、企業等における生物遺伝資源の消失リスクを低減し、安定的な生物遺伝資源の利用を促進・支援する。	国家プロジェクト「海洋生分解性プラスチックの社会実装に向けた技術開発事業／海洋生分解性に係る評価手法の確立」と「ムーンショット型研究開発事業/地球環境再生に向けた持続可能な資源循環を実現／生分解開始スイッチ機能を有する海洋分解性プラスチックの研究開発」に参画した。令和４年度は、以下のとおり、プラスチック試料の実海域への浸漬を行い、回収した試料に付着した微生物叢の解析や微生物の分離等、分解性評価試験に必要なデータ収集を引き続き行った。 海洋生分解性プラスチックの開発・普及に係る評価等に関して、標準化における根拠形成等のため、令和４年５月～７月、令和４年１０月～１１月、令和４年１２月～令和５年１月に４つの実海域サイト（岩手県山田湾、島根県隠岐の島、広島県向島、鹿児島県沿岸部）にプラスチックフィルムを浸漬しサンプル及び環境データを収集し、サンプルに付着した微生物叢を調査するために１,８００サンプル以上の菌叢解析を実施した。また、前年度より開始した当該試験で浸漬したサンプルより試料に付着した微生物を１８,１９８株分離した。これらのうち崩壊度と相関の高い微生物種やサンプル付着菌叢で優占している微生物について３００株以上を分解性評価試験に供し、１２株をNBRC株として寄託した。また、付着菌叢は海水温による影響を大きく受けていることが明らかとなった。 また、既存の生分解性試験の課題である、試験期間の短縮、再現性及び汎用性を改善する微生物添加技術の開発のために、前年度に整備した分解性試験法を用いて、分離株の生分解性プラスチック素材の分解性評価を行ってきた。その中で、生分解性プラスチックの分解だけを行う株やその分解産物の資化まで行う株など、株による分解様式の違いを明らかにしてきた。そして、本結果や実海域浸漬フィルム表面に高頻度に検出された系統群データに基づき、分離株９株を選定し、添加微生物カクテルのプロトタイプを調製した。生分解性プラスチック素材の一つであるPHBHを対象として、島根県隠岐の島及び広島県向島近海で採取された海水を用いて、上記調製微生物カクテルを添加した分解加速試験を行い、調製微生物資材の添加によるPHBHの分解加速効果を確認した。 ●腸内マイクロバイオームの産業利用に向けた基盤整備 国立研究開発法人日本医療研究開発機構（AMED）「腸内マイクロバイオーム制御による次世代創薬技術の開発」プロジェクトに参画している。日本人標準微生物カクテルの開発に向けて、機構保有菌株の中から選抜した１００菌株を用いたプロトタイプ日本人標準微生物カクテルを作製し、代表機関（国立研究開発法人産業技術総合研究所（産総研））を介して試験使用機関へ提供するとともに、カクテル構成株の生菌数測定方法として生菌検出試薬を用いた手法を確立した。また、腸内細菌の情報データベースのプロトタイプを開発し、蓄積すべき情報に関する前年度検討事項を踏まえ、培養情報、菌株ストック情報、生物分類情報、文献情報、ゲノム情報、外部データベースへのリンク情報についてデー		
---	--	--	--	--

タを作成し閲覧できるようにした。加えて、当該データベースのデモ及び仕様の協議を重ね、既報で言及された腸内細菌について350株以上の情報を収載した。

イ 製品製造に影響を与える微生物の迅速同定と安全管理技術の向上のため、企業等と連携し、対象となる微生物に関連するデータの集約を進め、産業界でのデータ共有や課題解決に向けた環境整備を行う。

微生物リスク情報統合プラットフォーム（iMicRIP）の開発に向け、バイオ産業界のニーズに基づき、危害微生物の迅速な識別方法の確立と、近年食品分野で需要の拡大が見込まれるクラフトビール産業とチルド食品分野における品質管理に着目し、課室横断的なiMicRIP-PTにおいて、3つのサブテーマそれぞれについて、プラットフォームの構築に向けた具体的な活動を実施した。

微生物の識別・同定には、様々な手法があるが、産業界では、迅速かつ解像度良く同定できる新しい手法が求められていることから、外部機関と連携することにより、産業界が求める新しいシステムの創出が可能となる。そこで、イノベーション協創プログラム（NICE）を通じて令和3年度に国立研究開発法人及び機器分析企業から依頼のあった、危害微生物の迅速な識別方法の確立に係る共同研究を開始し、主に細菌のMALDI-TOF MSデータを取得した。さらに、産業界においてニーズの高い真菌類の更なるデータ取得、集約のため、共同研究期間を令和5年度末まで延長した。

クラフトビール業界では、販路拡大のため必要な品質保証の一環として、常温輸送を可能にするクラフトビールの品質管理が課題であることがわかったため、クラフトビール事業者の協力を得てクラフトビール中の汚染微生物の分離を行った。得られた微生物のうち、25株をNBRC株として登録し提供を開始した。また、課題解決に向けてコンソーシアム形成を視野に入れつつ、クラフトビール業界団体や地域公設試と、汚染微生物の分離/収集やデータベース化について意見交換を行った。

チルド食品分野の代表的な危害微生物であるセレウス菌グループのMALDI-TOF MSデータを用いた同定支援ツール“cereco”を開発し、食品関連企業の業界団体の会合において紹介した。さらに利用に興味を示した企業4社に対して実際のデータを用いての試用及びヒアリングを実施した。ヒアリングの結果、今回開発した同定支援ツール“cereco”は、様々な企業に活用いただけるものであることがわかった。本格的な公開と運用に向けて、ブラインドテスト等を実施し、“cereco”の精度を確認するとともに、公開に向けたガイダンス文書の作成に着手した。

また、ツールの追加開発を行い、既知のセレウス菌グループに関する菌株情報やゲノム情報等を整理・収集して情報提供できるようにした。

ウ 企業や業界団体等との共同事業等を通じ、微生物遺伝資源や関連データを用いた有用物質生産や製品開発、地域産業振興、新

産業創出、共通課題の解決等に資する取組を支援する。菌株等の優先使用措置を実施することにより、模倣や追随によるリスクを軽減した実用化を支援する。

企業からの要請、又は企業等のニーズに基づく大学及び研究機関等からの要請に基づき、国際競争力維持・強化、ものづくり基盤、国民生活の安全・安心、経済活動等の促進に寄与する共同事業等を実施し、微生物遺伝資源を用いた有用物質生産や製品開発等の取組を17件（指標値比170%）実施した。

微生物遺伝資源や関連データを用いた有用物質生産や製品開発等の取組の支援

支援内容	支援先
①食品危害菌等の有害微生物の迅速かつ正確な検出技術開発のための連携及び微生物に関する種々の情報共有	特定非営利活動法人
②スマートバイオ産業・農業基盤技術のための国内データベース統合化及び微生物探索プラットフォームに関する共同研究 （SIP（戦略的イノベーション創造プログラム）スマートバイオ産業・農業基盤技術））	国立研究開発法人
③住環境（エアコン）に生息する微生物等の安全性評価手法の開発	大学
④皮膚用微生物カクテルに関する共同研究	企業、 国立研究開発法人
⑤ <i>Dehalococcoides</i> 属細菌 UCH007 株の増殖原理解明に向けた情報等提供	大学
⑥～⑧機構の希少放線菌培養抽出物を利用した創薬連携	計3件（国立研究開発法人、大学）
⑨NEDO「カーボンリサイクル実現を加速するバイオ由来製品生産技術の開発／カーボンリサイクル実現を加速するバイオ由来製品生産技術の開発／データ駆動型統合バイオ生産マネジメントシステム（Data-driven iBMS）の研究開発」プロジェクト	国立研究開発法人
⑩NEDO「海洋生分解性プラスチックの社会実装に向けた技術開発事業／海洋生分解性に係る評価手法の確立」	国立研究開発法人、 大学
⑪ムーンショット型研究開発事業/地球環境再生に向けた持続可能な資源循環を実現／生分解開始スイッチ機能を有する海洋分解性プラスチックの研究開発	国立研究開発法人、 大学

企業や公設試験研究機関等との共同事業等について、17件（指標値比170%）を実施し、指標を達成した。

また、これまでの企業等との連携事業における技術支援や成果の活用により、企業が開発した技術の商業化が令和4年度に2件開始され、社会実装を実現した。うち1件は、環境改善に資する優れた技術であると評価され、令和3年度土木学会環境賞を受賞した。

これらの社会実装により、工期を従来の1/3に短縮しコストを半減した環境負荷の低い環境浄化技術の普及や、これまで世の中になかった検査の多くの方による利用を実現した。

⑫人工構造タンパク質繊維等の繊維鑑別、繊維混用率試験方法の開発	企業
⑬AMED「腸内マイクロバイーム制御による次世代創薬技術の開発」	国立研究開発法人
⑭生物資源の利活用及び国内外の遺伝資源へのアクセス及び利益配分などに関する課題解決のための包括的な連携協定	大学共同利用機関法人
⑮酒まんじゅう醗の高品質化と安全性向上に資する微生物及びデータ収集に関する共同研究	公設試、企業
⑯次世代 MALDI-MS 微生物判別技術開発プロジェクト	国立研究開発法人、企業
⑰汎存的植物内生菌 <i>Phyllosticta capitalensis</i> の集団遺伝学的研究	大学

① 食品危害菌等の有害微生物の迅速かつ正確な検出技術開発のための連携及び微生物に関する種々の情報共有

食品業界を中心とした企業が参画する特定非営利活動法人と協力・連携し、危害菌を対象とする MALDI-TOF MS を用いた迅速同定の実態、技術的課題、および最新動向についてオンラインによる情報共有、技術向上のためのアドバイスをを行った。加えて、微生物の MALDI-TOF MS データの利活用について議論したほか、ユーザーフレンドリーなデータ提供のあり方をヒアリングし、データ提供の方法に反映させた。さらには、機構にて、当該団体との意見交換会を実施し、27 機関（対面 26 名、オンライン 21 名）と、食品業界の抱える微生物に関する課題について情報共有を行い、その課題解決に向け機構のサービスについて紹介するとともに今後の連携について議論した。

② スマートバイオ産業・農業基盤技術のための国内データベース統合化及び微生物探索プラットフォームに関する共同研究（SIP（戦略的イノベーション創造プログラム）スマートバイオ産業・農業基盤技術）

SIP（戦略的イノベーション創造プログラム）スマートバイオ産業・農業基盤技術）に参画し、高機能微生物等のハイスループットな探索・獲得を実現する基盤技術の開発並びに生物資源をはじめとするバイオ情報の統一及び一元化による生物資源の利用環境整備を行った。健康に関する機能性を付与した食品開発等のニーズが多い乳酸菌を効率的に選抜する技術開発を行い、乳酸菌が増殖した培養物を自動で分取するスクリーニング手法を確立し、環境試料から選択的な乳酸菌の獲得に成功した。

また、食中毒菌の一種である一方、類縁菌との判別が難しく製品の品質管理並びに新製品開発段階に影響を与えるセレウス菌グループの同定を支援するツールを昨年度に開発した。令和 4 年度

は企業 4 社に実際のデータを用いて本ツールを試用していただきヒアリングを実施した。また、本ツールから得られた簡易識別結果に対して、ゲノムなどの既知の情報を収集・整理しユーザーに情報提供できるように追加開発を行った。

③ 住環境（エアコン）に生息する微生物等の安全性評価手法の開発

「住環境（エアコン）に生息する微生物等の安全性評価手法の開発」事業において、令和 2 年度より AMED 事業に研究協力者として参画し、大学から入手したアレルギー性喘息の原因と考えられる臨床由来の担子菌 1 菌株（スエヒロタケ）のプロテオーム解析を行い、アレルギー原因タンパク質の特定を行った。新規のアレルギー原因物質を 45 種検出した。

機構が実施した真菌（カビ・キノコ）のプロテオーム解析結果を利用して企業が真菌のアレルギー原因物質の検査方法を開発し、これが事業化される見込みである。

④ 皮膚用微生物カクテルに関する共同研究

コロナ禍の影響と試験の進捗状況を考慮して、企業コンソーシア及び国立研究開発法人との連携の期間を再延長した。細菌と細胞数の測定が困難である真菌を混合した皮膚常在微生物カクテルを開発して皮膚マイクロバイオーム解析のための参照物質として、参画機関に提供し、当該カクテルを用いた標準プロトコルが作成された。現在、この標準プロトコルを用いた室間共同試験の計画中である。

⑤ *Dehalococcoides* 属細菌 UCH007 株の増殖原理解明に向けた情報等提供

NEDO・経済産業省委託事業により機構が分離したデハロコッコイデス細菌 UCH007 株（令和 5 年度に NBRC 寄託・公開予定）について、バイオオーグメンテーションの実施に向けた情報提供等を継続して行った。

⑥ ～⑧ 機構の希少放線菌培養抽出物を利用した創薬連携

AMED 創薬ブースター事業における支援テーマにおいて機構が保有する国内由来の希少放線菌の培養抽出物を提供する覚書に基づき、実施中の 3 つのテーマに対して、培養抽出物の提供を行った。また有望なものについては再現性確認のための再培養抽出物の提供、培地や培養日数の検討のほか、技術的な助言などの支援を行った。

⑨ NEDO「カーボンリサイクル実現を加速するバイオ由来製品生産技術の開発／カーボンリサイクル実現を加速するバイオ由来製品生産技術の開発／データ駆動型統合バイオ生産マネジメントシステム（Data-driven iBMS）の研究開発」プロジェクト

（再掲）NEDO「カーボンリサイクル実現を加速するバイオ由来

			製品生産技術の開発／カーボンリサイクル実現を加速するバイオ由来製品生産技術の開発／データ駆動型統合バイオ生産マネジメントシステム（Data-driven iBMS）の研究開発」プロジェクトに参画し、プロジェクト参画者への菌株（NBRC 株、RD 株）の提供を担当している。京都大学等をはじめとする当該事業参画者に対し、産業上有用な油脂生産酵母や放線菌を含む 568 株の菌株提供を行った。それらの株は、モデル株として培養データ取得に用いられるとともに機能遺伝子探索・ゲノム解析に用いられた。さらに令和 4 年度はプロジェクト内で取得された有用菌株の受入れ、保管、提供体制を構築して運用を開始し、参画者から 22 件の保管を受け入れた。加えて、プロジェクト内で実施されたスクリーニング実験に関する実験や解析結果の情報、当該スクリーニングで得られた微生物株に関する情報、ゲノム情報といったプロジェクト内で得られる微生物の関連情報等を格納・共有して活用できるシステムを構築した。 ⑩ NEDO「海洋生分解性プラスチックの社会実装に向けた技術開発事業／海洋生分解性に係る評価手法の確立」 （再掲）生分解性素材の標準化支援と国際社会及び産業界が広く抱える世界共通の課題に対する政府の取組を支援した。 国家プロジェクト「海洋生分解性プラスチックの社会実装に向けた技術開発事業／海洋生分解性に係る評価手法の確立」と「ムーンショット型研究開発事業/地球環境再生に向けた持続可能な資源循環を実現／生分解開始スイッチ機能を有する海洋分解性プラスチックの研究開発」に参画した。令和 4 年度は以下のとおり 海洋生分解性プラスチックの開発・普及に係る評価等に関して、標準化における根拠形成等のため、令和 4 年 5 月～7 月、令和 4 年 10 月～11 月、令和 4 年 12 月～令和 5 年 1 月に 4 つの実海域サイト（岩手県山田湾、島根県隠岐の島、広島県向島、鹿児島県沿岸部）にプラスチックフィルムを浸漬しサンプル及び環境データを収集し、サンプルに付着した微生物叢を調査するために 1,800 サンプル以上の菌叢解析を実施した。また、前年度より開始した当該試験で浸漬したサンプルより試料に付着した微生物を 18,198 株分離した。これらのうち崩壊度と相関の高い微生物種やサンプル付着菌叢で優占している微生物について 300 株以上を分解性評価試験に供し、12 株を NBRC 株として寄託した。また、付着菌叢は海水温による影響を大きく受けていることが明らかとなった。 また、既存の生分解性試験の課題である、試験期間の短縮、再現性及び汎用性を改善する微生物添加技術の開発のために、前年度に整備した分解性試験法を用いて分離株の生分解性プラスチック素材の分解性評価を行ってきた。その中で、生分解性プラスチックの分解だけを行う株やその分解産物の資化まで行う株など、株による分解様式の違いを明らかにしてきた。そして、本結果や実海域浸漬フィルム表面に高頻度に検出された系統群データに基づき、分離株 9 株を選定し、添加微生物資材のプロトタイプを調製した。生分解性プラスチック素材の一つである PHBH を対象とし		
--	--	--	---	--	--

て、島根県隠岐の島及び広島県向島近海で採取された海水を用いて、上記調製微生物カクテルを添加した分解加速試験を行い、調製微生物カクテルの添加による PHBH の分解加速効果を確認した。

⑪ ムーンショット型研究開発事業/地球環境再生に向けた持続可能な資源循環を実現／生分解開始スイッチ機能を有する海洋分解性プラスチックの研究開発

国立研究開発法人及び大学により開発される生分解開始スイッチ導入プラスチックの海洋生分解性を実験室で試験・評価できる系の構築を目的に、スイッチ機能の導入が予定される３種のプラスチック素材（PBS、PBSA、PBAT）のいずれかを分解する海洋細菌の分離を行った。PBSA フィルムを対象とした分解実験において、分離した菌株を組み合わせることにより、単独で用いたときよりも PBSA の分解程度が高まるという結果を得た。本結果を受けて、上記プラスチック素材を安定して分解評価可能な試験系の構築を開始した。

⑫ 人工構造タンパク質繊維等の繊維鑑別、繊維混用率試験方法の開発

NICE を通じた支援依頼を受け、機構の有する繊維の試験方法開発、標準化に係る技術及び知見を活かし、日本発、地方発のスタートアップ企業が開発した遺伝子組換え微生物等が生産する人工構造タンパク質繊維の試験方法開発を支援した。

その結果、ISO/TC38/WG22（繊維/化学分析）の国際標準化委員会において、次亜塩素酸を用いた繊維混用率試験方法の改正原案を作成し、既存の繊維鑑別試験方法の改正時に合わせて ISO 事務局に提出した。近く改訂作業が終了し、規格が成立する見込み。今後、ISO 制定に向けた作業、新たに繊維混用率試験方法の開発、ISO 提案の支援を行う予定。

また、人工構造タンパク質繊維のプロテオーム解析試験方法を用いた鑑別、混用率試験方法を開発した。この方法を用いて、人工構造タンパク質混用繊維製品の認証・認定に向けた作業が開始される。

新規獣毛繊維鑑別、混用率試験方法の開発について、「獣毛繊維の電気泳動法による主成分分析法に関する J I S 開発標準化委員会及び技術分科会」のラウンドロビンテストに参加するとともに、委員として出席して技術的助言を行った。

⑬ AMED「腸内マイクロバイオーーム制御による次世代創薬技術の開発」

（再掲）AMED「腸内マイクロバイオーーム制御による次世代創薬技術の開発」プロジェクトに参画している。日本人標準微生物カクテルの開発に向けて、機構保有菌株の中から選抜した 100 菌株を用いたプロトタイプ日本人標準微生物カクテルを作製し、代表機関（産総研）を介して試験使用機関へ提供するとともに、カクテル構成株の生菌数測定方法として生菌検出試薬を用いた手法を

			確立した。また、腸内細菌の情報データベースのプロトタイプを開発し、蓄積すべき情報に関する前年度検討事項を踏まえ、培養情報、菌株ストック情報、生物分類情報、文献情報、ゲノム情報、外部データベースへのリンク情報についてデータを作成し閲覧できるようにした。加えて、当該データベースのデモ及び仕様の協議を重ね、既報で言及された腸内細菌について 350 株以上の情報を収載した。 ⑭ 生物資源の利活用及び国内外の遺伝資源へのアクセス及び利益配分などに関する課題解決のための包括的な連携協定 令和 4 年 4 月に国立遺伝学研究所との包括的な連携協定を締結、令和 4 年 5 月に協定の締結式及びプレスリリースを行った。微生物のゲノム解析及びマイクロバイオーム解析で連携を企画し、令和 4 年 12 月に連名で「グリーンイノベーション基金事業「バイオものづくり技術による CO2 を直接原料としたカーボンリサイクルの推進」への応募を行い、翌年 3 月に採択された。また、機構の保有する微生物の生産する揮発性化学物質のデータについても公開を視野に意見交換を行っている。 ⑮ 酒まんじゅう醗の高品質化と安全性向上に資する微生物及びデータ収集に関する共同研究 本事業は、機構にとっては公設試等との連携により機構単独での収集が難しい食品由来微生物およびその情報の取得を行うことができ、事業者と公設試にとっては課題とする酒まんじゅう醗の品質向上と安定製造に向けた取り組みに機構の技術やノウハウを活用できる、双方にメリットのある連携となっている。事業者から提供を受けた酒まんじゅう醗の菌叢解析を実施すると共に、酵母、乳酸菌、一般細菌を分離・同定し、それぞれから 13 株、17 株、14 株を選抜し、製品の試作や性状調査に供するために公設試へ提供した。 ⑯ 次世代 MALDI-MS 微生物判別技術開発プロジェクト (再掲) NICE を通じて令和 3 年度に依頼のあった、危害微生物の迅速な識別方法の確立に係る国立研究開発法人及び機器分析企業との共同研究を開始し、主に細菌の MALDI-TOF MS データを取得した。さらに、当初令和 4 年度までの契約期間であった当該共同研究を、産業界においてニーズの高い真菌類の更なるデータ取得、集約のため、期間を令和 5 年度末まで延長した。 ⑰ 汎存的植物内生菌 <i>Phyllosticta capitalensis</i> の集団遺伝学的研究 NICE に基づき令和 4 年 10 月に大学と 3 年間の共同研究を開始し、NBRC 保有の植物内生菌 <i>P. capitalensis</i> 関連菌株 128 株の移転を行った。現在、遺伝子解析を実施中で、菌株の利活用につながる情報付与を進めている。		
--	--	--	---	--	--

その他の支援の取組

○チーム NITE 活動を通して、支所と連携し、地域のバイオ関連企業や業界団体等と、微生物遺伝資源や関連データを用いた有用物質生産や製品開発、地域産業振興、新産業創出、共通課題の解決等に資する取組について情報収集した。東北地域においては、令和 3 年度末に実施した東北大学とのシンポジウムを受けて、岩手県公設試と東北大学との 3 者連携に向けて意見交換を行っているところである。北海道地域においては、北海道大学、帯広畜産大学、北見工業大学、産業総合研究所、道総研、ノーステック財団、バイオ工業会等のバイオ関連団体、また地域の経済産業局を訪問し、地域におけるバイオ産業の課題やニーズについて情報交換を行い、今後の支援や連携について検討を行った。なお、北海道大学において事業紹介を目的としたセミナーを開催した。

○NEDO のグリーンイノベーション (GI) 基金事業「バイオものづくり技術による CO₂ を直接原料としたカーボンリサイクルの推進」に、機構を幹事機関とする計 8 機関のコンソーシアムで「CO₂ 固定微生物利活用プラットフォームの構築」というテーマで応募し、令和 5 年 3 月 17 日に採択通知を受けた。

エ 災害リスクへの対応等を支援するため、企業等が保有する生物遺伝資源のバックアップ保存を行う。また、施設として更なる利用促進を図るため事業者への広報活動を行う。

地震等災害発生時に企業等が保有する微生物遺伝資源が滅失することによる事業継続への影響を最小限とするため、生物遺伝資源のバックアップ保存業務を実施し、新たに企業等から安全寄託として 22 件 31 株 206 本、安全保管 (箱) として 11 件 25 箱 1,375 本を受入れた。合計保管数は安全寄託が 125 件 296 株 2,882 本、安全保管 (箱) が、104 件 292 箱 20,862 本、安全保管 (機器) が 14 件 14 台に至っている。問合せや依頼に対しても、速やかに対応し、当該業務を確実に実施した。

	令和 4 年度	令和 3 年度
生物遺伝資源バックアップ実績		
件数	243 件	227 件
本数	23,744 本	24,729 本
うち、機器単位でのバックアップ実績		
件数	14 件	14 件
台数	14 台	14 台

オ 微生物の培養や保存等の取扱い方法、同定方法、目的に則した微生物株の選抜方法等、専門的な知識を必要とする問合せに対応し、企業等の研究開発活動を支援する。

国内外の事業者や研究開発機関等から、培養方法、保存方法、菌株紹介、バイオレメディエーション、NBRC 微生物カクテル等についての幅広い問合せに対し、電話やメール等で 1,151 件対応し

生物遺伝資源のバックアップをユーザーからの依頼に基づき全数を実施し、指標を達成した。

			た。微生物に関する様々な相談にメールでお応えする相談窓口として、 Web サイト「微生物コンシェルジュ」を運営した。 (問合せ事例) ・セルラーゼ産生実験に使われる Trichoderma 菌株を紹介してほしいという問合せがあり、セルロース分解酵素等の生産に関する Application 情報がついている菌株をご紹介した。あわせて、Trichoderma 菌株以外でも教えてほしいということで、DBRP による検索方法を伝え、問合せ者が自分で選抜できるように支援した。 ・培養時にコツがいる Malassezia 属菌株の復元培地、培養方法について、メールマガジン「NBRC ニュース」の記事を紹介するとともに技術的な支援・助言を行った。 ・問い合わせ件数が非常に多い、一般的な細菌の復元、取り扱い、保存方法等について、既存の説明資料等を活用して丁寧に解説した。 ・社員教育に使用できる赤色コロニーを作る菌株がほしいという問い合わせがあり、菌株情報を確認して候補株を選定・提案し、分譲につなげた。 ・ジオスミンを産生する放線菌を紹介してほしいという問い合わせがあり、候補株を提案して分譲につなげた。 ・バクテリオファージの復元方法、取扱い方法について、技術的な支援・助言を行った。		
(4) 産業界における生物遺伝資源及びその情報の利用促進のための人材育成、普及啓発活動 利用者の拡大や微生物遺伝資源への認知度向上に向けて、微生物遺伝資源ユーザーの人材育成や次世代を担う人材等への普及啓発活動を行う。	(4) 産業界における生物遺伝資源及びその情報の利用促進のための人材育成、普及啓発活動 利用者の拡大や微生物遺伝資源への認知度向上に向けて、微生物遺伝資源ユーザーの人材育成や次世代を担う人材等への普及啓発活動を行う。	ア 講習会、講演活動等を通じ、生物遺伝資源ユーザーの人材育成を行うとともに、次世代を担う人材等への普及啓発活動を行う。 生物遺伝資源ユーザーの人材育成や普及啓発に資する講演等、以下 9 件を実施した。 ① 東京農業大学において学生向けの講義を 1 回実施し、質量分析機器 (MALDI-TOF MS) を用いた微生物の識別法や微生物叢の解析方法について講義を行った。 ② 令和 4 年度青山学院大学大学院講座「製品安全と社会制度」において「バイオテクノロジーの安全性評価」と題する講演を行い、バイオテクノロジー分野の事業のうち法規制に関することとして、遺伝子組換え生物を使用する際の規制と安全確保についてなどを説明した。 ③ NITE 講座において、「“バイオものづくり“に向けた微生物の利活用基礎講座」のテーマで、機構の取組を紹介するとともに、企業等による微生物遺伝資源の利活用促進に貢献する機構の取組を紹介した。 ④ 東京農業大学の学生の訪問を受けるチャレンジワークショップを実施した。	大学での講義や学会、セミナーでの講演等の活動を 9 件実施した。これにより、微生物遺伝資源ユーザーの人材育成や次世代を担う人材等への普及啓発に繋がった。		

	なお、この際、事業者や産業界に向けた情報発信に加え、国民に向けた情報提供にも努める。	⑤千葉県教育委員会の主催による千葉県夢チャレンジ体験スクールに協力し、「かずさの森」というタイトルで小学生及び中高生を対象にした微生物についての紹介講義、身近な微生物の顕微鏡観察、クリーンベンチでの作業体験等を行った。 ⑥渋谷区こども科学センター・ハチラボの主催によるワークショップにおいて、「身近な微生物を顕微鏡で観察してみよう」というタイトルで講演と微生物の顕微鏡観察及び同定の実習を行った（夏休み期間 2 日開催、計 4 回、春休み期間 1 日開催、計 2 回。）。 また、特別展（期間 2023/1/25～4/9）を開催し、展示物企画制作の協力を行った（総計約 1 万人参加）。 ⑦令和 4 年度千葉県立中央博物館講演会「菌類から見た生物多様性」にて、「菌株保存施設は何をする施設？-NBRC の施設の概要・機能・目的」というタイトルで講演を行い、NBRC の菌株保存施設としての役割を紹介した。 ⑧食品業界に共通する微生物に関する課題について ILSI 食品微生物部会と機構が共同で解決すべく、双方が一堂に会する形での初めての会合を開催し、今後の両者連携の道筋を含めた議論を行った。本研究部会所属企業が抱える微生物取扱い等に関する不明点について機構側から説明やアドバイスを行い、部会員の微生物に関する知識向上に繋がった。 ⑨山梨大学生命環境学部生命工学科における生物資源実習（オンライン開催）において、機構の事業や NBRC の施設についての紹介を行った。 イ メールマガジンの発行、各種展示会・学会への出展・論文の発表等を通じて、過去の成果も含め業務活動の成果を積極的に発信する。 ●メールマガジンの発行 メールマガジンを 8 回発行し、2026 名（登録者数）へ情報発信を行った。 ●プレスリリースによる発信 ○タイトル：NITE と国立遺伝学研究所がバイオテクノロジー分野での連携に関する協定の締結式を開催 NITE は、令和 4 年 4 月 1 日に国立遺伝学研究所との包括的な連携協定を締結、令和 4 年 5 月 19 日に協定の締結式を行った。 ○タイトル：NITE と大成建設は、微生物を用いた地下水浄化技術の開発で令和 3 年度 土木学会環境賞を受賞	プレスリリースやメールマガジンの発行、展示会等や論文発表、その他 Web サイト等を通じ、業務活動の成果を積極的に発信することにより、認知度向上を図った。	
--	---	--	--	--

			NITE と大成建設株式会社が共同実施した「デハロコッコイデス 属細菌 UCH007 株を用いる塩素化エチレン類で汚染された地下水の 浄化技術の開発」が、公益社団法人土木学会が主催する令和 3 年 度土木学会環境賞を受賞し、令和 4 年 6 月 10 日に授与式が行われ た。 ○タイトル：伝統の酒まんじゅうの発酵過程を先端技術で明らか に～ NITE と地域企業と公設試験研究機関が連携し、バイオ技術 で酒まんじゅう酏のさらなる高品質化へ ～ NITE は、岐阜県食品科学研究所及び株式会社金蝶園総本家と、 酒まんじゅう酏（もと）の高品質化を目指した共同研究契約を締 結し、6 月より分析を開始した。 ○タイトル：【無料公開 DB】DBRP（生物資源データプラットフォ ーム）をリニューアル！ 検索画面を改修しデザインも一新！ NITE が無料公開している、5 万株以上の微生物資源とその関連 情報（微生物の特性情報、オミックス情報など）を一元的に検索 することができるデータプラットフォーム、DBRP をリニューア ル。ユーザーの皆様から寄せられたご意見をもとに検索画面を改 修。デザインも一新し、直感的な操作で目的の情報にたどり着け るようになり利便性が向上。 ○タイトル：【無料公開 DB】DBRP（生物資源データプラットフォー ム）の検索がもっと便利に！ NITE が無料公開している、5 万株以上の微生物資源とその関連 情報（微生物の特性情報、オミックス情報など）を一元的に検索 することができるデータプラットフォーム（DBRP）の検索機能を 大幅に強化。新たに 絞り込み検索機能 と 同義語検索機能 を実 装することでこれまで以上に検索がしやすくなり、検索漏れが大 幅に軽減されるようになった。 ○タイトル：マイクロバイオーム解析の”ものさし”として使用で きる「NBRC 微生物カクテル」、品質改良版の提供開始 NITE は、令和 4 年 7 月 28 日より、改良版「NBRC 微生物カクテ ル」の提供を開始した。「NBRC 微生物カクテル」は、マイクロバ イオーム解析により取得した実験データの妥当性を評価するた めの「ものさし」となる参照用試料である。改良版「NBRC 微生物カ クテル」では、微生物細胞数の測定方法などの改良を行ったこと で、従来品に比べ、微生物の混合比率が理論値に近づき、均一性 が高まったほか、製造ロット間のばらつきも抑えることが可能と なった。加えて、品質の検証方法の見直しにより、手数料も安価 になった。 他、イベント開催時等にもプレスリリースを発出。 ●視察・見学対応		
--	--	--	--	--	--

			バイオ戦略有識者、知的基盤整備委員、経済産業省及び企業等から計 19 件（前年度 3 件）の NBRC（かずさ）のご視察・見学を受け、相手の理解度や興味に応じた説明を用意し限られた時間で魅せる広報を実施した。 ●展示会等での情報発信 ○NBRC 設立 20 周年の節目として「微生物が拓く未来 ～社会課題解決と経済成長の実現に向けて～」をテーマとした記念シンポジウムを開催した。シンポジウムでは、20 周年の節目として、NBRC の進化の歩みを振り返りつつ、「微生物が拓く未来 ～社会課題解決と経済成長の実現に向けて～」をテーマに、各界有識者にバイオ産業の将来像や NBRC への期待についてご講演をいただき、共に未来を創り出していく意識を共有した。 ○BioJapan において、ブース出展とマッチングを実施し、生物遺伝資源に関連するデータの利活用促進に向けた広報・営業活動を行うとともに、スポンサーセミナー「バイオものづくり推進のための微生物 DNA 情報の利活用を巡る国内外の情勢と将来像」（オンライン開催）を実施した。（再掲） ○サステナブルマテリアル展では、NEDO が「材料が創る未来のサステナブル社会」をメインテーマとして、サステナブルな社会実現のための取組を紹介する展示の中で、機構の海洋生分解性プラスチックに関する取組について紹介した。 ○NP0 法人近畿バイオインダストリー振興会議の主催する関西バイオビジネスマッチング 2022 において、NBRC の業務内容を紹介するとともに微生物利用企業とのマッチングを図った。 ○各種学会（第 26 回 腸内細菌学会、第 36 回 放線菌学会、第 74 回 日本生物工学会、第 17 回 日本ゲノム微生物学会年会）にてブース出展を行い、生物資源の利用者拡大や認知度向上につなげて、バイオ産業の発展に貢献に向けて、成果の公表等の情報発信を行った。（一部再掲） ●職員による発表等を通じた情報発信 ・一般社団法人 RMA が開催した RMA フォーラムにおいて、「生体分子の解析技術によるアレルギー物質分析等の最新情報」について解説した。 ・令和 3 年 12 月に放送されたラジオ番組ラジオ NIKKEI「皮膚科セミナー」の放送内容「家庭用品によるアレルギー物質と感作性」が冊子化され、頒布された。 ・第 121 回日本皮膚科学会総会にて、イソチアゾリノン系防腐剤の成分パッチテストの検討について報告した。 ・令和 4 年室内環境学会学術大会にて、一般住宅のエアコンの真菌汚染調査について報告した。 ・2022 年度（第 36 回）日本放線菌学会大会にて、NRRC 株のゲノム解析・分類・新亜種提案と新規物質についてと、亜熱帯地域の海洋堆積物からのアクチノバクテリアの分離と分類に関する研	19 件（前年度 3 件）のご視察等に対応し、NBRC のご理解が深まったことで、委員会等での前向きなご発言や、NBRC や DBRP を活用いただく機会に繋がった。 NBRC20 周年記念シンポジウムは、企業、大学、公的機関、業界団体等からのべ約 650 名の参加や、新聞記事にも掲載されるなど注目と関心を集めることができた。 シンポジウムでは、NBRC の微生物やデータ、技術が着実に事業化や成果に繋がり産業に貢献していることや、バイオものづくりの推進において NBRC がなくてはならない存在であることを、有識者の方から産業界に対してアピールいただき、多くの方々に NBRC の成果や役割を知っていただくことができた。	
--	--	--	--	---	--

			究成果について報告した。 ・第26回腸内細菌学会学術集会にて、ヒト常在微生物カクテルについてポスター発表を行い、このカクテルが一定の基準を持つことを報告した。 ・海洋生分解性プラスチックを海洋浸漬した試験での菌叢解析結果と崩壊度の関係や傾向、それらと相関の高い菌種、また分析方法等に関して学会発表3件、論文発表（分担執筆）1件を実施した。 ・日本バイオプラスチック協会が開催する技術情報交換会において、生分解性評価に活用される微生物解析についての招待講演を行った。 ・日本微生物資源学会第28回大会にて、2021年度のNBRC事業の実績、産業上有用な微細藻類の簡易凍結保存、東日本大震災及び新型コロナ禍における東北支所での分譲業務実施の経験などの微生物資源バックアップ体制について、発表を行った。 ・MALDI-MS食品微生物研究会第2回シンポジウムにて、MALDI-TOF MSを用いた微生物の迅速同定法の技術と、それらを支援する海外公的機関等の情報について紹介した。 ・日本植物病理学会関東部会のセミナーで「生物多様性条約に則った微生物の輸入及び日本産微生物の海外利用について」と題する講演を行い、海外から遺伝資源を取得し日本に輸入する際の手続きや、機構が発給する「遺伝資源国内取得書」を通じた日本産の微生物の海外利用について紹介した。 ・第55回ペストコントロールフォーラムシンポジウムにおいて、「新型コロナウイルスに対する代替消毒方法の有効性評価について」と題して、新型コロナウイルスに対する代替消毒手法の有効性評価に関する検討委員会の報告内容や、機構バイオテクノロジーセンターの活動について講演を行った。 ・日本微生物学連盟フォーラム「微生物の探索から生まれる技術」において、人々の生活を豊かにする最新のバイオ技術とそれを可能にする微生物について広く知ってもらうために、微生物研究を支える微生物バンク（BRC）の役割とこれまでの貢献について講演を行った。 ・（公益）中部科学技術センターが主催する中部地域のイノベーションを担う関係機関が協業した広域連携組織である中部イノベネットにおいて、中部地域での連携を目的に、機構側から微生物の保存・提供及びDBRPを介した情報提供による産業支援について講演を行った。 ・九州経済産業局、九州環境エネルギー産業推進機構主催のセミナー「環境・エネルギー産業ビジネスセミナー～バイオの力で世界を変える！微生物活用で始める新規事業～」において、NBRCの事業紹介を行うとともに、生物資源データプラットフォーム（DBRP）の利用方法に関するワークショップを開催し、九州地域の微生物とそれらデータの産業利用について紹介した。 （再掲） ・北海道地域のバイオ事業の強化を図るため、北海道大学農学研		
--	--	--	---	--	--

			究院、水産科学研究院及び先端生命科学研究院の先生方に機構との連携の可能性を検討いただくためのきっかけとして北海道大学セミナーを開催し、NBRCの業務を紹介した。 ・国立感染症研究所において国家検定・試験検査に従事している職員に、感染研検定・検査教育講習会を行い、NBRCにおける微生物の保存法や品質管理法を紹介した。 ・九州大学が代表を務めるJSPS研究拠点形成事業「アジア食と健康を繋ぐ腸内フローラ研究の拠点形成」の事業開始に伴うキックオフシンポジウムにて、アジア諸国の腸内細菌研究メンバーに対し、機構における腸内細菌コレクション整備に関する紹介と、ヒトマイクロバイオーム研究の課題について解説するとともに、アジアで先駆けて整備している計測リファレンスの重要性と機構の取組みについて紹介した。 ・日本農芸化学会 2023 年度大会におけるシンポジウム「バイオの新産業基盤になるか？遺伝子組換え微生物の新しい利用形態「カルタヘナ第一種使用」の可能性を探る」にて「遺伝子組換え微細藻類の第一種使用に向けたカルタヘナ法整備事業の紹介」と題する講演を行い、令和元年度より機構が行った遺伝子組換え生物の開放系利用における審査支援体制整備事業の取組内容について紹介した。また、「海洋での生分解性プラスチック分解に関わる微生物の探索～分解生成物の機器分析によるアプローチ」の演題で NEDO ムーンショット事業についての成果の発表を行った。 ・日本微生物生態学会第 35 回大会において、NEDO プロジェクト「海洋生分解性プラスチックの社会実装に向けた技術開発事業／海洋生分解性に係る評価手法の確立（2020 年度～2022 年度）」中で 2021 年 2 月～4 月と 2021 年 7 月～9 月に実施した実海域試験の菌叢解析結果について、崩壊度と相関性の高い菌種やその検出される傾向などについて発表し、有識者に意見を求めた。 ・「トーゴーの日シンポジウム 2022」にて、「NITE 新システムのご紹介 ～「ScreenHit」と「cereco」～」及び「DBRP（生物資源データプラットフォーム）のアップデート」と題してポスター発表を行い、「ScreenHit」と「cereco」の開発状況を説明するとともに、DBRP に新規に掲載したデータ、画面やインターフェースの更新、及び新規追加機能について紹介した。（再掲） ・日本乳酸菌学会 2022 年度秋期セミナーにおいて、「NITE が行う微生物の安全な利用に向けた情報提供について」と題する講演を行い、M-RINDA、MiFuP Safety、微生物有害情報リストの仕組みや利活用方法について紹介した。 ・第 96 回日本細菌学会総会において、「NITE の提供する微生物有害情報データベースについて～微生物の安全で適切な利用をめざして～」と題する講演を行い、M-RINDA、MiFuP Safety、微生物有害情報リストの仕組みや利活用方法について紹介した。 ・SIP 第二期スマートバイオ産業・農業基盤技術最終年度総合フォーラムにおいて、「危害微生物情報提供プラットフォームの		
--	--	--	---	--	--

			構築～セレウス菌グループを題材として～」と題する講演を行い、cereco の仕組みや利活用方法について紹介した。 ●論文や外部刊行物による発表 ・ Microorganisms の 11 巻 4 号 831 頁に放線菌の再分類に関する最近の動向を総説として掲載し、過去の再分類に関する成果ならびに有用機能を理解する上でも種まで同定することの重要性を報告した。 ・ Life の 12 巻 2 号 1749 頁に黒豚の糞から分離した放線菌の菌株を新種として提唱した。 ・ Life の 13 巻 2 号 542 頁に NBRC カルチャーコレクションに寄託された抗生物質生産菌の有用性と分類に関する技術報告を掲載し、寄託株の有用性と新規性に関する知見に加え、未知の化合物を生産する可能性について発表した。 ・ Hydrobiology の 2 号 151-161 頁に過去の共同事業で得られた成果に基づいて NBRC カルチャーコレクションへと寄託された放線菌の有用性を分類情報と合わせて発表した。 ・ Mycoscience の 64 巻 1 号 1-10 頁にて、産業利用が期待される油脂酵母 <i>Lipomyces</i> 属について生態学的知見を得るため、日本国内の南北 11 地域の土壌から Lipomycetaceae 科酵母を分離・同定し、土壌中存在数、種分布、生育温度について調査し、その結果、地域毎において分離される種の多様性が緯度に従う傾向にあることが示唆されたことを発表した。 ・ Journal of Antibiotics の 76 巻 93-100 頁にて、海岸の堆積物から分離したスポンギコラゾリシン生産放線菌を新種として提唱した。 ・ Int. J. Syst. Evol. Microbiol. の 72 巻 DOI:005370 にて、trpB 遺伝子配列の比較によって <i>Streptomyces</i> 属の種を推定できる可能性と、<i>S. anthocyanicus</i> と <i>S. violaceoruber</i> と <i>S. tricolor</i> が同種であることを発表した。 ・ Int. J. Syst. Evol. Microbiol. の 73 巻 DOI:005749 にて、マングローブ根圏から分離したアクチノバクテリアを新種として提唱した。 ・ Int. J. Syst. Evol. Microbiol. の 73 巻 DOI:005810 にて、河川の石の表層バイオフィームから分離された好気性バクテリオクロロフィル a 含有淡水細菌を新種として提唱した。 ・ 令和 5 年 2 月に発行された「海洋汚染問題を解決する生分解性プラスチック開発」について海洋生分解性の評価項目としての微生物の解析に関し分担執筆を行った。 ・ ラジオ番組ラジオ NIKKEI「皮膚科セミナー」の放送内容「家庭用品によるアレルギー物質と感作性」が冊子化され、家庭用品による接触皮膚炎事例について、製品分析を行い、原因アレルゲンを確認していく手段について解説した。 ・ 細菌分類学の教科書的存在である Bergey's Manual of Systematic of Archaea and Bacteria において、NBRC が有する専門的知見を活かして、放線菌の 4 つの属についてその性状や特		
--	--	--	--	--	--

			徴などを詳述した原稿が掲載された。 ・主婦連たより・令和５年１月（第 881 号）にて、「自然に還るプラスチックとは？」を執筆し、海洋性分解性プラスチックに関する概要について一般向けに紹介した。 ●Web サイト等での情報発信 <table><tr><td>プレスリリース</td><td>8 件</td></tr><tr><td>外部刊行物への掲載件数</td><td>7 件</td></tr><tr><td>テレビ放映等メディア取材件数</td><td>4 件</td></tr><tr><td colspan="2">メールマガジン</td></tr><tr><td>配信数</td><td>8 回</td></tr><tr><td>受信者数</td><td>2026 名 （令和 3 年度末から 100 名増）</td></tr><tr><td>学会・講演件数</td><td>24 件</td></tr><tr><td>展示会等へのブース出展</td><td>9 件</td></tr></table> ・2022 年 11 月、NBRC 微生物動画シリーズ第一弾「ウシグソヒトヨタケのきのこ（子実体）形成」動画を作成し、微生物を広く感じてもらうための情報発信を行った。（2023 年 4 月時点視聴数 780 回） ・Web サイトから提供している微生物画像（腸内細菌他）について、テレビ番組や出版物等の有償コンテンツからの依頼が 12 件あり、微生物データが複数のメディアにて取り上げられた。NHK 総合テレビ NHK スペシャル『超・進化論』（初回の放映日：2023 年 1 月 8 日（日））では、「微生物」の特集が放送され、本番組に、NBRC から複数の微生物画像を提供した。後日特設 Web ページも公開され、専門家のみならず広く一般の方への微生物の理解に貢献した。 ・その他、Web サイトから提供している微生物画像が、科学未来館の展示にも採用された。	プレスリリース	8 件	外部刊行物への掲載件数	7 件	テレビ放映等メディア取材件数	4 件	メールマガジン		配信数	8 回	受信者数	2026 名 （令和 3 年度末から 100 名増）	学会・講演件数	24 件	展示会等へのブース出展	9 件		
プレスリリース	8 件																				
外部刊行物への掲載件数	7 件																				
テレビ放映等メディア取材件数	4 件																				
メールマガジン																					
配信数	8 回																				
受信者数	2026 名 （令和 3 年度末から 100 名増）																				
学会・講演件数	24 件																				
展示会等へのブース出展	9 件																				
2. 特許法に基づく特許微生物の寄託業務 特許法施行規則第 27 条の 2 及び 3 の規定に基づく我が国唯一の特許微生物寄託機関とし	2. 特許法に基づく特許微生物の寄託業務 特許法施行規則第 27 条の 2 及び 3 の規定に基づく我が国唯一の特許微生物寄託機関とし	特許法に基づく特許微生物の寄託の実施件数（全件実施）	特許微生物寄託事業を以下のとおり実施した。 <table><tr><td></td><td>令和 4 年度</td><td>令和 3 年度</td></tr><tr><td>特許寄託の申請受付件数</td><td>290 件 （全件実施）</td><td>264 件 （全件実施）</td></tr><tr><td>特許寄託株の分譲件数</td><td>31 件</td><td>38 件</td></tr><tr><td>欧州特許寄託株の保管数</td><td>15 株</td><td>23 株</td></tr></table> また、特許庁委託事業「特許微生物寄託等業務」の一環として、微生物の保存技術に関する研究開発を以下のとおり実施した。 ●動物細胞の凍結保存・評価技術に関する開発 令和 3 年度に確認した温度変化によるアポトーシス誘導に対する各種カスパーゼ阻害剤の効果について 5 株以上のモデル動物細		令和 4 年度	令和 3 年度	特許寄託の申請受付件数	290 件 （全件実施）	264 件 （全件実施）	特許寄託株の分譲件数	31 件	38 件	欧州特許寄託株の保管数	15 株	23 株	特許法に基づく特許微生物の寄託の受入れを全件実施し、指標を達成した。					
	令和 4 年度	令和 3 年度																			
特許寄託の申請受付件数	290 件 （全件実施）	264 件 （全件実施）																			
特許寄託株の分譲件数	31 件	38 件																			
欧州特許寄託株の保管数	15 株	23 株																			

	て、微生物の寄託の受付、生存確認試験、保管、分譲等からなる特許微生物寄託事業を的確に実施する。また、特許寄託微生物の安定的な保存に資するため、保存技術に関する研究開発を行い活用するとともに、微生物の利用者に対して広く普及促進する。	て、微生物の寄託の受付、生存確認試験、保管、分譲等からなる特許微生物寄託事業を的確に実施する。また、特許寄託微生物の安定的な保存に資するため、保存技術に関する研究開発を行い活用するとともに、微生物の利用者に対して広く普及促進する。	胞株を用いて検証したが、細胞によってアポトーシス阻害効果が異なり、汎用性は得られなかった。 外因性経路アポトーシス阻害剤 RTKS-33 の効果についてモデル動物細胞株を用いて検証した結果、7 種類の細胞株のうち 5 種類の細胞株において細胞死制御効果を示した。この結果は、温度変化における細胞死は、外因性経路によるアポトーシスによって誘導される可能性を強く示唆するものであった。 ●腸内細菌の無血清培地を用いた培養に関する開発 血清を含む培地が指定されている腸内細菌であっても、その増殖に血清は必須ではない株が存在した。一方で、一部の腸内細菌については、その増殖に血清を要求した。 血清を要求する腸内細菌において、動物細胞培養で使用される血清代替品は腸内細菌の血清代替品となる可能性が示唆された。 ●培養条件が細菌のゲノム及び表現型に与える影響の評価 <i>Methylobacterium extorquens</i> の 3 株について 4 種類の培地を用いて 28 継代の培養を繰り返した結果、増殖速度などの表現型において変化が見られた。その変化は、培地の種類に依存しない傾向が見られた。 継代の前後でゲノム配列を比較した結果、多くの変異が検出された。一方で、変異の量は表現型の変化の大きさに必ずしも依存しないこと、ゲノム配列への変異や表現型の変化の起こりやすさは使用した培地の種類よりも株の性状に依存することを示唆した。 ●乾燥感受性酵母の L-乾燥保存の保護剤の開発 乾燥感受性酵母 5 株において、酵母用の保護培地に 21 種類の化合物を添加して L-乾燥保存を実施した結果、10 種類の化合物において保護効果が見られた。特に、グリセリン、アドニトール、セミカルバジド塩酸塩を添加した際に顕著な生残率の増加効果が見られた。 グリセリンは凍結保存する際の有効な保護物質であるが、乾燥感受性酵母の L-乾燥保存においても高い保護効果が認められた。 ●保存による放線菌の二次代謝産物生産能への影響について 演習林から新たに 363 株の放線菌を分離し、抗生物質の生産能が認められた菌株を凍結保存した。凍結保存 3 ヶ月後に起菌して再試験した結果、4 割の菌株において抗生物質の生産能に変化が起こった。 一部の株について抗菌物質の有無を確認した結果、保存後に抗菌活性が低下した株は、保存後に抗生物質生産していないことを確認した。 抗生物質の生産能が消失した株について保存前後でゲノム配列を比較したところ、1 株において生産制御に係わる遺伝子に変異を確認した。		
3. 生物遺伝資源に関する安全性確保	3. 生物遺伝資源に関する安全性確保	カルタヘナ法に基づく遺伝子組換え	カルタヘナ法に基づく遺伝子組換え生物等の産業上の使用等に関する大臣確認のための事業者からの申請に基づく審査を 60 件（全件、遺伝子組換え生物等の名称に基づく株数では 244 株）実施した。事業者からの照会等への対応を合計 289 件実施した。	カルタヘナ法に基づく遺伝子組換え微生物等の産業上の使用等の申請に関する審査を全件実施し、指標を達成した。 また、遺伝子組換え微細藻類の第一種（開放系）利用について、微生物に関する知見を基に、産業利用の推進と適切な	

	(1) カルタヘナ法の申請等に係る審査・技術的な支援 経済産業省の要請に基づき、カルタヘナ法第二種使用等における大臣確認のための審査及び技術的支援を行う。 また、引き続き遺伝子組換え生物の第一種使用等における大臣承認の審査支援のための体制整備を行う。 さらに、カルタヘナ法規制・手続きの合理化について、経済産業省の支援を行う。	(1) カルタヘナ法の申請等に係る審査・技術的な支援 経済産業省の要請に基づき、カルタヘナ法第二種使用等における大臣確認のための審査及び技術的支援を行う。 また、引き続き遺伝子組換え生物の第一種使用等における大臣承認の審査支援のための体制整備を行う。 さらに、カルタヘナ法規制・手続きの合理化について、経済産業省の支援を行う。	生物等の産業上の使用等の申請に関する審査件数（全件実施）	申請内容を確認するための様式 チェックシートについて、関連法令等の変更に合わせて見直しを行った。 DX 推進室が導入した外部向けチャットボットに参画した。運用状況を見ながら、QA 情報をアップデートし、増加する問い合わせの削減につなげる見込み。 <table><tr><th colspan="2">項目年度</th><th>令和 4 年度</th><th>令和 3 年度</th></tr><tr><td colspan="2">カルタヘナ法に基づく遺伝子組換え生物等の産業上の使用等の申請件数</td><td>61 件</td><td>49 件</td></tr><tr><td colspan="2">うち、機構による審査対象件数</td><td>60 件 (全件実施)</td><td>47 件 (全件実施)</td></tr><tr><td colspan="2">うち、産構審バイオ小委員会による審査対象となり、機構が当該審査に技術的支援を実施した件数</td><td>1 件</td><td>0 件</td></tr><tr><td colspan="2">事業者からの照会等への対応件数</td><td>289 件</td><td>175 件</td></tr><tr><td rowspan="3">内 訳</td><td>面談による事前相談</td><td>4 件</td><td>5 件</td></tr><tr><td>電子メールによる問合せ</td><td>251 件</td><td>140 件</td></tr><tr><td>電話による問合せ</td><td>34 件</td><td>30 件</td></tr></table> 微細藻類を用いた燃料、化成品生産等の研究開発が進展し、高効率な生産を実現するために遺伝子組換え体の開放系での利用も想定されていることを背景とした「遺伝子組換え生物の開放系利用における審査支援体制整備事業」に関して、経済産業省及びカルタヘナ法の共管省庁となる環境省のほか、有識者による評価手法検討委員会を計 3 回開催した。委員会での議論を経て、経済産業省への承認申請手続に必要な生物多様性影響評価書の作成を支援するための「遺伝子組換え真核微細藻類の第一種（開放系）使用に係る生物多様性影響評価書作成ガイドンス」の案を策定し、経済産業省に提出した。 また、日本農芸化学会 2023 年度大会におけるシンポジウム「バイオの新産業基盤になるか？遺伝子組換え微生物の新しい利用形態「カルタヘナ第一種使用」の可能性を探る」にて「遺伝子組換え微細藻類の第一種使用に向けたカルタヘナ法整備事業の紹介」と題する講演を行い、本事業の成果について発表した。	項目年度		令和 4 年度	令和 3 年度	カルタヘナ法に基づく遺伝子組換え生物等の産業上の使用等の申請件数		61 件	49 件	うち、機構による審査対象件数		60 件 (全件実施)	47 件 (全件実施)	うち、産構審バイオ小委員会による審査対象となり、機構が当該審査に技術的支援を実施した件数		1 件	0 件	事業者からの照会等への対応件数		289 件	175 件	内 訳	面談による事前相談	4 件	5 件	電子メールによる問合せ	251 件	140 件	電話による問合せ	34 件	30 件	リスク管理の両面を意識しつつ、生物多様性への影響を適切に評価するために必要となる情報の整理や評価手法の具体化を実施し、有識者委員会を経て、生物多様性影響評価書作成のためのガイドンス(案)を策定し経済産業省に提出した。今後、ガイドンスの公表や申請・審査の体制を整備することにより、開放系利用によるバイオものづくりの推進や申請手続きの合理化が図られる見込みでる。	
項目年度		令和 4 年度	令和 3 年度																																	
カルタヘナ法に基づく遺伝子組換え生物等の産業上の使用等の申請件数		61 件	49 件																																	
うち、機構による審査対象件数		60 件 (全件実施)	47 件 (全件実施)																																	
うち、産構審バイオ小委員会による審査対象となり、機構が当該審査に技術的支援を実施した件数		1 件	0 件																																	
事業者からの照会等への対応件数		289 件	175 件																																	
内 訳	面談による事前相談	4 件	5 件																																	
	電子メールによる問合せ	251 件	140 件																																	
	電話による問合せ	34 件	30 件																																	
(2) GILSP 遺伝子組換え微生物リストの告示原案の作成 経済産業省の要請に基づき、「遺伝子組換え	(2) GILSP 遺伝子組換え微生物リストの告示原案の作成 経済産業省の要請に基づき、「遺伝子組換え	GILSP 遺伝子組換え微生物リストの告示原案の作成件数（全件実施）	最小限の拡散防止措置を執ることにより使用等することができるものとして大臣が告示で定める GILSP 遺伝子組換え微生物のリストについて、経済産業省からのリストへの追加及び見直しの要請に対して告示改正原案の作成を確実に実施した。令和 4 年度の作業分及び現行リスト見直し案については、経済産業省に報告済み。直近の産構審バイオ小委員会で審議される見込み。 また、告示の別表に対応したエクセル形式でのリストを作成し、経済産業省の Web サイトから別途公表された。	経済産業省の要請に基づく GILSP 告示原案の作成を全件実施し、指標を達成した。																																

生物等の第二種使用等のうち産業上の使用等に当たって執るべき拡散防止措置等を定める省令別表第一号の規定に基づき経済産業大臣が定める GILSP 遺伝子組換え微生物 (※)」の原案作成を行う。 ※GILSP (Good Industrial Large Scale Practice) 遺伝子組換え微生物：特殊な培養条件下以外では増殖が制限されること、病原性がないこと等のため最小限の拡散防止措置を執ることにより使用等ができるものとして、経済産業大臣等が定めるもの	生物等の第二種使用等のうち産業上の使用等に当たって執るべき拡散防止措置等を定める省令別表第一号の規定に基づき経済産業大臣が定める GILSP 遺伝子組換え微生物 (※)」の原案作成を行い、経済産業省に報告するとともに、審議会での検討について技術的な支援を行う。 ※GILSP (Good Industrial Large Scale Practice) 遺伝子組換え微生物：特殊な培養条件下以外では増殖が制限されること、病原性がないこと等のため最小限の拡散防止措置を執ることにより使用	<table><tr><th>項目年度</th><th>令和 4 年度</th><th>令和 3 年度</th></tr><tr><td>GILSP 告示原案の作成件数</td><td>1 件 (全件実施)</td><td>1 件 (全件実施)</td></tr></table>			項目年度	令和 4 年度	令和 3 年度	GILSP 告示原案の作成件数	1 件 (全件実施)	1 件 (全件実施)	
		項目年度	令和 4 年度	令和 3 年度							
GILSP 告示原案の作成件数	1 件 (全件実施)	1 件 (全件実施)									

		等をするこ とができる ものとし て、経済産 業大臣等が 定めるもの									
(3) 立入 検査 カルタヘナ 法に基づく 製造事業者 等に対する 立入検査に ついて、経 済産業省の 指示に基づ き、的確に 実施する。	(3) 立入 検査 カルタヘナ 法に基づく 製造事業者 等に対する 立入検査に ついて、経 済産業省の 指示に基づ き、的確に 実施する。	カルタヘ ナ法に基 づく立入 検査の実 施件数 （全件実 施）	令和４年度の経済産業省からの指示は８件で、機構は立入検査を全件実施した。 機構からの提案により、昨今の違反や事故の発生状況を鑑み、比較的风险が低いと思われていた GILSP 区分のラボスケールの申請を中心に検査を実施した。 <table><tr><td></td><td>令和４年度</td><td>令和３年度</td></tr><tr><td>カルタヘナ法に基づく立入 検査の実施件数</td><td>８件 （全件実施）</td><td>５件 （全件実施）</td></tr></table>		令和４年度	令和３年度	カルタヘナ法に基づく立入 検査の実施件数	８件 （全件実施）	５件 （全件実施）	経済産業省の指示に基づく立入検査を全件実施し、指標を達成した。	
	令和４年度	令和３年度									
カルタヘナ法に基づく立入 検査の実施件数	８件 （全件実施）	５件 （全件実施）									
(4) 微生 物によるバ イオレメデ ィエーショ ン利用指針 への適合確 認の申請支 援 経済産業省 の要請に基 づき、微生 物によるバ イオレメデ ィエーショ ン利用指針 への適合確 認の申請支 援を行う。	(4) 微生 物によるバ イオレメデ ィエーショ ン利用指針 への適合確 認の申請支 援 経済産業省 の要請に基 づき、微生 物によるバ イオレメデ ィエーショ ン利用指針 への適合確 認の申請支 援を行う。	微生物に よるバイ オレメデ ィエーシ ョン利用 指針への 適合確認 の申請支 援件数 （全件実 施）	バイオレメディーション利用指針への適合確認の申請支援として、経済産業省の要請に基づき、令和４年度より対応を開始した。事業者が作成した申請書類の事前確認を３件（全件）実施した。うち２件について、事業者・環境省・経済産業省・機構での事前打合せを実施した。事前打合せ後、うち１件について申請書類の修正内容を確認し、事前相談を完了した。以降の有識者審議会に向けて、経済産業省・環境省が準備・調整を進めている（審議会は令和５年度内に開催される見込み）。	経済産業省の要請に基づき、申請書類の事前確認を全件実施し、指標を達成した。							
(5) バイ オテクノロ ジーを活用 した安全性 等評価 バイオテク ノロジーを 活用した安 全性等の評	(5) バイ オテクノロ ジーを活用 した安全性 等評価 バイオテク ノロジーを 活用した安 全性等の評	製品事故 の原因物 質解析の 実施件数 （生体分 子解析技 術による 解析が必 要な全数	ア カルタヘナ法に関連して、経済産業省が行う合成生物学やゲノム編集技術等の規制のあり方に関する検討に参画し、技術的支援を行う。 合成生物学については、生物の多様性に関する条約（CBD）事務局が実施する生物多様性条約第 15 回締約国会議（COP15）に出席し、情報収集を行い経済産業省に報告した。 イ アレルギー等人体に悪影響を及ぼすタンパク質等生体由来の化粧品原料等について、バイオテクノロジーを活用した分析・解								

価をするための手法を開発するとともに、技術基準や規格等について、経済産業省や関連団体に対し、技術的支援や提案を行う。また、製品安全及び消費者安全行政を支援するため、製品安全分野が実施する重大製品事故及び非重大製品事故の原因究明調査のうち、人体に悪影響を及ぼす化学物質等に係る製品事故について、製品安全分野からの依頼に基づき、バイオテクノロジーを利用した原因分析を行い、その分析結果を報告する。	価をするための手法を開発するとともに、技術基準や規格等について、経済産業省や関連団体に対し、技術的支援や提案を行う。また、製品安全及び消費者安全行政を支援するため、製品安全分野が実施する重大製品事故及び非重大製品事故の原因究明調査のうち、人体に悪影響を及ぼす化学物質等に係る製品事故について、製品安全分野からの依頼に基づき、バイオテクノロジーを利用した原因分析を行い、その分析結果を報告する。	を実施)	析を行い、関係省庁等へ情報を提供する。また、住環境に生息する微生物等の安全性評価手法を関係機関と連携して開発する。 ●環境中に存在する微生物が原因の可能性のあるアレルギーに関する原因究明手法の検討 製品事故原因究明のうち、原因究明手法が確立されていない分野、事故の取扱いが不明な分野について、製品安全分野と共同で原因究明手法を検討している。令和４年度は、エアコンに繁殖したキノコが原因と想定されるアレルギー性喘息の被害に関して原因タンパク質の解析を行った。 具体的には、千葉大学真菌医学研究センターから受領したアレルギー性喘息の原因と考えられる臨床由来の担子菌１菌株（スエヒロタケ）のプロテオーム解析を行い、アレルギー原因タンパク質の特定を行った結果、既知ではない新規のアレルギー原因物質を４５種検出した。今後、事業の成果として、カビ及びキノコによるアレルギー性喘息の診断基準がAMEDにより作成されるとともに、原因カビ等を機構より提供する。 また、AMED主催の委員会・会議等に２回参加（令和４年９月、令和５年１月）し、業務成果について報告した。さらに、学会発表１回、機構のWebサイトの更新を１回行い、業務成果についての情報発信を行った。 ウ 微生物及び遺伝子組み換え微生物等が生産する物質について、バイオテクノロジーを活用した安全性等評価手法等を関係機関と連携して開発する。また、獣毛繊維や脱石油、海洋生分解性新規タンパク質繊維等に対する標準化活動を支援しJISやISO/TC38/WG22（繊維/化学分析）の国際標準化会議において、規格化に貢献する。 ●構造タンパク質繊維鑑別・混用率試験方法国際標準化 日本発、地方発のスタートアップ企業が開発した遺伝子組換え微生物等が生産する人工構造タンパク質繊維の世界流通を支援するため、ISO国内審議団体である構造タンパク質素材産業推進協会（SPIA）とともにISO原案を作成した。ISO/TC38/WG22（繊維/化学分析）の流通促進標準化委員会において、次亜塩素酸を用いた繊維混用率試験方法の改正原案を作成し、繊維鑑別試験改正時の試験結果に合わせてISO事務局に提出した。近く改訂作業が終了し、規格が成立する見込み。 また、SPIAに対し、機構内試験室において、繊維鑑別方法に関する技術的指導を行った。 令和４年度は、ISO/TC38/WG22の会議に３回出席（令和４年５月、１０月、令和５年１月）した。今後、ISO制定に向けた作業、新たに繊維混用率試験方法の開発、ISO提案の支援を行う予定。 また、人工構造タンパク質繊維のプロテオーム解析試験方法を用いた鑑別、混用率試験方法を開発した。開発法を用いて、人工構造タンパク質混用繊維製品の認証・認定に向けた作業が開始される。		
--	--	------	--	--	--

			エ 工業製品等に関係したアレルギー等に関する製品事故について、製品安全分野からの依頼に基づき、高度な分析技術を必要とする事故原因究明試験を実施し原因物質を解析する。また、事故原因究明試験の結果、化学物質管理分野が実施する化学物質のリスク評価技術の精緻化に資する情報が得られた場合、提供を行う。 製品安全分野からの依頼に基づき、部門間連携事業として、皮膚障害等に関する製品事故の原因物質の特定を 19 件実施し、製品安全分野へ報告した。解析対象製品は、腕時計の樹脂ベルトで原因物質となった第 4 級アンモニウム塩型の陽イオン界面活性剤による重篤な皮膚障害案件であった。事故については、製品安全分野に設置されている「事故動向等解析専門委員会」の審議を経て公表される予定。 これまでの調査で原因物質となった色素 Solvent Orange60 及びイヤホン用ゴム中のアクリルモノマーによる重篤な皮膚障害案件について、「化粧品等のアレルギー情報共有化推進連絡会（厚生労働省系会合）」において報告され、経済産業省及び厚生労働省へ注意喚起を要請する。 有機物の分析に使用するガスクロマトグラフ質量分析装置の試料導入部に新技術を導入することにより、これまで困難であった低分子量成分を測定することが可能となり、測定対象物質の種類を増加させることが可能となった。 また、業務成果について委員会・会議等に 2 回参加、学会発表 1 回、講演 1 件、商業誌投稿 1 件、原稿執筆 1 件を行った。 化学物質管理分野からの依頼に基づき、部門間連携事業として、現在、測定ができない界面活性剤の LogPOW の値を得るための分析の実施と分析方法の開発を行った。陽イオン界面活性剤、一種、非イオン界面活性剤、一種の分析を実施し、良好な界面活性剤の LogPOW の値を得るためのデータが得られた。 令和 3 年度、測定困難であった陰イオン界面活性剤の新規分析方法を開発し、良好な界面活性剤の LogPOW の値を得ることが可能となった。当該分析方法について、論文投稿を行った。 オ 「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」（令和 2 年 4 月 7 日閣議決定）の一環として、新型コロナウイルスに対する感染抑制対策のための物資評価・情報提供に関する対応を行う。 令和 2 年度に発表した新型コロナウイルスに対する代替消毒方法の有効性評価（最終報告）及び製品リストに関する事業者、消費者等からの問合せに適切に対応した。	製品事故のうち、生体分子解析技術による解析が必要な原因物質解析を全件実施し、指標を達成した。	
（6）微生物安全情報の提供 既存のバイオ関連業種のみなら	（6）微生物安全情報の提供 既存のバイオ関連業種のみなら		微生物有害情報データベース (M-RINDA) を通じて以下のとおり情報提供を行った。 ●微生物有害情報リストの情報提供 ヒトや家畜の病原菌の BSL や「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」等の法律等で指定される有害菌情報を一元化した「微生物有害情報リスト」について、ユーザーニーズを踏	「微生物有害情報データベース (M-RINDA)」は経済産業省のカルタヘナ法申請マニュアルへの引用に加え、当該リストで確認しないと微生物を利用できないなど、複数企業の社内での微生物評価・管理において利活用が進んでおり、機構は安全面でも微生物の産業利用に貢献している。 また、発酵や食品分野に初めて参入した事業者から「海外	

	ず、異業種からのバイオ産業分野への参入が広がりつつあること等も踏まえ、バイオテクノロジーの産業利用における社会的リスクの低減に寄与するため、微生物安全情報の提供を行う。	ず、異業種からのバイオ産業分野への参入が広がりつつあること等も踏まえ、バイオテクノロジーの産業利用における社会的リスクの低減に寄与するため、微生物安全情報の提供を行う。 具体的には、微生物有害情報データベース（M-RINDA）において微生物の毒素生産能等に関する情報と微生物の法規制情報の更新を通じて、微生物の安全性や安全な取扱い等に関する情報提供を行う。	まえ、利便性、操作性向上を目的として細菌リストのレイアウト、情報の記載方法などを一新した。また、近年微生物の分類が見直され多くの学名が変更されている状況を踏まえ、参照する出典における掲載名と関連する学名の情報をまとめて表示する機能を追加する等のリニューアルを行った。さらに、リニューアル後に参照先資料の更新に伴い2回の更新を実施した。 ●微生物の有害機能が検索可能なデータベースの情報提供 遺伝子情報から微生物の毒素産生能等の有害性機能が検索可能な微生物有害性遺伝子情報データベース（MiFuP Safety）について、当該データベース情報の更新を1回行い、有害性機能について新たに6件追加して5件の解説資料（Note）を公開するとともに、より正確な検索結果が得られるように16件の機能検索条件について改良を行った。さらに、令和2年度に公開した相互参照機能を8機能公開し、37機能まで増やした。 <table><tr><td>更新回数</td><td>1回</td></tr><tr><td>情報追加・更新件数</td><td>新規機能追加：6件 新規解説資料（Note）追加：5件 機能更新：16件 解説資料（Note）更新：16件 相互参照追加：5件</td></tr></table>	更新回数	1回	情報追加・更新件数	新規機能追加：6件 新規解説資料（Note）追加：5件 機能更新：16件 解説資料（Note）更新：16件 相互参照追加：5件	展開のために慣れていない GRAS※申請を行うにあたり、M-RINDA を用いることで日本語での検索により速やかに必要なデータを取得し提出することができた、これから海外への販売を仕掛けるところ」とのコメントをいただくなど、微生物の安全性情報を取りまとめた国内で唯一のデータベースを提供する機構の知見やデータの強みを活かし、安全な微生物の産業利用に加え、新規参入や中小企業等裾野の拡大にも貢献した。 ※GRAS：米国アメリカ食品医薬品局（FDA）より食品添加物に与えられる安全基準合格証で、国際的に広く認知されている。	
更新回数	1回								
情報追加・更新件数	新規機能追加：6件 新規解説資料（Note）追加：5件 機能更新：16件 解説資料（Note）更新：16件 相互参照追加：5件								
4. 生物多様性条約への対応 （1）生物遺伝資源の国際移転に関する取組 アジアを中心とした海	4. 生物多様性条約への対応 （1）生物遺伝資源の国際移転に関する取組 アジアを中心とした海		ア 生物多様性条約に基づく生物遺伝資源利用及び利益配分に関する枠組みを維持し、産業有用な海外生物遺伝資源の我が国への移転によって我が国の事業者を支援するための共同事業を実施する。 事業者等が生物多様性条約を遵守した上で生物資源を相手国政府等との交渉等を行うことなく安心して利用できるようにするため、各国関連機関と情報共有や連携を行うとともに、中国、韓国、モンゴル、ミャンマー、タイ、ベトナム、台湾及びインドネシアと二国・地域間協力のための共同事業を実施し、我が国の事業者等が	8 か国・地域との生物遺伝資源の二国間利用に関する枠組みを構築・維持し、これらの国・地域の遺伝資源を適法に取得するための取組を実施することによって、我が国のユーザーが簡便かつ安心して海外遺伝資源を利用するためのアクセスルートの確保に貢献した。					

	外の関係機関との連携を推進し、これまで構築してきたアジア諸国／地域との協力体制等を活用した生物遺伝資源の国際移転に関する枠組みを通じた取組を実施する。	外の関係機関との連携を推進し、これまで構築してきたアジア諸国／地域との協力体制等を活用した生物遺伝資源の国際移転に関する枠組みを通じた取組を実施する。	海外の生物資源を利用する環境を整備している。 二国間共同事業については、モンゴルにおける遺伝資源へのアクセスと利益配分に関する新たな法律施行についての情報を広く提供するため、モンゴル科学院微生物研究所と協力して最新の情報を入手し、機構の Web サイトで公開した。 二国間共同事業（モンゴル、ミャンマー、ベトナム）で収集・整理した微生物について、医薬品中間体の探索、酵素の生産等に利用するために、日本企業等へ提供した。 <table><tr><td colspan="2">二国間協力における共同事業で収集・整理した微生物</td></tr><tr><td>日本企業等への提供株数</td><td>204 株（継続利用を含む）</td></tr></table> また、日本企業等が合同探索事業に参加し、現地で分離し日本へ移転した微生物については、新しい食品や微生物農薬の開発のために引き続き利用されている。 <table><tr><td colspan="2">企業等が参加した合同探索事業で分離した微生物</td></tr><tr><td>企業等による微生物利用株数</td><td>3,076 株（継続利用を含む）</td></tr></table> イ アジア域内での生物遺伝資源の移転、保存とその有効利用について、ACM（※）を通じて積極的な情報交換や議論を行う。 ※ ACM (Asian Consortium for the Conservation and Sustainable Use of Microbial Resources) : 微生物資源の保全と持続可能な利用のためのアジア・コンソーシアム 10 月に中国科学院微生物研究所（IMCAS）主催で開催された ACM 第 19 回会合（オンライン）には 17 機関（10 カ国・地域）の参加を得た。 また、ACM 事務局として総会を運営し、インドネシアの Indonesian Centre for Extremophile Bioresources and Biotechnology（ICEBB）とベトナムの Phenikaa University の加盟を可決したほか、ACM の活動を紹介する Web サイトの更新・公開を実施した。	二国間協力における共同事業で収集・整理した微生物		日本企業等への提供株数	204 株（継続利用を含む）	企業等が参加した合同探索事業で分離した微生物		企業等による微生物利用株数	3,076 株（継続利用を含む）		
二国間協力における共同事業で収集・整理した微生物													
日本企業等への提供株数	204 株（継続利用を含む）												
企業等が参加した合同探索事業で分離した微生物													
企業等による微生物利用株数	3,076 株（継続利用を含む）												
	（2）バイオ産業に関係する国際条約についての情報の収集・整理・提供	（2）バイオ産業に関係する国際条約についての情報の収集・整理・提供	ア 生物多様性条約に係る国際会議への参加等を通じ、各国の規制法等とその運用実態についての関連情報及び我が国のバイオ産業の発展に影響を与える可能性のある情報を収集、整理するとともに、経済産業省等の要請に応じてこれら情報を提供する。また、BRC 間の連携を通じ、生物遺伝資源に係る各国の規制法等の情報とアクセス及び利益配分に関する情報を収集、整理し、Web サイトを通じ広く情報提供する。 以下の会合等に出席し、必要な情報を収集して経済産業省に提供したほか、生物多様性条約に係る国際会議に向けた対処方針策定に関して、省庁間会合における意見交換や対処方針案への意見提出を行った。	生物多様性条約に係る各種国際会議に参加し日本政府の交渉を支援するとともに、産業界に大きな影響を与えうる議題について情報収集を行った。									

る国際条約 についての 情報を収集 ・整理・提 供する。	る国際条約 についての 情報を収集 ・整理・提 供する。		<table><tr><th>参加先</th><th>参加目的</th></tr><tr><td>DSI 非公式アドバイザーグループ (IAG) (DSI のトラッキングに関する議題のみの参加) (令和 4 年 5 月)</td><td>DSI のトラッキングに関する専門家としての発表。</td></tr><tr><td>生物多様性条約ポスト 2020 生物多様性枠組第 4 回公開作業部会 (OEWG4) (オンライン) (令和 4 年 6 月)</td><td>遺伝資源に係るデジタル配列情報 (DSI) に関する議論について情報収集。</td></tr><tr><td>DSI に関するウェビナー (令和 4 年 6 月、11 月)</td><td>生物多様性条約において議論される DSI に関する共通理解を深めるためのウェビナーに参加し、情報収集。</td></tr><tr><td>生物多様性条約ポスト 2020 生物多様性枠組第 5 回公開作業部会 (OEWG5) (対面) (令和 4 年 12 月)</td><td>ポスト 2020 生物多様性枠組み策定及び遺伝資源に係るデジタル配列情報 (DSI) に関する議論について情報収集。</td></tr><tr><td>生物多様性条約第 15 回締約国会議 (COP15)、カルタヘナ議定書第 10 回締約国会合 (CP-MOP10) 及び名古屋議定書第 4 回締約国会合 (NP-MOP4) 第 2 部 (対面) (令和 4 年 12 月)</td><td>ポスト 2020 生物多様性枠組み、遺伝資源に係るデジタル配列情報 (DSI)、合成生物学、多数国間メカニズムについて情報収集。</td></tr></table>	参加先	参加目的	DSI 非公式アドバイザーグループ (IAG) (DSI のトラッキングに関する議題のみの参加) (令和 4 年 5 月)	DSI のトラッキングに関する専門家としての発表。	生物多様性条約ポスト 2020 生物多様性枠組第 4 回公開作業部会 (OEWG4) (オンライン) (令和 4 年 6 月)	遺伝資源に係るデジタル配列情報 (DSI) に関する議論について情報収集。	DSI に関するウェビナー (令和 4 年 6 月、11 月)	生物多様性条約において議論される DSI に関する共通理解を深めるためのウェビナーに参加し、情報収集。	生物多様性条約ポスト 2020 生物多様性枠組第 5 回公開作業部会 (OEWG5) (対面) (令和 4 年 12 月)	ポスト 2020 生物多様性枠組み策定及び遺伝資源に係るデジタル配列情報 (DSI) に関する議論について情報収集。	生物多様性条約第 15 回締約国会議 (COP15)、カルタヘナ議定書第 10 回締約国会合 (CP-MOP10) 及び名古屋議定書第 4 回締約国会合 (NP-MOP4) 第 2 部 (対面) (令和 4 年 12 月)	ポスト 2020 生物多様性枠組み、遺伝資源に係るデジタル配列情報 (DSI)、合成生物学、多数国間メカニズムについて情報収集。		
		参加先	参加目的														
		DSI 非公式アドバイザーグループ (IAG) (DSI のトラッキングに関する議題のみの参加) (令和 4 年 5 月)	DSI のトラッキングに関する専門家としての発表。														
		生物多様性条約ポスト 2020 生物多様性枠組第 4 回公開作業部会 (OEWG4) (オンライン) (令和 4 年 6 月)	遺伝資源に係るデジタル配列情報 (DSI) に関する議論について情報収集。														
		DSI に関するウェビナー (令和 4 年 6 月、11 月)	生物多様性条約において議論される DSI に関する共通理解を深めるためのウェビナーに参加し、情報収集。														
		生物多様性条約ポスト 2020 生物多様性枠組第 5 回公開作業部会 (OEWG5) (対面) (令和 4 年 12 月)	ポスト 2020 生物多様性枠組み策定及び遺伝資源に係るデジタル配列情報 (DSI) に関する議論について情報収集。														
		生物多様性条約第 15 回締約国会議 (COP15)、カルタヘナ議定書第 10 回締約国会合 (CP-MOP10) 及び名古屋議定書第 4 回締約国会合 (NP-MOP4) 第 2 部 (対面) (令和 4 年 12 月)	ポスト 2020 生物多様性枠組み、遺伝資源に係るデジタル配列情報 (DSI)、合成生物学、多数国間メカニズムについて情報収集。														
日本企業等が、海外の微生物を利用する場合に関係する法律、必要な手続きをとりまとめ、Web サイトで公開したほか、NITE 講座において遺伝資源の取得の機会及びその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分に関する指針 (ABS 指針) の概要等の情報提供を実施した。 Web サイトに開設した海外の微生物の移転、利用に関する質問を受け付ける相談窓口寄せられた、日本の ABS 指針に則った海外遺伝資源の利用、提供国内で遺伝資源を利用する時の注意点、日本の ABS 制度の概要等についての質問 24 件に対し、これまで収集した各国情報や ABS 指針に関する知見を元に、メール又は電話で回答した イ 名古屋議定書担保措置の施行支援として、遺伝資源が国内において取得されたことを示す文書「遺伝資源国内取得書」の発給を行う。 名古屋議定書担保措置である ABS 指針第 5 章に規定される「遺伝資源が国内において取得されたことを示す書類」の発給機関として取得書を 2 件発給するとともに、発給に関する問合せ 3 件に対応した。 また、環境省委託業務の令和 4 年度名古屋議定書の国内実施に			ABS 指針に基づく遺伝資源国内取得書発給業務を滞りなく実施した。														

				係る調査・分析委託業務「ABS 指針フォローアップ検討会」及び「ABS の実施に係る技術検討会」の委員及びナショナルバイオリソースプロジェクト (NBRP) の ABS 課題アドバイザーとして検討会等に参加し取得書発給機関として意見の具申を行った。		
--	--	--	--	--	--	--

4 . その他参考情報

I-4. 適合性認定分野

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I—4	適合性認定		
業 務 に 関 連 する政策・施 策	経 済 産 業 の うち、 基 準 認 証	当 該 事 業 実 施 に係る根拠（個 別法条文など）	独立行政法人製品評価技術基盤機構法 産業標準化法 計量法 消費生活用製品安全法（消安法） 電気用品安全法（電安法） 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律 ガス事業法 特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律
当 該 項 目 の 重要度、難易 度	【基幹目標】 製品等の信頼性の向上を目的とする、産業標準化法・計量法に基づく登録制度や国際的枠組みに対応した認定制度について、それらの活用実績を増加させることにより、我が国産業の健全な発展と国民生活の安全に貢献する。	関 連 す る 政 策 評価・行政事業 レビュー	行政事業レビューシート番号 0374

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	基準値	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度		平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
【基幹目標】 （1）市場創出効果や 社会ニーズ等において重要な新規分野の 認定制度を創設し、 その利活用実績	2 件以上	—	—	3 件	4 件	2 件	2 件	予算額（千円）	1, 075, 477	1, 238, 370	1, 061, 300	1, 038, 056	1, 012, 680
（2）登録・認定の周期である過去 4 年間に おいて、新規に登録・認定した事業所 （区分追加の事業所を含む）のうち、当 年度に標章を付した 証明書を発行した事業所の割合	令和 3 年 度比 5%増 加	—	平成 29 年 度比 +11.5% （産業標準化 法等に基づき 機構に登録・ 認定された事業所が発行する標章を付した証明書の発行件数）	平成 30 年 度比 +3.9% （産業標準化 法等に基づき 機構に登録・ 認定された事業所が発行する標章を付した証明書の発行件数）	令和元年度比 +5.2% （産業標準化 法等に基づき 機構に登録・ 認定された事業所が発行する標章を付した証明書の発行件数）	令和 2 年度比 +5.8% （産業標準化 法等に基づき 機構に登録・ 認定された事業所が発行する標章を付した証明書の発行件数）	令和 3 年度比 +12% （産業標準化 法等に基づき 機構に登録・ 認定された事業所が発行する標章を付した証明書の発行件数）	決算額（千円）	1, 117, 602	1, 204, 177	977, 767	919, 170 （予算額との差異 10%超の理由は、 組織改編等による 業務経費の減である。）	940, 124
JNLA 登録・更新審査 の実施件数	全件実施	（参考）過 去 3 年平均 61 件	（全件実施） 登録・更新審査 68 件（うち登録審査 9 件、更新審査 59 件）	（全件実施） 登録・更新審査 41 件（うち登録審査 11 件、更新審査 30 件）	（全件実施） 登録・更新審査 52 件（うち登録審査 8 件、更新審査 44 件）	（全件実施） 登録・更新審査 91 件（うち登録審査 18 件、更新審査 73 件）	（全件実施） 登録・更新審査 71 件（うち登録審査 20 件、更新審査 51 件）	経常費用（千円）	1, 132, 368	1, 106, 717	846, 437	916, 578	888, 066
審査業務の電子化に	5 日以上	—	—	—	21 日間短縮	44 日間短縮	53 日間短縮	経常利益（千円）	▲5, 075	▲18, 457	▲6, 615	65, 508	46, 173

よる平均処理期間の短縮	短縮														
JNLA 立入検査の実施件数 ※令和元年度までは 試買検査の実施件数 も含む。	全件実施	(参考) 過去 3 年平均 19 件	(全件実施) 立入検査 21 件、試買検査 3 件	(全件実施) 立入検査 53 件、試買検査 3 件	(全件実施) 立入検査 1 件	(全件実施) 立入検査 1 件	(該当なし)		行政サービス実施 コスト (千円)	1,038,810	—	—	—	—	—
国際相互承認取決に 対応した試験所の認 定審査及び認定維持 審査の実施件数	全件実施	(参考) 過去 3 年平均 47 件	(全件実施) 認定 7 件、定 期検査 21 件	(全件実施) 認定 1 件、認 定維持審査 (旧 定期検 査) 41 件	(全件実施) 認定 18 件、 再認定審査 29 件、認定 維持審査 5 件	(全件実施) 認定 8 件、再 認定審査 33 件、認定維持 審査 6 件	(全件実施) 認定 4 件、再 認定審査 18 件、認定維持 審査 13 件		行政コスト (千 円)	—	1,678,818	868,090	939,230	908,635	
JCSS 登録・更新審査 の実施件数	全件実施	(参考) 過去 3 年平均 105 件	(全件実施) 登録・更新審 査 117 件 (う ち登録審査 22 件、更新 審査 95 件)	(全件実施) 登録・更新審 査 159 件 (う ち登録審査 26 件、更新 審査 133 件)	(全件実施) 登録・更新審 査 94 件 (う ち登録審査 17 件、更新 審査 77 件)	(全件実施) 登録・更新審 査 63 件 (う ち登録審査 30 件、更新 審査 33 件)	(全件実施) 登録・更新審 査 74 件 (う ち登録審査 28 件、更新 審査 46 件)		従事人員数	65	64	59	52	53	
JCSS 立入検査の実施 件数	全件実施	—	(該当なし)	(該当なし)	(該当なし)	(該当なし)	(該当なし)								
MLAP 認定・更新審査 及びフォローアップ 調査の実施件数	全件実施	(参考) 過去 3 年平均 24 件 (認定・更新審 査)、23 件 (フォロ ーアップ調 査)	(全件実施) 認定・更新審 査 15 件、フ ォローアップ 調査 21 件	(全件実施) 認定・更新審 査 6 件、フ ォローアップ調 査 50 件	(全件実施) 認定・更新審 査 54 件、フ ォローアップ調 査 8 件	(全件実施) 認定・更新審 査 13 件、フ ォローアップ調 査 12 件	(全件実施) 認定・更新審 査 7 件、フ ォローアップ調 査 53 件								
MLAP 立入検査の実施 件数	全件実施	—	(該当なし)	(該当なし)	(該当なし)	(該当なし)	(該当なし)								
国際相互承認取決に 対応した校正事業者 の認定審査及び認定 維持審査の実施件数	全件実施	(参考) 過去 3 年平均 22 件 (認定 審査)	(全件実施) 認定 26 件、 定期検査 38 件	(全件実施) 認定 12 件、 認定維持審査 (旧 定期検 査) 7 件	(全件実施) 認定 26 件、 再認定審査 59 件、認定 維持審査 31 件	(全件実施) 認定 30 件、 再認定審査 29 件、認定 維持審査 96 件	(全件実施) 認定 28 件、 再認定審査 38 件、認定 維持審査 82 件								
ASNITE 認定審査及び 認定維持審査の実施 件数	全件実施	(参考) 過去 3 年平均 9 件 (認定 審査)	(全件実施) 認定審査 26 件、定期検査 41 件	(全件実施) 認定審査 5 件、認定維持 審査 (旧 定 期検査) 54 件 (再認定審 査を含む)	(全件実施) 認定審査 9 件、再認定審 査 25 件、認 定維持審査 19 件	(全件実施) 認定審査 13 件、再認定審 査 6 件、認定 維持審査 49 件	(全件実施) 認定審査 9 件、再認定審 査 16 件、認 定維持審査 39 件								
各法律に基づく認証 機関、適合性評価機	全件実施	(参考) 15 件 (調	(全件実施) 調査 29 件、	(全件実施) 調査 15 件、	(全件実施) 調査 7 件、立	(全件実施) 調査 25 件、	(全件実施) 調査 12 件、								

	関及び検査機関の調査及び立入検査の実施件数並びに JIS 試買検査の実施件数		査)、6 件 (立入検査)、2 件 (JIS 試買検査)	立入検査 該当なし、JIS 試買検査 2 件	立入検査 6 件、JIS 試買検査 3 件	入検査 9 件、JIS 試買検査 2 件	立入検査 4 件、JIS 試買検査 2 件	立入検査 3 件、JIS 試買検査 2 件							
	産業標準化法に基づく調査において迅速に指摘事項の改善を行うよう登録認証機関へ指示する件数	全件実施	—	—	—	(全件実施) 1 件	(全件実施) 3 件	(全件実施) 1 件							

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

	年度目標	事業計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価								
				業務実績	自己評価									
	基幹目標 製品等の信頼性確保を目的に、産業標準化法・計量法に基づく登録制度や、国際的枠組みに対応した認定制度について、それらの活用実績を増加させることにより、安全・安心な国民生活の実現と健全で持続可能性のある産業発展に貢献する。	基幹目標 製品等の信頼性確保を目的に、産業標準化法・計量法に基づく登録制度や、国際的枠組みに対応した認定制度について、それらの活用実績を増加させることにより、安全・安心な国民生活の実現と健全で持続可能性のある産業発展に貢献する。	（１）社会ニーズや市場創出効果が高い重要な分野において、新規認定プログラムを創設し、それらの活用実績を２件以上 （２）登録・認定の周期である過去４年間に於いて、新規に登録・認定した事業所（区分追加の事業所を含む）のうち、当年度に標章を付した証明書を発行した事業所の割合を令和３年度比５％増加 （なお、計量法に基づく特定計量証明事業者認定制度（MLAP）	【基盤整備/重要項目】 ① 海外との取引や安全・安心な国民生活に貢献するため、登録・認定制度の普及を図りつつ、社会ニーズや市場創出効果が高い重要な分野において、新規認定プログラムを創設し、それらの活用を促進 ② 信頼性向上や利用拡大に向けた登録・認定制度のあり方の検討 ③ ITを活用した業務の効率的運用やサービスの向上 ●社会ニーズの高い重要な分野における新規認定プログラムの創設・活用 - 環境配慮製品の認証制度（エコマーク）における製品認証機関の認定（令和４年６月申請受理、令和５年３月認定） - 標準物質生産者の包括的認定（令和４年１０月申請受理、令和５年３月認定） 以下は、前年度に申請受理し、令和４年度に認定したもの。 - 燃料電池施設や化学プラントなどの発火・爆発の可能性がある危険な場所で使用する防爆機器の認証に係る認定（令和３年１１月申請受理、令和４年１１月認定） ●標章を付した証明書の発行事業者数増加への取組、認定制度の普及・有効活用 - 感染症対策下における認定審査業務の継続的運用（遠隔審査及び「認定申請審査業務システム」の活用により認定審査業務を効率化し、事業者の利便性を向上、負担を軽減） - 感染症対策下においても、オンラインを活用した手法による事業者・一般ユーザーに対する認定制度の普及啓発を実施 - WEBサービス「PR TIMES」を活用し、「サステナビリティ」や「抗菌製品の信頼性向上」といった社会課題における認定の活用事例を紹介 - 適合性評価制度の歴史、海外の状況、日本が目指すべき方向性を「適合性評価ガイドブック」として取りまとめ、ユーザーの理解を促進（中長期的な視点での普及・啓発） ●ITを活用した業務の効率的運用やサービスの向上 - 感染症対策下における遠隔審査の継続活用（遠隔審査率 60％） 「認定申請審査業務システム」を活用した電子申請の促進（電子利用率 66％）	評価：B 令和４年度の基幹目標の指標である「(1) 社会ニーズや市場創出効果が高い重要な分野において、新規認定プログラムを創設し、それらの活用実績を２件以上」について、新規認定プログラムの活用実績を２件とし、社会ニーズに的確に対応した（目標指標比 100％達成）。 <table><tr><td>No</td><td>創設した新規認定プログラム</td><td>利活用実績</td></tr><tr><td>1</td><td>環境配慮製品の認証制度（エコマーク）における製品認証機関の認定</td><td>令和４年６月申請受理、令和５年３月認定</td></tr><tr><td>2</td><td>標準物質生産者の包括的認定（フレキシブルスコープによる認定）</td><td>令和４年１０月申請受理、令和５年３月認定</td></tr></table> 環境配慮製品の認証制度（エコマーク）について、国際規格に基づく製品認証機関の認定プログラムを新規創設した。当該認定により、国内外に多数存在する環境ラベルの中でエコマークの信頼性が更に向上し、我が国における調達基準としての活用拡大が見込まれるとともに、相互承認協定の更なる拡大により国内エコマーク商品の海外市場への参入がさらに容易になる。また、国内外市場におけるエコマーク商品の流通が拡大することで、地球規模での環境負荷低減につながる事が期待される。 標準物質は、化学分析を行う際の基準となる物質であり、製造、環境、医療など幅広い分野で活用されている。従来の概念では、個々の物質、濃度範囲を特定した形で認定されていたのに対し、国際的には、同一の測定方法等を基準とし広範に標準物質生産者を認定すること（包括的認定）が認められており、導入が進んでいる。これまで日本では、包括的認定は行われておらず、多様な測定ニーズへの対応に時間を要し、国際競争の観点から遅れを取っていた。標準物質生産者の包括的認定により、新たな標準物質に対しての都度の認定審査が不要となり、標準物質の供給時間が大幅に短縮される。金属元素の多様な測定ニーズに対し、信頼性の高い標準物質を迅速かつ安定的に供給できるようになるため、当該標準物質生産者の国内シェア拡大が期待される。 以上のとおり、本指標については、指標目標値を 100％達成した。 <	No	創設した新規認定プログラム	利活用実績	1	環境配慮製品の認証制度（エコマーク）における製品認証機関の認定	令和４年６月申請受理、令和５年３月認定	2	標準物質生産者の包括的認定（フレキシブルスコープによる認定）	令和４年１０月申請受理、令和５年３月認定
				No	創設した新規認定プログラム	利活用実績								
1	環境配慮製品の認証制度（エコマーク）における製品認証機関の認定	令和４年６月申請受理、令和５年３月認定												
2	標準物質生産者の包括的認定（フレキシブルスコープによる認定）	令和４年１０月申請受理、令和５年３月認定												

					新規に登録・認定した事業所（区分追加の事業所を含む）のうち、当年度に標章を付した証明書を発行した事業所の割合を令和３年度比 5%増加（なお、計量法に基づく特定計量証明事業者認定制度（MLAP）は含まない。）」については、令和３年度比 12%増加となった。 この要因としては、標章を付した証明書の発行事業者数増加に向けた以下の取組が寄与したと考えられる。 ・ 感染症対策下における認定審査業務の継続的運用（遠隔審査及び認定申請審査業務システムの活用により認定審査業務を効率化し、事業者の利便性を向上、負担を軽減） ・ 感染症対策下においても、オンラインを活用した手法による事業者・一般ユーザーに対する認定制度の普及啓発を実施 ・ WEB サービス「PR TIMES」を活用し、「サステナビリティ」や「抗菌製品の信頼性向上」といった社会課題における認定の活用事例を紹介 また、登録・認定事業者数につき、令和４年度は 12 事業者増加となり、2 年連続して増加傾向を維持できた。これは、今後の証明書発行事業者数増加が期待される大きな成果である。 <table><tr><th>年度</th><th>登録・認定事業者数</th></tr><tr><td>令和元年度</td><td>664</td></tr><tr><td>令和２年度</td><td>645</td></tr><tr><td>令和３年度</td><td>669</td></tr><tr><td>令和４年度</td><td>681</td></tr></table> 中期方針１年目として、社会ニーズの高い重要な分野の新規認定プログラムを創設した。また、日本版品質チェーン構築に必要な情報を「適合性評価ガイドブック」として取りまとめた。 ２年目以降は、引き続き新規認定プログラムにより社会ニーズに対応しつつ、外部機関との連携強化及び「適合性評価ガイドブック」を活用した人材育成や普及・啓発を予定している。	年度	登録・認定事業者数	令和元年度	664	令和２年度	645	令和３年度	669	令和４年度	681	
年度	登録・認定事業者数															
令和元年度	664															
令和２年度	645															
令和３年度	669															
令和４年度	681															
１．産業標準化法に基づく登録制度の執行等（１）試験事業者の登録・更新産業標準	1. 産業標準化法に基づく登録制度の執行等（1）試験事業者の登録・更新産業標準化	・ JNLA における登録・更新審査の実施件数（全件実施） ・ 電子化	JNLA は、産業標準化法で定められている制度である。機構は、登録区分に係る日本産業規格（JIS）の試験を実施する試験事業者を対象として、登録を希望する事業所からの任意の申請に基づき、その事業者のマネジメントシステム、試験施設、機器などが試験を実施する上で適切か、定められたとおりマネジメントシステムが運営されているか等を国際標準化機構（ISO）及び国際電気標準会議（IEC）が定めた試験所に関する基準 ISO/IEC 17025（試験所及び校正機関の能力に関する一般要求事	JNLA 登録・更新審査を全件実施し、指標を達成した。 JNLA 審査業務の電子化による平均処理期間は、標準処理期間 150 日に対し 53 日間の短縮を実現し、指標を達成した。												

化法に基づく試験事業者の登録制度（JNLA）における試験事業者の登録・更新を迅速、的確かつ効率的に実施する。状況に応じて、Web会議ツール等を用いた遠隔審査を組み合わせる。また、JNLAの利用拡大に向け、登録試験事業者による標章を付した証明書の発行件数を増加させるための取組を実施する。さらに、申請及び届出のオンライン提出並びに標章を付した電子的な証明書の発行を的確に対応を行うとともに、それらの普及を推進する。	法に基づく試験事業者の登録制度（JNLA）における試験事業者の登録・更新を迅速、的確かつ効率的に実施する。状況に応じて、Web会議ツール等を用いた遠隔審査を組み合わせる。また、JNLAの利用拡大に向け、登録試験事業者による標章を付した証明書の発行件数を増加させるための取組を実施する。具体的には、標章を付した証明書の発行件数の増加に向けた登録試験事業者の啓発のために説明会を開催し、標章を付した証明書の発行に関する助言や発行事例の紹介等を通じて、特に新規に登録し	による審査業務については、平均処理期間を145日以内（標準処理期間150日）	項）の要求事項に適合しているかどうか審査し、登録する制度である。 なお、JNLA 試験事業者は4年ごとに更新が必要である。 令和2年4月から開始した事業者によるオンライン申請及びJNLA 標章付き電子証明証発行に係る事業者向けマニュアル等を機構のWebサイトに掲載し、オンライン申請及び電子証明書発行の活用メリットを広報するとともに、オンライン申請受付を開始した。令和4年度は26事業者、延べ68件のアカウントを付与するとともに、22件の申請を受け付けた。 また、審査業務の完全オンライン化対応に向け、審査員向けのマニュアルを作成し、オンライン申請からオンライン審査業務までの更なる円滑な実施体制を整備した。 審査業務の電子化によって令和4年度に受け付けた審査の平均処理期間は、97日となり、標準処理期間150日に対して53日間短縮した。 令和4年度は、政策的・社会的ニーズを踏まえながら、JNLA 登録審査を全件実施した。5件の新規登録申請、9件の追加登録申請、40件の登録更新申請が機構に提出された。新規登録申請案件（追加登録申請含む）に対して速やかに審査チームを編成し、20件の登録審査を迅速かつ的確に実施した。また、51件の登録更新審査を実施した。その結果、15件の新規登録、8件の追加登録、63件の登録更新を実施した。 審査の公平・公正を確保・維持するため、外部専門家・有識者等から構成する評定委員会を10回開催し、IAJapan ボード（評定委員会での審議を重要な案件に絞り込むために審査で問題のない案件を評価する内部検討会）を12回開催した。 また、JNLA 登録試験所の組織や設備等に関する変更届出書272件に対して、必要に応じて要求事項への適合性について現地確認等を実施して適切に処理した。 <table><tr><th>JNLA 業務</th><th>実績※</th></tr><tr><td>新規登録審査数（追加登録審査含む）</td><td>20</td></tr><tr><td>登録更新審査数</td><td>51</td></tr><tr><td>新規登録数（追加登録含む）</td><td>23</td></tr><tr><td>登録更新数</td><td>63</td></tr><tr><td>評定委員会開催数</td><td>10</td></tr><tr><td>IAJapan ボード開催数</td><td>12</td></tr><tr><td>変更届出書処理数</td><td>272</td></tr></table> ※申請受付後、審査を経て登録に至るまでには、一般的に半年程度又はそれ以上の期間を要するため、一つの年度内の審査数と登録数は必ずしも一致しない。例えば、令和4年度に実施した審査案件の中には、登録が令和5年度になる案件も含まれている。 ●JNLA 登録試験所の登録結果の官報及び機構 Web サイトへの掲	JNLA 業務	実績※	新規登録審査数（追加登録審査含む）	20	登録更新審査数	51	新規登録数（追加登録含む）	23	登録更新数	63	評定委員会開催数	10	IAJapan ボード開催数	12	変更届出書処理数	272
JNLA 業務	実績※																		
新規登録審査数（追加登録審査含む）	20																		
登録更新審査数	51																		
新規登録数（追加登録含む）	23																		
登録更新数	63																		
評定委員会開催数	10																		
IAJapan ボード開催数	12																		
変更届出書処理数	272																		

	た事業所（区分追加の事業所を含む）の利用拡大に向けた働きかけを行う。必要に応じて、標章を付した証明書を発行していない登録試験事業者等から情報収集を行い、その内容に応じた標章を付した証明書の活用を図る。 さらに、申請及び届出のオンライン提出並びに標章を付した電子的な証明書の発行を的確に対応を行うとともに、それらの普及を推進する。具体的には、オンライン申請及び届出並びに電子的な証明書の発行に関する説明会を開催し、問合せにも適切に対応するとともに、法	載 JNLA 登録試験所の登録等の結果は、機構 Web サイトに登録当日に掲載するとともに、迅速に官報掲載した（20 件の官報掲載）。 ●遠隔審査の的確な実施 新型コロナウイルス感染症により現地審査の実施が困難な状況でも、積極的に Web 会議ツール等を用いた遠隔審査を実施した（令和 4 年度実施件数 39 件）。 機構は、継続的に遠隔審査を有効に活用できる体制を整え、審査のレベルを維持しつつ、機構と事業者の双方の事業継続機会を確保した。 ●JNLA のオンライン申請・届出の受付 JNLA のオンライン申請・届出は、令和 4 年度は 26 事業者、延べ 68 件のアカウントを付与するとともに、22 件の申請と 75 件の変更届の計 97 件を受け付けた。 ●JNLA 関係規程の見直し 令和 4 年度は、公開文書の見直しを行い、標章を付した電子的な証明書の発行を的確に対応するための「JNLA 試験証明書の電磁的方法による発行について」等、計 7 文書について改正を行った。 ●JNLA 制度の適正執行、利用拡大に向けた取組 令和 4 年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から前年度に引き続きオンラインによる制度説明会を開催し、JNLA 標章付き電子証明証発行について具体的な発行事例を交えて紹介するとともに、審査時の注意事項を周知してスムーズな審査実施への協力を依頼した（令和 5 年 2 月 22 日開催、160 事業所から参加）。 また、試験ユーザーが JNLA 登録試験事業者を都道府県別、試験方法別、JIS 番号等から迅速に検索できるよう機構 Web サイトで公開している Excel ファイルについて適切な管理を行った。		
--	--	---	--	--

		令に基づく申請及び届出以外の事業者からの報告等についてもオンライン提出を支援する。				
	(2) 登録試験事業者に対する立入検査 登録試験事業者に対する立入検査を的確に実施する。	(2) 登録試験事業者に対する立入検査 登録試験事業者に対する立入検査を的確に実施する。	JNLA における立入検査の実施件数 (全件実施)	JNLA 立入検査は、該当案件がなかったため、実績なし。	JNLA 立入検査は、該当案件がなかった。	
	(3) 登録区分の改正原案の作成 経済産業省からの要請に応じ、日本産業規格(JIS)の制定・改正に対応した JNLA における登録区分の改正原案の作成を行う。	(3) 登録区分の改正原案の作成 経済産業省からの要請に応じ、日本産業規格(JIS)の制定・改正に対応した JNLA における登録区分の改正原案の作成を行う。		JNLA 登録の対象となる JIS 試験方法の区分(JNLA の試験所登録は、JIS 試験方法ごとに実施)は、経済産業大臣が「JNLA 登録試験方法区分を定める告示」で定めており、その告示区分の見直しは、経済産業省の要請に基づき機構が原案を作成している。 機構は、令和 4 年度の告示改正を支援するため、令和 4 年 11 月 24 日に告示改正案を経済産業省に提出した。 また、告示改正は不要であるものの、JNLA 登録ニーズに対応するため 1 試験方法 1 試験区分として「骨材の含水率試験及び含水率に基づく表面水室の試験」、「熔融固化したコンクリート用溶解スラグ骨材を用いた膨張性試験」及び「熔融固化したコンクリート用溶解スラグ骨材を用いたポップアップ確認試験」を新規追加するとともに、JIS 改正等に伴う JIS 項目番号の加除訂正を迅速かつ的確に行うため、JNLA 試験方法区分一覧(JNRP32S10)を 2 回改正した。 JNLA 試験方法区分一覧(JNRP32S10)の迅速な改正により、ユーザーが依頼先の登録試験所を探す場合などに、JIS 項目番号の最新情報による検索が可能となり、ユーザーサービスの利便性向上に貢献するとともに、告示改正を要しない新たな JNLA 登録ニーズへの迅速な対応を実現した。		
	(4) 国際相互承認取決に対応した試験所の認定等の実施 国際相互承認	(4) 国際相互承認取決に対応した試験所の認定等の実施 国際相互承認	国際相互承認取決に対応した試験所の認定審査及び認定維持審	国際相互承認取決(MRA 制度)とは、国際試験所認定協力機構(ILAC)等に参加している認定機関(国際相互承認取決の地位を獲得している認定機関)が、互いに認定した試験所(MRA 試験所)の試験結果を同等とみなして、相互に受け入れるという制度である。 機構は、ILAC に加盟するとともに、国際相互承認取決の地位を獲得して、MRA 試験所の認定を実施しており、機構が認定した	国際相互承認取決に対応した試験所の認定審査及び認定維持審査を全件実施し、指標を達成した。	

認取決に対応した試験所の認定審査及び認定試験所に対する認定維持審査を迅速、的確かつ効率的に実施する。状況に応じて、Web会議ツール等を用いた遠隔審査を組み合わせる。	認取決に対応した試験所の認定審査及び認定試験所に対する認定維持審査を迅速、的確かつ効率的に実施する。状況に応じて、Web会議ツール等を用いた遠隔審査を組み合わせる。	査の実施件数（全件実施）	国内 MRA 試験所の輸出品の試験結果が国際的に信頼あるものと見なされ、輸出品の輸出先での再試験省略、コスト低減、貿易の円滑化等に貢献している。 ●MRA 制度に対応した試験所認定審査及び認定維持審査の実施 機構は、MRA 制度を希望する JNLA 登録試験所に対し MRA 試験所として認定する場合には、JNLA 登録に加え、2 年ごとに JNLA 登録試験所に認定維持審査を、さらに 4 年目に再認定審査を実施している。また、ISO/IEC 17043（適合性評価-技能試験に対する一般要求事項）に適合した外部機関の運営する技能試験を JNLA 登録試験所が受けた記録を評価して、技術的能力の維持を確認している。 機構は、令和 4 年度 1.（1）の JNLA 登録に加え、試験所の MRA 制度の認定ニーズに応じて速やかに審査チームを編成し、MRA 制度の要求事項への適合性を審査して、4 件の認定審査を実施した。また、MRA 試験所からの申請に応じて再認定審査 18 件、認定維持審査 13 件を迅速かつ的確に実施した。 <table><tr><th>MRA 制度審査</th><th>実績</th></tr><tr><td>認定審査数</td><td>4</td></tr><tr><td>再認定審査数</td><td>18</td></tr><tr><td>認定維持審査数</td><td>13</td></tr></table> ●認定した試験所の機構 Web サイトへの掲載 機構は、MRA 制度に基づき認定した MRA 試験所に関する情報（日本語及び英語）を機構 Web サイトに迅速に掲載した。 ●国際相互承認取決要求事項に対応する技能試験の活用と計画 機構は、MRA 制度を希望する JNLA 登録試験所に対し MRA 試験所として認定するに際しては、JNLA 登録に加え、2 年ごとに JNLA 登録試験所に認定維持審査及び再認定審査を実施し、さらに ISO/IEC 17043 等に適合した外部機関が提供する技能試験を JNLA 登録試験所が受けた記録を評価し、技術的能力の継続的な保持の審査を行っている。 機構は、外部機関が提供している技能試験の結果を MRA 試験所の認定に活用している。機構は、年度当初に、MRA 認定を希望する試験所が的確に技能試験を受けられるように、認定で活用している外部機関の技能試験を 4 か年計画として公表している。令和 4 年度に機構が活用した技能試験は、下表のとおりで、技能試験の結果に問題があった MRA 試験所は、全て是正処置の妥当性を確認して認定した。 <table><tr><th>JNLA</th><th>試験区分</th><th>外部機関名</th></tr><tr><td rowspan="3">MRA 認定で活用している技能試験</td><td>骨材試験</td><td>全国生コンクリート工業組合連合会</td></tr><tr><td>コンクリート・セメント等無機系材料強度試験</td><td>中央技術研究所</td></tr><tr><td>金属材料引張試験</td><td>KMTL エッジテック</td></tr></table>	MRA 制度審査	実績	認定審査数	4	再認定審査数	18	認定維持審査数	13	JNLA	試験区分	外部機関名	MRA 認定で活用している技能試験	骨材試験	全国生コンクリート工業組合連合会	コンクリート・セメント等無機系材料強度試験	中央技術研究所	金属材料引張試験	KMTL エッジテック		
MRA 制度審査	実績																						
認定審査数	4																						
再認定審査数	18																						
認定維持審査数	13																						
JNLA	試験区分	外部機関名																					
MRA 認定で活用している技能試験	骨材試験	全国生コンクリート工業組合連合会																					
	コンクリート・セメント等無機系材料強度試験	中央技術研究所																					
	金属材料引張試験	KMTL エッジテック																					

			<table><tr><td></td><td>ロックウェル硬さ試験</td><td rowspan="3">株式会社 技能試験 推進部</td></tr><tr><td></td><td>金属の化学分析試験（発 光分光分析他）</td></tr><tr><td></td><td>規制物質の無機分析試 験</td></tr><tr><td></td><td>混用率試験</td><td rowspan="3">一般社団法人 繊維評価技術協議 会</td></tr><tr><td></td><td>抗菌性試験</td></tr><tr><td></td><td>抗ウイルス試験</td></tr><tr><td></td><td>浸出性能試験（※）</td><td>一般社団法人 日本環境測定分析 協会</td></tr></table> ※：JIS K 0102 の技能試験で、JIS S 3200-7 の試験項目及び 分析方法が同一である技能試験を「浸出性能試験」の技能 試験として活用		ロックウェル硬さ試験	株式会社 技能試験 推進部		金属の化学分析試験（発 光分光分析他）		規制物質の無機分析試 験		混用率試験	一般社団法人 繊維評価技術協議 会		抗菌性試験		抗ウイルス試験		浸出性能試験（※）	一般社団法人 日本環境測定分析 協会		
	ロックウェル硬さ試験	株式会社 技能試験 推進部																				
	金属の化学分析試験（発 光分光分析他）																					
	規制物質の無機分析試 験																					
	混用率試験	一般社団法人 繊維評価技術協議 会																				
	抗菌性試験																					
	抗ウイルス試験																					
	浸出性能試験（※）	一般社団法人 日本環境測定分析 協会																				
2. 計量法 に基づく登 録及び認定 制度の執行 等 （１）校正 事業者の登 録・更新 計量法に基 づく校正事 業者登録制 度（JCSS） における校 正事業者の 登録・更新 を迅速、的 確かつ効率 的に実施す る。状況に 応じて、 Web 会議ツ ール等を用 いた遠隔審 査を組み合 わせる。 また、JCSS の利用拡大 に向け、登 録校正事業 者による標 章を付した	2. 計量法 に基づく登 録及び認定 制度の執行 等 （１）校正 事業者の登 録・更新 計量法に基 づく校正事 業者登録制 度（JCSS） における校 正事業者の 登録・更新 を迅速、的 確かつ効率 的に実施す る。状況に 応じて、 Web 会議ツ ール等を用 いた遠隔審 査を組み合 わせる。 また、JCSS の利用拡大 に向け、登 録校正事業 者による標 章を付した	JCSSにお ける登録 ・更新審 査の実施 件数（全 件実施）	JCSS は、計量法で定められている制度である。機構は、計量 法に基づき国に代わり、電子式非自動はかりや電圧測定装置な どの計測器を校正している校正事業者について、国立研究開発 法人産業技術総合研究所等が維持している国家計量標準（計量 計測の確かさを示す最上位のもので、例えば標準分銅群、ジョ セフソン効果電圧測定装置など）を基準として、その校正事業 者による計測器の校正が適正かどうかを、国際規格 ISO/IEC 17025 に基づいて審査し、登録を実施している。JCSS 登録され た校正事業者（JCSS 校正事業者）は、製造現場等の計測器の適 正な校正を実施し、製造現場や企業の試験所で使用される計測 器の計量計測をより信頼あるものとしている。 なお、JCSS 校正事業者は 4 年ごとに更新が必要である。 令和 4 年度は、政策的・社会的ニーズを踏まえながら、JCSS 登録業務を全件実施した。2 件の新規登録申請、18 件の追加登 録申請、76 件の登録更新申請が機構に提出された。新規登録申 請案件（追加登録申請含む）に対して速やかに審査チームを編 成し、28 件の登録審査を迅速かつ的確に実施した。また、46 件 の登録更新審査を実施した。その結果、32 件の新規登録（追加 登録含む）、33 件の登録更新を実施した。 審査の公平・公正を確保・維持するため、外部専門家・有識 者等から構成する評定委員会を 10 回開催し、IAJapan ボード （評定委員会での審議を重要な案件に絞り込むために審査で問 題のない案件を評価する内部検討会）を 13 回開催した。 また、JCSS 校正事業者が登録した組織や職員、設備の変更届 出書 586 件に対して、必要に応じて要求事項への適合性につい て技術的な確認を行う等して適切に処理した。 <table><tr><td>JCSS 業務</td><td>実績※</td></tr><tr><td>新規登録審査数（追加登録審査含む）</td><td>28</td></tr><tr><td>登録更新審査数</td><td>46</td></tr><tr><td>新規登録数（追加登録含む）</td><td>32</td></tr></table>	JCSS 業務	実績※	新規登録審査数（追加登録審査含む）	28	登録更新審査数	46	新規登録数（追加登録含む）	32	JCSS 登録・更新審査を全件実施し、指標を達成した。										
JCSS 業務	実績※																					
新規登録審査数（追加登録審査含む）	28																					
登録更新審査数	46																					
新規登録数（追加登録含む）	32																					

証明書の発行件数を増加させるための取組を実施する。さらに、申請及び届出のオンライン提出並びに標章を付した電子的な証明書の発行を的確に対応を行うとともに、それらの普及を推進する。	証明書の発行件数を増加させるための取組を実施する。具体的には、標章を付した証明書の発行件数の増加に向けた登録校正事業者の啓発のために説明会を開催し、標章を付した証明書の発行に関する助言や発行事例の紹介等を通じて、特に新規に登録した事業所（区分追加の事業所を含む）の利用拡大に向けた働きかけを行う。必要に応じて、標章を付した証明書を発行していない登録校正事業者等から情報収集を行い、その内容に応じた標章を付した証明書の活用を図る。さらに、申請及び届出		<table><tr><td>登録更新数</td><td>33</td></tr><tr><td>評定委員会開催数</td><td>10</td></tr><tr><td>IAJapan ボード開催数</td><td>13</td></tr><tr><td>変更届出書処理数</td><td>586</td></tr></table>	登録更新数	33	評定委員会開催数	10	IAJapan ボード開催数	13	変更届出書処理数	586		
		登録更新数	33										
		評定委員会開催数	10										
		IAJapan ボード開催数	13										
		変更届出書処理数	586										
	※申請受付後、審査を経て登録に至るまでには、一般的に半年程度又はそれ以上の期間を要するため、一つの年度内の審査数と登録数は必ずしも一致しない。例えば、令和４年度に実施した審査案件の中には、登録が令和５年度になる案件も含まれている。												
	新規認定ニーズを先取りした新たな登録対象サービスの立ち上げのための取組として、令和４年度は角速度及び静的加速度（車両慣性挙動計測システムの校正）の JCSS 認定取得ニーズを把握し、開始に向け検討を開始した。												
	●JCSS の登録結果の機構 Web サイトへの掲載 JCSS 登録事業者の登録等の結果は、迅速に（原則として登録当日）機構 Web サイトに掲載した。												
	●遠隔審査の的確な実施 新型コロナウイルス感染症の影響により現地審査の実施が困難な状況でも、積極的に Web 会議ツール等を用いた遠隔審査を実施した（令和４年度実施件数 95 件）。 機構は、継続的に遠隔審査を有効に活用できる体制を整え、審査のレベルを維持しつつ、機構と事業者の双方の事業継続機会を確保した。												
	●JCSS のオンライン申請・届出の受付 JCSS のオンライン申請・届出については、JCSS 登録校正事業者向け説明会を Zoom ウェビナーにて開催し（令和５年３月 20 日）、オンライン申請・届出にかかる説明を行い、積極的な利用を促した。												
	●JCSS 関係規程の見直し 令和４年度に開催された計量行政審議会計量標準部会で承認された国家計量標準の変更等への対応、新規種類の追加・校正対象拡大ニーズ等に対応した既存ガイダンス文書の改正等を検討・導入するため、JCSS 技術分科会を 9 回（書面審議 2 回、MS Teams 審議 7 回）開催した。これらの検討結果等を踏まえ、関連する分野共通文書 8 文書、技術的要求事項適用指針 23 文書、及び不確かさの見積りに関するガイド文書 10 文書の既存文書を改正し、機構 Web サイトで公開し、内外の最新動向に適時対応した。												

	のオンライン提出並びに標章を付した電子的な証明書の発行を的確に対応を行うとともに、それらの普及を推進する。具体的には、オンライン申請及び届出並びに電子的な証明書の発行に関する説明会を開催し、問合せにも適切に対応するとともに、法令に基づく申請及び届出以外の事業者からの報告等についてもオンライン提出を支援する。		●JCSS 制度の適正執行、利用拡大に向けた取組 令和４年度は、“遠隔審査”にかかる諸情報の提供、「認定申請審査業務システム」による申請・届出方法の説明及び適切なPR活動にかかる情報提供のため、JCSS登録校正事業者向けの説明会をZoomウェビナーにて開催した（令和５年３月20日）。 JCSS校正証明書の活用事例を紹介するとともに、JCSS校正証明書の発行促進を要請した。標章付き校正証明書を発行していない登録事業者に対しては、審査時や個別ヒアリングによりその理由を尋ね、必要な情報提供を行った。 ●JCSS校正証明書の電子的発行にかかる取組 JCSS登録校正事業者向け説明会（再掲、令和５年３月20日開催）において、電子的発行の方法及びメリットについて説明し、電子的発行を検討している若しくは発行の意思がある登録事業者に有益な情報を提供した。また、データの電子的活用が可能な発行形式（CSVファイル埋込PDF形式）による電子校正証明書発行事例にかかる情報を提供した。		
（２）登録校正事業者に対する立入検査 登録校正事業者に対する立入検査を的確に実施する。	（２）登録校正事業者に対する立入検査 登録校正事業者に対する立入検査を的確に実施する。	JCSSにおける立入検査の実施件数 （全件実施）	JCSS立入検査は、該当案件がなかったため、実績なし。	JCSS立入検査は、該当案件がなかった。	
（３）特定計量証明事業者の認定・更新等	（３）特定計量証明事業者の認定・更新等	MLAPにおける認定・更新審査及びフ	MLAPは、計量法で定められている制度である。機構は、計量法に基づき国に代わり、計量法で規定されるダイオキシン等の極微量の有害物質を計量し証明を行う事業者が、それら有害物質を適正に計量できるかを法令に基づき審査し、認定を実施し	MLAP認定・更新審査及びフォローアップ調査を全件実施し、指標を達成した。	

計量法に基づく特定計量証明事業者認定制度（MLAP）における特定計量証明事業者の認定・更新を迅速、的確かつ効率的に実施するとともに、認定事業者に対するフォローアップ調査を的確に実施する。状況に応じて、Web 会議ツール等を用いた遠隔審査を組み合わせる。さらに、申請及び届出のオンライン提出並びに標章を付した電子的な証明書の発行を的確に対応を行うとともに、それらの普及を推進する。	計量法に基づく特定計量証明事業者認定制度（MLAP）における特定計量証明事業者の認定・更新を迅速、的確かつ効率的に実施するとともに、認定事業者に対するフォローアップ調査を的確に実施する。状況に応じて、Web 会議ツール等を用いた遠隔審査を組み合わせる。さらに、申請及び届出のオンライン提出並びに標章を付した電子的な証明書の発行を的確に対応を行うとともに、それらの普及を推進する。具体的には、オンライン申請及び届出並びに電子的な証明書の発行に関する説明会を開催	フォローアップ調査の実施件数（全件実施）	ている。MLAP 認定された事業者（MLAP 認定事業者）は、適切にダイオキシン等の計量証明事業を実施し、その結果をより信頼あるものとしている。MLAP 認定事業者でなければダイオキシン等の計量証明事業を行うことができない（令和 4 年度末時点で 72 事業所が認定されている）。 なお、MLAP 認定事業者は 3 年ごとに認定の更新審査を受ける必要がある。 令和 4 年度は、MLAP 認定・更新審査を全件実施した。新規認定申請は無く、8 件の認定更新申請が機構に提出された。認定申請案件に対して速やかに審査チームを編成し、7 件の認定更新審査を迅速かつ的確に実施した。審査結果について、認定の可否を審議する外部専門家・有識者からなる評定委員会を 4 回開催し、8 件の認定更新を実施した。 また、MLAP 認定事業者の適用測定法規格、手順書、組織、設備等に関する変更届出書 190 件に対して、必要に応じて要求事項への適合を確認した。 <table><tr><th>MLAP 業務</th><th>実績※</th></tr><tr><td>新規認定審査数</td><td>0</td></tr><tr><td>認定更新審査数</td><td>7</td></tr><tr><td>新規認定数</td><td>0</td></tr><tr><td>認定更新数</td><td>8</td></tr><tr><td>評定委員会開催数</td><td>4</td></tr><tr><td>変更届出書処理数</td><td>190</td></tr></table> ※申請受付後、審査を経て認定に至るまでには、一般的に半年程度又はそれ以上の期間を要するため、一つの年度内の審査数と認定数は必ずしも一致しない。例えば、令和 4 年度に実施した審査案件の中には、認定が令和 5 年度になる案件も含まれている。 ●特定計量証明事業者の認定結果等の官報及び機構 Web サイトへの掲載 認定更新 8 件の認定事業者の認定情報を迅速に Web サイトに掲載した。 ●遠隔審査の的確な実施 新型コロナウイルス感染症により現地審査の実施が困難な状況でも、必要に応じて Web 会議ツール等を用いた遠隔審査を実施した（令和 4 年度実施件数 1 件）。 従来の「MLAP 遠隔審査用チェックリスト」に加え、Web カメラ・書画カメラを運用し審査対応の負担軽減を図ると共に、実地試験の効率化と効果的な確認に向けた取組を継続した。 ●MLAP のオンライン申請・届出の受付	MLAP 業務	実績※	新規認定審査数	0	認定更新審査数	7	新規認定数	0	認定更新数	8	評定委員会開催数	4	変更届出書処理数	190		
MLAP 業務	実績※																		
新規認定審査数	0																		
認定更新審査数	7																		
新規認定数	0																		
認定更新数	8																		
評定委員会開催数	4																		
変更届出書処理数	190																		

	し、問合せにも適切に対応するとともに、法令に基づく申請及び届出以外の事業者からの報告等についてもオンライン提出を支援する。	令和 5 年 3 月 22 日に MLAP 事業者説明会を実施し「認定申請審査業務システム」の普及状況の共有と操作方法の説明を行った。 ●MLAP 関係規程の見直し “MLAP ボード”（後述）の運用開始に伴い、「特定計量証明事業者認定制度 認定業務実施規程」、「特定計量証明事業者認定制度に係る要員管理規程」、「特定計量証明事業者認定制度に係る委員会規程」の改正を行った。 ●MLAP の適正執行、利用拡大に向けた取組 令和 5 年度に予定されている多大数の認定更新審査案件に的確に対応するため、評定委員会とは別に審査で問題のない案件を評価するための内部検討会として“MLAP ボード”を新たに設置した。関係者（経済産業省担当、評定委員会等）への設置にかかる説明、及び規程類の改正並びにボード委員 13 名の確保（教育訓練、力量評価及び委嘱）を行い、運用を開始した。 ●特定計量証明事業者に対するフォローアップ調査の的確な実施 認定基準に適合した業務実施体制が維持されているかどうかについて、認定の期間中（3 年間）の中頃をめどにフォローアップ調査を実施することにより、MLAP 認定事業者が引き続き適切な業務実施能力を維持していることを確認している。 当該フォローアップ調査の実施において、適切と考えられる事業者に対しては効率化のため及び事業者への負担の軽減のため、事前チェックリストを活用することによる原則調査チーム 1 名での調査実施、及び現地訪問に拠らず提出記録類の確認のみによる評価（書面調査）を導入している（ただし、前回の審査で不適合事項が多かった等の課題があり、その後の業務実施状況を的確に把握する必要があると判断した案件については、従前のおり 2 名で実施、もしくは現地訪問／遠隔的技法による調査を実施することとしている。）。令和 4 年度は 53 件のフォローアップ調査（うち 4 件を現地全項目フォローアップ調査、3 件を調査チーム 1 名の部分フォローアップ調査、46 件を書面調査）を実施した。 <table><tr><td>MLAP 業務</td><td>実績</td></tr><tr><td>フォローアップ調査数</td><td>53</td></tr></table> ●MLAP 技能試験 MLAP 認定事業者の技術的能力を継続的に確認するため、機構が参加を要請する技能試験への参加が認定基準（経済産業省告示）等で定められており、外部機関が実施する技能試験を活用して、認定事業者の技術能力把握を行うとともに、必要に応じて事業者に対して是正措置を要求している。	MLAP 業務	実績	フォローアップ調査数	53		
MLAP 業務	実績							
フォローアップ調査数	53							

			令和４年度は、前年度末の不満足事業者への結果通知以降提出された是正報告書の妥当性の評価を的確に実施した。また、更新審査時に MLAP 技能試験結果と是正報告内容等を審査員に提供し、計量証明の品質の監視の効果的な確認を行うよう求めた。 ●環境省マニュアル（環境大気・土壌・底質）改正への対応 MLAP における測定法規格である環境省マニュアル（環境大気・土壌・底質）の改正（令和４年３月 25 日発行）に伴い、MLAP の Web サイトにて、及び認定事業者が出席する外部セミナーにて、事業所等へ機構への手続き方法について周知した。変更届出書により提出される認定事業者の手順書及び技術データの内容確認を的確に実施できるよう、旧版と改正版の対照表の作成、「MLAP 審査検査チェックリスト」の改正を実施し、それを用いて変更届出書を全件的確に処理した。		
（４）認定特定計量証明事業者に対する立入検査 認定特定計量証明事業者に対する立入検査を的確に実施する。	（４）認定特定計量証明事業者に対する立入検査 認定特定計量証明事業者に対する立入検査を的確に実施する。	MLAP における立入検査の実施件数 （全件実施）	MLAP 立入検査は、該当案件がなかったため、実績なし。	MLAP 立入検査は、該当案件がなかった。	
（５）国際相互承認取決に対応した校正事業者の認定等の実施 国際相互承認取決に対応した校正事業者の認定審査及び校正事業者に対する認定維持審査を迅速、的確かつ効率的に実施する。状況に	（５）国際相互承認取決に対応した校正事業者の認定等の実施 国際相互承認取決に対応した校正事業者の認定審査及び校正事業者に対する認定維持審査を迅速、的確かつ効率的に実施する。状況に	国際相互承認取決に対応した校正事業者の認定審査及び認定維持審査の実施件数 （全件実施）	国際相互承認取決（MRA 制度）とは、国際試験所認定協力機構（ILAC）等に参加している認定機関（国際相互承認取決の地位を獲得している認定機関）が、互いに認定した校正事業者（MRA 校正事業者）の校正結果を同等とみなして、受け入れるという制度である。 機構は、ILAC に加盟するとともに、国際相互承認取決の地位を獲得して、MRA 校正事業者の認定を実施しており、機構が認定した国内 MRA 校正事業者の輸出品の校正結果については、国際的に信頼あるものと見なされ、輸出品の輸出先での再校正省略、コスト低減、貿易の円滑化等に貢献している。 ●国際相互承認取決に対応した校正事業者認定審査及び認定維持審査の実施 機構は、MRA 制度を希望する JCSS 校正事業者に対し MRA 校正事業者として認定する場合には、JCSS 登録に加え、２年ごとに JCSS 校正事業者の認定維持審査を、さらに４年目に再認定審査を実施している。また、ISO/IEC 17043 に適合した外部機関の運営する技能試験を JCSS 校正事業者が受けた記録を評価して、技	国際相互承認取決に対応した校正事業者の認定審査及び認定維持審査を全件実施し、指標を達成した。	

応じて、Web 会議ツール等を用いた遠隔審査を組み合わせる。	応じて、Web 会議ツール等を用いた遠隔審査を組み合わせる。		術的能力の維持を確認している。 機構は、令和 4 年度、2.（1）の JCSS 登録に加え、校正事業者の MRA 制度の認定ニーズに応じて速やかに審査チームを編成し、MRA 制度の要求事項への適合性を審査して、28 件の認定審査を実施した。また、MRA 校正事業者からの申請に応じて、再認定審査 38 件、認定維持審査 82 件を迅速かつ的確に実施した。 <table><tr><th>MRA 対応</th><th>実績</th></tr><tr><td>認定審査数</td><td>28</td></tr><tr><td>再認定審査数</td><td>38</td></tr><tr><td>認定維持審査数</td><td>82</td></tr></table> ●認定した校正事業者の機構 Web サイトへの掲載 機構は、MRA 制度に基づき認定した 32 件の MRA 校正事業者に関する情報（日本語及び英語）を機構 Web サイトに迅速に掲載した。 ●国際相互承認要求事項に対応する技能試験の活用と計画 機構は、MRA 制度を希望する JCSS 校正事業者に対し MRA 校正事業者として認定するに際して、JCSS 登録に加え、2 年ごとに JCSS 校正事業者に認定維持審査を実施し、さらに ISO/IEC 17043 に適合した外部機関の運営する技能試験を JCSS 校正事業者が受けた記録を評価し、技術的能力の継続的な保持の審査を行う。 機構は、外部機関が提供している技能試験の結果を MRA 校正事業者の認定に活用している。MRA 認定を希望する校正事業者が、的確に技能試験を受けられるように、機構は、認定で活用している外部機関の技能試験実施予定情報を 5 か年計画として公表している。令和 4 年度に実施（参加者募集開始）された技能試験は、下表のとおりである。技能試験の結果に問題があった MRA 校正事業者は、全て是正処置の妥当性を確認して認定した。 <table><tr><th>JCSS</th><th>区分</th><th>外部機関名</th></tr><tr><td rowspan="5">MRA 認定で活用している技能試験</td><td>質量／はかり／電子式非自動はかり</td><td>日本計量機器工業連合会</td></tr><tr><td>質量／はかり／電子式非自動はかり 質量／分銅等／分銅、おもり</td><td>計量技術コンサル事務所</td></tr><tr><td>力／一軸試験機／JIS B 7721 による方法</td><td>日本試験機工業会</td></tr><tr><td>電気（高周波）及び電磁界／高周波測定器等／減衰器</td><td>電子情報技術産業協会</td></tr><tr><td>長さ／一次元寸法測定器／ノギス・マイクロメータ</td><td>日本電気計器検定所</td></tr></table>	MRA 対応	実績	認定審査数	28	再認定審査数	38	認定維持審査数	82	JCSS	区分	外部機関名	MRA 認定で活用している技能試験	質量／はかり／電子式非自動はかり	日本計量機器工業連合会	質量／はかり／電子式非自動はかり 質量／分銅等／分銅、おもり	計量技術コンサル事務所	力／一軸試験機／JIS B 7721 による方法	日本試験機工業会	電気（高周波）及び電磁界／高周波測定器等／減衰器	電子情報技術産業協会	長さ／一次元寸法測定器／ノギス・マイクロメータ	日本電気計器検定所		
MRA 対応	実績																										
認定審査数	28																										
再認定審査数	38																										
認定維持審査数	82																										
JCSS	区分	外部機関名																									
MRA 認定で活用している技能試験	質量／はかり／電子式非自動はかり	日本計量機器工業連合会																									
	質量／はかり／電子式非自動はかり 質量／分銅等／分銅、おもり	計量技術コンサル事務所																									
	力／一軸試験機／JIS B 7721 による方法	日本試験機工業会																									
	電気（高周波）及び電磁界／高周波測定器等／減衰器	電子情報技術産業協会																									
	長さ／一次元寸法測定器／ノギス・マイクロメータ	日本電気計器検定所																									

				<table><tr><td>温度／接触式温度計／ガラス製温度計</td><td rowspan="7">一般財団法人日本品質保証機構</td></tr><tr><td>電気（高周波）及び電磁界／レーザパワー測定器等／光ファイバ用光パワー測定器</td></tr><tr><td>電気（直流・低周波）／ 直流・低周波測定器等／ 直流抵抗器 直流電圧測定装置、直流電流測定装置、直流抵抗測定装置、交流電圧測定装置、交流電流測定装置 直流電圧発生装置、直流電流発生装置、交流電圧発生装置、交流電流発生装置</td></tr><tr><td>長さ／ 一次元寸法測定器／ ブロックゲージ（比較測定法による） ハイドゲージ デプスゲージ 直尺（単面が基点となるもの） 鋼製巻尺 マイクロメータ・ノギス</td></tr><tr><td>湿度／ 湿度測定器等／ 電子式湿度計</td></tr><tr><td>電気（直流・低周波）／直流・低周波測定器等／直流抵抗器、直流電圧測定装置、 直流電圧発生装置、直流電流発生装置</td></tr><tr><td>温度／接触式温度計／指示計器付温度計（比較校正法）</td></tr></table>	温度／接触式温度計／ガラス製温度計	一般財団法人日本品質保証機構	電気（高周波）及び電磁界／レーザパワー測定器等／光ファイバ用光パワー測定器	電気（直流・低周波）／ 直流・低周波測定器等／ 直流抵抗器 直流電圧測定装置、直流電流測定装置、直流抵抗測定装置、交流電圧測定装置、交流電流測定装置 直流電圧発生装置、直流電流発生装置、交流電圧発生装置、交流電流発生装置	長さ／ 一次元寸法測定器／ ブロックゲージ（比較測定法による） ハイドゲージ デプスゲージ 直尺（単面が基点となるもの） 鋼製巻尺 マイクロメータ・ノギス	湿度／ 湿度測定器等／ 電子式湿度計	電気（直流・低周波）／直流・低周波測定器等／直流抵抗器、直流電圧測定装置、 直流電圧発生装置、直流電流発生装置	温度／接触式温度計／指示計器付温度計（比較校正法）	
温度／接触式温度計／ガラス製温度計	一般財団法人日本品質保証機構												
電気（高周波）及び電磁界／レーザパワー測定器等／光ファイバ用光パワー測定器													
電気（直流・低周波）／ 直流・低周波測定器等／ 直流抵抗器 直流電圧測定装置、直流電流測定装置、直流抵抗測定装置、交流電圧測定装置、交流電流測定装置 直流電圧発生装置、直流電流発生装置、交流電圧発生装置、交流電流発生装置													
長さ／ 一次元寸法測定器／ ブロックゲージ（比較測定法による） ハイドゲージ デプスゲージ 直尺（単面が基点となるもの） 鋼製巻尺 マイクロメータ・ノギス													
湿度／ 湿度測定器等／ 電子式湿度計													
電気（直流・低周波）／直流・低周波測定器等／直流抵抗器、直流電圧測定装置、 直流電圧発生装置、直流電流発生装置													
温度／接触式温度計／指示計器付温度計（比較校正法）													
3. 製品評価技術基盤機構認定制度の実施 JNLA や JCSS、MLAP では対応できない分野を主な認定対象とする製品評価技術基盤機構認定制度	3. 製品評価技術基盤機構認定制度の実施 JNLA や JCSS、MLAP では対応できない分野を主な認定対象とする製品評価技術基盤機構認定制度	ASNITE における認定審査及び認定維持審査の実施件数（全件実施）	製品評価技術基盤機構認定制度（ASNITE）は、安全の確保や国内外の取引の円滑化等に関する政策的・社会的要請や新たな政策的・社会的ニーズを踏まえ、JNLA や JCSS、MLAP の法令に基づく認定制度では対象外の認定ニーズについて対応する制度であり、校正（計測器の目盛りの正しさの評価）、試験（製品の安全性試験、環境中の有害物質測定等）等を行う事業者（以下の a. ～f. の事業者）の認定を実施している。 機構は、国際ルールに基づいて ASNITE を運営しているため、機構が認定した事業者は日本国内のみならず国際的に信頼性を持ち、国民の安全と安心の確保、国内外の取引の円滑化等に貢献するものである。 令和 4 年度は、政策的・社会的ニーズを踏まえながら、ASNITE 認定業務を実施した。2 件の新規認定申請及び 4 件の追加認定申	ASNITE 認定審査及び認定維持審査を全件実施し、指標を達成した。									

(ASNITE)において、安全の確保や国内外の取引の円滑化等の政策的・社会的要請を踏まえ、試験所や校正事業者、製品認証を行う機関、ITセキュリティ分野の評価機関等の認定審査及び認定維持審査を迅速、的確かつ効率的に実施する。状況に応じて、Web 会議ツール等を用いた遠隔審査を組み合わせる。また、国や産業界からの要請等、社会ニーズに応じて、新規分野の審査実施体制の構築及び認定を迅速、的確かつ効率的に行うとともに、ASNITE の利用拡大に向け、認定事業者による標章を付した証明	(ASNITE)において、安全の確保や国内外の取引の円滑化等の政策的・社会的要請を踏まえ、試験所や校正事業者、製品認証を行う機関、ITセキュリティ分野の評価機関等の認定審査及び認定維持審査を迅速、的確かつ効率的に実施する。状況に応じて、Web 会議ツール等を用いた遠隔審査を組み合わせる。また、国や産業界からの要請等、社会ニーズに応じて、新規分野の審査実施体制の構築及び認定を迅速、的確かつ効率的に行うとともに、ASNITE の利用拡大に向け、認定事業者による標章を付した証明	請が機構に提出され、速やかに審査チームを編成し、9 件の認定審査を迅速かつ的確に実施した。また、16 件の再認定審査、39 件の認定維持審査を実施した。その結果、6 件の新規認定（追加認定含む）を行った。 <table><tr><th colspan="2" rowspan="2">ASNITE 認定 サブプログラム</th><th colspan="5">実績※</th></tr><tr><th>新規認定審査 （追加含む）</th><th>再認定審査</th><th>認定維持審査</th><th>臨時審査</th><th>新規認定 （追加含む）</th></tr><tr><td>a.</td><td>ASNITE 校正事業者認定</td><td>1</td><td>3</td><td>8</td><td>0</td><td>1</td></tr><tr><td>b.</td><td>ASNITE 試験事業者認定（一般）</td><td>1</td><td>1</td><td>7</td><td>0</td><td>0</td></tr><tr><td>c.</td><td>ASNITE 試験事業者認定（IT）</td><td>1</td><td>0</td><td>1</td><td>0</td><td>0</td></tr><tr><td>d.</td><td>ASNITE 試験事業者認定（環境）</td><td>2</td><td>6</td><td>19</td><td>0</td><td>2</td></tr><tr><td>e.</td><td>ASNITE 標準物質生産者認定</td><td>1</td><td>3</td><td>1</td><td>0</td><td>1</td></tr><tr><td>f.</td><td>ASNITE 製品認証機関認定</td><td>3</td><td>3</td><td>3</td><td>0</td><td>2</td></tr><tr><td colspan="2">合 計</td><td>9</td><td>16</td><td>39</td><td>0</td><td>6</td></tr></table> ※申請受付後、審査を経て認定に至るまでには、一般的に半年程度又はそれ以上の期間を要するため、一つの年度内の審査数と認定数は必ずしも一致しない。例えば、令和 4 年度に実施した審査案件の中には、認定が令和 5 年度になる案件も含まれている。 ●ASNITE の認定結果の機構 Web サイトへの掲載 機構は、認定事業者の認定情報（日本語及び英語）を機構 Web サイトに迅速に掲載した。 ●遠隔審査の的確な実施 新型コロナウイルス感染症の影響により現地審査の実施が困難な状況でも、積極的に Web 会議ツール等を用いた遠隔審査を実施した（令和 4 年度実施件数 39 件）。 機構は、継続的に遠隔審査を有効に活用できる体制を整え、審査のレベルを維持しつつ、機構と事業者の双方の事業継続機会を確保した。 ●ASNITE のオンライン申請・届出の受付 令和 2 年度に開始した ASNITE 制度に係るオンライン申請・届出について、事業者向け「認定申請審査業務システム使用マニュアル（ASNITE）」を引き続き公開し、適切な運用を行った。 ●「認定スキーム文書」の統合	ASNITE 認定 サブプログラム		実績※					新規認定審査 （追加含む）	再認定審査	認定維持審査	臨時審査	新規認定 （追加含む）	a.	ASNITE 校正事業者認定	1	3	8	0	1	b.	ASNITE 試験事業者認定（一般）	1	1	7	0	0	c.	ASNITE 試験事業者認定（IT）	1	0	1	0	0	d.	ASNITE 試験事業者認定（環境）	2	6	19	0	2	e.	ASNITE 標準物質生産者認定	1	3	1	0	1	f.	ASNITE 製品認証機関認定	3	3	3	0	2	合 計		9	16	39	0	6
ASNITE 認定 サブプログラム		実績※																																																													
		新規認定審査 （追加含む）	再認定審査	認定維持審査	臨時審査	新規認定 （追加含む）																																																									
a.	ASNITE 校正事業者認定	1	3	8	0	1																																																									
b.	ASNITE 試験事業者認定（一般）	1	1	7	0	0																																																									
c.	ASNITE 試験事業者認定（IT）	1	0	1	0	0																																																									
d.	ASNITE 試験事業者認定（環境）	2	6	19	0	2																																																									
e.	ASNITE 標準物質生産者認定	1	3	1	0	1																																																									
f.	ASNITE 製品認証機関認定	3	3	3	0	2																																																									
合 計		9	16	39	0	6																																																									

書の発行件数を増加させるための取組を実施する。 さらに、申請及び届出のオンライン提出並びに標章を付した電子的な証明書の発行を的確に対応を行うとともに、それらの普及を推進する。	書の発行件数を増加させるための取組を実施する。具体的には、標章を付した証明書の発行件数の増加に向けた認定事業者の啓発のため、認定事業者から情報収集を行い、必要に応じて、認定事業者に対する要求事項等を定めた文書改正や認定事業者向けの情報提供等を行う。 さらに、申請及び届出のオンライン提出並びに標章を付した電子的な証明書の発行を的確に対応を行うとともに、それらの普及を推進する。具体的には、オンライン申請及び届出並びに電子的な証明書の発行に関する説明会を開催		これまで試験、校正、標準物質、製品認証など認定対象分野毎にそれぞれ作成していた認定スキーム文書を一つに統合した「認定スキーム文書（UIF03）」を制定した（令和４年９月２２日制定。令和５年２月２２日改正）。 以下に a. ～f. の各認定プログラムにおける認定業務実績を記載する。 a. ASNITE 校正事業者認定 ASNITE 校正事業者認定は、JCSS 対象外の校正事業者（国家計量標準研究所、外国の国家計量標準研究所から校正を受けた校正事業者、海外にある校正事業者等、計量法で規定されていない校正事業者）の認定ニーズに対応するために運営している。 ●粒子計数器の校正に係る認定ニーズの調査 自動車の運転支援システムの機能の高度化、電気自動車等の電動化、自動運転技術の開発の加速等によって、自動車はより多くの情報を監視・計測し、より高度な機能を制御するために半導体への需要が高く、車載用半導体市場は成長分野となっている。高集積化が進む半導体の品質を規定する鍵は、製造工程の高い清浄度であり、この清浄度を測定する粒子計数器の認定ニーズを把握した。粒子計数器の校正事業者からの申請相談を受けて事前の情報収集を行い、技術専門家の確保を進める等の認定制度の構築に向けた準備を進めた。 ●ASNITE の利用拡大に向けた取組 認定事業者に対する説明会を Zoom ウェビナーにて開催し、遠隔審査、認定申請審査業務システム及び広報活動にかかる諸情報の提供等を行った（令和５年３月２０日）。 b. ASNITE 試験事業者認定（一般） ASNITE 試験事業者認定（一般）は、JNLA 対象外の試験事業者（JIS 以外の試験を用いる試験事業者）のうち環境分野及び IT セキュリティ分野を除く認定ニーズに対応するために運営している。 ●抗ウイルス性試験分野の要員確保のための取組 令和４年度は、抗ウイルス性試験の新規認定申請に対応する要員を増員するために、抗ウイルス性試験の基礎知識等に関する研修（座学）を実施し（令和５年１月３０日、１７名受講）、更に技術審査員候補者と対象とした現場研修も実施した（令和５年２月２日及び３日、５名受講）。 ●ASNITE の利用拡大に向けた取組		
---	--	--	--	--	--

	し、問合せにも適切に対応する。		令和４年度は、新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から引き続きオンラインによる制度説明会を JNLA と合同で開催した（令和５年２月 22 日開催、ASNITE 試験事業者（一般）9 事業所参加）。 更に、食品メーカー等が主催する「日本食品工業倶楽部食品の品質保証懇話会：東京部会」において、抗ウイルス性試験の試験所認定に関する情報を提供した（令和４年 11 月 24 日開催）。 c. ASNITE 試験事業者認定（IT） ASNITE 試験事業者認定（IT）は、JNLA 対象外の試験事業者（JIS 以外の試験を用いる試験事業者）のうち IT セキュリティ分野の認定ニーズに対応するために運営している。 ●試験所用公開文書の見直し 令和４年度は、引用文書の改正に伴う「ASNITE 試験事業者 IT 認定の一般要求事項」の改正作業を開始した。なお、改正文書は、令和５年度に公開予定である。 ●ASNITE の利用拡大に向けた取組 令和４年度は、新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点からオンラインによる制度説明会を開催し、ASNITE 試験（IT）事業者に対して不適合事例の紹介を行った（令和４年３月 10 日開催、ASNITE 試験事業者（IT）3 事業所参加）。 ●試験に係る認定ニーズの調査 ASNITE 試験ニーズを把握するため、IT セキュリティ関係の認証スキームを運営する独立行政法人情報処理推進機構との会合や認定事業者等の要望から認定ニーズの把握を行った。また、経済産業省が主催する「産業サイバーセキュリティ研究会」のワーキンググループにオブザーバー参加し、外部機関との連携強化を図り、IoT 等の認定ニーズの把握に努めた。 d. ASNITE 試験事業者認定（環境） ASNITE 試験事業者認定（環境）は、JNLA 対象外の試験事業者（JIS 以外の試験を用いる試験事業者）のうち環境分野（大気、水質等の環境測定や重金属、放射性物質等の測定）の認定ニーズに対応するために運営している。 ●試験所用公開文書の見直し 令和４年度は、引用規格及び関連文書の改正に伴う「ASNITE 試験事業者（環境）-放射性物質等の測定に係る認定の特定要求事項」の改正を行った。		
--	-----------------	--	--	--	--

			●ASNITE の利用拡大に向けた取組 令和４年度は、新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から、オンラインによる制度説明会を JNLA と合同で開催した。認定状況、改正文書の紹介、遠隔審査の実施状況、審査における指摘事項の紹介、審査プロセス手順所の主な変更点について紹介した。また、オンラインによる申請及び届出の利用促進について協力を依頼した（令和５年２月２２日開催、ASNITE 試験事業者（環境）３７事業所参加）。 e. ASNITE 標準物質生産者認定 ASNITE 標準物質生産者認定は、機器の校正、他物質への値の変換、適切な測定が行われているかの確認等に用いる、濃度や密度等一定の特性を有する物質である標準物質の生産事業者が標準物質生産者認定の認定基準である ISO 17034（標準物質生産者の能力に関する一般要求事項）に従って生産する能力を認定するプログラムである。 ●ASNITE 標準物質生産者者の包括的認定 ASNITE 標準物質生産者認定では、突発的に発生する標準物質にかかる市場ニーズに迅速に対応し、時宜を得た標準物質生産を可能とするための“フレキシブルな認定範囲”による認定申請の受付を令和２年度より開始している。令和４年度は標準物質生産者からの申請１件を受理、的確に審査し、国内で初めて包括的認定を実施した。 ●標準物質生産者用公開文書の見直し 令和４年度は、認定証の電子的発行に伴う「ASNITE 標準物質生産者認定の取得と維持のための手引き」（RMRP22）の改正を行い、機構 Web サイトで公開した。 ●ASNITE の利用拡大に向けた取組 遠隔審査、“認定申請審査業務システム”及び広報活動にかかる諸情報の提供のため、認定事業者向けの説明会を Zoom ウェビナーにて開催した（令和５年３月２０日）。 また、既認定 ASNITE 標準物質生産者からの追加申請相談に対して迅速に対応した。 f. ASNITE 製品認証機関認定 製品認証機関は、製品に対して基準・規格への適合性を評価している機関である。ASNITE 製品認証機関認定は、鉄道、繊維製品、製品安全及び国際法定計量機関（OIML-CS）、Textile Exchange、IECEX 機器の６分野の製品認証機関に対して、製品認証を行う機関に関する国際規格 ISO/IEC 17065（適合性評価－製品、プロセス及びサービスの認証を行う機関に対する要求事項）に基づき審	標準物質は、化学分析を行う際の基準となる物質であり、製造、環境、医療など幅広い分野で活用されている。従来の概念では、個々の物質、濃度範囲を特定した形で認定されていたのに対し、国際的には、同一の測定方法等を基準とし広範に標準物質生産者を認定すること（包括的認定）が認められており、導入が進んでいる。これまで日本では、包括的認定は行われておらず、多様な測定ニーズへの対応に時間を要し、国際競争の観点から遅れを取っていた。標準物質生産者の包括的認定により、新たな標準物質に対しての都度の認定審査が不要となり、標準物質の供給時間が大幅に短縮される。 令和４年度、標準物質生産者に対し包括的認定を実施したことは、金属元素の多様な測定ニーズに対し、信頼性の高い標準物質を迅速かつ安定的に供給できるようになるため、当該標準物質生産者の国内シェア拡大が期待される大きな成果である。	
--	--	--	--	--	--

			査・認定を行っている。 令和４年度は、これまでの６分野に加え新たに１分野、公益財団法人日本環境協会（日本環境協会）が運営する「エコマーク認証スキーム」を追加し、審査を行った。 令和３年度に審査を開始した IECEX 機器認証分野における製品認証機関である公益社団法人 産業安全技術協会（TIIS）について、令和４年度に国内初の認定を行った。さらに、エコマーク認証分野における製品認証機関である日本環境協会についても初認定を行った。 ●IECEX 機器認証スキームに基づく製品認証機関の認定審査 IECEX システムは、IEC（国際電気標準会議）の下に運用されている認証システムの一つで、正式には IEC 防爆機器規格適合試験制度と呼ばれ、防爆機器に関する国際的な相互承認制度である。 IECEX 機器認証スキームの目的は、安全性を維持しながら、試験と認証の重複の要求を排除することにより、防爆設備（Ex 設備）の国際貿易を容易にすることが目標である。令和４年度は、IECEX 機器認証スキームについて、５区分の認定範囲を追加した。さらに、TIIS を防爆機器の認証機関として国内で初めて認定した。 ●エコマーク認証スキームに基づく製品認証機関の認定審査 エコマーク制度は、日本環境協会が運営している環境に配慮した商品にマークをつけて識別する制度で、国内外市場におけるエコマーク商品の流通を促進し、地球規模での環境負荷低減に貢献することを目的としている。 令和４年度に「エコマーク認証スキーム」を追加し、認定申請を受けた後は審査を迅速かつ的確に行い、日本環境協会をエコマークの認証機関として認定した。 ●製品認証機関用公開文書の見直し 令和４年度は、新たに「認定スキーム文書（ASNITE-Product（エコマーク））」、「エコマーク認証スキーム分野認定区分一覧」を制定した。また、認定対象範囲を５区分追加したことに伴い、「IECEX 機器認証スキーム分野認定区分一覧」の改正を行った。 ●ASNITE の利用拡大に向けた取組 新たに認定した IECEX 機器認証とエコマーク認証について、プレスリリースを行い、制度の利用拡大に努めた。また、Web プレス配信サービスの「PR TIMES」上の職員インタビューページで、認定の意義について説明すると共に、Textile Exchange 認証、エコマーク認証の紹介を行った。	環境配慮製品の認証制度（エコマーク）について、国際規格に基づく製品認証機関の認定プログラムを新規創設した。当該認定により、国内外に多数存在する環境ラベルの中でエコマークの信頼性が更に向上し、我が国における調達基準としての活用拡大が見込まれるとともに、相互承認協定の更なる拡大により国内エコマーク商品の海外市場への参入がさらに容易になる。 令和４年度、エコマーク認証スキームに基づく製品認証機関を認定したことは、国内外市場におけるエコマーク商品の流通が拡大し、地球規模での環境負荷低減につながることで期待される大きな成果である。	
--	--	--	---	---	--

4. 認定の信頼性確保及び普及に関する取組 （１）認定制度等における調査や立入検査等の実施 法令（産業標準化法、相互承認実施法、製品安全４法（電気用品安全法等））に基づき実施する調査や立入検査等は、経済産業省の指示を踏まえ、迅速、的確かつ効率的に実施することにより、我が国の認定制度等の信頼性確保を図る。状況に応じて、Web 会議ツール等を用いた遠隔審査を組み合わせる。 なお、産業標準化法に基づき調査については迅速化のための改善（指摘事項の改善を可	4. 認定の信頼性確保及び普及に関する取組 （１）認定制度等における調査や立入検査等の実施 法令（産業標準化法、相互承認実施法、製品安全４法（電気用品安全法等））に基づき実施する調査や立入検査等は、経済産業省の指示を踏まえ、迅速、的確かつ効率的に実施することにより、我が国の認定制度等の信頼性確保を図る。状況に応じて、Web 会議ツール等を用いた遠隔審査を組み合わせる。 なお、産業標準化法に基づき調査については迅速化のための改善（指摘事項の改善を可	・各法律に基づく認証機関、適合性評価機関及び検査機関の調査及び立入検査の実施件数並びに JIS 試買検査の実施件数（全件実施） ・産業標準化法に基づく調査において迅速に指摘事項の改善を行うよう登録認証機関へ指示する件数（全件実施）	ア 産業標準化法に基づき国が登録する認証機関の登録・更新のための調査や、認証機関に対する立入検査について、経済産業省の指示に基づき、迅速、的確かつ効率的に実施するとともに、国が登録した登録認証機関及び認証製造業者の品質確保のための市場モニタリング（JIS 試買検査）を経済産業省の要請に基づき的確に実施する。また、特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律に基づき国が認定する適合性評価機関の認定・更新のための調査や、適合性評価機関に対する立入検査について、経済産業省の指示に基づき、迅速化のための改善（指摘事項の改善を可能な限り早期に行うよう登録認証機関へ指示等）を図る。 なお、産業標準化法に基づく認証機関の登録・更新のための調査については、電子化等による事務手続き等の一層の効率化により、調査期間の短縮化を図る。 ●産業標準化法に基づく認証機関の登録・更新のための調査や立入検査 認証機関の登録及び更新のための調査は、経済産業省が実施する認証機関に対する登録又は更新の判断のため、経済産業省が機構に調査の指示を出し、機構が産業標準化法で定められた登録基準への適合性を調査し報告するものである。 令和４年度は経済産業省からの指示に基づき、迅速かつ的確に調査を行い、事前検討会を開催して報告内容を精査した上で、9 件（全件）の調査報告を行った。 立入検査は、経済産業大臣からの指示に対し、2 件の検査報告を行った。 <table><tr><td>法律名</td><td>区分追加調査</td><td>更新調査</td><td>立入検査</td></tr><tr><td>産業標準化法</td><td>1</td><td>8</td><td>2</td></tr></table> また、産業標準化法に基づく調査において迅速に指摘事項の改善を行うよう登録認証機関へ１件の指示をした（全件）。 ●JIS 試買検査の実施 経済産業省の要請に基づき、選定された２品目（トイレットペーパー、蛍光ランプ）に対して市場モニタリング（試買検査）を的確に実施した。 試買検査結果は、速やかに経済産業省へ情報提供を行い、登録認証機関及び認証製造業者の信頼性向上に貢献した。 ●相互承認実施法に基づく適合性評価機関の認定・更新のための調査や立入検査 経済産業大臣から指示がなかったため、実績なし。 イ 消費生活用製品安全法、電気用品安全法、ガス事業法、及	法律名	区分追加調査	更新調査	立入検査	産業標準化法	1	8	2	各法律に基づく認証機関、適合性評価機関及び検査機関の調査及び立入検査並びに JIS 試買検査を全件実施し、指標を達成した。 産業標準化法に基づく調査において迅速に指摘事項の改善を行うよう登録認証機関へ指示を全件実施し、指標を達成した。 なお、迅速化のための改善を図ったことで、経済産業省の調査指示を受けてから調査結果を報告するまでの日数について、平成 30 年度が 293 日、令和元年度が 230 日だったのに対し、令和３年度は 120 日、令和４年度は 111 日（令和４年度の日数については調査継続中案件を除く）に減少し、大幅な改善が見られた（令和２年度は該当審査なし）。 令和４年度、経済産業省の指示に基づき、関東経済産業局に協力し、電磁的記録分野（対象規格：JIS X25051）で初めて JIS マーク登録認証機関の調査及び調査結果の報告を行い、その報告に基づいて一般財団法人日本品質保証機構（JQA）が電磁的記録に関する登録認証機関として登録された。当該規格は、明確な品質の基準と試験方法が規格化されている従来の鉙工業品向けの JIS と大きく異なり、製品の性能や仕様によって必要な品質及びその試験方法を都度特定しなければならないものであるため、初回である当該調査は極めて難易度が高いものであったが、経済産業省、外部技術専門家と連携し、的確に調査を行った。同年 JQA は、アルプスアルパイン社に対して JIS X 25051 に基づくソフトウェアやデータなどの電磁的記録に関する JIS マーク認証を決定した。令和元年７月の産業標準化法改正により JIS マーク表示制度の対象として電磁的記録が追加されて以来、初の認証機関の登録、JIS マーク認証に繋がったことは、大きな成果である。
法律名	区分追加調査	更新調査	立入検査									
産業標準化法	1	8	2									

	能な限り早期に行うよう登録認証機関へ指示等）を図る。	能な限り早期に行うよう登録認証機関へ指示等）を図る。	び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に基づき国が登録する検査機関の登録・更新のための調査や、検査機関に対する立入検査について、経済産業省の指示に基づき、迅速、的確かつ効率的に実施する。 登録・更新のための調査は、経済産業省が受け付けた申請を登録又は更新をするか判断するために、経済産業省が機構に調査を指示し、機構が製品安全４法（消費生活用製品安全法、電気用品安全法、ガス事業法及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律）の各法律で定められた登録の基準に適合しているかを確認し、報告している。 令和４年度は、経済産業大臣からの指示に基づき迅速かつ的確に調査等を行い、事前検討会を開催して報告内容を精査した上で、経済産業省に対して３件（全件）の調査報告を行った。 なお、新型コロナウイルス感染症への対応が不透明な中で、状況に応じて経済産業省製品安全課と調査手法を調整し、審査の同等性に配慮しつつ、Web 会議ツールも活用し、海外の登録検査機関１件（電気用品安全法１件（香港））の調査を遠隔で実施し、登録検査機関の登録期限内に手続きを進めることを可能とした。 立入検査は、令和４年度は、経済産業大臣から１件の指示（電気用品安全法）があり、現地審査により実施した。 <table><tr><th>法律名</th><th>調査</th><th>立入検査</th></tr><tr><td>消費生活用製品安全法</td><td>1</td><td>0</td></tr><tr><td>電気用品安全法</td><td>2</td><td>1</td></tr><tr><td>ガス事業法</td><td>0</td><td>0</td></tr><tr><td>液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律</td><td>0</td><td>0</td></tr><tr><td>計（製品安全４法）</td><td>3</td><td>1</td></tr></table>	法律名	調査	立入検査	消費生活用製品安全法	1	0	電気用品安全法	2	1	ガス事業法	0	0	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律	0	0	計（製品安全４法）	3	1		
法律名	調査	立入検査																					
消費生活用製品安全法	1	0																					
電気用品安全法	2	1																					
ガス事業法	0	0																					
液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律	0	0																					
計（製品安全４法）	3	1																					
（２）新たな技術や製品等に係る認定に向けた対応強化産業において認定が必要な分野に時機を逸することなく認定制度の提供に向けた対応を行うため、社	（２）新たな技術や製品等に係る認定に向けた対応強化産業において認定が必要な分野に時機を逸することなく認定制度の提供に向けた対応を行うため、社	ア 社会ニーズ等を踏まえ、新たな技術や製品等に関する認定・認証の必要性について調査する。 ●日本の適合性評価制度の今後のあり方の検討 日本の適合性評価制度の現状を分析し、今後のあり方を検討するための新たなタスクフォースを立ち上げ検討を行った。 このタスクフォースは令和２年度及び令和３年度の「日本版品質チェーン」を体系化するための検討結果及び国内外の適合性評価の活用状況の調査結果を踏まえて実施しており、NITE 認定センターが考える適合性評価の課題等を浮き彫りにすること、個々の知見を結集して適合性評価の理解に役立つ情報を読み物としてまとめあげることがを目的に活動を行った。 当該タスクフォース活動では、毎月１回の頻度で有識者を迎え、適合性評価制度に関する意見交換や議論をしながらご指導	タスクフォースで作成した「適合性評価ガイドブック」では、日本の適合性評価のあるべき姿（社会的課題の解決や産業発展のために、最適な者が運営する適合性評価が、売り手により効果的に利用され、買い手のニーズを満たしている状態）を想定し、その姿の実現に向けた現状の課題（普及・啓発の不十分さ、社会の変化への柔軟性の欠如、必要な資源・機能の不足など）を整理して、達成に向けたアクション（普及啓発と利用促進、人材育成、認定機関の連携強化、制度構築に関する司令塔機能設置）を提示した。また、当該ガイドブックは、今後の適合性評価を活用する内外の人材育成で活用可能な教科書として、また更なる普及・啓発のための情報メディアとしての役割を持たせるため、適合性評価に関する様々な情報（歴史、国内外の現状分析など）を網羅させた。これは、我が国の適合性評価制度の更なる発展のためのツー																				

会ニーズの 高い新たな 技術や製品 等に係る分 野につい て、認定ニ ーズ調査を 実施する。 また、日本 の適合性評 価制度の発 展のため、 外部組織と の連携を強 化し、国の 認定機関と しての信頼 性の維持及 び能力の向 上を図る。	会ニーズの 高い新たな 技術や製品 等に係る分 野につい て、認定ニ ーズ調査を 実施する。 また、日本 の適合性評 価制度の発 展のため、 外部組織と の連携を強 化し、国の 認定機関と しての信頼 性の維持及 び能力の向 上を図る。	頂く勉強会もあわせて開催した。 <table><tr><th>名称</th><th>体制</th><th>回数</th></tr><tr><td>タスクフォース</td><td>機構 14 名</td><td>67 回</td></tr><tr><td>勉強会</td><td>有識者 1 名、機構 17 名</td><td>11 回（タスクフォースうち数）</td></tr></table> 検討の結果は、適合性評価制度に関わる内外人材育成や中長期的な視点での普及・啓発を考慮し、適合性評価制度の歴史、国内外の適合性評価制度に関わる現状、日本の適合性評価制度のあるべき姿などを「適合性評価ガイドブック」として取りまとめた。次年度は、ガイドブックを活用した人材育成や普及・啓発を予定している。 ●認定ニーズの調査の実施 関連団体や認定事業者からの情報を踏まえ、社会ニーズの高い新たな技術や製品等に係る分野の認定ニーズ調査を実施し、新規認定プログラム創設に向けた取組を実施した。 イ 認定審査員の充実に目的とした機構内部の職員及び外部の技術専門家等を対象とする審査員養成研修については、外部組織と連携して実施し、認定における技術資源の有効活用を図る。さらに既存の審査員の能力向上を目的に各種スキルアップ研修を実施する。 ●審査員等に対する研修の実施 増加する認定・登録業務に対応するため審査員の確保を目的に、令和 3 年度から公益財団法人日本適合性認定協会との共同で審査員養成研修を開催しており、令和 4 年度においても、新型コロナウイルスの感染予防を意識してオンライン形式にて実施した。その結果、機構側受講者 24 名のうち 15 名の審査員の要件を満たす者を確保した。さらに、ISO 9001 研修を実施し、受講者 15 名が ISO 9001 に関する知見が必要とされる審査員資格（選択肢 B）を取得した。また、製品等認証業務審査員研修などにより ISO/IEC 17065 の審査員 6 名を確保した。 審査員としての力量の維持管理と審査における最新情報の共有を目的として、年1回の頻度でフォローアップ研修を実施しているところであり、令和4年度は7月に審査手順の説明を開催、令和5年3月に175名の審査員（内部審査員を含む。）に対して、オンラインによる研修を実施した。 JCSS 等の個別の認定制度は、登録審査等を適格かつ円滑に行うことを目的に技術研修を実施し、審査員の能力向上等を図った。	名称	体制	回数	タスクフォース	機構 14 名	67 回	勉強会	有識者 1 名、機構 17 名	11 回（タスクフォースうち数）	ルとして活用できるものであり大きな成果である。	
名称	体制	回数											
タスクフォース	機構 14 名	67 回											
勉強会	有識者 1 名、機構 17 名	11 回（タスクフォースうち数）											

特に令和4年度は、人材育成として国内の機関へ短期派遣研修として若手の審査員を派遣し、電気標準分野の測定・校正に関する基礎技術及び最新動向の習得を図った。

このほかに、これまでの審査員としての経験の実績等を基に、13名について審査員（訓練中）から審査員に、4名について審査員から主任審査員（訓練中）に、4名について主任審査員（訓練中）から主任審査員に昇格させた。

主な研修は、下表のとおり。

研修	日程	参加者数
製品等認証業務審査員研修	令和4年5月23日～5月27日	4名
短期派遣研修（国内機関）※	令和4年6月1日～令和5年3月31日	1名
温度測定の基礎※	令和4年6月10日	3名
【中級】実習で学ぶ校正と不確かさ評価（電気計測器編）※	令和4年6月16日	1名
【初級】測定技術の基礎（温度・湿度計編）※	令和4年7月6日	1名
第38回分析化学における不確かさ研修プログラム※	令和4年7月21日～22日	2名
JIS品質管理責任者セミナー専修科コース※	令和4年7月～9月	3名
【初級】測定技術の基礎（力・トルク計測器編）※	令和4年7月22日	2名
試験所・校正機関認定審査員研修	令和4年9月1日～10月27日	37名
校正技術者養成講座※	令和4年10月14日	1名
MLAP技術研修※	令和4年10月18日～19日、11月8日～9日	8名
国際評価対応のためのコミュニケーションスキル研修※	令和4年8月1日～令和5年3月31日	12名
防爆電気機器 Basic コース※	令和5年1月18日～1月20日	3名
電磁的記録分野：JIS X 25051導入編※	令和5年1月20日	17名
試験要員認定制度（コンクリート用骨材の	令和5年1月20日、28日、29日	4名

試験）※		
防爆電気機器 Skill-upコース※	令和5年1月23日～1月31日	3名
抗ウイルス性試験の基礎知識等に関する研修（座学）※	令和5年1月30日	17名
抗ウイルス性試験の実験手技等に関する研修（現場）※	令和5年2月2日～2月3日	5名
ISO/IEC 17025:2017改正に伴う審査員のためのISO 9001導入研修※	令和5年2月8日及び2月20日	15名
ガス栓分野に関する技術研修※	令和5年3月6日及び3月10日	2名

※外部の機関が主催する研修

ウ 業務運営体制の維持・整備と適切な運用・管理・改善等を通じて、認定機関としての信頼性を維持する。また、認定事業者に認定機関に対する満足度調査を行い、審査等の改善に利用する。

●認定業務における改善、効率化及びマネジメントシステム文書の維持管理

認定プログラムに適用する品質マニュアル等の計 263 のマネジメントシステム文書について、令和 4 年度は延べ 99 件の制定・改正を実施し、最新のマネジメントシステム文書に基づく、的確かつ効率的な審査業務遂行のための環境を確保した。

認定機関の業務改善・効率化（認定審査プロセスの効率化を含む）のために業務の見直し及び工数削減のためのマネジメントシステム文書の見直しを積極的に行った。また、類似事項を規定するマネジメント文書の整理統合することにより、文書管理面の効率化も行った。その他、運用実態と規定の整合化や最新技術への要求事項の更新などを行った。

これらの改正情報は改正の都度、機構認定センター内の職員にメールで周知し、最新のマネジメントシステム文書に基づいて適切に業務を実施するとともに、必要なものは Web サイトに公表することで関係者への時宜を得た情報提供を確実に行った。また、外部の審査員が認定申請審査業務システムを円滑に利用できるようにマニュアルを整備し、変更後のルールと併せて説明会を実施した。

●機構認定センターにおける内部監査の実施

			令和４年７月から１０月にかけて、機構認定センターの令和３年度後半及び令和４年度前半業務に対する内部監査を実施した。不適合案件に対しては再発を防止するための処置（予防処置含め）を実施し、認定機関としての信頼性維持を図った。 ●マネジメントレビューの実施 令和４年度のマネジメントレビューを１２月と３月に実施し、ISO/IEC 17011（適合性評価－適合性評価機関の認定を行う認定機関に対する要求事項）に基づくマネジメントシステムの運用状況の適切性を確認した。 国際的な動き（ILAC/IAFの文書改正、フレキシブルスコープの活用）を踏まえたマネジメントシステムの更新、業務プロセスの改善、人材の確保及び育成、新規認定分野の開拓と活用促進、中長期視点に立った適合性評価制度への貢献など、認定機関としての信頼性を維持し成長するために必要な改善事項を特定し、次年度以降の計画に繋げることで、認定機関としての運営方針を見直した。 ●審査を受けた事業者に対する満足度調査の実施とそれに基づく改善の実施 各事業者への審査終了後に事業者に対する満足度調査を実施し、回答３０４件（回収率７６％）において３００件（９８％）が「満足」との評価であった（「不満」４件）。審査を通してあった審査員に対する苦情・要望は、審査員フォローアップ研修で情報共有するとともに、必要な処置を検討し是正及び改善を実施した。また、回答者の扱いやすさに配慮した満足度調査用の様式の見直しを行った。 ●認定審査の品質向上に係る取組 審査品質に影響する審査員間での認定要求事項の解釈のバラツキ是正のため、「要求事項共通解釈検討タスクフォース」を設置し、解釈のバラツキが生じやすいテーマについて検討（１４回）を実施した。検討結果は５１件の新たな解釈及び３件の追加解釈として、審査員等に対して令和４年１０月３日及び令和４年１１月２日にそれぞれ共有・周知した。		
（３）認定に係る国際関係業務認定を通じた取引の円滑化と国際展開を支援するため、認定制度に係る国際組	（３）認定に係る国際関係業務認定を通じた取引の円滑化と国際展開を支援するため、認定制度に係る国際組		アジア太平洋認定協力機構（APAC）、国際試験所認定協力機構（ILAC）及び国際認定フォーラム（IAF）に係る国際相互承認取決の資格・権限を維持するとともに、委員会、投票活動を通じて国際的な認定制度づくり等に参画する。また、APAC相互評価又はそのレビューパネルへの国際評価員の派遣・育成等を通じて、国際相互承認取決の運営に参画する。 以下の活動を通じて、ILAC/IAF/APACの国際相互承認取決（MRA）の署名地位を維持している。		

	組織等の活動に参画し、国際相互承認取決の資格・権限を維持する。	組織等の活動に参画し、国際相互承認取決の資格・権限を維持する。	●APAC MRA 署名者の地位を維持 国際的な取り決めに遵守し、APAC MRA 署名者の地位を維持した。また、関連する国際会議に積極的に参加し、必要な情報収集と対応を実施した。 ●APAC からの要請に基づく国際評価員の派遣 APAC MRA 署名者に対する義務として、他国の認定機関を対象とした相互評価を行う相互評価員又はその評価結果をレビューするレビューアを派遣することが求められている。機構認定センターは、相互評価員として2名、レビューアとして1名を派遣し、国際相互承認取り決めの仕組みの維持に貢献した。 また、APMP-APAC 合同技能試験委員会委員、APAC 標準物質生産者認定 WG のメンバーとして継続的に参画するとともに、Lead evaluator workshop に1名派遣し、APAC 相互評価プロセスの改善等に貢献した。 ●ILAC/IAF/APAC MRA の維持 ILAC/IAF/APAC MRA 署名者に対する義務である ILAC/IAF/APAC 投票に全て参画し、署名地位を維持した（各年度の投票総数の2/3以上参加が義務。ILAC：15件、IAF：24件、APAC：30件）。 その他、IAJapan 認定プログラムに関連する文書改正等のコメント投票（2件）、サーベイ（4件）等を通じ、国際的な認定機関ルールの構築に貢献した。 ●APAC 相互評価の受審準備のための取組 令和5年12月に予定されているAPAC 相互評価の受審準備のため、マネジメントシステム文書の翻訳等の評価申請書類準備を行った。令和5年度も引き続き受審に向けた対応を継続する。 令和4年12月よりAPAC 評価チームとの評価受審に関するスケジュール等の調整を開始した。令和5年度も着実かつ円滑に情報収集、及び機構内関係部署との調整を継続する。 ●国際業務に関わる職員育成 若手職員が積極的に国際会議（リモート会議）やAPAC 相互評価の支援業務に参加できるよう計画し、職員の育成の場を設けた（年15回開催）。令和4年度は1名のProvisional Evaluator が Evaluator に昇格した。		
	（4）認定制度の普及促進 知的基盤整備計画を受けた計量標準の利用促進	（4）認定制度の普及促進 知的基盤整備計画を受けた計量標準の利用促進	ア 国の認定機関という立場から、日本認定機関協議会（JAC）の事務局として、各認定機関と連携しつつ、認定に係る課題に対応するとともに、認定制度の普及等を図る。 ●JAC 事務局として各認定機関と連携しつつ信頼性等に係る課題への対応 JAC は、国内認定機関及び関係省庁（規制当局）等で構成する協		

進方策を含め、産業界等に向けて認定制度の普及促進のための広報活動等を実施し、国内外の取引の円滑化等に貢献する。	進方策を含め、産業界等に向けて認定制度の普及促進のための広報活動等を実施し、国内外の取引の円滑化等に貢献する。	議会であり、国内の適合性評価制度全体の信頼性・透明性の向上を目的に、国内認定機関の信頼性と技術レベルの向上を図るとともに、認定制度の啓発・普及活動を行っている。機構認定センターは JAC の事務局となっている。 令和 4 年度は、遠隔審査実施、国際動向への対応などの認定機関の運用を行っていく上での共通的な課題等の情報共有を図るため、令和 4 年 11 月及び令和 5 年 3 月に JAC 運営委員会を開催した。 また、令和 4 年 10 月 5 日に認定の重要性をより広く伝えるため、適合性評価機関やそのユーザーなどを対象として JAC セミナー（テーマ「認定：サステナブルな経済成長と環境をめざして」）を開催した（参加者：331 名）。 イ 事業者への訪問、展示会、ニュースリリース、講演会等を通じた営業・広報活動を行うことにより、産業界等への認定制度の普及、利用促進を図ることに加え、国民に向けた情報提供にも努める。情報をより多くの者にわかりやすく届ける方策として、デジタルコンテンツ配信やオンライン講座・説明会等を行う。 ●認定制度の普及、利用促進に向けた展示会、ニュースリリース、講演会等を通じた広報活動 認定制度の普及、利用促進に向け、以下の活動や情報提供を行うとともに、機構全体の広報と連動した認定制度の広報活動を行った。 令和 4 年度は、ILAC 及び IAF が定めた「世界認定推進の日」（令和 4 年 6 月 9 日）に際して、各議長から発信された共同声明やパンフレット、ポスターの和訳資料を作成し、JAC 構成機関の Web サイトを通じて公開した。令和 4 年度は「認定：サステナブルな経済成長と環境をめざして」をテーマに、試験、認証などの適合性評価活動が SDGs の目標達成にどのように貢献しているかを認証事例の紹介などと併せて認定の重要性についてアピールした。 また、下表の展示会等への出展を行い、認定制度の普及、利用促進に向けた情報発信を行った。 <table><tr><th>展示会、広報活動等</th><th>出展日</th><th>開催場所</th></tr><tr><td>霞ヶ関こどもデー</td><td>令和 4 年 8 月 3 日～4 日</td><td>経済産業省</td></tr><tr><td>INTERMEASURE2022（第 30 回計量計測展）</td><td>令和 4 年 9 月 14 日～16 日</td><td>東京ビックサイト</td></tr></table> 以下の講演会等の開催や講師派遣を計 3 件実施し、認定制度の普及、利用促進に向けた情報発信を行った。	展示会、広報活動等	出展日	開催場所	霞ヶ関こどもデー	令和 4 年 8 月 3 日～4 日	経済産業省	INTERMEASURE2022（第 30 回計量計測展）	令和 4 年 9 月 14 日～16 日	東京ビックサイト		
展示会、広報活動等	出展日	開催場所											
霞ヶ関こどもデー	令和 4 年 8 月 3 日～4 日	経済産業省											
INTERMEASURE2022（第 30 回計量計測展）	令和 4 年 9 月 14 日～16 日	東京ビックサイト											

・認定、認証に関する NITE 講座を、オンラインセミナー（令和 4 年 9 月 7 日、参加者：811 名 前年度比 129%、新規参加者数 2 割超）にて開催した。また、初めての試みとして国際評価技術本部とのコラボでの NITE 講座も開催し、グローバルな市場形成における標準化や認定制度の重要性を PR した（令和 5 年 2 月 9 日、参加者：249 名）。 ・主に ISO 9001 等の品質マネジメントシステム審査員や組織の品質管理担当者などを対象に、計量関係団体と共催し、下表の講演会を実施した。製造業等の業務プロセスで試験・測定を必要とする業種の品質マネジメントシステム認証においては、計量トレーサビリティに関する審査が行われていることから、JCSS 校正等による計量トレーサビリティの確保、計測器管理、校正機関の認定に関する最新情報の提供等を通じて JCSS 等の普及啓発を推進した。		
講演会名	日程	参加人数
マネジメントシステムのための計量トレーサビリティ講演会	① ライブ配信：令和 5 年 2 月 28 日 ② オンデマンド配信：令和 5 年 3 月 14 日～3 月 24 日	① 851 名 ② 1,102 名 計 1,953 名（前年度比 113%）
社会ニーズや市場創出効果が高い重要な分野の新規認定プログラムを創設し、初認定事例を対象に 3 件のニュースリリースを行った。ニュースリリースを含め機構認定センター関連記事が新聞 8 回（日刊工業新聞、化学工業日報、電気新聞、日本計量新報）及びインターネット記事で掲載された。 <ニュースリリース> ・国内初！防爆機器の認証機関を認定（令和 4 年 11 月 30 日） ・広範な測定ニーズに迅速に応える標準物質生産者を国内で初めて包括的に認定（令和 5 年 3 月 2 日） ・NITE、国内唯一のエコマーク認証機関を国際規格により認定（令和 5 年 3 月 3 日） ●認定制度普及のための取組 認定制度の認知度を高め、その有用性をアピールし、標章付き証明書の発行件数を増加させる取組として、利用企業数約 6 万 5 千社の WEB サービス「PR TIMES」を活用し、「サステナビリティ」や「抗菌製品の信頼性向上」といった社会課題における認定の活用事例などを PR した。また、認定制度をより多くの国民に分かりやすく届ける方策としてデジタルコンテンツ 5 本を作成し公開した。		

			ウ 知的基盤整備計画を受けた計量標準の利用促進や、地域産業及び中堅・中小企業の振興支援に向けて、国や地方の機関等に対して認定制度に係る情報発信を行い、制度の普及を図る。また、他分野の取組に関して、認定・認証の普及に向けた協力を行う。さらに、他分野の職員にも審査員養成研修の受講機会を提供することで、認定制度の理解を促進し、分野間の連携を強化する。 ●認定制度に係る情報発信、制度の普及等 令和４年１１月２９日、産業技術連携推進会議 関東甲信越静地域産業技術連携推進会議及び産業技術連携推進会議 関東甲信越静地域部会の合同総会に出席した。試験・校正の潜在的顧客である公設試験研究機関に対して試験所・校正機関認定の活用を働きかけた。 ●他分野の取組に関する協力 初めての試みとして国際評価技術本部とのコラボでの NITE 講座も開催し、グローバルな市場形成における標準化や認定制度の重要性を PR した（再掲）。 ●適合性認定分野以外に従事する職員への審査員養成研修の受講機会の提供 令和４年１０月に開催した審査員養成研修には、適合性認定分野以外に従事する技術専門職員１名が受講し、試験関連業務、試験所評価業務等の情報提供及び認識共有を行うことができた。		
（５）認定業務のさらなる電子化推進 機構が運用する認定制度において、既存の業務管理の仕組みと審査業務の仕組みを連携し、審査業務のセキュリティを確保しつつ、認定業務全体の効率化、迅速化を推進する	（５）認定業務のさらなる電子化推進 機構が運用する認定制度において、既存の業務管理の仕組みと審査業務の仕組みを連携し、審査業務のセキュリティを確保しつつ、認定業務全体の効率化、迅速化を推進する		ア 認定申請・届出については、認定申請審査業務システムを用いたオンライン提出を支援する。また、認定業務に関わる書類のうち電子化が可能なものは、原則、電子媒体に移行し、認定申請審査業務システムを用いたペーパーレス審査を推進する。状況に応じて、Web 会議ツール等を用いた遠隔審査を組み合わせる。 申請者からの書類の電子データによる提出、外部審査員による審査書類の閲覧、審査書類の作成・保存等を目的に「認定申請審査業務システム」を令和元年度に開発し、令和２年４月からオンライン申請の受付を開始した。 令和４年度は、事業者ユーザーアカウントとして 337 件（事業所からの ID 関係申請受理数は 190 件）の ID 付与を行った。 「認定申請審査業務システム」を用いることにより、認定審査業務をすべて電子化することが可能となり、審査書類等の印刷や郵送が不要、事業者・審査員間のリアルタイムな情報共有を実現することで審査期間の短縮が可能になるとともに、オンライン化による書類紛失リスクの軽減に貢献した。また、外部からのシステムへのアクセスが可能となり、新型コロナウイルス感染症防止に配慮した審査の実施に向けて一翼を担った。		

	ことで、申請者の負担軽減を含めたサービス向上を図る。	ことで、申請者の負担軽減を含めたサービス向上を図る。		<table><tr><th>プログラム名</th><th>ID 関係申請受理数 (※)</th><th>アカウント付与数</th></tr><tr><td>JNLA</td><td>39</td><td>91</td></tr><tr><td>JCSS</td><td>78</td><td>116</td></tr><tr><td>MLAP</td><td>31</td><td>56</td></tr><tr><td>ASNITE</td><td>42</td><td>74</td></tr><tr><td>計</td><td>190</td><td>337</td></tr></table>	プログラム名	ID 関係申請受理数 (※)	アカウント付与数	JNLA	39	91	JCSS	78	116	MLAP	31	56	ASNITE	42	74	計	190	337		
				プログラム名	ID 関係申請受理数 (※)	アカウント付与数																		
				JNLA	39	91																		
				JCSS	78	116																		
				MLAP	31	56																		
				ASNITE	42	74																		
				計	190	337																		
				※ID 関係申請受理数：事業者から提出された新規申請、変更申請、廃止申請の数																				
				イ 認定制度の利用者が発行する試験報告書・校正証明書の電子発行を支援するとともに、機構が発行する登録証・認定証を電子発行し、双方の電子化を推進する。																				
				令和４年度は、電子証明書発行に係る事業者向けマニュアルなど関係文書を機構 Web サイトに引き続き公開するとともに、事業者向け制度説明会において電子証明書の具体的な発行事例を紹介するなど、事業者による試験報告書・校正証明書の電子発行を支援した。																				
また、機構が発行する認定証について、原則電子発行（機構 Web サイトへの掲載）とする方針とし、電子化を推進した。																								

4. その他参考情報

I-5. 国際評価技術分野

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I—5	国際評価技術分野		
業務に関連する政策・施策	経済産業のうち、基準認証 安全・安心のうち、産業保安	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人製品評価技術基盤機構法 蓄電池産業戦略（令和4年8月31日策定） 日本再興戦略（平成28年6月2日閣議決定） 電気事業法
当該項目の重要度、難易度	【基幹目標】 2050年カーボンニュートラルの実現に向け、蓄電池システム及び再生可能エネルギー発電設備の信頼性向上に貢献するため、電気保安行政を技術的に支援するとともに、大型蓄電池システムに関する戦略的な国際標準開発及び認証基盤構築の実施並びに試験・評価を通じて、国内企業による先端蓄電池の市場獲得規模の更なる増大を目指す。 【重要度：高】【困難度：高】	関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビューシート番号 0374

2. 主要な経年データ

①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	基準値	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度		平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
【基幹目標】 大型蓄電池システムに関する試験評価拠点の稼働率を前年度と同程度に維持した上で、機構が主導し企業等と実施した試験・評価件数に対する実用化・認証取得等の割合	16%以上	－	－	－	17.0%	13.6%	16.3%	予算額（千円）	593,664	744,174	1,029,316	1,107,532	4,300,519
持続的な電気保安水準の維持・向上に資する安全情報の発信又は国への提言の件数	10 件以上	－	－	－	－	－	22 件	決算額（千円）	751,572 （予算額との差異 10%超の理由は、手数料収入等の増である。）	903,147 （予算額との差異 10%超の主な理由は、業務の見直し及び手数料等収入の増である。）	1,234,754 （予算額との差異 10%超の理由は、施設整備費補助金及び手数料収入等の増である。）	1,049,511	1,727,766 （予算額との差異10%超の主な理由は、施設整備費補助金を繰り越したためである。）
電気事業法に基づく立入検査の実施件数	全件実施	－	－	－	－	17 件 （ 全 件 実 施 ）	70 件 （ 全 件 実 施 ）	経常費用（千円）	659,667	841,140	1,058,385	959,836	1,024,183
								経常利益（千円）	10,139	▲15,988	▲22,586	68,516	92,808
								行政サービス実施コスト（千円）	829,070	－	－	－	－
								行政コスト（千円）	－	1,339,039	1,390,963	1,314,977	1,295,832
								従事人員数	36	46	48	50	50

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
年度目標	事業計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
			業務実績	自己評価		
基幹目標 2050 年カーボンニュートラルの実現に向け、蓄電池システム及び再生可能エネルギー発電設備の信頼性向上に貢献するため、電気保安行政を技術的に支援するとともに、大型蓄電池システムに関する戦略的な国際標準開発及び認証基盤構築の実施並びに試験・評価を通じて、国内企業による先端蓄電池の市場獲得規模の更なる増大を目指す。	基幹目標 2050 年カーボンニュートラルの実現に向け、蓄電池システム及び再生可能エネルギー発電設備の信頼性向上に貢献するため、電気保安行政を技術的に支援するとともに、大型蓄電池システムに関する戦略的な国際標準開発及び認証基盤構築の実施並びに試験・評価を通じて、国内企業による先端蓄電池の市場獲得規模の更なる増大を目指す。	大型蓄電池システムに関する試験評価拠点の稼働率を前年度と同程度に維持した上で、機構が主導し企業等と実施した試験・評価件数に対する実用化・認証取得等の割合を 16% 以上とする。	【基盤整備/重要項目】	全体評価：A	評価	A
			・国内企業の蓄電池システムに関して、世界最大級の施設を活用し、顧客ニーズを踏まえ公的機関である機構による実施が適切である試験サービスの拡充・実施、試験データの利活用、戦略的な国際標準開発、認証体制の構築等により、実用化、認証取得、海外展開等を支援 ●顧客ニーズを踏まえ公的機関である機構による実施が適切である試験サービスの拡充・実施、試験データの利活用による支援 機構が保有する大型蓄電池システム試験評価施設（NLAB）を活用し、令和 4 年度は 23 社 49 件 71 試験の試験依頼があり全数を実施した（令和 3 年度は 20 社 59 件 80 試験を実施）。 また、上記試験のほか、試験手法開発を目的とする NLAB 独自試験、データ利活用を目的とする課題設定型試験、規制合理化を目的とする消防庁からの依頼に基づく技術協力試験を実施し、これらのスケジュールを適切に管理したことで、基幹目標の指標「大型蓄電池システムに関する試験評価拠点の稼働率を前年度と同程度に維持」を達成した。 更に、試験実施を通じて、メーカーの新製品開発や認証取得等の成果を 8 件確認できた。企業等による試験・評価件数に対する実用化・認証取得等の割合は 16.3% となり、基幹目標の指標「企業等による試験・評価件数に対する実用化・認証取得等の割合を 16% 以上」を達成した。 ●戦略的な国際標準開発、認証体制の構築等による支援 IEC/TC120（電気エネルギー貯蔵システム）/WG5（安全）の国内外委員会等での活動において、平成 28 年度に日本が提案し機構が開発を支援して令和 2 年 4 月に発行された IEC 62933-5-2（系統接続用電気エネルギー貯蔵システムの安全性要求事項：電気化学的システム）については、市場や技術開発の動向にあわせた積極的な改訂作業を日本が主導し、委員会原案（Committee Draft）段階を達成した。 また、日本主導で国際標準化を目指している IEC 62933-5-3（系統接続用電気エネルギー貯蔵システムの運用期間における安全性要求事項：電気化学的システム）について、継続的かつ綿密な国内・国際議論の結果、令和 5 年 1 月に投票用委員会原案（Committee Draft for Vote）段階を達成した。 更に、認証体制の構築等に関しても、IEC 62933-5-2 及び 事業計画の所期の目標を全て達成したことに加え、以下について、機構がこれまで培った知見・技術や外部機関との連携も活かして主体的、積極的にユーザーニーズに対応した試験評価サービスを提供してメーカーの新製品開発や認証取得等の成果に繋がったことや、電気保安に係る安全情報の発信、システム構築、電気事業法に基づいた立入検査、スマート保安への関与等を行うなど、社会や産業界に対し事業計画で求められる水準を超える質的に優れた成果を生み出し、安全・安心な国民生活や健全で持続性のある産業発展に貢献した。 なお、このように令和 4 年度は中期方針 1 年目として、蓄電池システム業務関係では「IEC 62933-5-2 を用いた第三者安全性確認体制の確立」や「安全管理体制の確立、データ利活用における安全化推奨領域の可視化」を達成し、電気保安技術支援業務関係では「各業務の連携による更なる安全性向上に向けた情報提供及びスマート保安技術導入促進につなげる仕組みの円滑な運用」を達成し、技術企画業務関係では「NITE 講座を開催し、将来的に認証基盤整備支援の可能性のある企業や業界団体の標準化や認証のリテラシー向上に貢献」を達成したが、令和 5 年度は中期方針 2 年目として、令和 8 年度までという中期方針期間を見据えつつ、蓄電池システム業務関係では「IEC 62933-5-3 の最終国際規格案提案」や「産業界のニーズに対応する新規試験手法の開発やデータ利活用の取組でデータ取得・解析を進めている各試験の安全ガイドライン化」をすることに、電気保安技術支援業務関係では「各業務の連携による情報発信の積み上げ及びスマート保安技術導入促進につなげる仕組みの更なる活用の検討」をすることに、技術企画業務関係では「認証スキーム運営上の支援等」をすることに重点を置いて取組を更に進めていく。 ○（基幹目標での質的に優れた成果）基幹目標指標「機構が主導し企業等と実施した試験・評価件数に対する実用化・認証取得等の割合を 16% 以上」を達成しつつ、質的に優れた実用化・認証取得等を多く生み出し、NLAB が無ければ成し得なかった新しい市場創出や製品の開発を実現 機構が保有する大型蓄電池システム試験評価施設（NLAB）を活用した企業ビジネスに直結する試験・評価の実施により企業等の実用化等を支援するため、試験相談には積極的に対応した。①コンサルテーション能力を活用し最適な試験方法 < 評価に至った理由 > 定量的に A の基準を満たしている。特に、大型蓄電池試験施設（NLAB）の試験評価により、家庭用リチウムイオン電池に係る消防法令に基づく技術基準の改正に寄与し、健全な導入促進の環境整備に貢献したことや、スマート保安技術導入促進に係る取組を加速させるとともに、電気事故情報の分析を活かした安全情報の発信で事故の未然防止に努め、電気保安行政への技術的な支援及び電気保安水準の維持・向上へ貢献した。こうした成果も踏まえ、所期の目標を上回る水準と認められるため「A」評価とした。 < 指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策 > ・日本主導の蓄電池システムの安全性国際規格を活用した認証等適合性評価体制整備について、引き続き、認証機関や関係者と連携し、事業者のニーズに対応した早期の認証・評価基盤構築を期待する。 ・「蓄電池システム産業の将来に関する検討委員会」における議論を通じて、引き続き、蓄電池システム産業界のハブとしての立ち位置を確立し、企業との協議及び議論の取りまとめを期待する。 < その他事項 > （有識者からのコメント） ・家庭用リチウムイオン電池に係る機構の活躍が消防法令に繋がったことは非常に良かった。機構にしか出来なかったと思うため高く評価する。安全なバッテリーなど良いものを作ろうとしても、ルールや基準が無い場合はやりにくい点があるが、関連する事業分野にとっても良い影響がある。 ・系統に繋ぐ大型蓄電池については、社会全体で取り組むべき問題は 2 つの領域があり、①安全基準を満たしている製品を導入するメリットの認知、②品質基準を明確に伝えること、であると思うが、メリットや基準が明確に伝わると			

			その対応国内産業規格 JIS C 4441 の継続的な周知活動として、NITE 講座、学会発表等の外部にむけ情報発信し、認証等適合性評価サービスの活用拡大に向けた関係者へのヒアリングを実施したところ、当該規格に基づく認証・評価サービスの初となる利用実績が発生し、これをもって当該規格活用の第一号案件がうまれたほか、消防法令に基づき設置の届出が必要となる蓄電池の蓄電池容量の基準値に当該規格の内容を踏まえた値の設定が盛り込まれ、改正予定の消防法令に取り込まれる見込みとなった。 ・ 再生可能エネルギー発電設備等に関して、安全情報の効果的な分析・普及活動等により官民の電気保安に関する取組を支援 ●安全情報の発信又は国への提言 機構は、電気保安に係る事故情報の整理・分析を行っているが、令和 3 年度までは前年度分の事故情報について年 1 回一括して公表する運用としていた。令和 4 年度からは、毎月公表する運用へ変更し、事故情報公表を迅速化した。また、電気事業法に基づく立入検査を通じて得られた知見を事故情報の整理・分析に活かし、事故の種類・件数だけでなく、典型的な事故事例や未然防止策の例示、最近のトレンドの紹介などを可能にした。 また、全国の産業保安監督部や電気保安に関係する業界団体等との意見交換を行い、先方のニーズを把握するとともに信頼関係構築に努めることで、機構からの情報発信の機会獲得に繋げた。 更に、スマート保安（※スマート保安：急速に進む技術革新やデジタル化、少子高齢化等が一層深化する環境変化の中、官民が連携し、IoT や AI などの新技術の導入等により産業保安における安全性と効率性を追求する取組をいう。）推進においては、事業者等への働きかけを積極的に展開してスマート保安に資する技術を掘り起こすことで、当該技術をカタログ（スマート保安技術カタログ）として発信することができた。 以上の取組の結果、安全情報の発信又は国への提言を 22 件実施でき、基幹目標以外の指標「持続的な電気保安水準の維持・向上に資する安全情報の発信又は国への提言を 10 件以上」を大幅に上回った。 ●電気事業法に基づく立入検査の全件実施 令和 4 年度は経済産業省からの電気事業法に基づく立入検査指示が 70 件あった（前年度は 17 件）。機構は、全国の機構支所職員と連携して立入検査資格者を 40 名体制とし、また、経済産業省が実施する立入検査への同行や、専門家からの講習受講等、立入検査員の能力向上に向けた取組を実施	・条件を事業者に提案するとともに試験結果を踏まえた製品の改善点をアドバイスする、②NLAB で開発した高電圧大電流遮断技術について学会発表（第 63 回電池討論会）を行い産業界への PR を実施する、③消防庁と連携し蓄電池設備の防火安全対策の規制合理化に資する試験を実施するなどの活動を行った結果、最終的には 49 件の共同試験・評価を実施するに至り、前年度と同程度の稼働率を達成した。 試験実施を通じて、メーカーの新製品開発や認証取得等の成果を 8 件確認できた。機構が主導し企業等と実施した試験・評価件数に対する実用化・認証取得等の割合は 16.3% となり、基幹目標の指標「機構が主導し企業等と実施した試験・評価件数に対する実用化・認証取得等の割合を 16% 以上」を達成した。 更に、指標を上回っただけでなく、その内容についても、 ➤ 消防法令を合理化・適正化するため、消防庁からの依頼に基づき、NLAB にて耐熱焼性試験を実施した。その際、消防庁からは必要最小限の熱を与える必要があることから、精緻な加熱条件での実施を求められたが、過去使用したことのないバーナーを活用するとともに、過去の試験経験・ノウハウを踏まえて、要求を満たす条件を実現し、目的のデータ取得を達成した。また、消防庁の検討部会に委員として参画し、規制合理化の方向性に関して専門的立場から検討した。これらの一連の取組等を通じて、規制合理化の方向性が取りまとめられ、令和 5 年 3 月 28 日、消防庁の HP から、「蓄電池設備のリスクに応じた防火安全対策検討部会報告書」が公表された。この報告書を踏まえ、改正された消防法令が令和 5 年 5 月 31 日に公布され、粗悪な電池による火災の発生を未然に防ぐことが期待される大きなアウトカムとなった。 ➤ 新規事業開拓のため冷凍車の製品開発を検討しているメーカーは、冷凍車に具備する冷凍庫駆動用バッテリーであるリチウムイオン蓄電池に関して全く知識が無く、特に海外では蓄電池の発火事故も起きているため安全性を適切に担保したいが方法がわからないという問題を抱えていた。そこで、NLAB より規格（JIS C 8715-2）に基づく安全性試験を提案しつつ、試験体の詳細な仕様を基に、事業者と協議しながら、具体的な試験条件を決定し、試験を実施した。その結果、メーカーが当初持ち込んだリチウムイオン電池（海外製）は安全設計が不十分な危険な蓄電池であることが判明し、より安全な蓄電池を採用するよう事業者にアドバイスをを行い、別のリチウムイオン電池を用いた 2 回目の試験では JIS の基準をパスし、新製品の開発が完了した。これは、一連の取組を通じて、不安全製品の国内流通を防止するとともに、事業者の新規事業開拓に貢献した NLAB ならではの大きなアウトカムとなった。	いうところがもう少し上がってくると良い評価ができるようになってくる。 ・機構だからこそ出来たことと思うのは、蓄電池の国際標準化であり高く評価する。標準化の活動を自らのラボの評価に基づいて進めるという機構のスタイルは、国際標準化の理想的な姿である。カーボンニュートラル、再エネ省エネが求められる時代であるため、今後、NLAB のニーズが益々高まっていくと思っている。 ・スマート保安については、太陽光発電設備の氷雪の事故は起こるべくして起こったことであり、メンテナンスや設備の維持管理が決して十分とは言えなかったという事情がある。こういった分野に対しても機構独自の知見を生かしながら保安業務に参入している所を高く評価する。また、人材がこの分野は足りなくなっており、機構の活動がどんどん進めば、抜本的な解決策を進められると思うため、今後を期待している。
--	--	--	---	---	---

			した。更に、立入検査マニュアルの作成や、事前の書類確認の徹底による当日の立入検査の現場で確認すべきポイントの絞り込み・重点化等、立入検査業務全体の効率化を図った。 以上の取組により、前年度と比較して4倍に増加した立入検査を全件実施するという難しいミッションを達成した。 ●事故情報の整理・分析と立入検査による知見を合わせた成果 機構は、前述のとおり、電気保安に係る事故情報の整理・分析においては事故情報公表を迅速化し、立入検査においては前年度の4倍の件数を実施した。件数の増加に伴い得られる情報量も多くなり、立入検査を通じて得られた知見を事故情報の整理・分析に活かすことで、事故の種類・件数だけでなく、典型的な事故事例や未然防止策の例示、最近のトレンドの紹介などを可能にした。 具体的には、電気事故情報に基づく氷雪起因の太陽電池モジュール破損事故の分析結果を取りまとめ、プレスリリース（令和5年1月26日）を実施することにより、発電設備設置者に向けた注意喚起を行った。当該プレスリリースは、事故情報の整理・分析により取りまとめた情報に、太陽電池発電設備への立入検査結果に基づく知見を活用した有効な未然防止対策を付加したものであり、各種データと未然防止対策を合わせた注意喚起は、事故情報の整理・分析と立入検査による知見を合わせた成果である。 なお、令和4年度は大雪が観測されたにも関わらず、今期の氷雪起因の電気事故報告件数（令和5年3月末までに報告された分）は前期の14件を下回る5件であった（※）。 ※ 冬のシーズンは12月～4月であるため、令和3年12月～令和4年4月の事故件数と令和4年12月～令和5年4月の事故件数を比較するのが理想。しかし、本報告書作成時点では令和5年3月末までに報告された分の事故情報しか持っていないため、前期を「令和3年12月～令和4年3月」、今期を「令和4年12月～令和5年3月」として事故件数を比較している。 ●スマート保安推進のための正の循環を形成 機構は、令和3年度にスマート保安プロモーション委員会を立ち上げ、当該委員会で評価されたスマート保安技術をカタログ化することによりスマート保安技術の開発・普及と現場実装を支援する仕組みを構築した。 令和4年度は、当該委員会の認知度を上げ、構築した仕組みの活用促進及び当該委員会の運営を軌道に乗せることが課題であったところ、まずは認知度の向上及びスマート保安技術の掘り起こしのため、講演によるPR活動や事業者等への働きかけを積極的に展開した。その結果、スマート保安に	など、機構のこれまでの実績が活かされて企業等による実用化・認証取得等に繋がり、また、カーボンニュートラルに貢献する案件が含まれるなど、質的に優れた成果を上げた。 このように、前年度と同程度の稼働率を達成しつつ、企業等による試験・評価件数に対する実用化・認証取得等の割合は指標値を上回り、更には実用化・認証取得等が質的に優れた内容であったことは、計画水準を大きく上回る成果である。 ○（基幹目標以外での蓄電池システム業務関係の質的に優れた成果）試験データの利活用により日本の蓄電池システム産業の競争力強化に貢献 令和2年度に選定した2つの試験テーマ（耐熱焼性試験、水没試験）について、試験実施に係る内部規程を整備しデータ取得の加速化を図りつつ、WGメンバー企業と共同でデータを取得した。更に、耐熱焼性試験1試験、水没試験4試験は、NLAB独自に海外製蓄電池システムを調達し、メーカー不在の状況下において、慎重に試験を実施した。その結果、日本製蓄電池システムには見られない不安全事故を確認し、当該データを活用して安全化推奨領域の第1案をWGに提示した。これは、今まで定性的にしか認識されていなかった“国内製品の高い安全性”を定量的に示す非常に大きな成果である。 このように、産業界全体で共有できるデータ取得を目指す国内初の試みを実現したことは、計画水準を大きく上回る成果である。 ○（基幹目標以外での蓄電池システム業務関係の質的に優れた成果）蓄電池システムに関する安全・性能等の多角的な標準化活動及び活用の促進 日本提案により開始されたIEC 62933-5-3（蓄電池システムの運用中の安全）に対し、提案初期からの継続的な開発支援を行った結果、CDV化達成（技術的内容が概ね確定）に貢献した。その結果、当該規格を活用したリユース電池を使用した蓄電池システム等を対象とする適合性評価のあり方の具体的な議論が具体的な内容をもった進展をみせた。 また、IEC 62933-5-2及び対応国内規格JIS C 4441について、NITE講座、学会発表等の外部にむけた情報発信、適合性評価サービスの活用拡大に向け関係者へのヒアリングを実施し、普及活動・適合性評価サービス支援した。その結果、開発した規格の国内活用実績発生による大型蓄電池システムを対象とした第三者安全性確認体制の確立に貢献した。 更に、蓄電池システムで今後増えていくマルチユース活用について、活用ガイドラインの作成や仕様評価のための新しい評価手法、リモート試験の実現性検討について、NITE国際規格課が中心となって推進し、マルチユース評価WGの立ち上	
--	--	--	---	--	--

関する事業者等から機構への相談が増加し、より多くの事業者との打合せを実現した。打合せを通じて、当該委員会に諮るべき案件を見出し、当該委員会で技術的妥当性の評価を得て、承認された技術をスマート保安技術カタログに掲載、公開することができた。スマート保安技術カタログが公開されることで、当該委員会の認知度が向上し、事業者等から機構への相談が更に増加し、その中から新たに当該委員会に諮るべき案件を見出すという正の循環（下図）の形成に成功した。

その結果、令和４年度は６件のスマート保安技術が当該委員会で技術的妥当性の評価を得るに至った（前年度は１件）。また、令和５年度においても既に５件のスマート保安技術を当該委員会に諮るべく調整を進めているところであり、スマート保安推進の加速化に成功している。

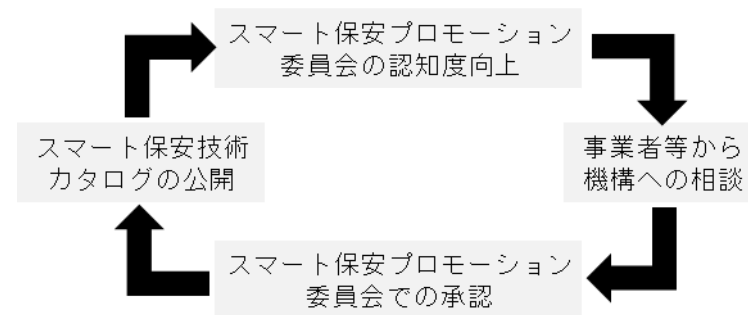


図 スマート保安推進のための正の循環

げ及び当該 WG 内での議論を踏まえた方針検討を行った。その結果、蓄電池産業戦略の中で『マルチユースの類型化や評価手法の構築等の検討』の文言が明記され、ユーザーとメーカー等が一体となって検討していく体勢が構築された。

このように、蓄電池システムに関する安全・性能等の多角的な標準化活動及び活用の促進を行ったことは、計画水準を大きく上回る成果である。

○（基幹目標以外での電気保安技術支援業務関係の質的に優れた成果）事故情報収集強化による付加価値を付けた安全情報発信及び正の循環形成によるスマート保安推進の加速化に成功

機構は、電気保安に係る事故情報の整理・分析においては事故情報公表を年１回から月１回に迅速化し、立入検査においては前年度の１７件から４倍となる７０件を実施した。件数の増加に伴い得られる情報量も多くなり、立入検査を通じて得られた知見を事故情報の整理・分析に活かすことで、事故の種類・件数だけでなく、典型的な事故事例や未然防止策の例示、最近のトレンドの紹介などを可能にした。

具体的には、電気事故情報に基づく氷雪起因の太陽電池モジュール破損事故の分析結果を取りまとめ、プレスリリース（令和５年１月２６日）を実施することにより、発電設備設置者に向けた注意喚起を行った。当該プレスリリースは、事故情報の整理・分析により取りまとめた情報に、太陽電池発電設備への立入検査結果に基づく知見を活用した有効な未然防止対策を付加したものであり、各種データと未然防止対策を合わせた注意喚起は、事故情報の整理・分析と立入検査による知見を合わせた成果である。なお、令和４年度は大雪が観測されたにも関わらず、今期の氷雪起因の電気事故報告件数（令和５年３月末までに報告された分）は前期の１４件を下回る５件であり、事故件数減少に貢献した（※）。

※ 冬のシーズンは１２月～４月であるため、令和３年１２月～令和４年４月の事故件数と令和４年１２月～令和５年４月の事故件数を比較するのが理想。しかし、本報告書作成時点では令和５年３月末までに報告された分の事故情報しか持っていないため、前期を「令和３年１２月～令和４年３月」、今期を「令和４年１２月～令和５年３月」として事故件数を比較している。

また、機構は、令和３年度にスマート保安プロモーション委員会を立ち上げ、当該委員会で評価されたスマート保安技術をカタログ化することによりスマート保安技術の開発・普及と現場実装を支援する仕組みを構築した。令和４年度は、当該委員会の認知度を上げ、構築した仕組みの活用促進及び当該委員会の運営を軌道に乗せることが課題であったとこ

				ろ、まずは認知度の向上及びスマート保安技術の掘り起こしのため、講演による PR 活動や事業者等への働きかけを積極的に展開した。その結果、スマート保安推進のための正の循環（下図）が形成され、令和 4 年度は 6 件のスマート保安技術が当該委員会で技術的妥当性の評価を得るに至った（前年度は 1 件）。また、令和 5 年度においても既に 5 件のスマート保安技術を当該委員会に諮るべく調整を進めているところであり、スマート保安推進の加速化に成功している。 更に、機構は、電気保安水準の維持・向上に資する安全情報の発信にも注力し、全国の産業保安監督部や電気保安に関係する業界団体等との意見交換を行い、先方のニーズを把握するとともに信頼関係構築に努めることで、機構からの情報発信の機会獲得に繋げた。その結果、令和 4 年度は安全情報の発信又は国への提言を 22 件実施することができ、基幹目標以外の指標「持続的な電気保安水準の維持・向上に資する安全情報の発信又は国への提言を 10 件以上」を大幅に上回った。 このように、機構が取り組む各種電気保安技術支援業務の知見を合わせることで電気保安水準の維持・向上に資する安全情報の質を向上させ、情報発信件数については指標を大幅に上回り、スマート保安に関しては推進のための正の循環が形成され、その結果、氷雪事故の件数減少やスマート保安推進の加速化を実現したことは、計画水準を大きく上回る成果である。 <pre>graph TD; A[スマート保安プロモーション委員会の認知度向上] --> B[事業者等から機構への相談]; B --> C[スマート保安プロモーション委員会での承認]; C --> D[スマート保安技術カタログの公開]; D --> A;</pre> 図 スマート保安推進のための正の循環 ○（基幹目標以外での技術企画業務関係の質的に優れた成果）適合性認定分野とのコラボ NITE 講座の開催 チーム NITE の活動、新技術の市場形成ツール（標準化と適合性評価の活用）、市場形成モデル（ファインバブル・蓄電池）の紹介、適合性評価の信頼性確保に関し、適合性認定分野とのコラボ NITE 講座を開催し、グローバルな市場形成における標準化や認定制度の重要性を PR した（令和 5 年 2 月 9 日、参加者：249 名）。アンケート調査では、総合的な評価（5 段階評価）で平均 3.85 との結果であった。これまで、蓄電池関係者をターゲットに NITE 講座を実施していたが、今回はじめて適合性認定分野との共同開催とすることで、標準化
--	--	--	--	--

				や認証等の制度をビジネスに役立てたい方向けの講座にし、将来的に認証基盤整備支援の可能性がある企業や業界団体の標準化や認証のリテラシー向上に貢献できたことは、計画水準を大きく上回る成果である。 ＜通則法第 28 条の 4 に基づく評価結果の反映状況＞ ○令和 2 年度までの委託事業で実施していた IEC62933-5-3 の制定、IEC62933-5-2 の改訂に向けた積極的な活動を、引き続き期待する。また、開始された JIS C4441 の認証サービスについては、認証機関や関係者と連携して取組を拡大し、事業者のニーズに対応した支援を通じて、国内産業界の発展・国際競争力強化に資するものとなることを期待する。 ●反映状況 IEC 62933-5-3 については、CDV 段階を令和 5 年 1 月に達成するなど、国際規格発行にむけ、順調にステージを進めている。また、IEC 62933-5-2 については、同規格及び国内対応産業規格である JIS C 4441 に基づいた認証及びリスクアセスメント評価サービスが国内認証機関から開始されるとともに、当該サービスが事業者により利用されことにより、当該規格の活用実績が生まれた。今後も引き続き積極的に関係者と連携・協議をはかることで、当該規格の幅広い活用を促し、蓄電池システム産業の活性化に貢献していく。	
1. 大型蓄電池システムに関するグローバル認証基盤整備 IEC/TC120（電気エネルギー貯蔵システム、日本提案で設立）等における大型蓄電池システムの試験・評価に関する国際標準化を支援するとともに、関係機関と連	1. 大型蓄電池システムに関するグローバル認証基盤整備 IEC/TC120（電気エネルギー貯蔵システム、日本提案で設立）等における大型蓄電池システムの試験・評価に関する国際標準化を支援するとともに、関係機関と連		ア 日本主導による大型蓄電池システムの国際標準化を実現するため、IEC/TC120 の国内外委員会等に参加し、主に IEC62933-5-3 及び IEC62933-5-2 の 2nd バージョン等の国際標準化活動に貢献する。 IEC/TC120（電気エネルギー貯蔵システム）/WG5（安全）の国内外委員会等での活動において、平成 28 年度に日本が提案し機構が開発を支援して令和 2 年 4 月に発行された IEC 62933-5-2（系統接続用電気エネルギー貯蔵システムの安全性要求事項：電気化学的システム）については、市場や技術開発の動向にあわせた積極的な改訂作業を日本が主導し、委員会原案（Committee Draft）段階を達成した。 また、日本主導で国際標準化を目指している IEC 62933-5-3（系統接続用電気エネルギー貯蔵システムの運用期間における安全性要求事項：電気化学的システム）について、積極的なプロジェクトの進行提案と密かつ丁寧な議論の継続の結果、令和 5 年 1 月に投票用委員会原案（Committee Draft for Vote）段階を達成し、技術的内容が概ね確定した。 以上のとおり、蓄電池システムの安全性国際規格を日本主導で継続して開発した。	IEC 62933-5-2 については、対応国内規格である JIS C 4441 の JIS 原案作成委員会や TC120/WG5 の国際委員会において、発展著しい市場動向及び技術開発動向にあわせた積極的な検討継続及び検討結果を受けた改訂作業が求められていた。これらの声を受けとめ、改訂作業を機構が支援した結果、日本主導による国際標準開発体制が構築・継続されている。令和 4 年度は、諸外国で発生している事故情報の収集と分析等、参加各国との密な協力関係のもと、各国メンバーからの様々な意見を適切に調整し作成した委員会原案（Committee Draft）を回付し、国際規格としてのステージを順調に進めた。 IEC 62933-5-3 については、1 回目の委員会原案回付時点で寄せられた技術的コメントが少なかったことや再利用電池の使用等の当該規格で取り扱っている課題が実際の市場で急速に進みつつあることを理由に、速やかな投票用委員会原案回付を提案した。結果としては、同 TC 内においては、初版開	

	携しつつ、標準化後の認証基盤整備に貢献する。 また、大型蓄電池システムに関する試験評価拠点を適合性評価の実施に活用するため、関係機関と連携しつつ当該評価拠点を活用した試験評価のサービスを実施するとともに、急速な技術進歩に伴い複雑化・高度化する試験に対応するため、OJTの実施や外部機関が行う技術的な研修の受講を通じて、試験人員の教育やノウハウの拡充を行い、専門性を高める。 さらに、普及啓発活動や事業者訪問等を行い、当該評価拠点の認知度向上や業界ニーズ	携しつつ、標準化後の認証基盤整備に貢献する。 また、大型蓄電池システムに関する試験評価拠点を適合性評価の実施に活用するため、関係機関と連携しつつ当該評価拠点を活用した試験評価のサービスを実施するとともに、急速な技術進歩に伴い複雑化・高度化する試験に対応するため、OJTの実施や外部機関が行う技術的な研修の受講を通じて、試験人員の教育やノウハウの拡充を行い、専門性を高める。 さらに、普及啓発活動や事業者訪問等を行い、当該評価拠点の認知度向上や業界ニーズ		イ IEC62933-5-2、IEC62619 の 2nd バージョン及び関連する安全性規格の試験体制の整備、及び試験・認証機関との更なる協力体制強化により、試験・認証基盤の活用促進をはかる。また、アにおいて開発に貢献した国際標準の普及活動を行い、補助金要件や保安規制への取り込みといった活用のあり方検討及び促進をはかる。 ●IEC 62933-5-2 の認証等適合性評価体制整備等 IEC 62933-5-2 の国内での更なる認知度向上及び活用促進のため、国内対応産業規格 JIS C 4441 の周知、認証等適合性評価基盤構築及び関連制度・規制における当該規格の採用等活用に係る検討を関係者間で進めた。 ・当該規格の継続的な周知活動として、NITE 講座、学会発表等の外部にむけ情報発信し、認証等適合性評価サービスの活用拡大に向けた関係者へのヒアリングを実施したところ、当該規格に基づく認証・評価サービスの初となる利用実績が発生し、これをもって当該規格活用の第一号案件がうまれた。 ・蓄電池システム補助金（令和 4 年度補正予算「再生可能エネルギー導入拡大に資する分散型エネルギーリソース導入支援事業」（経済産業省担当部署：資源エネルギー庁 省エネルギー・新エネルギー部 新エネルギーシステム課）（執行団体：一般社団法人環境共創イニシアチブ（SII）））の応募要件に、規格内で要求している蓄電池部の耐熱焼性が要件として前年度から継続して採用された。 ・消防庁が実施する、「蓄電池設備のリスクに応じた防火安全対策検討部会」において、消防法令に基づいて設置の届出が必要となる蓄電池の蓄電池容量の基準値に JIS C 4441 の内容を踏まえた値の設定が盛り込まれ、改正予定の消防法令に取り込まれる見込みとなった。 ●IEC 62933-5-3 の適合性評価体制整備に向けた検討 CDV 段階を達成し技術的内容が概ね確定となった IEC 62933-5-3 の、発行後の速やかな活用とそのための体制構築に向け、JIS 化の可否等を含めた内容の関係者間での議論を開始した。 ●IEC 62619 の 2nd バージョンの認証体制整備等 当該規格に規定される耐熱焼性試験に必要なレーザー照射装	発プロジェクトで 2 回の委員会原案回付を経ずに投票用委員会原案段階へ移行する例は僅少のため、念のための 2 回目の委員会原案回付を実施することとなったが、当該議論において同規格文書の完成度が高いことを参加メンバーに印象づけることに成功した。このように、丁寧かつ着実な活動を実施した結果、2 回目の委員会原案回付の後、速やかに投票用委員会原案段階へ移行することができ計画の水準を達成した。 IEC 62933-5-2 及び JIS C 4441 発行後における活用促進のため、早期の認証・評価基盤構築に向けて、具体的なサービスの開始に向けた積極的な提案・はたらきかけを当該規格類発行前より実施してきた。具体的には、NITE 講座や学会発表、技術専門誌への寄稿や、蓄電池システムに関する関係企業からの問い合わせなど、様々な機会に当該規格の情報を発信し、認知度向上に寄与してきた。また、国内での認証等適合性評価サービスの開始に向け、国内認証機関への働きかけ及び支援を継続的に行い、令和 4 年 2 月に国内初となる量産品蓄電システムの認証サービス及び、系統用蓄電システムのリスクアセスメント評価サービスが開始された。令和 5 年 2 月には後者の系統用蓄電システムのリスクアセスメント評価サービスが利用され、これまでの継続的な広報活動や、認証基盤構築活動の成果として、IEC 62933-5-2 及び JIS C 4441 の活用実績が生まれた。これにより、国内における大型蓄電池システムの第三者による安全性確認体制の確立と NITE が開発した規格の活用が実現した。 また、新エネルギーシステム課に対し、蓄電システムの安全性及び IEC 62933-5-2 及び JIS C 4441 の重要性について、継続的に説明を行ったところ、当該規格で特に重要であると位置づけている蓄電部の耐熱焼性に関する要件の必要性について理解を得、当該要件が補助金事業の必須要件として令和 3 年度補助金より採用され、令和 4 年度補助金の要件としても引き続き採用された。これにより、安全な蓄電システムの導入が今後も促進されることが見込まれる。 加えて、蓄電池設備に関する消防法令の内容の再検討を実施していた消防庁からの問い合わせをうけ、IEC 62933-5-2 及び JIS C 4441 の紹介等協力をおこなったところ、設置の届出が必要となる蓄電池システムの蓄電池容量の基準値に、JIS C 4441 内で蓄電池システムの規模の目安としている容量値	
--	---	---	--	--	---	--

の把握を行うとともに、ニーズに応じて顧客へのコンサルティングを強化し、より顧客のソリューションに資する技術・サービスを提供することで試験サービスの拡充を行う。 加えて、当該評価拠点を活用して、試験ニーズに応えていくことを目的とした新たな試験評価技術の開発を実行するとともに、日本の蓄電池システム産業競争力向上に資する有益で活用可能なデータの取得を進め、蓄電池システムに関係する国内の様々なステークホルダーでの共有を図る。 併せて、蓄電池に関	の把握を行うとともに、ニーズに応じて顧客へのコンサルティングを強化し、より顧客のソリューションに資する技術・サービスを提供することで試験サービスの拡充を行う。 加えて、当該評価拠点を活用して、試験ニーズに応えていくことを目的とした新たな試験評価技術の開発を実行するとともに、日本の蓄電池システム産業競争力向上に資する有益で活用可能なデータの取得を進め、蓄電池システムに関係する国内の様々なステークホルダーでの共有を図る。 併せて、蓄電池に関		置を令和元年度に機構に導入し、一般財団法人電気安全環境研究所（JET）と連携しながら当該装置を用いた共同試験を令和２年度より実施している。令和４年度には、当該装置を用いた共同試験を１件実施した。 ● 認証機関との協力体制を構築 現在、認証試験機関２社を NLAB の利用者に登録している。その他の認証試験機関及び認証機関（以下「認証機関等」という。）に対しても、認証機関等が立ち会う共同試験を NLAB で実施することで繋がりを持ち、機構からのアプローチによる訪問ヒアリング等により、認証機関等との協力体制を維持している。 令和４年度には、海外の有力認証機関であり、令和３年度に利用者登録した株式会社 ULJapan との共同試験を３件実施した。	「20kWh」が新たに採用され、改正予定の消防法令に取り込まれる見込みとなった。 このように、継続した提言活動等が実を結びつつあり、実効性のある制度への IEC 62933-5-2 及び JIS C 4441 の取込み検討が前進していることは計画水準を大きく上回る成果である。 IEC 62933-5-2 に引き続き、現在開発中の IEC 62933-5-3 についても、発行後の速やかな活用が期待されており、そのための国内の体制構築が必要となっている。CDV 段階を無事達成したことにより、技術的内容もふまえた議論が可能となったことを契機とし、国内活用体制の構築に必要なアクションの検討を規格開発関係者と開始した。今後も引き続き IEC 62933-5-2 での経験をもとに、着実に検討を進めていく。 また、IEC 62619 2nd バージョンの試験・認証体制が整備され、事業者における当該規格の活用が軌道にのるとともに、海外の有力認証機関であり、令和３年度に利用者登録した株式会社 ULJapan との共同試験を３件実施した。	
---	---	--	---	--	--

	する需要の高まりと次世代蓄電池の技術開発が進む中で、これらに対応した新たな安全性・性能評価が可能な施設の整備を進める。	する需要の高まりと次世代蓄電池の技術開発が進む中で、これらに対応した新たな安全性・性能評価が可能な施設の整備を進める。 (1) 国際標準化の取組の支援と認証基盤構築への貢献				
		(2) 大型蓄電池システムに関する適合性評価の実施		ア 適合性評価の実施に当たり、認証機関等から信頼性を有すると認められる試験所として運営するために、認証機関等から要求される管理・記録等（試験装置等の校正・保守、試験実施要員に対する研修・教育訓練の実施、記録等）を適切に行う。 必要な試験装置等の校正・管理、試験実施要員に対する研修を継続して実施し、認証機関等から要求される信頼性を確保している。 また、令和４年度には、令和３年度に新規発足させた安全管理チームの活動を強化し、従来から実施していた安全対策（ヒヤリハット対策、安全パトロール等）を一元的に実施した。また、専門職員による月例安全教育を年８回実施するとともに、外部機関が実施する安全に係る講演、実地訓練及び事故体験等の研修を受講することで、試験実施要員の安全意識醸成を図った。 イ 試験評価拠点の普及啓発活動を行い、施設を活用した企業の研究開発、認証取得等に資する試験を実施する。また、独自に試験サービスにおける課題解決やデータ利活用を目的として試験の協力者を募集する公募試験を実施し、得られたデータを解析し産業界に共有する。 ●NLAB の普及啓発活動 令和３年度に引き続き、展示会への出展や個社に対するアウトカム調査を行い積極的なアウトリーチ型の広報活動を実施した。 また、NITE 講座をオンラインで開催した結果、受講者数は延べ	必要な試験装置等の校正・管理、試験実施要員に対する研修を継続して実施し、認証機関等から要求される信頼性を確保しており、計画の水準を達成した。 共同試験のほか、試験手法開発を目的とする NLAB 独自試験、データ利活用を目的とする課題設定型試験、規制合理化を目的とする消防庁からの依頼に基づく技術協力試験を実施し、これらのスケジュールを適切に管理したことで、稼働率の上昇に繋	

301 名に達した（令和 3 年度 498 名）。アンケート調査の結果では、5 割を超える受講者が総合評価で「満足」、「ほぼ満足」と回答した。

＜広報活動＞

	令和 4 年度	令和 3 年度
展示会への出展	1 回	1 回
講演会への登壇	3 回	1 回
アウトカム調査	15 社・団体	15 社・団体

●共同試験の実施状況

令和 4 年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止対策を徹底し、1 年を通して試験サービスの提供を継続した。また、共同試験のほか、試験手法開発を目的とする NLAB 独自試験、データ利活用を目的とする課題設定型試験、規制合理化を目的とする消防庁からの依頼に基づく技術協力試験を実施し、これらのスケジュールを適切に管理したことで稼働率の上昇に繋げ、最終的には前年度を上回る稼働率を達成した。

また、試験相談には積極的に対応し、事務手続きが試験希望期間までに難しい場合を除き、担当者や試験室を調整することで全ての試験を実施した。

令和 4 年度は 23 社 49 件 71 試験の試験依頼があり全数を実施した（令和 3 年度は 20 社 59 件 80 試験を実施）。

※「23 社」とは試験を実施した事業者等の数、「49 件」とは事業者と試験契約を締結した件数、「71 試験」とは実施した試験の数を表している。一度の試験契約で一連の試験を実施して蓄電池等の安全性等を確認するため、1 契約で 2 種類以上の試験を実施することもある。ここでは契約件数と試験件数の両方を記載したが、蓄電池等の安全性等は一連の試験によって確認できるものであり、1 契約による一連の試験を「1 件の試験・評価」としてカウントすることが適切であるため、以後は特別の記載がない限り、契約件数（49 件）を実績として記載する。

＜試験依頼元属性＞

属性	令和 4 年度	令和 3 年度
電池メーカー	8 件	6 件
セットメーカー	13 件	13 件
自動車関連	7 件	6 件
認証機関	5 件	4 件
試験機関	10 件	20 件
その他	6 件	10 件
合計	49 件	59 件

げ、最終的には前年度を上回る稼働率を達成した。

＜令和 3 年度及び令和 4 年度の稼働率＞

	多目的大型 実験棟	機能別実験 棟	両施設の平均
令和 3 年度	95.7%	80.8%	88.3%
令和 4 年度	88.4%	95.0%	91.7%

また、試験実施を通じて、メーカーの新製品開発や認証取得等について指標を上回る成果を上げた（※）。

※ 基幹目標における指標「企業等による試験・評価件数に対する実用化・認証取得等の割合を 16%以上とする」に対して、下表のとおり 16.3%を達成。

	試験・評価 件数	実用化・認証 取得等の件数	割合
令和 4 年度	49 件	8 件	16.3%

更に、実用化・認証取得等の内容についても、

- 1 回目の耐震試験において、蓄電池システムの脚部破損が観測されたが、今までの試験経験を踏まえ、事業者に、構造的視点での要強化部位に関するアドバイスをを行った。その結果、2 回目の試験において地震に対する安全性が確保され、住宅用蓄電池システムの設置可能な住宅の種類が増加したことにより、市場拡大と販路の拡大を実現した。蓄電池システム産業の活性化及び再生可能エネルギー活用に貢献する大きな成果である。
- 欧州において既に EV 用の蓄電池として出荷・使用していた鉛蓄電池をより高性能・高容量の電池に置き換えたい蓄電池メーカーは、車載用リチウムイオン電池の安全性評価が必要であったが、大型の車載用蓄電池の耐火性試験は国内で実施できる試験施設がないという問題を抱えていた。そこで、NLAB のラージチャンバーで、強風が吹き付ける悪いコンディションの中、各工程に関して工夫・効率化しつつ試験を実施した。その結果、試験結果を活用し、当該蓄電池メーカーでは海外初となる欧州生産拠点から欧州自動車メーカーへ車載用蓄電池の出荷を開始された。これにより、当該蓄電池メーカーは、本格的にグローバル車載用蓄電池事業に進出ができるようになり、経済産業省の蓄電池産業戦略に掲げられている「製造基盤の確立」「海外進出」に大きく貢献した成果である。
- 事業者からタイトなスケジュール（通常の半分の期間）での要望があったため、安全に実施できる手順を検討し、通常は同時に実施しない工程を同時に実施することで、事業者のニーズに応える試験を実施した。その結果、当該試験で安全性が確認されたバッテリーパックを搭載した電動

＜被試験体属性＞

※被試験体は１つの試験で１つ消費することになるため、ここでは契約件数ではなく、試験件数の内訳を記載している。

属性	令和４年度	令和３年度
蓄電池（定置用）	18 件	3 件
蓄電池（移動体用）	31 件	53 件
蓄電池（その他、不明）	0 件	1 件
蓄電池以外（蓄電池関連付属品、燃料電池、消防設備）	22 件	23 件
合計	71 件	80 件

試験の内訳としては、定置用蓄電池が約３割、移動体用蓄電池が約４割、蓄電池以外の関連品が約３割となっており、蓄電池システム産業における様々な製品の実用化・認証取得に貢献している。

また、令和４年度も、引き続き自動車用蓄電池の試験依頼（試験機関経由での依頼を含む）が多数あり（７社 20 試験）、これまでに全ての国内主要自動車メーカーが NLAB を活用している。

電気自動車の世界的な開発競争はいっそう激しくなっており、小型乗用車から大型車に開発のターゲットが広がってきていること等から、それに用いる電池の大容量化や大電流化により試験サンプルも大型化している。このため、民間の試験所で対応出来ない試験が増えてきており、NLAB がそれらを引き受けることによって、国内自動車産業の競争力確保に貢献している。

なお、NLAB での自動車用蓄電池の試験実施に当たっては、引き続き国土交通省所管の交通安全環境研究所、経済産業省、一般財団法人自動車研究所等と、役割分担等についての意見交換を実施しながら行っている。

●企業等による実用化・認証取得等（アウトカム）の状況

NLAB の活用により、メーカーは新製品の開発、認証取得等の成果を得られた。令和４年度は以下の８件のアウトカムが確認された（令和３年度は８件）

- 消防庁は NLAB にて実施した耐熱焼性試験の結果を活用して、「蓄電池設備のリスクに応じた防火安全対策検討部会報告書」を公表した。この報告書を元に改正された消防法令が令和５年５月 31 日に公布され、粗悪な電池による火災の発生を未然に防ぐことが期待される。
- 株式会社日本サルベージサービスは NLAB にて実施した車載用冷凍庫駆動用バッテリーの機能安全性試験の結果を活用し、当該バッテリーを搭載した冷凍車の実証試験を開始した。これにより、安全製品の普及に貢献した。

車両の国内実証試験が開始された。このことは、蓄電池産業界の潮流である自動車の EV 化に貢献する大きな成果である。

- 容量が大きい蓄電池システムに対して、満充電状態で浸水被害を想定した水没試験を実施した際、充電レベルが高いことに起因して、水没後の試験体において更なる発火燃焼を起こす危険性があった。これまでの NLAB での経験を活かしてコンサルテーション力を発揮し、移動における注意点を NLAB メンバー間で確認しあいながら、クレーンを使用して慎重に移動させた後、パーナーにより確実に失活処理を実施した。これらの一連の作業の完遂により、事業者が期待した試験結果を得ることに成功し、携帯基地局の電源供給及びバックアップ用蓄電池システムの販売が開始された。このことは、再生可能エネルギー導入拡大に伴う 2050 年カーボンニュートラル実現に繋がる大きな成果である。

など、機構のこれまでの実績が活かされて企業等による実用化・認証取得等に繋がり、また、市場規模の大きな案件やカーボンニュートラルに貢献する案件が含まれるなど、質的に優れた成果を上げた。

このように、前年度と同程度の稼働率を達成しつつ、企業等による試験・評価件数に対する実用化・認証取得等の割合は指標値を達成し、更には実用化・認証取得等が質的に優れた内容であったことは、計画水準を大きく上回る成果である。

			➤ 自動車メーカーは NLAB にて実施した耐火性試験の結果を活用し、HV について R100 認証を取得した。車載用駆動電池はマイルドハイブリッドシステムに搭載され、日本国内向け、欧州向けに販売を開始した（企業名、製品名公表不可）。 ➤ 蓄電池メーカーは簡易基礎への設置を想定した耐震試験の結果を活用し、住宅用蓄電池システムを既築住宅向けへ設置出来ることを確認した。設置可能な住宅の種類が増加したことにより、市場拡大と販路の拡大を実現した（企業名、製品名公表不可）。 ➤ 蓄電池メーカーは NLAB にて実施した耐火性試験の結果を活用して開発を進め、欧州自動車メーカーへのバッテリー出荷を開始した（企業名、製品名公表不可）。これにより、グローバル展開及び再生可能エネルギー活用に貢献した。 ➤ パナソニックアプライアンス株式会社は NLAB で実施した試験の結果を活用して開発した純水素型燃料電池の、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会の選手村跡地に開発されている住宅地 HARUMI FLAG への設置を開始した。 ➤ 車両メーカーは NLAB にて実施したレーザー照射による耐類焼性試験の結果を活用して、バッテリーパックを搭載した電動車両の国内実証試験を開始した（製品名公表不可）。 ➤ 商社は NLAB にて実施した水没試験の結果を活用し、携帯基地局の電源供給及びバックアップ用蓄電池システムの販売を開始した（企業名、製品名公表不可）。 ●データ利活用を目的とした試験協力者の募集 後述する「データ利活用 WG」において選定した日本の蓄電池システム産業の競争力強化に資する有益で活用可能な試験テーマ（耐類焼性試験及び水没試験）について、令和 4 年度は 7 件（耐類焼性試験 3 件、水没試験 4 件）の試験を実施した。現在は、試験の協力者と共に得られた試験データの解析を進めるとともに、3 社以上のデータが取得できた耐類焼性試験については産業界へのデータ共有を実行した。 令和 5 年度においては、引き続き、耐類焼性試験及び水没試験のデータ取得及び解析を進め、日本の蓄電池システム産業界に試験データを共有することで、ハブとしての機構の立ち位置を確立するとともに、蓄電池システムに関わる各企業の協調領域の拡大を図っていく。 ●消防庁からの依頼に基づく技術協力試験		
--	--	--	---	--	--

		令和４年度は、消防庁からの依頼を受け、蓄電池設備の防火安全対策の合理化に資する耐類焼性試験を実施した。NLAB で実施した試験結果は、安全基準値の見直しに活用され、令和５年３月２８日付けで消防庁から「蓄電池設備のリスクに応じた防火安全対策検討部会報告書」が公表された。これは、蓄電池産業界全体に裨益する大きな成果であり、当該報告書を元に改正された消防法令が令和５年５月３１日に公布された。 ウ 事業者訪問等を通じて要望、ニーズを把握し、試験装置の追加導入・改造、試験評価手法開発等の試験サービスの拡充を実施する。併せて、蓄電池に関する需要の高まりと次世代蓄電池の技術開発が進む中で、これらに対応した新たな安全性・性能評価が可能な施設の整備を進める。 ●試験サービスの拡充 ＜遮断試験＞ 蓄電池システムに搭載する保護デバイスである電流ヒューズやコンダクタ（電流遮断器）の遮断試験システムを平成２９年度に導入し、事業者ニーズに基づきこれまで当該システムの装置拡張を実施してきたところ。令和４年度には当該装置を用いた共同試験を７件実施するとともに、最大遮断電流値を１５ｋＡから３０ｋＡ（大多数の事業者ニーズを十分満たすと考えられるレベル）へ拡張した。 なお、機構が開発した当該遮断試験システム（高電圧大電流遮断試験システム）は、メーカーの新製品開発に繋がり、安全性・信頼性の高度化に貢献するものである。 ＜耐類焼性試験＞ 令和元年度に導入した耐類焼性試験を再現性高く実施可能とするレーザー照射装置を活用し、令和４年度には一般財団法人電気安全環境研究所（JET）と連携しながら当該装置を用いた共同試験を１件実施した。 ●多目的中型実験棟等の新規整備 近年、国内外で再生可能エネルギーの導入拡大が急速に進み、蓄電池について世界的に需要が高まると同時に、全固体電池をはじめとする次世代蓄電池の技術開発が進む中で、これらに対応し、各企業の枠を超えた安全性・性能評価が可能な施設が求められている。また、EV の世界的な需要の高まりを背景として、多目的大型実験棟（大型チャンバー）の高稼働が続いており、カーボンニュートラル促進のため蓄電池評価の需要が今後増加する見込みである。このような背景のもと、NLAB 機能を拡張するために、令和３年度補正予算「カーボンニュートラル促進のための国際標準・認証拠点整備事業」（令和３年１２月２０日国会成立）として、試験評価・認証基盤の拠点（多目的中型		機構が平成２９年度から開発を続けてきた高電圧大電流遮断試験システムについて、最大遮断電流の拡張に向けた試験装置の調達等を実施するとともに、事業者から依頼に基づき当該試験システムを活用した共同試験を７件実施したことは、一時的ではない恒久的な産業界のニーズに対応する重要な取組であり、計画水準を大きく上回る成果である。
--	--	---	--	--

			実験棟（中型チャンバー）等）を新たに整備するために、構内に多目的中型実験棟新築 PT を設置（令和 3 年 12 月 21 日の運営会議承認・PT 設置期間：承認の日から施設竣工の日までを目標とし予定）しつつ、その活動を開始した。 令和 4 年度は、受注業者との各種会議・検討を中心としつつ、適宜 PT メンバーで役割分担し、活動を実施した。計 27 回の設計定例会議、計 13 回の電気分科会、計 13 回の排煙処理施設分科会を経て、多目的中型実験棟等の設計を完了させ、令和 5 年 2 月に工事に着手した。また、計 2 回の総合定例会議、計 8 回の施工定例会議に加え、計 4 回の建築分科会、計 6 回の排煙処理施設施工分科会、計 6 回の電気施工分科会を実施し、工事の進捗確認を適切に実施した。 本事業は、経済産業省等と調整の上、令和 5 年度に繰越されたため、令和 5 年度末の完成を目指して、引き続き多目的中型実験棟等の新規整備に必要な活動を実施していく。 エ 蓄電池システム産業関係者による会議体を運営し、日本の蓄電池システム産業の競争力強化のために、将来に向けて必要とされる取り組みの検討を引き続き実施するとともに、機構で取得した試験データの活用方法についての検討を進める。また、国内外の関係者、関係機関等との連携強化を図る。加えて、大型蓄電池システムの性能評価に関する新たな標準化準備を図る。 ●蓄電池システム産業の将来に関する検討委員会の運営 世界的な蓄電池市場の拡大により、平成 28 年度の NLAB 開設当時と比較して、想定以上の試験ニーズが増加しており、機構では、NLAB ユーザーやユーザーになりうる企業からヒアリング等を実施し、企業ニーズに基づいたオリジナル試験を実施してきたが、今後、急速に多様化・大型化する蓄電池の使用範囲の拡大と次世代高機能型蓄電池の検討が進む中で、機構として日本の蓄電池産業の発展と世界における競争力強化を継続的に後押ししていくことが求められている。 このような状況を踏まえ、機構は、大型蓄電池のグローバル認証基盤整備事業を更に加速させるため、機構が核となり、ユーザー、試験機関やアカデミア関連等 23 委員と経済産業省の蓄電池関連の 11 か所の所管課等を招へいし、急速に拡大し続けている蓄電池システム産業の世界市場において、いかに日本産業が勝っていくかを議論する「蓄電池システム産業の将来に関する検討委員会」を令和元年度に立ち上げた。 令和 4 年度は、引き続き本検討委員会を開催（第 7 回：4 月 14 日、第 8 回：7 月 28 日）し、後述する「データ利活用 WG」の進捗状況、「マルチユース評価 WG」の設置、本検討委員会委員に対するアンケート調査取りまとめ結果、IEC62933-5-2 及び 5-3 の現状等に関する情報を共有することで、日本の蓄電池システムに関わ		令和元年度に整備した日本の蓄電池システム産業における課題解決のための論点ごとのアクションプラン（中間整理）において、アクションプランとして挙げられた「データ利活用」に関して、機構はデータ利活用における課題と対応策を検討し、実行に移すための仕組みとして令和 2 年度に「データ利活用 WG」を立ち上げた。本 WG を運営し、「データ利活用」を実行していくには事業者の協力が不可欠であるため、積極的に事業者への声かけを実施し、粘り強く説明することで新たに WG メンバーを 5 社追加することに成功し、従来の 5 社（アカデミア、研究所を含む）から倍増させた。また、国内企業の競争力強化の肝となる「安全化推奨領域の視覚化」について、1 年を通して検討（WG 開催 4 回の他、WG 委員等との個別意見交換を 26 回）行った結果、水没試験に関する安全化推奨領域の第 1 案の視覚化を達成した。 本取組は、蓄電池システム産業界全体で活用する試験データの取得を目指す国内初の試みであり、取得した試験データは日本の蓄電池システム産業界の宝となる。事業者の協力が不可欠である状況の下、積極的な声かけにより WG メンバーを増やすとともに、複数の試験を実施しデータを入手することで産業界への試験データを共有するとともに、水没試験に関する安全化推奨領域の第 1 案の視覚化を達成したことは、ハ
--	--	--	---	--	--

			る様々なステークホルダーに対し、日本の蓄電池システム産業界の将来のあるべき姿の実現に向けて今後取り進める取組を共有した。 また、令和元年度に整備した日本の蓄電池システム産業における課題解決のための論点ごとのアクションプラン（中間整理）において、アクションプランとして挙げられた「データ利活用」に関して、機構はデータ利活用における課題と対応策を検討し、実行に移すための仕組みとして令和２年度に「データ利活用 WG」を立ち上げ、本格的な議論、取組を開始した。 令和４年度は、引き続き本 WG を開催（第 8 回：7 月 1 日、第 9 回：10 月 5 日、第 10 回：12 月 21 日、第 11 回：3 月 28 日）し、水没試験に関する安全化推奨領域の第 1 案の視覚化を達成した。また、3 社以上のデータが取得できた耐類焼性試験については、産業界へ試験データの共有を実行した。また、本 WG をより活性化させるため、各企業や業界団体への周知、協力依頼を粘り強く実施し、企業の WG 委員を 5 社 9 名から 10 社 16 名への増員に成功した。 令和５年度においては、引き続き、耐類焼性試験及び水没試験のデータ取得及び解析を進め、日本の蓄電池システム産業界に試験データを共有することで、ハブとしての機構の立ち位置を確立するとともに、蓄電池システムに関わる各企業の協調領域の拡大を図っていく。 ●サンディア国立研究所との連携 機構は平成 28 年度の NLAB 稼働時より、国内外の蓄電池業界に対する機構のプレゼンス向上や、蓄電池システムに関する国内外の規制等の状況把握等を目的として、国内外の関係者や関係機関との連携を模索しており、その中で米国蓄電池業界に対し大きな影響力を持っているサンディア国立研究所（SNL）との連携をこれまで進めてきたところ。 SNL と平成 28 年度に秘密保持契約（3 年間有効）を締結し、3 年後の令和元年度に更新、令和４年度は当該秘密保持契約の二度目の更新を無事完了した。NLAB の評価ガイドラインの作成及び NLAB ユーザーとの共同試験におけるコンサルテーション能力の向上を目指し、以下の記載のとおり、NLAB と SNL はラウンドロビン方式での試験を実施し、概ね 1 回／月の頻度で当該試験結果の議論を行うことにより知見を高めている。 ＜ラウンドロビン方式での試験実施＞ 大型蓄電池システムに関する試験手法開発に繋げていくための緊密な連携に係る最初の共同試験として、SNL と機構が安全性試験をラウンドロビン方式（同じ試験体を準備し、各機関が同一条件で同一の試験を実施し、試験データを比較する）で実施し、試験環境の違い等による試験データの差異を確認することに平成 30 年度に合意した。当該試験を実施するには、双方の試験において可能な限り有意差を生じさせないよう、均一かつ同等の試	ブとしての機構の立ち位置を確立するとともに、蓄電池システム関係企業の協調領域拡大に繋がる重要なメルクマールであり、計画水準を大きく上回る成果である。 SNL との連携（※）に関しては、定期的に打合せを開催することにより、より円滑な意思疎通・協力体制を構築している。SNL と取り決めた評価条件にて実施した単電池レベルの 4 試験（釘刺し、外部短絡、過充電、外部加熱）、モジュールレベルの 1 試験（耐類焼）の試験結果の共有を着実に実施し、計画の水準を達成した。 ※ SNL は米国エネルギー省（DOE）傘下の研究所であり、米国蓄電池業界に対し大きな影響力を持っている。例えば、米国の蓄電システムの安全性に関する基準（モデルコード）策定を統括する役割を果たし、その基準を議論するための WG を多数主催している。また、蓄電システムの燃焼モデル開発の研究を実施している。そのため、SNL との協力関係を構築していくことで、米国蓄電池業界に対する機構のプレゼンスが向上し、米国の基準策定に我が国の意見を反映させることも可能となり、我が国企業の国際競争力強化につながる事が期待される。	
--	--	--	---	---	--

			験体を手入することが課題であったが、試験体の仕様に用途を立て、令和 2 年 1 月に試作した計 50 セルが機構に納品された。令和 2 年度は、試作した試験体の初期評価実施後、SNL に送付し、双方での初期評価結果の対応を確認した。更に、試験条件の詳細に関する議論を推し進め、評価条件を決定した。この決定に基づいて令和 3 年度は、単電池レベルの 4 試験（釘刺し、外部短絡、過充電、外部加熱）、モジュールレベルの 1 試験（耐類焼）を実施した。令和 4 年度は、令和 3 年度に実施した試験の試験報告書を SNL に共有し双方にて試験データの解析を進めるとともに、令和 5 年度に実施する試験の評価条件を議論し決定した。 ●蓄電池システムの多目的（マルチユース）活用 蓄電池システムで今後増えていく多目的（マルチユース）活用について、マルチユースの合理的な評価方法の確立のため、将来検討委員会の下 WG の 1 つとして、マルチユース評価 WG を立ち上げた。令和 4 年度は、蓄電池システムの活用事業者及び製造者からヒアリングを行うことにより、マルチユースの類型化を行い、共通化すべき項目及び競争領域のため共通化すべきでない項目に整理した。また、マルチユースの海外動向に関する情報収集を行った。さらに、来年度に向けて活用ガイドラインの作成や仕様評価のための新しい評価手法、リモート試験の実現性検討を開始した。	官民の境無く、蓄電池システム関係者への働きかけや協議を実施し、蓄電池システムのマルチユースについての検討が重要であるという共通認識を醸成し、今後の議論の土台を作った。その結果、経済産業省蓄電池産業戦略検討官民協議会が 2022 年 8 月に策定した蓄電池産業戦略の中で『マルチユースの類型化や評価手法の構築等の検討』の文言が明記され、ユーザーとメーカー等が一体となって検討していく体勢が構築された。																
2. 電気保安技術支援業務 再生可能エネルギー発電設備導入拡大、蓄電所や電力貯蔵装置としての蓄電池の活用拡大、スマート保安推進加速といった進展する状況変化下で、中小規模発電設備設置者やスマート保安技術（スマート保安に資する技術	2. 電気保安技術支援業務 再生可能エネルギー発電設備導入拡大、蓄電所や電力貯蔵装置としての蓄電池の活用拡大、スマート保安推進加速といった進展する状況変化下で、中小規模発電設備設置者やスマート保安技術（スマート保安に資する技術	持続的な電気保安水準の維持・向上に資する安全情報の発信又は国への提言を 10 件以上実施する。	令和 3 年度に発生した電気事故について、経済産業省（本省及び各産業保安監督部等をいう。以下「2. 電気保安技術支援業務」において同じ。）から電気関係報告規則（昭和四十年通商産業省令第五十四号。以下「報告規則」という。）に基づき報告された電気事故報告書等の提供を受け、引き続き整理・分析を実施した。この取組は、平成 28 年度に平成 27 年度発生の電気事故報告書の整理・分析を開始した当初より継続的に実施しているものであり、令和 4 年度で 7 年目の取組となる。 また、令和元年度本格運用開始からの継続的な取組として、自家用電気工作物の事故等のうち経済産業省や設置者等関係者と協議の上で機構において事故実機調査が必要と判断された案件について、経済産業省からの要請に基づいた、事故実機調査を実施した。 加えて、機構が実施した各種電気保安技術支援業務を通じて得られた情報・知見を整理して、持続的な電気保安水準の維持・向上に資する安全情報の発信又は国への提言を 22 件行った（前年度 10 件）。 ●安全情報の発信又は国への提言 機構は、電気保安に係る事故情報の整理・分析を行っているが、令和 3 年度までは前年度分の事故情報について年 1 回一括して経済産業省から提供を受け、それを整理・分析し、年 1 回一括公表する運用としていた。令和 4 年度からは、経済産業省	機構は、電気事故情報の整理・分析を行うにあたり、下表のとおり運用の変更を行った。 <table><tr><th colspan="3">表 事故情報の提供、整理・分析、公表に係る運用</th></tr><tr><td></td><td>令和 4 年度</td><td>令和 3 年度</td></tr><tr><td>事故情報の提供</td><td>前年度分（令和 3 年度分）の事故情報を一括して経済産業省から提供を受ける。それに加え、今年度分（令和 4 年度分）の事故情報も毎月提供を受ける。</td><td>前年度分（令和 2 年度分）の事故情報を一括して経済産業省から提供を受ける。</td></tr><tr><td>事故情報の整理・分析</td><td>2 年分（令和 3 年度分、令和 4 年度分）の事故情報の整理・分析を実施。</td><td>1 年分（令和 2 年度分）の事故情報の整理・分析を実施。</td></tr><tr><td>事故情報の公表</td><td>月 1 回の頻度で公表。</td><td>年 1 回の頻度で公表。</td></tr></table> これにより、令和 4 年度は事故情報の整理・分析に要する作業量が 2 倍に増加したが、一時的に事故情報の整理・分析体制を強化し、経済産業省と適宜調整を行うことで対応し、	表 事故情報の提供、整理・分析、公表に係る運用				令和 4 年度	令和 3 年度	事故情報の提供	前年度分（令和 3 年度分）の事故情報を一括して経済産業省から提供を受ける。それに加え、今年度分（令和 4 年度分）の事故情報も毎月提供を受ける。	前年度分（令和 2 年度分）の事故情報を一括して経済産業省から提供を受ける。	事故情報の整理・分析	2 年分（令和 3 年度分、令和 4 年度分）の事故情報の整理・分析を実施。	1 年分（令和 2 年度分）の事故情報の整理・分析を実施。	事故情報の公表	月 1 回の頻度で公表。	年 1 回の頻度で公表。	
表 事故情報の提供、整理・分析、公表に係る運用																				
	令和 4 年度	令和 3 年度																		
事故情報の提供	前年度分（令和 3 年度分）の事故情報を一括して経済産業省から提供を受ける。それに加え、今年度分（令和 4 年度分）の事故情報も毎月提供を受ける。	前年度分（令和 2 年度分）の事故情報を一括して経済産業省から提供を受ける。																		
事故情報の整理・分析	2 年分（令和 3 年度分、令和 4 年度分）の事故情報の整理・分析を実施。	1 年分（令和 2 年度分）の事故情報の整理・分析を実施。																		
事故情報の公表	月 1 回の頻度で公表。	年 1 回の頻度で公表。																		

や保安方法等（を有する中小企業事業者などを含め、社会全体として持続的な電気保安水準の維持・向上に貢献するために、電気保安に係る事故情報の整理・分析、事故実機調査の実施とデジタル化等による高度化及び効率化、事故分析の高度化を見据えた情報システムの構築・運用・改修、経済産業省が指示する再生可能エネルギー発電設備等に対する電気事業法に基づいた立入検査の確実な実施、蓄電所や電力貯蔵装置としての蓄電池の安全な活用拡大に向けた取組、スマート保安技術の確	や保安方法等（を有する中小企業事業者などを含め、社会全体として持続的な電気保安水準の維持・向上に貢献するために、安全情報の整理・分析・水平展開等を基軸とし、電気保安行政を技術的に支援する機関として必要な取組を行う。また、国内電源構成に占める再生可能エネルギー発電の割合を今後益々高めていく上で安全に設備を設置運用していくことが重要であり、特に再生可能エネルギー発電設備所有者等に対する保安規律に関する意識醸成を図るため、立入検査を効果的に実施す	から月1回事故情報の提供を受け、毎月公表する運用へ変更し、事故情報公表を迅速化した。また、電気事業法に基づく立入検査を通じて得られた知見を事故情報の整理・分析に活かし、事故の種類・件数だけでなく、典型的な事故事例や未然防止策の例示、最近のトレンドの紹介などを可能にした。 上記を通じて電気保安水準の維持・向上に資する安全情報の質を向上させるだけでなく、全国の産業保安監督部や電気保安に関係する業界団体等との意見交換を行い、先方のニーズを把握するとともに信頼関係構築に努めることで、機構からの情報発信の機会獲得に繋がった。 更に、スマート保安（※スマート保安：急速に進む技術革新やデジタル化、少子高齢化等が一層深化する環境変化の中、官民が連携し、IoTやAIなどの新技術の導入等により産業保安における安全性と効率性を追求する取組をいう。）推進に係る各種取組（2.（4）参照）により、スマート保安に資する技術カタログ（スマート保安技術カタログ）として発信することができた。 以上の取組の結果、下表のとおり合計22件の安全情報の発信又は国への提言を実施することができた。 ＜安全情報の発信又は国への提言件数＞ <table><tr><td></td><td>令和4年度</td><td>令和3年度</td></tr><tr><td>① 国への報告・提言</td><td>4件</td><td>3件</td></tr><tr><td>② スマート保安技術カタログ</td><td>6件</td><td>0件</td></tr><tr><td>③ 講演</td><td>10件</td><td>2件</td></tr><tr><td>④ その他</td><td>2件</td><td>5件</td></tr><tr><td>合計</td><td>22件</td><td>10件</td></tr></table> ＜令和4年度に実施した安全情報の発信又は国への提言一覧＞ ① 国への報告・提言 <table><tr><td>時期</td><td>概要</td></tr><tr><td>令和4年4月</td><td>スマート保安官民協議会 第4回電力安全部会において、スマート保安プロモーション委員会の活動報告を行った。</td></tr><tr><td>令和4年8月</td><td>デジタル庁デジタル臨時行政調査会事務局（※）に対し、スマート保安に関する機構の取組を説明し、先方が求める資料等の情報を提供した。 ※横断的な見直しに活用可能なデジタル技術の精査、安全性や実効性等が確認されたデジタル技術の他の規制への適用可能性等の検討を行うため、令和4年10月より「テクノロジーベースの規制改革推進委員会」を開催している。</td></tr><tr><td>令和5年2月</td><td>第28回 産業構造審議会 保安・消費生活用製品安全分科会 電力安全小委員会において、令和3</td></tr></table>		令和4年度	令和3年度	① 国への報告・提言	4件	3件	② スマート保安技術カタログ	6件	0件	③ 講演	10件	2件	④ その他	2件	5件	合計	22件	10件	時期	概要	令和4年4月	スマート保安官民協議会 第4回電力安全部会において、スマート保安プロモーション委員会の活動報告を行った。	令和4年8月	デジタル庁デジタル臨時行政調査会事務局（※）に対し、スマート保安に関する機構の取組を説明し、先方が求める資料等の情報を提供した。 ※横断的な見直しに活用可能なデジタル技術の精査、安全性や実効性等が確認されたデジタル技術の他の規制への適用可能性等の検討を行うため、令和4年10月より「テクノロジーベースの規制改革推進委員会」を開催している。	令和5年2月	第28回 産業構造審議会 保安・消費生活用製品安全分科会 電力安全小委員会において、令和3	その結果、事故情報の公表の迅速化を達成した。なお、令和5年度以降、事故情報の整理・分析に要する作業量は1年分（当該年度分）になり、今後は令和3年度以前の作業量で月1回の頻度で公表することが可能になった。 また、機構は令和3年度から電気事業法に基づく立入検査を開始したが、令和3年度の実施件数が17件だったことに比べ、令和4年度は4倍の70件を実施した。件数の増加に伴い得られる情報量も多くなり、立入検査を通じて得られた知見を事故情報の整理・分析に活かすことで、事故の種類・件数だけでなく、典型的な事故事例や未然防止策の例示、最近のトレンドの紹介などを可能にした。 具体的には、電気事故情報に基づく氷雪起因の太陽電池モジュール破損事故の分析結果を取りまとめ、プレスリリース（令和5年1月26日）を実施することにより、発電設備設置者に向けた注意喚起を行った。当該プレスリリースは、事故情報の整理・分析により取りまとめた情報に、太陽電池発電設備への立入検査結果に基づく知見を活用した有効な未然防止対策を付加したものであり、各種データと未然防止対策を合わせた注意喚起は、事故情報の整理・分析と立入検査による知見を合わせた成果である。なお、令和4年度は大雪が観測されたにも関わらず、今期の氷雪起因の電気事故報告件数（令和5年3月末までに報告された分）は前期の14件を下回る5件であり、事故件数減少に貢献した（※）。 ※ 冬のシーズンは12月～4月であるため、令和3年12月～令和4年4月の事故件数と令和4年12月～令和5年4月の事故件数を比較するのが理想。しかし、本報告書作成時点では令和5年3月末までに報告された分の事故情報しか持っていないため、前期を「令和3年12月～令和4年3月」、今期を「令和4年12月～令和5年3月」として事故件数を比較している。 上記の取組を通じて機構が発信する電気保安水準の維持・向上に資する安全情報の質を向上させただけでなく、全国の産業保安監督部や電気保安に関係する業界団体等との意見交換を行い、先方のニーズを把握するとともに信頼関係構築に努めることで、機構からの情報発信の機会獲得に繋がった。 更に、電気設備の高経年化や電気保安人材の高齢化等、電気保安を取り巻く構造的な課題への対策としてスマート保安推進が挙げられる中、機構は、令和3年度にスマート保安プロモーション委員会を立ち上げ、当該委員会で承認されたスマート保安に資する技術カタログ（スマート保安技術カタログ）として発信する仕組みを構築した。令和3年度はスマート保安技術カタログの発信ができなかったが、令和4年度
	令和4年度	令和3年度																											
① 国への報告・提言	4件	3件																											
② スマート保安技術カタログ	6件	0件																											
③ 講演	10件	2件																											
④ その他	2件	5件																											
合計	22件	10件																											
時期	概要																												
令和4年4月	スマート保安官民協議会 第4回電力安全部会において、スマート保安プロモーション委員会の活動報告を行った。																												
令和4年8月	デジタル庁デジタル臨時行政調査会事務局（※）に対し、スマート保安に関する機構の取組を説明し、先方が求める資料等の情報を提供した。 ※横断的な見直しに活用可能なデジタル技術の精査、安全性や実効性等が確認されたデジタル技術の他の規制への適用可能性等の検討を行うため、令和4年10月より「テクノロジーベースの規制改革推進委員会」を開催している。																												
令和5年2月	第28回 産業構造審議会 保安・消費生活用製品安全分科会 電力安全小委員会において、令和3																												

な導入促進に向けた取組等、電気保安に関する官民への専門的支援を検討・実施しつつ、体制の整備を行う。	る。加え、蓄電所や電力貯蔵装置としての蓄電池の安全な活用拡大に向け、経済産業省が行う保安規制の整備に積極的に関与する。更に、業界が様々なスマート保安技術を活用し、スマート保安技術を有する中小企業事業者を含めた電気保安水準が向上される社会を目指し、スマート保安推進に向けた活動を積極的に進める。		年度電気保安統計の概要を報告した。	
			令和 5 年 2 月	機構が実施している電気保安に係る事故情報の分析、事故実機調査、立入検査を通じて得た安全情報を踏まえ、経済産業省に令和 5 年度の立入検査計画に係る提案を行った。
			② スマート保安技術カタログ ※ スマート保安プロモーション委員会での審議を経て承認された基礎要素技術及び保安技術モデルの技術カタログ掲載実績を示す。	
			時期	概要
			令和 4 年 7 月	保安技術モデル「高圧絶縁状況の常時監視（特別高圧受変電設備）を技術カタログに掲載。
			令和 4 年 7 月	基礎要素技術「高圧絶縁監視機能の導入による高圧地絡停電事故の予兆検知技術」を技術カタログに掲載。
			令和 4 年 9 月	保安技術モデル「巡視点検の遠隔監視と特高受変電設備の絶縁状況等の常時監視」を技術カタログに掲載。
			令和 4 年 11 月	基礎要素技術「小型無線式振動データ収集装置と振動データ監視・分析技術」を技術カタログに掲載。
			令和 4 年 12 月	基礎要素技術「高圧絶縁監視機能搭載 SOG 制御装置による絶縁劣化の予兆検知技術」を技術カタログに掲載。
			令和 5 年 3 月	保安技術モデル「高圧絶縁状況の常時監視（高圧受変電設備）」を技術カタログに掲載。
	(1) 電気保安に係る事故情報の整理・分析及び事故実機調査 事業者から経済産業省に提出される電気設備の事故情報について、随時収集を行い、経済産業省		③ 講演	
			時期	概要
			令和 4 年 4 月	日本太陽エネルギー学会 太陽光発電部会主催の「第 33 回セミナー 太陽光発電と地域共生」において講演。
			令和 4 年 7～8 月	経済産業省が主唱する「電気使用安全月間」を受けて、中部近畿産業保安監督部近畿支部等が開催した複数のセミナーにおいて講演。
			令和 4 年 7 月	公益社団法人日本電気技術者協会九州支部主催の「令和 4 年度電気主任技術者会議」において講演。
			令和 4 年 9 月	九州電気管理協同組合主催の「技術部研修会」において講演。
			令和 4 年 10 月	電気学会主催の「需要設備の電力品質向上と保全高度化を実現するデータ利活用技術調査専門委員会 第 3 回委員会」において講演。
			は当該委員会の運営を軌道に乗せ、6 件のスマート保安技術をカタログに掲載、公表することができた。	
			以上の取組を通じて、機構は、電気保安水準の維持・向上に資する安全情報の質を向上させ、当該安全情報を発信する機会を増加させた。その結果、令和 4 年度は 22 件の安全情報の発信又は国への提言を実施することができ、指標（10 件）を大幅に上回る成果を上げた。	
			前述した氷雪事故の注意喚起は電気新聞等少なくとも 3 紙に掲載され、氷雪事故の件数は前期から減少した。	
また、経済産業省に行った令和 5 年度の立入検査計画に係る提案は、経済産業省が作成する立入検査計画をより効果的なものにすることに貢献した。				
更に、スマート保安に係る国への報告や講演、スマート保安技術カタログの公開は、スマート保安プロモーション委員会の認知度向上に繋がり、令和 4 年度は 6 件のスマート保安技術が当該委員会で承認され、令和 5 年度においても既に 5 件のスマート保安技術を当該委員会に諮るべく調整を進めているところであり、スマート保安推進の加速化に成功している。加えて、デジタル庁デジタル臨時行政調査会事務局からアプローチがあり、情報提供を行うなど、機構のスマート保安推進に向けた取組は、電気保安の枠を越えて活用されている。				
このように、機構が取り組む各種電気保安技術支援業務の知見を合わせることで電気保安水準の維持・向上に資する安全情報の質を向上させ、情報発信件数については指標を大幅に上回り、その結果、氷雪事故の件数減少やスマート保安推進の加速化を実現したことは、計画水準を大きく上回る成果である。				

の要請に基づき、事故情報を統計的にまとめるとともに事故の傾向等の評価・分析を行い、機構が実施する電気保安技術支援業務の中で得た知見を加えて年間統計や水平展開すべき事項等の分析結果等を経済産業省や産業構造審議会保安・消費生活用製品安全分科会電力安全小委員会等にタイムリーに報告するとともに、関係団体や関係者等に情報共有する。

また、自家用電気工作物の事故等のうち経済産業省や設置者等関係者と協議の上で機構において事故実機調査が必要と判断された案件につい

令和 4 年
10 月

一般社団法人太陽光発電協会（JPEA）主催の「公共産業部会」において講演。

令和 4 年
11 月

中部近畿産業保安監督部北陸産業保安監督署主催の「令和 4 年度自家用電気工作物設置者会議」において複数回講演。

令和 4 年
11 月

一般財団法人電気工事技術講習センター主催の「電気工事技術セミナー2022」において複数回講演。

令和 5 年
2 月

公益社団法人東京電気管理技術者協会 多摩支部主催の「多摩支部技術講習会」において講演。

令和 5 年
2 月

北海道電気安全委員会主催の「電気安全セミナー」において講演。

④ その他

時期

概要

令和 5 年
1 月

プレスリリース「大雪の年はソーラーパネル等の破損事故が急増！」を実施。

令和 5 年
2 月

機構が実施しているスマート保安に関する取組みについて説明した YouTube 動画を公開。

●電気保安統計の取りまとめ

報告規則第 2 条に基づき電気事業者から経済産業省に提出された電気保安年報及び報告規則第 3 条に基づき経済産業省に報告された電気事故報告書について、経済産業省から提供を受け、経済産業省の内規「電気関係報告規則第 3 条に規定する事故の報告及び自家用電気工作物電気事故統計表の作成について（内規）」に基づき集計し、令和 3 年度電気保安統計として取りまとめるとともに、当該年度の事故情報の特徴等を取りまとめた概要版を併せて作成した。これらは令和 4 年 12 月に経済産業省 Web サイトから経済産業省と機構の連名で公開された。更に、令和 3 年度から報告制度が開始された小出力発電設備の事故報告についても集計結果を作成し、令和 3 年度電気保安統計の概要と合わせて、令和 5 年 2 月に開催された経済産業省の産業構造審議会 保安・消費生活用製品安全分科会 電力安全小委員会で報告を行った。

●電気事故情報の整理・分析

報告規則第 3 条に基づき経済産業省に報告された電気事故報告書について、整理・分析を行い、分析結果を経済産業省の審議会等に情報提供した。また、経済産業省に報告された電気事故報告書については、令和 4 年度から毎月提供を受ける運用へ変更したことにより、詳報データベースへの電気事故情報の登録、及び詳報公表システムにおける事故情報の公表を迅速化させた。更に、平成 30 年度からの継続的な取組として令和 4 年度も過年度に発生した事故事例集を作成し、セミナー等で紹介す

	て、経済産業省からの要請に基づき事故実機調査をデジタル化等によって高度化・効率化しつつ実施し、経済産業省や関係者に情報を共有する。これらの分析・調査作業を通じ、制度上変更が必要な箇所があれば、その点に対する対処方針案を含めて、経済産業省に提言する。		るとともに、機構 Web サイトで公開した。 電気事故情報の新たな活用事例として、電気事故情報に基づく氷雪起因の太陽電池モジュール破損事故の分析結果を取りまとめ、プレスリリース（令和 5 年 1 月 26 日）を実施することにより、発電設備設置者に向けた注意喚起を行った。また、有効な未然防止対策の検討には、令和 4 年度中に機構が行った太陽電池発電設備への立入検査結果に基づく知見を活用した。令和 4 年度は大雪が観測されたにも関わらず、今期の氷雪起因の電気事故報告件数（令和 5 年 3 月末までに報告された分）は前期の 14 件を下回る 5 件であった（※）。 ※ 冬のシーズンは 12 月～4 月であるため、令和 3 年 12 月～令和 4 年 4 月の事故件数と令和 4 年 12 月～令和 5 年 4 月の事故件数を比較するのが理想。しかし、本報告書作成時点では令和 5 年 3 月末までに報告された分の事故情報しか持っていないため、前期を「令和 3 年 12 月～令和 4 年 3 月」、今期を「令和 4 年 12 月～令和 5 年 3 月」として事故件数を比較している。 ●事故実機調査 令和元年度から本格開始した事故実機調査を令和 4 年度も引き続き実施した。令和 4 年度は、これまで蓄えてきた知見を活かしながら、22 件の調査を実施した。具体的には、高圧ケーブル 14 件、逆変換装置（PCS）3 件、負荷開閉器 3 件、その他 2 件であった。うち 4 件については、消防機関からの要請による合同調査を実施しており、外部機関との連携強化に努めた。また、前年度に引き続き、高圧ケーブルの水トリー調査に関するニーズが高かったことから、当該調査においてはより効率的かつ確実に水トリーの有無を調査できる手法についての検討を合わせて行った。		
	（2）全情報の整理・分析・水平展開等に資する各種システムの構築・運用・改修 行政における電気保安に係る事故情報の管理・分析・水平展開等の高度化に		詳細データベースを構成する 3 システム（詳細作成支援システム、詳細管理システム、詳細公表システム）のうち、「詳細作成支援システム」は、令和 4 年 12 月 1 日付けで電気関係報告規則の一部改正に伴い、「蓄電所」に関する事故報告が義務となったことから、最新の法令に対応・準拠するためのシステム改修を行った。また、電気関係報告規則第 3 条の 2 では、事業者は電気事故を覚知してから 24 時間以内に事故概要（速報）を、電話等の方法により連絡することが義務となっているが、利用者や行政から「当該システムから速報を報告できるようにして欲しい」との要請を受け、当該システム上で速報を作成・報告可能とする機能追加を行い、令和 5 年 3 月 31 日に公開した。 機構は、事業者から産業保安監督部に報告された速報及び詳細データについて、これまで本省を通じて、月 1 回提供されたものをデータベースとして「詳細管理システム」に登録していたが、本省を経由してのデータ提供となるためリアルタイム性がない	詳細データベースを構成する 3 システム（詳細作成支援システム、詳細管理システム、詳細公表システム）について、計画どおり公開し、安定な運用を実施した。また、使い勝手に関するユーザーニーズを踏まえて改善を実施した。 事故実機調査システムについても、主要部分の構築が完了、運用を開始しており、計画の水準を達成した。	

	資するよう構築した、「詳報データベース（※）」を着実に運用しつつ、令和４年度は、利用者や行政からの改善点や意見を基に、速報（電気関係報告規則第３条第２項及び第３条の２第２項に基づく、事故の発生を知った時から二十四時間以内可能な限り速やかに行う報告）について提出するシステムを構築し、利用者の利便性向上に必要な改修を行う。 また、令和３年度に着手した事故実機調査業務の高度化・効率化に資する業務支援システムの構築について、引き続き進める。		こと、本省において速報及び詳報データの集約作業が負担になっていること等の問題が生じていた。このことから、業務プロセスの効率化の一環として、産業保安監督部が直接、当該システムへ速報及び詳報データを登録できる機能を追加した。 また、事故実機調査業務の高度化・効率化に資するため、事故実機調査システム（※）の調査結果登録機能、資料保管機能等、主要部分を構築し、令和５年４月１日から運用を開始した。 ※ 電気工作物の設置者や電気主任技術者、産業保安監督部から依頼のあった事故実機の調査の進捗管理及び調査で取得した写真や試験データ等の様々なデータを体系的かつ効率的に管理できるシステム。		
--	--	--	---	--	--

	※詳報データベース： 事業者等から経済産業省に提出される電気工作物に関する事故報告書（詳報）（電気関係報告規則第3条第2項及び第3条の2第2項に基づく、事故の発生を知った日から起算して三十日以内に行う報告書）の作成を支援するシステム（詳報作成支援システム）、電気工作物に関する事故情報を整理・分析するシステム（詳報管理システム）、電気工作物に関する事故情報を公表するシステム（詳報公表システム）の3システムで構成されている。				
	（3）電気事業法に基	電気事業法に基	●電気事業法に基づく立入検査の実施件数 令和2年度の事故情報の分析及び事故実機調査等の結果を踏	令和4年度は経済産業省からの電気事業法に基づく立入検査指示が70件あった（前年度は17件）。機構は、全国の機	

づいた立入検査
経済産業省と調整して事前提出書類の確認と現場確認、事後の行政指導までの一連の立入検査の流れにおける経済産業省と機構の役割分担を検討し、必要な立入検査体制を整備する。その上で、事故情報分析等に基づいて立入検査先の提案を行うこと等を通じ、選定段階から経済産業省と密接に連携しつつ、経済産業省が指示する再生可能エネルギー発電設備等に対する電気事業法に基づいた立入検査（必要に応じてサイバーセキュリティに関する検査を含む）を的確に実施する。

く立入検査の実施
件数（全件実施）

まえて機構が経済産業省に行った提案に基づき経済産業省が策定した立入検査計画に従って、経済産業省から電気事業法に基づく立入検査指示のあった再生可能エネルギー発電設備（太陽電池発電設備（自家用及び一般用（小出力）電気工作物）及び風力発電設備）及び需要設備の合計 40 件について、立入検査を全件実施した。

また、太陽電池発電設備の設置を起因とした土砂災害への懸念を背景として、経済産業省から電気事業法に基づく立入検査指示のあった土砂災害警戒区域等に設置されている太陽電池発電設備 30 件について、構造計算の専門家と同行して立入検査を全件実施した。

表 電気事業法に基づく立入検査実施件数（※）

	令和 4 年度
太陽電池発電設備（氷雪による事故が発生した自家用設備）	12
太陽電池発電設備（風雨による事故が発生した自家用設備）	2
太陽電池発電設備（小出力設備）	15
風力発電設備	2
需要設備（感電死傷事故が発生した設備）	9
太陽電池発電設備（土砂災害警戒区域に設置）	30
合計	70

※ 令和 3 年度は太陽電池発電設備（施工不全又は保守不全による事故が発生した設備）のみ 17 件立入検査を実施しており、令和 4 年度は立入検査数及び立入検査対象設備が増加した。

●立入検査を活用した情報収集及び情報発信

上記のとおり、令和 4 年度は合計 70 件もの立入検査を実施した（前年度は 17 件）が、ただ立入検査を実施するだけでなく、例えば氷雪により太陽電池パネルや架台の破損に至った事故が発生した太陽電池発電設備に対しては、氷雪事故対応として実施した対策についてヒアリングを行う等、事故防止に資する情報収集に努めた。

ヒアリング等により得られた情報を活用して、氷雪による太陽電池パネルや架台の破損事故防止対策のプレスリリース（令和 5 年 1 月 26 日）を実施した。その際、機構が実施している電気事故情報の整理・分析により得られた結果と合わせることで、氷雪事故に関する地域分布や事業場の区分、事故発生時期など付加価値情報を付与した注意喚起を行うことができた。

●立入検査を的確に実施するための各種取組

令和 4 年度は経済産業省からの電気事業法に基づく立入検査

構支所職員と連携して立入検査資格者を 40 名体制とし、また、経済産業省が実施する立入検査への同行や、専門家からの講習受講等、立入検査員の能力向上に向けた取組を実施した。更に、立入検査マニュアルの作成や、事前の書類確認の徹底による当日の立入検査の現場で確認すべきポイントの絞り込み・重点化等、立入検査業務全体の効率化を図った。以上の取組により、前年度と比較して 4 倍もの立入検査を全件実施するという難しいミッションを達成することができた。

また、全件実施を達成するだけでなく、立入検査の際には事故対策についてヒアリングを行う等、事故防止に資する情報収集に努めた。ヒアリング等により得られた情報を、機構が実施している事故情報の整理・分析により得られた結果と合わせることで、事故の種類・件数だけでなく、典型的な事故事例や未然防止策の例示、最近のトレンドの紹介などの情報発信を可能にした。

具体的には、氷雪による太陽電池パネルや架台の破損事故防止対策のプレスリリース（令和 5 年 1 月 26 日）を実施することにより、発電設備設置者に向けた注意喚起を行った。当該プレスリリースは、太陽電池発電設備への立入検査結果に基づく知見を活用した有効な未然防止対策に、事故情報の整理・分析により取りまとめた情報を付加したものであり、各種データと未然防止対策を合わせた注意喚起は、立入検査と事故情報の整理・分析による知見を合わせた成果である。なお、令和 4 年度は大雪が観測されたにも関わらず、今期の氷雪起因の電気事故報告件数（令和 5 年 3 月末までに報告された分）は前期の 14 件を下回る 5 件であり、事故件数減少に貢献した（※）。

※ 冬のシーズンは 12 月～4 月であるため、令和 3 年 12 月～令和 4 年 4 月の事故件数と令和 4 年 12 月～令和 5 年 4 月の事故件数を比較するのが理想。しかし、本報告書作成時点では令和 5 年 3 月末までに報告された分の事故情報しか持っていないため、前期を「令和 3 年 12 月～令和 4 年 3 月」、今期を「令和 4 年 12 月～令和 5 年 3 月」として事故件数を比較している。

更に、経済産業省が行う令和 5 年度の立入検査テーマの選定において、機構は令和 3 年度の事故情報からの統計的な分析・事故実機調査等の結果を踏まえ、経済産業省に提案を行うことにより、経済産業省が作成する立入検査計画をより効果的なものにすることに貢献した。

このように、前年度と比較して難度の高いミッションを達成し、かつ、立入検査と事故情報の整理・分析による知見を合わせた情報発信や経済産業省への提案を行い、その結果、

			指示が 70 件あり（前年度は 17 件）、全件的確に実施するため、以下の取組を行った。 ① 立入検査員の能力向上に向けた取組の実施 全国の機構支所職員と連携して立入検査資格者を 40 名体制とし、また、経済産業省が実施する立入検査（太陽電池発電設備、風力発電設備、需要設備等）への同行（5 件）、風力発電設備、需要設備、太陽電池発電設備に関係する民間企業等との意見交換や専門家からの講習受講等を通じ、機構職員の知見蓄積・能力向上に努めた。 ② マニュアルの作成及び効率化・精度向上に向けた取組の実施 令和 4 年度に経済産業省から電気事業法に基づく立入検査指示のあった 70 件のうち、風力発電設備 2 件、需要設備 9 件、小出力の太陽電池発電設備（50kW 未満）15 件はこれまで立入検査を実施したことのない設備であった。特に小出力の太陽電池発電設備については、経済産業省においてもほとんど立入検査を実施していない設備であり、機構において立入検査の手順や確認すべきポイント等を確立していく必要があった。これら立入検査を円滑に実施するため、機構は立入検査マニュアルの作成を実施し、事業者から事前に必要書類をメール等で収集・確認しつつ、疑問点について事前にやりとりすることにより、当日の現場作業を軽減（確認すべきポイントの絞り込み・重点化）させ効率化を図るとともに、現場での架台寸法測定を実施し、提出された図面・強度計算書と架台仕様が一致しているかの作業を行い、検査精度の向上にも努めた。 なお、自家用の太陽電池発電設備（50kW 以上）についても、必要に応じて現場での架台寸法測定を実施した。また、冰雪事故により架台の損傷が発生した太陽電池発電設備 10 件については積雪荷重に対する構造計算も新たに実施した。 ③ 立入検査後のフォローアップの実施 令和 4 年度は立入検査数及び立入検査対象設備が増加し、立入検査に伴う指摘事項も内容が多岐にわたり、また、指摘数も相当数増加したことから、立入検査後のフォローアップを適切に実施するため、各管轄区域の産業保安監督部との連携を密にして、事業者に必要な指摘事項等を伝え、期日までの改善対応を事業者に取りさせた。 ●令和 5 年度の立入検査計画に係る提案 経済産業省が行う令和 5 年度の立入検査テーマの選定において、機構は令和 3 年度の事故情報からの統計的な分析・事故実機調査等の結果を踏まえ、経済産業省に提案を行った。 具体的には、社会的に影響の大きいものとして「事故増加率前年度比 50%以上となっている太陽電池発電設備のうち、令和 3 年度内に複数回事故を起こした事業場」、「需要設備のうち、	冰雪事故の件数減少を実現したことや経済産業省の立入検査計画作成に寄与したことは、計画水準を大きく上回る成果である。	
--	--	--	--	--	--

			ケーブルや区分開閉器が比較的まだ新しい状態（使用年数又は製造後の経過年数が10年未満）で事故が発生した事業場」、 「複数回の事故発生に関与した電気主任技術者が担当している事業場」などを重点的に検査するよう経済産業省へ提案を実施した。 提案内容は、経済産業省が機構に提示する立入検査方針だけでなく、産業保安監督部に提示する立入検査方針にも反映された。		
	（4）スマート保安推進に向けた活動並びに技術支援機関としての電気事業法執行業務に関する専門的支援等の検討・実施及び必要な体制整備 スマート保安推進に資するスマート保安技術の掘り起こしを行うとともに、スマート保安プロモーション委員会（※）を活用し、掘り起こしたスマート保安技術の妥当性を確認の上、スマート保安技術カタログとしてその内容を掲載することで、関係業界等に広く		経済産業省では令和2年度からスマート保安官民協議会を設置（令和2年6月29日設置）し、産業保安分野での、スマート保安（※スマート保安：急速に進む技術革新やデジタル化、少子高齢化等が一層深化する環境変化の中、官民が連携し、IoTやAIなどの新技術の導入等により産業保安における安全性と効率性を追求する取組をいう。）の導入促進の取組を加速させており、電気保安分野では、スマート保安官民協議会電力安全部会において、「電気保安分野 スマート保安アクションプラン（令和3年4月30日）」が策定されている。当該アクションプランの中で、スマート保安技術（スマート保安に資する技術や保安方法等をいう。）の妥当性確認等を行う仕組みが必要とされたことを受け、機構はスマート保安を推進するための仕組みとして、スマート保安技術やデータを活用した新たな保安方法の妥当性を確認し、官民間・業界間でその知見を共有することを目的とした「スマート保安プロモーション委員会」を設置（令和3年10月27日第1回委員会開催）し、機構が事務局を務めている。また、機構は、当該委員会の運用にあたり、事業者等からのスマート保安に資する技術評価の申請を受け、スマート保安プロモーション委員会での技術の妥当性が評価され、評価結果を受けてカタログ化することによりスマート保安技術の開発・普及と現場実装を支援する仕組みを構築した。 以上のように、機構は令和3年度からスマート保安推進のための活動を開始したが、令和4年度においてもスマート保安推進に貢献するため以下の取組を実施した。 ●スマート保安推進に向けた各種取組を実施 機構は、令和3年度にスマート保安プロモーション委員会を立ち上げ、当該委員会で評価されたスマート保安技術をカタログ化することによりスマート保安技術の開発・普及と現場実装を支援する仕組みを構築した。令和4年度はこの仕組みの活用促進及び当該委員会の運営を軌道に乗せることが課題であり、課題解決に向けて以下の活動を展開した。 ➤ 経済産業省のスマート保安官民協議会 第4回電力安全部会（令和4年4月25日開催）において、スマート保安プロモーション委員会の活動報告を行った。 ➤ スマート保安技術の掘り起こしのため、事業者等への働きか	機構は、令和3年度にスマート保安プロモーション委員会を立ち上げ、当該委員会で評価されたスマート保安技術をカタログ化することによりスマート保安技術の開発・普及と現場実装を支援する仕組みを構築したが、令和3年度にスマート保安プロモーション委員会で承認された技術は1件に留まり、また、スマート保安に関するアンケート調査の結果では約7割が当該委員会の概要を知らないという結果だった。 令和4年度は、当該委員会の認知度を上げ、構築した仕組みの活用促進及び当該委員会の運営を軌道に乗せることが課題であったところ、まずは認知度の向上及びスマート保安技術の掘り起こしのため、講演によるPR活動や事業者等への働きかけを積極的に展開した。その結果、スマート保安に関する事業者等から機構への相談が増加し、より多くの事業者との打合せを実現した。打合せを通じて、当該委員会に諮るべき案件を見出し、当該委員会で技術的妥当性の評価を得て、承認された技術をスマート保安技術カタログに掲載、公開することができた。スマート保安技術カタログが公開されることで、当該委員会の認知度が向上し、事業者等から機構への相談が更に増加し、その中から新たに当該委員会に諮るべき案件を見出すという正の循環（下図）の形成に成功し、下表のとおり前年度と比較して大きな成果を上げることができた。	図 スマート保安推進のための正の循環

	普及啓発を行う。これら活動を通じて、スマート保安技術の導入を促進するための基準策定や規制見直しを国等に積極的に提案していく。 また、再生可能エネルギー発電設備導入拡大、蓄電所や電力貯蔵装置としての蓄電池の活用拡大、スマート保安推進加速といった進展する状況変化下での持続的な電気保安水準の維持・向上に貢献するため、蓄電所や電力貯蔵装置としての蓄電池の安全な活用拡大に向けた取組、スマート保安技術の的確な導入促進に向けた取組等、電気保安に関する官民への専		けを積極的に行った。また、スマート保安に関する事業者等からの問合せにも積極的に対応した。その結果、33 件の打合せを実施し（前年度は 14 件）、そのうち 4 件がスマート保安プロモーション委員会で技術的妥当性の評価を得るに至り、5 件は今後当該委員会で審議される予定となっている。 ➤ 機構のスマート保安推進に向けた活動が従来の電気保安の取組を無視したものにならないよう、スマート保安に関するアンケート調査を実施し、現場のスマート保安導入に対する状況を把握した（後述）。また、アンケート調査に合わせて業界団体との意見交換も行い、お互いの理解を深めた。 ➤ スマート保安プロモーション委員会の在り方について委員から意見を伺う場を設け、より良い委員会運営に努めた。 ➤ 講演等による PR 活動や産業保安監督部との意見交換を通じ、事業者や産業保安監督部に対し、機構のスマート保安推進活動の理解増進を図った。 ➤ デジタル庁デジタル臨時行政調査会事務局に対し、スマート保安に関する機構の取組を説明し、先方が求める資料等の情報を提供した。 ●スマート保安プロモーション委員会での成果 スマート保安プロモーション委員会で、事業者の有しているスマート保安技術についてその妥当性の評価を行い、承認された技術をスマート保安技術カタログに掲載した。令和 4 年度は以下のとおり、6 件のスマート保安技術について技術評価を行った（令和 3 年度は 1 件）。 ➤ 株式会社戸上電機製作所の「高圧絶縁監視機能の導入による高圧地絡停電事故の予兆検知技術」について、高圧受電設備及び発電所の停電事故の予兆検知に有効な技術として承認した（スマート保安技術カタログに掲載済み）。 ➤ 株式会社明電舎の「巡視点検の遠隔監視と特高受変電設備の絶縁状況等の常時監視」について、従来の電気保安技術を代替するスマート保安技術であり、「停電年次点検（※）の延伸（1 年に 1 回から 6 年に 1 回）の技術要件」を満たすものとして承認した（スマート保安技術カタログに掲載済み）。 ➤ 株式会社西島製作所の「小型無線式振動データ収集装置と振動データ監視・分析技術」について、火力発電所の発電機等に付属するポンプやファンなどの回転機械の故障の早期検知に有効な技術として承認した（スマート保安技術カタログに掲載済み）。 ➤ 一般財団法人関東電気保安協会と株式会社三英社製作所が共同開発した「高圧絶縁監視機能搭載 SOG 制御装置による絶縁劣化の予兆検知技術」について、高圧受電設備及び発電所	<table><tr><th colspan="3">表 機構のスマート保安推進活動の成果</th></tr><tr><th></th><th>令和 4 年度</th><th>令和 3 年度</th></tr><tr><td>スマート保安プロモーション委員会の認知度（※1）</td><td>50%</td><td>31%</td></tr><tr><td>スマート保安に係る事業者等との打合せ件数</td><td>33 件</td><td>14 件</td></tr><tr><td>スマート保安プロモーション委員会での承認件数</td><td>6 件（※2）</td><td>1 件（※3）</td></tr><tr><td>スマート保安技術カタログへの掲載件数</td><td>6 件</td><td>0 件</td></tr></table> ※1 機構が実施したアンケート調査で、「①目的や役割を理解している。」又は「②プロモーション委員会の設置概要等を知っている又は聞いている。」と回答した割合。 ※2 うち 1 件は令和 5 年 3 月に承認され、令和 5 年度にスマート保安技術カタログに掲載したため、当該 1 件は令和 4 年度のスマート保安技術カタログへの掲載件数にカウントしていない。 ※3 令和 4 年 3 月に承認され、令和 4 年度にスマート保安技術カタログに掲載したため、当該 1 件は令和 4 年度のスマート保安技術カタログへの掲載件数にカウントしている。 上記のとおり、令和 4 年度は 6 件のスマート保安技術が当該委員会でその技術的妥当性を評価された（前年度は 1 件）。個別案件においては、例えば停電年次点検の延伸により、電気保安を維持又は向上しつつ保安点検経費を削減できる等、機構は保安力の維持・向上と生産性の向上の両立に貢献しつつ、電気保安全体においては、スマート保安プロモーション委員会の認知度を向上させ、また、令和 5 年度においても既に 5 件のスマート保安技術を当該委員会に諮るべく調整を進めているところであり、スマート保安推進の加速化に成功している。 このように、スマート保安推進のための正の循環を形成し、個別案件で成果を上げつつ電気保安全体においてもスマート保安推進の加速化に成功したことは、計画水準を大きく上回る成果である。	表 機構のスマート保安推進活動の成果				令和 4 年度	令和 3 年度	スマート保安プロモーション委員会の認知度（※1）	50%	31%	スマート保安に係る事業者等との打合せ件数	33 件	14 件	スマート保安プロモーション委員会での承認件数	6 件（※2）	1 件（※3）	スマート保安技術カタログへの掲載件数	6 件	0 件	
				表 機構のスマート保安推進活動の成果																			
	令和 4 年度	令和 3 年度																					
スマート保安プロモーション委員会の認知度（※1）	50%	31%																					
スマート保安に係る事業者等との打合せ件数	33 件	14 件																					
スマート保安プロモーション委員会での承認件数	6 件（※2）	1 件（※3）																					
スマート保安技術カタログへの掲載件数	6 件	0 件																					

	門的支援を検討・実施しつつ、安全情報の整理・分析・水平展開等をし、また体制整備を行う。 ※スマート保安プロモーション委員会： 官民間・業界間でのコミュニケーションツールとして、スマート保安技術やデータを活用した新たな保安方法について、その妥当性を確認・共有する場として立ち上げた委員会。機構が事務局を務める。	の停電事故の予兆検知に有効な技術として承認した（スマート保安技術カタログに掲載済み）。 ➤ エネサーブ株式会社の「高圧絶縁状況の常時監視（高圧受変電設備）」について、従来の電気保安技術を代替するスマート保安技術であり、「停電年次点検（※）の延伸（1年に1回から3年に1回）の技術要件」を満たすものとして承認した（スマート保安技術カタログに掲載済み）。 ➤ 株式会社三和テスコの「ベルトコンベアローラの軸受損傷を早期検知する技術」について、火力発電所やバイオマス発電所のベルトコンベアローラ軸受損傷の早期検知につながる有用な技術として承認した（スマート保安技術カタログに掲載済み）。 ※ 停電年次点検は事業者が作成する保安規程によって定められており、停電年次点検の延伸を行う場合は、保安規程変更を産業保安監督部に届け出て受理される必要がある。産業保安監督部は保安規程の適切性を判断することになるが、このうち最も時間を要するのは技術要件の妥当性判断である。この技術要件の妥当性判断に当該委員会の評価を活用することで、行政事務処理期間を大幅に短縮することが期待される。他方、事業者にとっては、電気保安を維持又は向上しつつ保安点検経費の削減ができることや、産業保安監督部への届出が短期間で受理されることが期待される。 ●スマート保安に関するアンケート調査の実施 スマート保安に関する業界別推進状況について、現状及び令和7年における評価及び取組状況を把握すると共に、スマート保安プロモーション委員会の運用及びスマート保安推進に向けた機構の今後の活動を検討することを目的として、令和3年度にスマート保安に関するアンケート調査を実施した。調査により、電気設備ごとにスマート保安導入の効果や進捗が異なり、全電気設備統一の「スマート保安導入に係る KPI」を設定することは困難であることが明らかになり、調査結果は経済産業省が「スマート保安導入に係る KPI（※）」を設定する際の参考データとして活用された（当該 KPI は令和4年度に電気設備ごとに設定されるに至った）。また、アンケート調査からは、スマート保安プロモーション委員会の認知度が低いことが課題として明らかになった。 これを受けて、令和4年度は、現状及び令和7年における評価及び取組状況を把握すると共に、電気設備ごとの「スマート保安導入に係る KPI」の達成状況をフォローアップすること、スマート保安プロモーション委員会の運用及びスマート保安推進に向けた機構の今後の活動を検討することを目的として、令和3		
--	--	--	--	--

			年度に引き続きアンケート調査を実施した。令和４年度のアンケート調査結果からは、スマート保安プロモーション委員会の認知度が向上したことや、電気設備ごとに設定されている「スマート保安導入に係る KPI」に関連する技術については導入が積極的に進められている傾向が見受けられた。 ※ 「電気保安分野 スマート保安アクションプラン（令和３年４月 30 日）」において、スマート保安技術導入に係る KPI の考え方として、「スマート保安技術モデルの実装に資する技術（組合せを含む）を整理し、令和３年度に新たな KPI を設定することを検討する。なお、当該 KPI については必要に応じフォローアップの際に随時追加・見直しを行う。」旨が記載されている。 表「スマート保安プロモーション委員会の認知度」の調査結果 <table><tr><th rowspan="2">回答内容</th><th colspan="2">回答割合</th></tr><tr><th>令和４年度</th><th>令和３年度</th></tr><tr><td>①目的や役割を理解している。</td><td>23%</td><td>12%</td></tr><tr><td>②プロモーション委員会の設置概要等を知っている又は聞いている。</td><td>27%</td><td>19%</td></tr><tr><td>③名称だけは知っている又は聞いたことはある。</td><td>26%</td><td>26%</td></tr><tr><td>④聞いたこともない。</td><td>24%</td><td>43%</td></tr></table>	回答内容	回答割合		令和４年度	令和３年度	①目的や役割を理解している。	23%	12%	②プロモーション委員会の設置概要等を知っている又は聞いている。	27%	19%	③名称だけは知っている又は聞いたことはある。	26%	26%	④聞いたこともない。	24%	43%		
回答内容	回答割合																					
	令和４年度	令和３年度																				
①目的や役割を理解している。	23%	12%																				
②プロモーション委員会の設置概要等を知っている又は聞いている。	27%	19%																				
③名称だけは知っている又は聞いたことはある。	26%	26%																				
④聞いたこともない。	24%	43%																				

4. その他参考情報

Ⅱ. 業務運営の効率化

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
Ⅱ	業務運営の効率化に関する事項		
当該項目の重要度、 難易度	設定なし	関連する政策評価 ・行政事業レビュ ー	行政事業レビューシート番号 0374

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最 終年度値)	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
			－	－	－	－	－	

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
	年度目標	事業計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価		
	1. 業務改善の取組に関する目標 運営費交付金を充当する業務については、業務の効率化を図ること等により、人件費、事務所賃料等の効率化ができない経費、新規に追加されるものや拡充分等は除外した上で、業務経費については前年度比 1%以上、一般管理費については前年度比 3%以上の効率化を行う。新たに	1. 業務改善の取組に関する目標 運営費交付金を充当する業務については、業務の効率化を図ること等により、人件費、事務所賃料等の効率化ができない経費、新規に追加されるものや拡充分等は除外した上で、業務経費については前年度比 1%以上、一般管理費については前年度比 3%以上の効率化を行う。新たに		●運営費交付金業務の予算削減における効率化 機構は、新規に追加されるものや拡充分の他、人件費、事務所賃料等の効率化ができない経費等を除外した上で、業務経費の効率化として前年度比 1%減、一般管理費の効率化として前年度比 3%減を係数として乗じた運営費交付金の交付を受け、効率化目標（業務経費の効率化として前年度比 1%減、一般管理費の効率化として前年度比 3 %減）を達成した。 ●調達等合理化計画 令和 4 年度調達等合理化計画については、契約監視委員会（令和 4 年 6 月 10 日）における了承を経て公表（令和 4 年 6 月 29 日）し、一者応札・応募の減少のために事業者が応札準備期間を十分に確保できるように、以下の取組を継続的に実施した。 - すべての役務調達について入札説明会の実施や調達予定情報の Web サイトでの公開等による情報提供の充実 - 機構 Web サイトから入札説明書をダウンロードできる仕組みやテレビ会議を活用した東京と大阪等の複数拠点での同時入札説明会・入開札の実施を行う等の入札参加者の利便性の向上 - 応募者の増加を促すため、十分な公告期間の確保や入札案件に応じた入札参加資格（ランク）の緩和 - 入札不参加事業者への聞き取り調査を行い、改善策を検討 以上の取組を踏まえ、一者応札・応募減少のための指標を 2 つ設定し、いずれの指標も達成した。 指標 1：公告から適合証明書等又は入札書提出期限までの期間を平均で 25 日以上確保する。 結果 1：平均 28.41 日（契約件数 231 件）	評定：B 年度目標に掲げられた、1. 業務改善の取組に関する目標、2. 給与水準の適正化等、3. 業務の電子化を軸に機構全体の業務運営の効率化に努め、期初の計画を達成した。 1. 業務改善の取組に関する目標については、業務経費を前年度比 1%以上、一般管理費を前年度比 3%以上の経費削減をするとともに、調達等合理化計画に基づいた適正化の取組について指標を達成した。 2. 給与の適正化等については、機構の令和 4 年度の給与水準に関する対国家公務員（ラスパイレス）指数は 94.6（年齢・地域・学歴勘案、令和 3 年度は 94.2）であり、適正な給与水準を維持した。 3. 業務の電子化については、業務プロセスの効率化の一環として、職員から問い合わせが多い財務・会計、人事、情報システム等の業務について、対応者の負担軽減を図ることを目的とした「内部向け AI チャットボット」を提供した。併せて、機構のサービス利用者の利便性向上及び外部問合せ業務による職員負担の軽減を図ることを目的とした「外部向け AI チャットボット」の提供を令和 5 年 2 月 21 日から開始した。	評定	B
＜評定に至った理由＞ 所期の目標を達成している水準のため「B」評定とした。							

	発生又は業務量の増加が見込まれるものについても、業務の効率化を図ることにより、運営費交付金の増大の抑制に努める。 また、調達等合理化計画に基づき調達の改善を図る。	発生又は業務量の増加が見込まれるものについても、業務の効率化を図ることにより、運営費交付金の増大の抑制に努める。 また、調達等合理化計画に基づき調達の改善を図る。		指標 2：令和 4 年度に契約する予定情報の充実を図り、100 件以上公告前に公表する。 結果 2：事業内容等を詳細に記載するなど予定情報の充実を図り、164 件公表済み ●契約業務の効率化 「会計手続、人事手続等の各府省等の内部手続における書面・押印・対面の見直し」（令和 2 年 11 月 16 日、内閣官房行政改革推進本部事務局）を受け、調達手続きの電子化のために令和 4 年 2 月から導入された電子入札システムを継続して運用し、入札参加事業者の利便性向上を図った。		
	2. 給与水準の適正化等 役職員の給与水準について、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針（平成 25 年 12 月 24 日閣議決定）」を踏まえ、国家公務員の給与水準を十分に考慮し、引き続き適正化を図るとともに、取組状況を公表する。	2. 給与水準の適正化等 役職員の給与水準について、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針（平成 25 年 12 月 24 日閣議決定）」を踏まえ、国家公務員の給与水準を十分に考慮し、引き続き適正化を図るとともに、取組状況を公表する。		機構は、人材の効率的・有効活用、適正配置を推進し、職員数及び人件費の厳正な管理を行うことで、給与水準の適正化を図った。 「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」で求められている国家公務員の給与を参酌した給与水準の妥当性については、令和 4 年度給与水準に関する対国家公務員（ラスパイレス）指数を算出し、94.6（年齢・地域・学歴勘案、令和 3 年度は 94.2）と国家公務員とほぼ同水準であり、適正な給与水準を維持した。		
	3. 情報システムの整備及び管理業務 デジタル庁	3. 情報システムの整備及び管理業務 デジタル庁		ア 財務会計、人事給与、文書管理等を含む管理業務全般について、業務管理プロセスを見直し、業務の完全電子化を進め、業務の効率化と内部統制の強化を実現する。さらに、今まで電子化が困難であった業務に対して、ロボット化（RPA）や AI 等の新技術を活用することにより電子化を促進する。		

が策定した「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」（令和3年12月24日デジタル大臣決定）に則り、情報システムの適切な整備及び管理を投資対効果を精査した上で行うとともに、情報システムの整備及び管理を行うPJMO（ProJect Management Office）を支援するため、PMO（Portfolio Management Office）の設置等の体制整備を行う。また、機構の情報基盤システム（NITE-LANシステム）については、安定的な運用を行いつつ、今後の機構における業務のあり方や	が策定した「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」（令和3年12月24日デジタル大臣決定）に則り、情報システムの適切な整備及び管理を投資対効果を精査した上で行うとともに、情報システムの整備及び管理を行うPJMO（ProJect Management Office）を支援するため、PMO（Portfolio Management Office）の設置等の体制整備を行う。また、機構の情報基盤システム（NITE-LANシステム）については、安定的な運用を行いつつ、今後の機構における業務のあり方や	業務プロセスの効率化の一環として、職員から問い合わせが多い財務・会計、人事、情報システム等の業務について、対応者の負担軽減を図ることを目的とした「内部向け AI チャットボット」を提供した。併せて、機構のサービス利用者の利便性向上及び外部問合せ業務による職員負担の軽減を図ることを目的とした「外部向け AI チャットボット」の提供を令和5年2月21日から開始した。 また、外部機関等との打合せや会議等の議事録作成の効率化を目的に、会話内容を自動テキスト化するサービスを提供した。 テレワーク環境やロケーションフリー環境を更に発展させ全ての業務をデジタルで完結させるための情報基盤を整備する。さらにチャット、リモート会議、ファイル共有等コミュニケーションツールを整備することにより、機構内外でのコラボレーションの活性化を図る。 新型コロナウイルス感染症対策として、国からテレワークが求められる中、職員全員が自宅等から NITE-LAN システムを使ってテレワークできる環境を整備するとともに、テレワーク下においても職員間のコミュニケーションを取ることができるよう Web 会議環境（会議ツールの提供、Web カメラ等の導入）を拡充した。これにより、各部門が外部に向けて実施する業務報告会やセミナーに、国内全ての地域から参加することが可能になり有意義なものとなった。 ウ 情報システム開発・調達や業務の効率化に関して、民間企業で専門的な知識と経験を有する CIO 補佐官の積極的な活用により、業務の最適化を図るとともに、透明性、公平性の確保等 IT 調達制度の適切な運用を行う。また、情報システムの構築・改修、運用に当たっては、機構内のシステムの全体像を俯瞰しつつ、情報セキュリティに十分配慮した上で、計画的に行う。 機構での情報システムの構築・改修に対して、民間企業で専門的な知識と経験を有する CIO 補佐官への事前相談やヒアリングを通じて、システム開発の計画段階から、業務の実態、調達担当課の要望、情報システムとしての全体像、必要な要件等を把握した。個別の情報システムの観点のみではなく、インフラを提供する NITE-LAN システムのライフサイクル、費用、NITE-LAN システムと個別システム間でのシステムの安定稼働等を総合的に考慮し、調達単位の提案、個別システム所管課間の調整を行う等の支援を行った。 情報システム政府調達審査会を 19 システム 45 回（前年度 7 システム 14 回）実施するとともに、審査会以外に仕様書審査を 147 件（前年度 161 件）、提案書の確認を 51 件（前年度 45 件）、工数の積算を 68 件（前年度 53 件）行い、システム構築・改修を計		
---	---	--	--	--

新たな働き方、デジタル化を踏まえ、課題や方向性を整理し、クラウドサービスを効果的に活用することを盛り込んだ仕様書により次期 NITE-LAN システムの調達を進める。 さらに、NITE-LAN システムの活用を通してロケーションフリーなワークスタイルの促進及び外部事業者とのコミュニケーションの活性化を支援し、機構業務全体のパフォーマンスの向上と改善を図る。 加えて、業務の電子化の一層の推進、すでに電子化された業務やシステムの見直し等情報システムの利用者に対する利便性	新たな働き方、デジタル化を踏まえ、課題や方向性を整理し、クラウドサービスを効果的に活用することを盛り込んだ仕様書により次期 NITE-LAN システムの調達を進める。 さらに、NITE-LAN システムの活用を通してロケーションフリーなワークスタイルの促進及び外部事業者とのコミュニケーションの活性化を支援し、機構業務全体のパフォーマンスの向上と改善を図る。 加えて、業務の電子化の一層の推進、すでに電子化された業務やシステムの見直し等情報システムの利用者に対する利便性		画的に行った。 エ 今後の機構における業務のあり方や新たな働き方、デジタル化を踏まえ課題や方向性を整理し、次期 NITE-LAN システムの構築方針を決定の上、作成した方針を反映させた仕様書により、調達手続きを進める。 次期 NITE-LAN システムについては、NITE-LAN システムの見直し方針を策定、運営会議での承認、また、現行 NITE-LAN システムの市場化テストでの評価後に調達手続きを開始、令和 4 年 2 月 14 日に官報公示を行い、令和 4 年度に入れ、契約、構築作業を経て令和 5 年 4 月 1 日から運用を開始することとしていたが、世界的な半導体不足や円安の影響で調達が不調になったため、現行 NITE-LAN システムの運用を延長して令和 7 年度に次期 NITE-LAN システムの運用を開始できるように調達手続きを進める。 オ NITE-LAN システムの安定運用を確保し各種電子申請の処理を適切に行う。また、職員等への教育、業務における妥当性の判断等を行い、業務のペーパーレス化及び電子的文書の管理の徹底を図る。さらに、NITE-LAN システムの運用（ヘルプデスク対応等）を通して、NITE-LAN システムの利用に関する FAQ を集積し、これを公開することにより NITE-LAN システムの利活用を促進する。 NITE-LAN システムの安定運用を確保するため、脆弱性情報を提供するサービス等を利用して積極的に脆弱性情報、アップデート情報及び不具合情報を収集し、これらに迅速に対応するとともに、不具合が発生しそうな部品の交換等の予防的な対策を積極的に行った。これにより、情報システム基盤としての NITE-LAN システムの令和 4 年度の稼働率 99.3%(令和 3 年度 99.2%)と高水準を維持した。また、NITE-LAN システムの各種申請の処理時間については、3 営業日以内の処理時間を維持した（申請件数：1,750 件）。 なお、ペーパーレスに関する取り組みは平成 29 年度から開始し、令和 4 年度で 6 年目となったが、テレワークの推進により、令和 3 年度に比べ 7.7%の印刷枚数の削減(前年度は 14.0%削減)を実現した。 NITE-LAN システムの運用（ヘルプデスク対応等）を通して、NITE-LAN システムの利用に関する FAQ を集積し、機構イントラを通じて公開した。 令和 3 年度に既存の文書管理システムに内部手続用の承認フロー機能を追加して起案数は増加しているが、引き続き、子決裁率（電子起案数/総起案数）100%を維持した。		
--	--	--	---	--	--

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

「会計手続、人事手続等の各府省等の内部手続における書面・押印・対面の見直し」（令和２年１１月１６日、内閣官房行政改革推進本部事務局）を受け、調達手続きの電子化のために令和４年２月から導入された電子入札システムを継続して運用し、入札参加事業者の利便性向上を図った。（再掲）

改正消費税法が施行されたことにより令和５年１０月から制度が開始する適格請求書等保存方式（インボイス制度）について、適切な税務処理を行うことができるよう、会計システム改修の対応を実施した。

また、業務効率化を目的として、アウトソーシングサービスでの旅費計算及び旅費精算の運用を開始。職員向けの旅費マニュアル作成を合わせて実施した。

・オンライン ン手続（申 請等）の利 用率 ・新たに公 開したデー タ種類数 ・他機関を 含む情報シ ステム間の データ連携 の整備実績 ・政府が整 備する共通 機能等の活 用実績	・オンライン ン手続（申 請等）の利 用率 ・新たに公 開したデー タ種類数 ・他機関を 含む情報シ ステム間の データ連携 の整備実績 ・政府が整 備する共通 機能等の活 用実績				
---	---	--	--	--	--

4. その他参考情報

Ⅲ. 財務内容の改善

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
Ⅲ	財務内容の改善に関する事項		
当該項目の重要度、難易度	設定なし	関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビューシート番号 0374

2. 主要な経年データ									
	評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終 年度値等)	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
	—	—	—	—	—	—	—	—	—

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
	年度目標	事業計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価		
				業務実績	自己評価			
	予算執行の透明性を図るため分野別の管理会計など適切な財務管理を行うとともに、業務の効率的な実施による費用の低減、必要に応じた保有資産の見直し、受益と負担の関係の適正化を踏まえた手数料設定、その他の経営努力により、健全な財務内容を維持する。また、やむを得ない事情を除き、原則借り入れは行わない。	予算執行の透明性を図るため分野別の管理会計など適切な財務管理を行うとともに、業務の効率的な実施による費用の低減、必要に応じた保有資産の見直し、受益と負担の適正化を踏まえた手数料額を設定し、成長分野へ注力した戦略的かつ効果的な予算編成を行い、経営努力により、健全な財務内容を維持する。具体的に		●適切な予算編成と管理 令和4年度の予算編成については、機構の総合力を発揮した社会課題解決へのイノベーション支援に係る事業や新中期方針に沿った事業価値を最適化・最大化する事業など、重点的に予算措置するテーマを設け、戦略的な予算編成を行った。 予算執行管理として、各分野から、上半期は四半期ごと、下半期は毎月報告を求め、予算執行率を適時確認し、年2回の機構内の補正予算編成（予算の組み替え）により、予算の効果的な執行を管理した。また、入札における効果（予算との差額）等で捻出された予算について、機構内の補正予算編成前に予約として各分野に配分し、早期執行できる仕組みを実践したことで、予算執行率約99%を実現した。 ●手数料の見直し 機構における手数料設定及び見直しルールを徹底し、対象であるすべての手数料について見直しを行い、受益と負担の適正化を踏まえた手数料額を設定した。 ●会計処理の適正化及び財務諸表の作成 独立行政法人向け説明会への参加や会計監査人への相談等により情報収集や事前準備を行いながら、会計監査人の適正意見を得た令和3事業年度財務諸表を作成し、令和4年6月に経済産業大臣に提出し承認を受けた。 会計処理に携わる担当者との直接対話や意見交換、会計担当者を集めた会議の開催により、担当者間で情報共有し、誤った会計手続を防ぎながら適正な会計処理を行い、機構の財務状況における信頼性を確保した。 また、「独立行政法人会計基準」及び「独立行政法人会計基準注解」の改訂に対応して、令和4年度会計処理を適正に行った。	評定：B 適切な財務管理や業務の効率的な実施による費用の低減、手数料の見直しを適切に行った。 その結果、健全な財政状態を基にした法人運営を行うことで、財務の安定した国民へのサービスの提供を行うことができた。	評定	B	＜評定に至った理由＞ 所期の目標を達成している水準のため「B」評定とした。

	は、会計処理の適正化、財務諸表や事業報告書、決算報告書の作成、決算数字の有効活用等の財務管理を行う。 また、やむを得ない事情を除き、原則借り入れは行わない。		●借り入れについて 計画とおりに予算を執行したため、借入の実績なし。		
--	---	--	---------------------------------------	--	--

4. その他参考情報

Ⅳ. その他マネジメント

1. 当事務及び事業に関する基本情報				
Ⅳ	その他主務省令で定める業務運営に関する事項			
当該項目の重要度、 難易度	設定なし	関連する政策評価・行政事 業レビュー	行政事業レビューシート番号 0374、0375	

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 （前中期目標期間最終年度 値等）	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	（参考情報） 当該年度までの累積値等、必要な情報
（広報）国民・社会に対す る情報提供件数	500 件				916 件	1,004 件	1,049 件	
（DX 室）役職員の IT パ スポート試験等情報処理 技術者試験の取得率	75% 以上					73%	83%	

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
	年度目標	事業計画	主な評 価指標	法人の業務実績・自己評価			主務大臣による評価	
				業務実績		自己評価		
	1. 広報、 情報提供の 推進 安全な国民 生活の実現 と健全で持 続性のある 産業発展の ため、機構 が有する安 全性に関す る情報や評 価技術につ いて、内容 ごとに訴求 対象に応じ た的確な情 報を分かり やすく発信 する。また、SNS を はじめとし たソーシャ ルメディア やデジタル コンテンツ	1. 広報、 情報提供の 推進 安全な国民 生活の実現 と健全で持 続性のある 産業発展の ため、国民 の行動変容 や企業との 対話を促進 すべく、機 構が有する 安全性に関 する情報や 評価技術に ついて、内 容ごとに訴 求対象に応 じた的確な 情報を分か りやすく発 信する。ま た、SNS を はじめとし	・国民・ 社会に対 する情報 提供件数 (500 件 (動画投 稿数を含 む。))。 なお、ソ ーシャル メディア を活用し た情報提 供にも努 める。)	●情報提供件数 令和 4 年度の情報提供としては、ウェビナーや説明会の実施など、創意工夫しながら、可能な限り各部門ともに情報発信、提供等を行った結果、1,049 件となり、目標値(500 件)比 210%と目標値を大幅に上回る結果であった。 ●メディアにおける報道実績 令和 4 年度のメディアにおける報道実績は、TV 放映 357 件、新聞掲載 103 件等であり、広告換算費として推計 45 億円となり、目標を 20 億以上上回った((過去 3 年間平均値比 3%増)の目標値比 126.4%)。 ●Web ニュースでの報道実績 令和 4 年度は、Web メディアに機構が提供したニュース、映像等が 8,176 件と数多く取り上げられ、前年度 3,880 件から 110.7%増((前年度の件数から 10%増の目標値比 466%)となった。 ●国民からの認知度 認知度については、令和 3 年度 12.3%であったが、令和 4 年度は 16.3%となった。 ア オンラインでの講座開催やオンデマンド動画配信、施設展示・見学、報告会等、訴求対象に応じた様々な取組による情報発信で新たなステークホルダーとの対話の機会を創出する。 令和 4 年度の情報発信(アウトプット)は、目標値を大幅に上	評定：A 機構が有する安全性に関する情報や評価技術について、内容ごとに訴求対象に応じた的確な情報を分かりやすく発信するために、前年度以上に外部配信サービスを活用したメディアリレーションを強化した。 また、一般消費者や事業者の興味関心を引きやすくするため、分かりやすいタイトルとリード文を採用し、アイキャッチとなる画像やイラストを使用する等、メディアで取り上げられやすいプレスリリースを配信した。この結果、広告換算値、Web ニュース件数、認知度において、いずれも前年度を上回る結果となった。 加えて、経営マネジメント改革の推進と社会的課題に対する的確かつ迅速な経営判断により、アウトプット、アウトカム両面からみても、今までの延長線上にはない新しい成果を数多く社会に提供することができたと考え、その他業務運営に関する重要事項の自己評価を A とした。 【成長性の向上】 第 2 期中期方針を策定し、理事長のリーダーシップにより全職員が共有することで、今後の不確実な社会変化に柔軟に対応し、新たな創造性を発揮しうる組織文化を醸成した。 また、令和 3 年度に引き続き業務説明会や官庁訪問をオンライン中心に実施することにより、事業所の地理的制約に捕らわれず全国の国家公務員試験志望者に説明を実施した。また、大学の就職活動前の学生にも積極的にアプローチすることで国家公務員に興味が無かった層にも NITE の魅力をアピー	評定	A	<評定に至った理由> 定量的に A の基準を満たしている。特に、理事長のトップマネジメントの下、IT パスポート試験等情報処理技術者資格の取得に組織一丸となって取り組み、DX による積極的な内部業務を改善した結果、機構内の業務運営を効率化・高度化し、デジタル活用に係る職員の行動変容が生じるなど組織文化が醸成され、機構の総合力向上に繋がった。こうした成果も踏まえ、所期の目標を上回る水準と認められるため「A」評定とした。 <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> ・引き続き、適時に多種・多様な広報活動を通じて、国民の安全・安心に関する情報提供を通じた貢献を実施すること。 ・引き続き、DX の取組を加速し、業務の高度化や効率化を行うことで、機構内部にとどまらず、機構外部へのデジタル化への取組も着実に実施すること。 ・働き方改革やワークライフバランスを推進するための取組を継続して行うこと。 <その他事項>

	を活用し、新たなチャネルの構築や広報トレンドに応じた工夫をすることで、必要な情報を必要なタイミングで、国民や企業等に届ける。	たソーシャルメディアやデジタルコンテンツを活用し、新たなチャネルの構築や広報トレンドに応じた工夫をすることで、必要な情報を必要なタイミングで、国民や企業等に届ける。さらに、これら広報や情報の提供において全職員が研修や実務、内部広報に取り組み、機構全体の説明力を強化する。	回る 1,049 件（目標値比 210%）であった。特に今年度においては、外部サービスを使用した 2,000 以上のメディア担当者へリリースを配信することで、メディアとのリレーションを強化した。加えて、災害や家庭用製品による死亡事故発生時など、国民の関心が高いタイミングに、製品事故に関する情報提供や注意喚起等を行った。 また、令和 4 年度はこども向けイベントに注力し、「経産省こどもデー」での出展店を始め、「渋谷区こども科学センター・ハチラボ」での特別展（期間令和 5 年 1 月 25 日～4 月 9 日、来場者数 9,834 人）や、ワークショップ 4 回（計 44 名）、「世田谷区立教育総合センター」でのワークショップ 1 回（計 28 名）を行い、80%以上の満足度を得ることが出来た。 これらの結果、機構が行った情報発信に対し、広告換算値（45 億円（目標 3%増加のところ 126.4%）と目標値を上回る数の報道あり）などのアウトカムについて、昨年度を上回る成果が得られた。 【アウトプット（件）】 <table><tr><th></th><th>令和 4 年度</th><th>令和 3 年度</th><th>令和 2 年度</th></tr><tr><td>メディアへの情報提供</td><td>416</td><td>353</td><td>444</td></tr><tr><td>うち、プレスリリース</td><td>129</td><td>86</td><td>43</td></tr><tr><td>展示会への出展</td><td>36</td><td>24</td><td>14</td></tr><tr><td>講演・寄稿</td><td>379</td><td>279</td><td>152</td></tr><tr><td>報告会等</td><td>218</td><td>348</td><td>84</td></tr><tr><td>計</td><td>1,049</td><td>1,004</td><td>916</td></tr></table> 【アウトカム】 <table><tr><th></th><th>令和 4 年度</th><th>令和 3 年度</th><th>令和 2 年度</th></tr><tr><td>TV 放映（回）</td><td>357</td><td>249</td><td>189</td></tr><tr><td>新聞掲載（回）</td><td>103</td><td>142</td><td>185</td></tr><tr><td>記者発表の参加（社）</td><td>162</td><td>126</td><td>66</td></tr><tr><td>広告換算費（円）（推計値）</td><td>45 億</td><td>29.6 億</td><td>22 億以上</td></tr></table> イ ソーシャルメディアや人的ネットワーク等を活用し、ステークホルダーが必要とする情報が必要なときに届き、また、国民や企業等からの反応も得られる双方向型のコミュニケーションへの転換を進める。特に文字や静止画では伝わりづらい情報について、動画を活用した情報発信をする。 ソーシャメディアの活用として、令和 4 年度は YouTube で 100 本の動画を公開したほか、Twitter では、433 ツイート（3～4 回/日）の配信を行った。		令和 4 年度	令和 3 年度	令和 2 年度	メディアへの情報提供	416	353	444	うち、プレスリリース	129	86	43	展示会への出展	36	24	14	講演・寄稿	379	279	152	報告会等	218	348	84	計	1,049	1,004	916		令和 4 年度	令和 3 年度	令和 2 年度	TV 放映（回）	357	249	189	新聞掲載（回）	103	142	185	記者発表の参加（社）	162	126	66	広告換算費（円）（推計値）	45 億	29.6 億	22 億以上	ルし、志望者の増加を図った。 ○時代のニーズに的確にとらえた分かりやすい広報の実施 令和 4 年度も引き続き、時事性や社会性を踏まえたテーマ（リチウムイオン電池（携帯扇風機や非純正バッテリー）の発火、電動車いすの踏切事故、除雪機の事故、SDGs（スマート保安等）、バイオテクノロジー等）を選定し、リリース発出や YouTube 動画の公開を行った。 より多くの方に情報を届けるためには TV や Web ニュースに掲載される必要があるため、メディア提供用の動画制作に力を入れたことで、メディアに取り上げられやすくなった。 また、Twitter のタイムラインを確認し、国民の関心が高いタイミングで、Twitter による投稿するなどの工夫を行った。具体的には、SNS コンテンツのビジュアルを強化し、クイズ形式にした投稿回数を増やしたほか、「〇〇の日」など日々のトレンドに合った情報を発信した。 その他の取り組みとして、一般の参加者も対象としたウェビナーやこども向けのイベント（NITE 講座：総計約 1 万人参加、渋谷区こども科学センター・ハチラボ特別展：総計約 1 万人参加等）を開催し、新たなステークホルダーに届く情報を発信することにより NITE の認知向上に貢献した。 その結果、TV 放映 357 件、新聞掲載 103 件、Web 掲載 8,176 件等のアウトカムを創出し、広告換算費で約 45 億円となり、目標値（20.5 億円）比 219%と大きく上回り、国民からの認知度も前年比 4 %増の 16.3%となった。	（有識者からのコメント） ・部門間の連携もよく行っており、理事長によるトップダウンのマネジメントが徹底されていると評価でき、組織文化が非常に良くなっている。 ・広報戦略の成功とそれが具体的な広告換算値や認知度の向上というところに結果が現れていて、非常に優れた成果である。認知度は対前年度より 4%増加しており、民間企業でもこれくらいの成果を出すことは難しい数値をクリアしている。認知度が 16%というのは世の中になんとか機構が認知されているというレベルに入ってきている。限られた予算の中で、ここまで成果を出したのは素晴らしい。 ・IT パスポート取得率が 75%はとてつもなく高い数字であり、他の組織にはない。DX 化の狙うべき領域は①プロセスの DX、②ワークスタイルの DX、③ビジネスの DX の 3 つがあり、ワークスタイルの DX までは残業代を減らし働き方を変えたということで成果は出ている。組織の意識改革が進み DX 推進の文化を醸成したことを高く評価する。
	令和 4 年度	令和 3 年度	令和 2 年度																																																		
メディアへの情報提供	416	353	444																																																		
うち、プレスリリース	129	86	43																																																		
展示会への出展	36	24	14																																																		
講演・寄稿	379	279	152																																																		
報告会等	218	348	84																																																		
計	1,049	1,004	916																																																		
	令和 4 年度	令和 3 年度	令和 2 年度																																																		
TV 放映（回）	357	249	189																																																		
新聞掲載（回）	103	142	185																																																		
記者発表の参加（社）	162	126	66																																																		
広告換算費（円）（推計値）	45 億	29.6 億	22 億以上																																																		

YouTube については、機構公式 YouTube サイトの累計視聴回数が 607 万回（前年度比-約 143 万回、1 日平均約 1.7 万回視聴）、チャンネル登録者数約 3.6 万人（前年度比+6,694 人）に達した。

Twitter については、機構が成果発表やイベント開催を行う際や災害時の注意喚起などの情報配信を投稿した（433 ツイート）。その結果、総閲覧数が約 8,272,007 回、総フォロワー数は 945 名増の 6,012 名（令和 5 年 3 月末時点）に達した。

また、令和 4 年 3 月から開始した“note”では読者を一般国民に設定し、読者からの共感を得るために業務の背景や担当する職員の思いなどを紹介したり、プレスリリースの内容を相互補完的に分かりやすく紹介したりといった取り組みを行っている。

消費者や事業者向けに開催している NITE 講座を、ウェビナー形式で 16 講座実施し、全国から総勢 10,910 名以上の参加者を集めた。令和 4 年度においては、「双方向コミュニケーション」を意識した講座内容とした他、外部の告知プラットフォームへの掲載、地域や関係業界団体への協力依頼を行うなどし、過去最高人数の参加者数を記録した。

メールマガジンは、以下の情報発信を行った。

- ・化学物質管理分野：NITE ケミマガ 46 回配信（登録者数 10,309 名、前年度比 565 名増）
- ・製品安全分野：製品安全情報（PS）マガジン 27 回配信（登録者数 7,246 名、前年度比 05 名減）
- ・バイオテクノロジー分野：8 回配信（登録者数 2,02 名、前年度比 132 名増）

【アウトプット】

	令和 4 年度	令和 3 年度	令和 2 年度
YouTube への登録本数（本）	100	95	66
Twitter でのツイート回数（回）	433	312	386
メールマガジンの配信（回）	81	81	82
うち、化学物質管理分野	46	48	49
うち、製品安全分野	27	27	27
うち、バイオテクノロジー分野	8	6	6

	令和 4 年度	令和 3 年度	令和 2 年度
YouTube の閲覧数（回）	6,066,154	7,499,000	8,281,586
Twitter の閲覧数（回）	8,272,007	5,098,443	2,040,393

			<table><tr><td>メールマガジン登録者数 (名)</td><td>19,581</td><td>18,989</td><td>18,447</td></tr><tr><td>うち、化学物質管理分野</td><td>10,309</td><td>9,744</td><td>9,033</td></tr><tr><td>うち、製品安全分野</td><td>7,246</td><td>7,351</td><td>7,543</td></tr><tr><td>うち、バイオテクノロジー分野</td><td>2,026</td><td>1,894</td><td>1,871</td></tr></table> ウ 全職員が広報に関わる研修や実務、内部広報に取り組み、機構の事業価値を内外に届ける広報を目指す。 広報に関わる研修として、令和４年度は「プレスリリースの書き方研修」及び「初心者向け動画作成研修」を実施し、各部門の広報委員をはじめとした計 28 名が参加した。 また、機構内活性化を目的とした内部広報として、「このごろのナイト」を定期的に投稿し、外部視察やイベント、職員紹介等、計 57 件の配信を行った。 エ 顧客視点の広報を意識し、統合レポート（事業報告書）※や SDGs 等社会課題への対応状況等機構の概要情報をステークホルダーに対してわかりやすく発信する。 経済産業省や企業等に訴求するための統合レポート（事業報告書）について、ステークホルダー目線でよりわかりやすいレポートとなるよう、ストーリー性やビジュアル面を強化する等、デザインから制作した。また、くらしの安全や SDGs に関連した業務、SNS（YouTube や Twitter）配信に関する情報など、外部の関心事を盛り込むなどの工夫を行った。	メールマガジン登録者数 (名)	19,581	18,989	18,447	うち、化学物質管理分野	10,309	9,744	9,033	うち、製品安全分野	7,246	7,351	7,543	うち、バイオテクノロジー分野	2,026	1,894	1,871		
メールマガジン登録者数 (名)	19,581	18,989	18,447																		
うち、化学物質管理分野	10,309	9,744	9,033																		
うち、製品安全分野	7,246	7,351	7,543																		
うち、バイオテクノロジー分野	2,026	1,894	1,871																		
	2. 施設及び設備に関する計画 年度目標の達成のために必要な施設及び設備を老朽化への対策を含め適切に整備する。また、保有する施設・設備につい	○必要な施設及び設備を老朽化への対策を含め適切に整備する。 バイオテクノロジーセンター生物資源の分譲等工程の自動化・高効率化整備（事業規模 1,600 百万円）、本所、バイオテクノロジーセンター及び九州支所の施設老朽化対策として、電気設備、空調設備、給排水設備等の更新を実施した。（事業規模 565 百万円） ○保有する施設・設備について、耐久性や安全性を確保し、施設・設備の機能を維持する観点から中長期の営繕計画を更新する。 本所の施設・設備について、耐久性や安全性を実地で確認し、再度その施設・設備の構成要素を見直して中長期営繕計画を抜本的に更新した。さらに、支所等の施設・設備等の中長期営繕計画をとりまとめ校正することによって、機構全体の中長期営繕計画についても検討した。																			

	て、耐久性や安全性を確保し、施設・設備の機能を維持する観点から中長期の営繕計画を更新する。 （施設の内容） 工業製品等に関する技術上の評価、工業製品等の品質に関する情報の収集、評価、整理及び提供並びに工業製品等の評価の技術に関する調査及び研究等の推進に必要な施設・設備の整備 （当初予定額） なし （財源） 運営費交付金		○工業製品等に関する技術上の評価、工業製品等の品質に関する情報の収集、評価、整理及び提供並びに工業製品等の評価の技術に関する調査及び研究等の推進に必要な施設・設備の整備 バイオテクノロジーセンター生物資源の分譲等工程の自動化・高効率化整備（事業規模 1,600 百万円）を実施した。【再掲】		
2. 組織・人事に関する目標 社会的要請に迅速かつ効率的に対応するため、理事長のトップマネジメントにより、組	3. 組織・人事に関する計画 （1）組織に関する計画 経済産業省施策及び社会のニーズに迅速に対応できるよ		ア 理事長のトップマネジメントの下、機構内部の分野間の連携を一層推進し、機構の有する多様かつ高度な技術的知見、人材、設備等の一体的な活用を進める。また、イントラや外部サービスを活用した各分野の活動状況・成果の共有化等の機構内広報を積極的に行い、分野・支所等の連携の活性化に取り組む。 ●機構内部の分野間の連携推進 業務担当分野だけでは対応が困難な案件について、技術や知見を有する他分野と連携することにより、技術的知見や人材、設備等の効率的な活用を進めた。 令和４年度については、次の表に示す連携により効率的に業務	○機構の総合力を発揮した技術等の社会実装に向けた地域拠点への成長と支援活動の開始 社会的課題解決への貢献の可能性がある技術や製品（有望技術等）の評価制度整備を進めるため、機構内に、各部門及び各支所を有機的に結集したヴァーチャル組織「チームNITE」を令和３年８月に設置し、令和４年度は地域の大学や企業との対話を年８６回行い、産学官連携活動への参画、関係する適合性評価機関との連携を強化し、地域拠点として成長した各支所及び大阪事業所において有望技術等の探索をするとともに、地域産学官連携活動への支援機関としての参画（J-Startup、経済産業省標準化活用支援パートナーシップ制	

織に関しては、社会的ニーズを踏まえた分野間及び外部との連携を一層推進するとともに、第2期中期方針に沿った業務実施に努める。また、行政執行人として日本で初めて策定した価値協創ガイダンスに基づく統合レポートを用いて、ステークホルダーとも協議を重ね、新たな社会課題の探索を行い、かつ新技術の社会実装、イノベーションを支援することで、より社会のニーズに対応した取組、対応を進める。人事に関しては、第2期中期方針に沿った人材確保、人員配置及び人材育成を適切に行う。	う、理事長のトップマネジメントの下、社会的ニーズを踏まえた分野間及び外部との連携を一層推進するとともに、第2期中期方針に沿った業務実施に努める。また、行政執行人として日本で初めて策定した価値協創ガイダンスに基づく統合レポートを用いて、ステークホルダーとも協議を重ね、新たな社会課題の探索を行い、かつ新技術の社会実装、イノベーションを支援することで、より社会のニーズに対応した取組、対応を進める。さらに、中期方針や基幹目標、基盤整備／重要項目を常に意識し、そ	を進めた。			度等）を拡げ、地域拠点ごとの有望な技術等の発掘や支援を提供するネットワークをより充実させている。
		連携分野名	連携業務名	取組と成果	
		製品安全分野・化学物質管理分野・バイオテクノロジー分野	化学物質に係る製品事故の原因究明に向けた取組	製品安全分野において、皮膚障害案件の原因化学物質を特定するため、バイオテクノロジーセンターが保有するフーリエ変換質量分析計（FT-MS）等を用いた分析を19件実施した。うち10件については、分析結果を製品安全分野の事故原因究明調査にて活用した。 なお、令和4年度は、製品安全分野等から化学物質管理分野への製品事故の原因究明に係る有害性の情報提供及びリスク評価の依頼はなかった。	
		製品安全分野・国際評価技術分野	製品の事故調査に関する情報共有及び原因究明の共同実施	製品安全分野において、製品事故の原因究明のために、国際評価技術本部が保有する大型X線透視装置、電子顕微鏡等を用いた調査を17件実施し、事故原因究明に活用した。 国際評価技術分野において、電気工作物の事故の原因究明のために、製品安全センターの有するX線CT装置、FTIR等を用いた調査を16件実施し、事故原因究明に活用した。	
		化学物質管理分野・バイオテクノロジー分野・北陸支所	化審法のリスク評価加速化、制度向上等に向けた取組	【化審法第一種特定化学物質等のリスク評価に向けた取組】 令和4年度は、北陸支所と連携し、次期指定予定物質であるUV-328及びデクロランプラスの製品からの溶出、放出等について実態調査を行うための手法を検討し、確立した。 【界面活性剤のリスク評価に必要な物性の解明に向けた取組】 令和4年度は、界面活性剤のlogPow測定における試験法（低速攪拌法）について、北陸支所及びバイオテクノロジー分野と連携し、その試験技術及び設備により、再現性の高い値を得るために必要な試験条件を決定することが可能となった。	

また、職員の生産性を高めるとともに働きやすい職場環境の整備に努める。	れらに基づいた業務実施に努めるとともに、SDGsの達成に向け業務を見直していく。		<table><tr><td>バイオテクノロジー分野・適合性認定分野</td><td>バイオバンキングの国際標準（ISO）に関する情報共有</td><td>令和４年度も連携を継続したが、現時点で国際動向に大きな動きがなかった。</td></tr></table>	バイオテクノロジー分野・適合性認定分野	バイオバンキングの国際標準（ISO）に関する情報共有	令和４年度も連携を継続したが、現時点で国際動向に大きな動きがなかった。					
バイオテクノロジー分野・適合性認定分野	バイオバンキングの国際標準（ISO）に関する情報共有	令和４年度も連携を継続したが、現時点で国際動向に大きな動きがなかった。									
（３）支所の適正な人員配置と体制の構築 機構の限られたリソースの中で質の高いパフォーマンスを発揮するため、各支所の設置目的と果たすべき役割を再検証し、支所の適正な人員配置と体制の検討を行い、機構が保有する人材・情報・技術・知見といった総合力を最大限活用することによる更なる価値の提供及び地域貢献に繋げる。			●機構内の分野横断的なプロジェクトチームの活動の推進 特定のミッションを達成するため、時限的に機構内の複数分野の職員が集まって活動するプロジェクトチームを設置し、技術的知見や人材、設備等の効率的な活用を進めた。令和４年度については、次の表に示すとおりプロジェクトチームの活動を継続実施し、成果を得た。また、海洋性生分解性プラスチックの課題に対し、バイオテクノロジーセンター、化学物質管理センター、認定センター、企画管理部の職員を集め、国際条約交渉の支援、化学物質の生態毒性試験等安全性評価の戦略検証、関連業界の取組動向の把握、認証スキームの検討を実施した。 <table><tr><th>連携分野名</th><th>プロジェクトチーム名</th><th>取組と成果</th></tr><tr><td>全分野</td><td>チーム NITE （令和３年度８月～）</td><td>社会的課題解決への貢献度の高い技術や製品が社会や市場で適切に評価される仕組みである標準化、認証、認定制度等を構築することを通じて有望技術等の実用化や市場化に貢献するため、有望技術等の探索に効果的な地域企業、大学、研究機関との連携を強化し、技術等の社会実装に向けた地域拠点へと成長した。 また、支援活動の一部開始した。</td></tr></table>	連携分野名	プロジェクトチーム名	取組と成果	全分野	チーム NITE （令和３年度８月～）	社会的課題解決への貢献度の高い技術や製品が社会や市場で適切に評価される仕組みである標準化、認証、認定制度等を構築することを通じて有望技術等の実用化や市場化に貢献するため、有望技術等の探索に効果的な地域企業、大学、研究機関との連携を強化し、技術等の社会実装に向けた地域拠点へと成長した。 また、支援活動の一部開始した。		
連携分野名	プロジェクトチーム名	取組と成果									
全分野	チーム NITE （令和３年度８月～）	社会的課題解決への貢献度の高い技術や製品が社会や市場で適切に評価される仕組みである標準化、認証、認定制度等を構築することを通じて有望技術等の実用化や市場化に貢献するため、有望技術等の探索に効果的な地域企業、大学、研究機関との連携を強化し、技術等の社会実装に向けた地域拠点へと成長した。 また、支援活動の一部開始した。									

			バイオテクノロジー分野・東北支所 バイオ施設自動化・老朽化対策 PT 導入する生物資源の分譲等工程の自動化設備については、現場の実務担当者だけでなくマネジメント部門や東北支所の職員が参加するプロジェクトチーム（PT）を組織して検討し、仕様を決定した。8月にコンストラクション・マネジメント（CM）業務委託先を決定し、9月に設計・施工業者を提案公募型プロポーサル方式により決定した。提案の実現にあたっては社会情勢による一部資材の高騰や納期の大幅な遅延が明らかとなり、バリューエンジニアリング（VE）及びコストダウン（CD）を実施して、限られた予算で最大限の効果を得るための仕様見直しを行った。さらに、翌年度にわたる債務負担の承認を経て1年間の工期延長を行った。 また、安定かつ継続性のある業務遂行のため、長期営繕計画に基づき老朽化が深刻な施設・設備について、総務課と連携しながら工事を行った。年度内の完了が困難であることが明らかとなった案件については、翌年度にわたる債務負担の承認を経て必要な工期を確保した。 PTを組織したことにより、関係者全員で情報を共有し円滑かつ適確に遂行する体制を確保できた。		
			イ 社会の変化に基づく新たなニーズに対応し、時代に応じた価値を創造し続けるため、新規事業を構築するための検討を進める。 機構のオープン・イノベーションへの取組を推進するため、NITE イノベーション協創プログラム「NICE（NITE Innovative Collaboration Expert）」を運営し、事業者からの提案・相談を受け付けている。 令和4年度末の時点で、以下表のとおり計45件の提案・相談が寄せられ、1件について共同研究契約を締結した。		

概要	受付 件数	実施 件数	検討中
共同研究・共同試験	1	2※	－
試験設備利用	22	4	－
技術相談	11	10※	2
講師派遣等	11	9	2

※令和３年度に検討中であった１件を含む。

取組の成果として、北陸支所が保有する VOC（Volatile Organic Compounds：揮発性有機化合物）等放散測定小形チャンバーシステムを活用した支援により、家庭や学校などで導入が進んでいる熱溶解積層方式の３Ｄプリンターから放散される化学物質を分析し、安全性評価に貢献した。

また、新たに NEDO「次世代空モビリティの社会実装に向けた実現プロジェクト（ReAMo プロジェクト）事業推進委員会」の委員に適合性評価の専門家として職員を派遣した。

支所について、地域ネットワークのハブ機能を維持しつつ、支所が有する機能及び各地域に特徴的な産業・行政上の利点を活かし、地域との連携強化を進める。

支所の保有技術や地域ネットワークを活かした地域の外部組織との連携を強化し、機構の業務を周知する地域拠点となることを目的として、地域における事業者、自治体、国の機関（経済産業局、産業保安監督部）、公設試等を年 86 回訪問し、機構の業務の説明と地域ごとの有望な技術等の発掘を行い、一部支援を行った。

支所ごとの取り組みとして主なものは以下のとおり。

北海道支所では、バイオテクノロジー分野にて北海道大学の教員向けのセミナーをはじめて開催した。

東北支所では、他の独立行政法人と連携して大学・企業への支援を行い、企業が国の委託事業にも採択され、また、大阪事業所と一般財団法人とも連携し、関西のバイオコミュニティ・地方独立行政法人・企業への支援を実施した。

北陸支所では、大学等に対し、有望な技術等の発掘を開始した。

中部支所では、製品安全分野で名古屋工業大学との共同研究を開始した。

中国支所では、他の独立行政法人に対し有望な技術等の発掘に関連した講演を実施し、連携の足がかりとした。

四国支所では、他の独立行政法人や大学等に対し、有望な技術等の発掘を開始した。

九州支所では、電力安全分野にて国際評価技術本部電力安全センターのスマート保安プロモーション委員会での技術評価案件の発掘を大学や企業に対して開始した。

（２）職員の専門人材の育成、戦略的な人材確保 今後の社会変化を見据え、組織のパフォーマンスを最大化できるようにするため、外部人材を受け入れながら、当該人材を活用できる能力や専門知識をもった職員を育成するとともに、新規・中途採用などにおいて戦略的な人材確保を実施する。	（２）人事に関する計画 専門分野の複層化や業務経験の多様化に対応した多様な人材の確保を行うとともに、適切な人員配置や組織活性化・人材育成に取り組む。また、職員の働きやすい環境作りに努める。		ア 職員が新しい仕事やより高度な仕事ができるよう成長するため、中長期的な人材育成の観点からの人員配置、外部機関との積極的な人事交流等を行う。また、多様な人材の的確な配置により機構の業績を向上し、独法評価結果を職員の賞与に適切に反映する。加えて、自身の専門性を活かしつつ新たな専門分野に挑戦する人材を積極的に採用する。 ●人材の確保 社会的要請に迅速に対応するため、ＩＴ人材、高度な専門性を有する人材及びマネジメント経験を積んだ将来の幹部候補を対象として選考採用を行い、９名（選考採用職員７名及び任期付職員２名）を採用した。 新規職員の採用活動では、引き続きオンラインツールを軸に活用した業務説明会を５０回実施し、のべ２６３名（前年度２６１名）が参加した。新規採用向けの官庁訪問（国家公務員一般職試験（大卒程度））には、９０名（令和３年度８７名）の応募者があり、化学、農学等の試験区分から１２名（令和４年１１月１日付け採用１名、令和４年４月１日付け採用１１名（前年度１８名））を採用した。 ●外部機関との人事交流 人材の育成及び活用、機構の組織運営の活性化を図るため、官民交流法による民間企業（花王株式会社及び協和発酵バイオ株式会社）への出向をきっかけとして出向先企業との意見交換会等を複数回実施し、派遣元の部門の枠を出てＮITE全体での交流を実現し、今後の連携の基礎を築いた。 また、機構内公募による新エネルギー・産業技術総合開発機構への出向を実現した。 さらに、ＮITEの業務の可能性を広げる等の目的でこれまでのデジタル庁等への出向に加え、新たな出向先である内閣府、日本医療研究開発機構等への出向を実現するなど人事交流を積極的に行った。 ●人材プールの管理 ３～５年先を見据えた課長補佐級（専門官、主査）への昇任候補者の人材プールを作成し、候補者の育成を中長期的に実施する取り組みを開始した。これにより継続的に５年後、１０年後の組織を支える人材の育成を可能としている。 ●理事長表彰の実施 他の職員の規範となるような推奨すべき事績があった職員（グループ）や業務への取組が他の職員の規範となるべき顕著な活動をした職員を理事長が表彰する理事長表彰及び感謝表彰について、それぞれ７件ずつ推薦があり、これらを表彰した。これにより、職員の業務への取組に対する意識の向上を図った。		
---	--	--	---	--	--

			イ 性別・年次にとらわれない適材適所な人材活用を行うとともに、職員一人一人が組織を支える人材として成長するため、職員のキャリア開発支援、業務に必要な技能・スキルを習得するための研修の提供、能力開発や意欲の向上を促すための人事評価を実施する。また、多面評価及び職員満足度調査を実施し、リーダー人材の育成や業務パフォーマンス向上に活用する。 ●有能な人材の登用 女性を積極的に管理職に登用し、政府方針（採用昇任等基本方針）にある15%の目標を達成した。また、機構プロパーとして高度な技術的知見を蓄積した人材を技監に登用し、継続的な技術人材の育成について検討を開始した。 ●新人研修及び階層別研修の実施 職制の階層別に実施する研修として、新規採用職員研修（令和4年4月及び5月）及び新規採用職員フォローアップ研修（令和4年12月及び令和5年2月）、新任主任研修（令和4年11月及び令和5年1月）、新任主査研修（令和4年7月～12月のうち任意のタイミングで外部機関が主催する研修を任意選択によりそれぞれ受講）、新任専門官研修（令和4年10月、11月及び令和5年2月）を実施した。加えて、将来を担う若手層に対して自律的な成長に必要な基盤を形成する環境を提供することを目的として、2年目職員研修（令和4年6月、10月及び令和5年1月）、3年目職員向け研修（令和5年6月、11月）を新たに実施した。これらの研修においては、経済産業省が策定した「最強のチームをつくるヒント集」をもとに、内容や講師等の見直し等により、職制ごとに必要とされる能力開発を効果的に行った。 ●ダイバーシティへの理解 障害を持つかたと一緒に働くことに関する理解を促進するため、これまで採用がなかった知的障害者を受け入れるために知的障害者が活躍している企業や知的障害特別支援学校を見学し理解を深めた。 ●360度評価の実施 管理職等の組織マネジメントの向上に資することを目的とし、マネジメント状況調査（360度評価）を行い、調査結果をフィードバックし、マネジメント等の改善の気づきとした。管理職等には前年度との結果の比較及び自己評価との比較も含めてフィードバックし、特に注意が必要な管理職等には個別に指導、追跡調査を行った。 ●職員満足度調査の実施 働きがいのある職場を目指すための取組を検討するための基礎情報として、仕事、職場、組織に関する状況をできる限り正確に把握することを目的とし、職員への満足度調査を実施し、約590	
--	--	--	---	--

			名（常勤職員及び非常勤職員の約 89％）の回答が集まった。集計・分析した結果を役員、部門幹部等にフィードバックし、課題を共有するとともに、具体的な対応策を部門毎に策定した。 ●自律的なキャリア開発・能力開発の支援 各職員が自律的に自身のキャリア及び能力開発を進められる職場環境の構築を目指し、キャリアシート、自己啓発研修支援制度の導入及び人事評価制度の見直しを行った。 キャリアシートについては、自身の価値観や強み等の自己理解を踏まえ、職員が自ら将来のキャリアプランを考える機会を提供するとともに、作成したキャリアシートを上司や人事担当者との面談に活用することで、機構がより積極的に職員のキャリア支援を行うことのできる体勢構築を目的として導入した。 自己啓発研修支援制度については、職員が自主的に勤務時間外に行う能力開発を支援するため、研修受講や資格取得等の費用を一部機構が支援する制度として導入した。令和 4 年度は 6 件の自己啓発研修について支援を決定した。 人事評価制度については、人材育成機能の強化等のため、新たに困難度の高い目標（チャレンジ目標）の設定、評価の視点を追加、職員の秀でている点・改善点を評価表に記載する等の変更を行うとともに、期中面談を奨励する等、コミュニケーションの機会を増やした。また、職員の行動・実績をよりの確に評価するために、評価段階を 6 段階に細分化するとともに、評語を刷新するための規程等の改正を行った。 ウ ストレスチェックの結果等を踏まえ、職場におけるコミュニケーションの促進や、育児休業の取得促進等職員の働きやすい環境作りに努める。また、働き方改革の一環として、テレワーク制度を適正に運用するとともに長時間労働の抑制や年次休暇取得促進等に取り組み、職員の仕事と生活の調和（ワークライフバランス）を推進する。 ●長時間労働の是正 時間外勤務の実績状況を「見える化」するとともに、時間外勤務の必要性を事前に確認を徹底し、時間外勤務の多い職員の状況確認を行い、時間外勤務の削減を図った。これにより、時間外勤務の合計時間数を前年度比 21％の減少（令和 4 年度 35,661 時間、令和 3 年度 45,039 時間）（1 月末時点）となった。 ●テレワーク・時差出勤の推進 新型コロナウイルス感染症への対応として、事業所のある自治体の要請に応じ、テレワーク・時差出勤の推奨や強化を柔軟に行った。また、新型コロナウイルス感染症への対応以外においても常勤・非常勤問わず職員がテレワーク対応できるよう規程の改正し、Wifi ルーターの貸与等を行って、テレワーク環境をさらに整備した。	
--	--	--	---	--

			●男性育休座談会の実施 男性職員が育児休業を取りやすくするため、育児休業を取得した男性職員の座談会を開催し、その様子をイントラネットで公開し、メリットや制度を職員に周知した。 ●ストレスチェックの実施 労働安全衛生法に基づき、職員のメンタル不調の予防や集団分析による職場環境の改善を目的として、令和４年１１月７日から２５日にストレスチェックを実施した。令和３年度は集団分析をおよそ２７区分（１区分１０人以上）で行い、受検率は８６％と前年度（８８％）と同様に職員からの協力が得られた。高ストレス者について、産業医による面談を促し、メンタルヘルス不調の予防に努めた。また、高ストレス者のメンタルヘルスケアに繋げるため、個人の同意をとり機構に情報を提供する仕組みを導入した。集団分析結果等をもとに、保健師による職員面談を開始した。 ●年末調整手続きの合理化 職員が行う年末調整にかかる書類に外部サービスを利用しオンラインで提出できるようにするとともに、年末調整の自治体への届け出の効率化を図った。 エ 障害の特性に配慮した合理的な方法を用いる採用に取り組むとともに、障害者も働きやすい職場作りに努める。 障害者雇用促進法の法定雇用率を維持しつつ、障害等に配慮した適切な人員配置を行った。 オ 理事長のトップマネジメントの下、組織の理念及び第２期中期方針の共有、職員の自律や視野を広げることへの支援等を通じて、組織活性化に取り組む。 ●異業種交流会の開催 職員ひとり一人が世の中の変化を知り、今後機構がどのように変化に対応、適応していく必要があるのか考える機会を設定することで、行動指針にある「広い視野」を持つことができるよう、外部専門家の講演及び意見交換を合計６回実施し、延べ約６００名が参加した。 ●オンライン学習サービスの導入 職員ひとり一人が行動指針にある「広い視野」を持って行動する際の一助となるべく、業務の隙間時間等を利用して社会情勢、政策動向等に関する情報に触れられる機会を設けることを目的としたオンライン動画サービスを令和４年４月から令和５年３月まで導入した。		
--	--	--	--	--	--

	4. 積立金の処分に關する事項 当該事業年度において、独立行政法人通則法第44条の処理を行ってなお積立金があるときは、その額に相当する金額のうち、独立行政法人製品評価技術基盤機構法第12条第1項に基づき、経済産業大臣の承認を受けた金額について、承認を受けた業務の財源に充てることとする。		令和4年度は、独立行政法人製品評価技術基盤機構法（平成11年法律第204号）第12条第1項及び独立行政法人の組織、運営及び管理に係る共通的な事項に関する政令（平成12年6月7日政令第316号）第21条第1項の規定に基づき、以下の2項目について積立金の繰越が承認された。 ・自己財源で取得した固定資産の減価償却後の簿価相当額 ・前払費用等 なお、繰越した2項目については、予定どおり執行した。		
（1）内部統制 ガバナンスの強化を図り、理事長のトップマネジメントにより機構の業務を着実に推進するため、内部統制に対する役職員の意識を浸透させるとともに、リ	5. その他の機構の業務運営に關する事項 （1）内部統制 ガバナンス強化を図り、理事長のトップマネジメントにより機構の業務を着実に推進するため、内部統制に對		ア 内部統制に対する役職員の意識を更に浸透させるため、定期的に課室単位で規程遵守やリスクへの対応、中期方針、基幹目標、SDGsの達成等についてディスカッションを行い、内部統制・リスク管理委員会や内部統制を意識する業務月間で機構全体に共有するとともに、必要に応じて対応の見直しを行うことで、内部統制システムの強化を図る。 インシデントの再発防止や未然防止等、リスク管理を考えるきっかけとして、課室ごとに業務上のリスクを洗い出し、その中から特に重点的に低減に取り組むリスクを分野毎に設定してメリハリを付けたリスク低減対策を実施。また、イントラネット等を通じて対策結果を全職員が確認できるようにすることで、他部門が把握したリスクを自部門でも認識し、横展開できるように横断的にリスク管理ができる仕組みを構築した。その結果、定期的に課室単位で規程遵守やリスクへの対応、中期方針、基幹目標等についてディスカッションを行う場を作り、内部統制上やリスク管		

スク要因を 的確に抽出 し事前の対 策が迅速か つ効果的に 行われるよ う、リスク 管理体制の 維持改善と 認識の徹底 を図り、内 部統制が有 効に機能す るよう努め る。また、 目標管理に おける PDCA サイクルに おいては、 役職員間の 円滑な情報 伝達を行う とともに、 第三者の視 点を取り入 れた改善等 に努める。 万一不測の 事態が発生 した際は、 内部統制シ ステムに則 り迅速冷静 に正確な情 報伝達と対 処判断を行 い、信頼性 維持に努め るとともに 厳正な対策 をとる。	する役職員 の意識を浸 透させると ともに、リ スク要因を 的確に抽出 し事前の対 策が迅速か つ効果的に 行われるよ う、リスク 管理体制の 維持改善と 認識を徹底 し、内部統 制が有効に 機能するよ う努める。 また、目標 管理におけ る PDCA サ イクルにお いては、役 職員間の円 滑な情報伝 達を行うと ともに、第 三者の視点 を取り入れ た改善等に 努める。 万一不測の 事態が発生 した際は、 内部統制シ ステムに則 り迅速冷静 に正確な情 報伝達と対 処判断を行 い、信頼性 維持に努め るとともに 厳正な対策 をとる。		理上の事故が発生した際にも可及的速やかに共有し対応を行った。 定期的に重要な内部統制の推進や重要なリスク管理の課題等を把握し、改善するために議論を行う場として、内部統制・リスク管理委員会を開催（令和 5 年 3 月）し、必要に応じて内部統制の体制やリスク管理等の対応方法を見直し規程を改正するなど、内部統制の強化を図った。 イ 独立的・中立的モニタリングとしては、監事監査、会計監査人監査、内部監査及び情報セキュリティ監査を行う。また、不適切な契約を是正するために契約監視委員会を行う。 ●適切な監査の実施 監事監査、会計監査人監査、監査室による内部監査の三様監査において、情報セキュリティ監査なども含む様々な視点での監査を行うとともに、外部有識者からなる契約監視委員会で適正な契約履行を監視するなど、機構の経営についてモニタリングを行った。そのモニタリング結果を踏まえて、PDCA サイクルを確実に機能させ、改善につなげた。 ●監事監査 ・ 令和 3 年度期末監事監査実施（令和 3 年 4 月 21 日～5 月 26 日） ・ 令和 4 年度期中監事監査実施（令和 4 年 9 月 22 日～12 月 8 日） ●会計監査人監査 ・ 財務諸表監査（令和 4 年 3 月 9 日～5 月 31 日） ・ 監査報告（令和 4 年 5 月 31 日） ●内部監査 ・ 令和 3 年度期末内部監査実施計画（令和 4 年 4 月 22 日） ・ 令和 3 年度期末内部監査（令和 4 年 5 月 13 日～6 月 24 日）（本所） ・ 令和 3 年度期末内部監査報告（令和 4 年 7 月 21 日） ・ 令和 4 年度内部監査年度計画（令和 4 年 9 月 6 日） ・ 令和 4 年度期中内部監査実施計画（令和 4 年 9 月 6 日） ・ 令和 4 年度期中内部監査（令和 4 年 10 月 26 日～令和 4 年 12 月 1 日）（支所、燃焼技術センター（桐生市）、バイオテクノロジーセンター（木更津市）、大阪事業所） ・ 令和 4 年度期中内部監査報告（令和 5 年 2 月 16 日） ●情報セキュリティ監査 ・ 令和 4 年度情報セキュリティ監査年度計画（令和 4 年 7 月 12 日） ・ 令和 4 年度情報セキュリティ監査実施計画（令和 4 年 7 月 19		
--	---	--	--	--	--

			日) ・ 入札（令和４年１０月７日）： 落札者：株式会社ケイテック ・ 監査実施期間（令和４年１１月４日～令和５年３月１３日） ・ 監査結果報告（令和５年３月２４日） ●契約監視委員会 ・ 令和４年度契約監視委員会（令和４年６月１０日） ウ 業務執行に必要な法令等の改正情報を適時確認し、法令遵守に努める。 法令等に基づく官庁・地方自治体等への届出・報告・申請等を確実にを行うため、法令・規程等遵守月間を通じて法定等届出一覧表を更新し、各事業所の最新の届出状況を把握し、遅滞なく届出を行うように促した。 また、新たな規程の制定や改廃の進捗状況を把握し、確実にかつ迅速に規程改正等を行える体制を整備した。また、最新規程類については、イントラネットへ掲載・公表・周知を行い、役職員が規程類へアクセスしやすい環境管理の維持を図った。 エ 理事長のトップマネジメントの下、理事長・理事と各センター所長等の機構幹部間で事業方針・内容及び業務実績等について日常的に議論し共有するため、運営会議（各センターの次長以上の会議）、理事長ヒアリング（理事長・理事と各センター所長等の業務方針会議）等を定期的に開催する。また、理事長のトップマネジメントを促進するために運営会議、理事長ヒアリング等で決定される機構の事業方針等について全職員に共有する。 ●トップマネジメントによる意思決定 組織運営に関する重要事項の基本方針及び事業執行に係る判断を行うため、理事会（９回）を開催し、組織運営の検討、事業執行に係る判断、機構の運営に関する情報の共有等を行うために、原則毎週、日常的な議論の場として理事長・理事と各センター等所長等で構成する運営会議（３０回）を開催した。 また、日常的に開催される会議では把握しきれない各分野の詳細な目標・計画、業務の進捗状況及び世の中への貢献（アウトカム）についての集中的な議論を行う場として、分野ごとに理事長ヒアリング（１８回）を開催した。このヒアリングは、テレビ会議で全職員に公開する形で実施することで、各職員が主体的に事業に参加する意識を持てるような環境を整備した。 ●経営陣の声の伝達 機構は、理事長を始めとする経営陣の声を届けるため、理事長から全職員に対して年頭訓示、年度初め訓示を行い、経営に関する各会議の資料や議事録を共有することで、経営陣の意向や姿勢、倫理観等を伝達・浸透させた。また、理事長を始め幹部職員が全国の事業所と直接またはオンラインでディスカッションを	
--	--	--	---	--

			行った。 オ 年度目標を達成するための計画（事業計画）案の策定及び業務実績に対する自己評価書の作成にあたっては、機構の各専門分野やマネジメントに見識を有する外部有識者からの意見を聴取し適切に実施するとともに、意見聴取の結果等を職員に共有する。 業務実績に対する自己評価書の作成にあたって、機構の各専門分野や財務・マネジメントに関する見識を有する外部有識者からの意見を聴取するため、外部有識者委員で構成される評価・計画諮問会議を開催した（令和３年度評価：令和４年６月１０日）。意見聴取の結果は、業務実績に対する自己評価書に反映させた。 なお、当該会議はオンライン会議に接続し、全事業所から傍聴可能な状況にするとともに、イントラネットでも資料を共有することで、全職員が事業計画の策定及び業務実績に対する自己評価を認識し、機構が進むべき方向性を意識させた。 カ 基幹目標を達成するために、基盤整備/重要項目を念頭に業務を行い、運営会議での月次進捗報告により業務の進捗管理を適切に行うとともに、経済産業省が委嘱した経営に関する有識者への業務進捗報告及び有識者からの助言を踏まえた業務改善を実施する。また、第２期中期方針の下 PDCA を継続的に実施するとともに、経営マネジメント改革を押し進める。 基幹目標を達成するため、運営会議等で各月における指標の進捗状況を確認し、月次で目標に向けたプランを見直す対策を講じるなど、短い周期で PDCA を回した。その結果を踏まえて、四半期ごとに経済産業省が任命した２名の経営に関する有識者に業務実績を報告するとともに、有識者からの助言を事業へフィードバックするなど PDCA に反映した。 また、機構の第２期中期方針（令和４年度～令和８年度）に基づいて、理事長ヒアリングなどで進捗を確認した。		
（４）情報セキュリティ対策 サイバーセキュリティ基本法に基づく政府の情報セキュリティ対策における基本方針であるサイバー	（４）情報セキュリティ対策 サイバーセキュリティ基本法に基づく政府の情報セキュリティ対策における基本方針であるサイバー		ア 政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準を基に、必要に応じて機構の情報セキュリティ関係規程類の見直しや情報システムのセキュリティ対策の見直し・強化を行う。 経済産業省等関係機関から提供される不審メールや不正プログラム、標的型メールの情報（471 件）を活用し、職員に対して注意喚起を行うことによりインシデント（標的型攻撃メールによる情報搾取等）の発生を未然に防止した。また、外部から提供された機構に対する不正通信情報（34 件）に対して、迅速に状況を把握するとともに内容の解析を行い適切に対処した。さらに、不正通信情報においては、その内容に応じて一部の通信の遮断を行った。		

セキュリティ戦略（令和３年９月28日閣議決定）を踏まえ、機構の内部規律の充実及びその運営の徹底を通じて、情報セキュリティ対策のために必要な措置を講じるため、次の対策に取り組む。 ① 政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準を基に、必要に応じて、情報セキュリティ関係規程類を見直し、不正アクセス及び標的型攻撃メールへの対策等機構の情報システムのセキュリティ対策の見直し・強化を図ることにより、情報セキュリティインシデントの未然防止・低減を図	セキュリティ戦略（令和３年９月28日閣議決定）を踏まえ、機構の内部規律の充実及びその運営の徹底を通じて、情報セキュリティ対策のために必要な措置を講じるため、次の対策に取り組む。 ① 政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準を基に、必要に応じて、情報セキュリティ関係規程類を見直し、不正アクセス及び標的型攻撃メールへの対策等機構の情報システムのセキュリティ対策の見直し・強化を図ることにより、情報セキュリティインシデントの未然防止・低減を図		イ 経済産業省等関係機関と連携し、セキュリティ関連情報やその対策の情報収集を迅速に行う。それらを踏まえ情報セキュリティインシデント発生時等緊急時の対応能力を強化する。 さらに、情報収集やセキュリティ診断の結果等を機構の情報セキュリティ対策へ反映する。また、高度サイバー攻撃対処のためのリスク評価等ガイドラインに基づき、さらなるセキュリティ強化を検討する。 ウ 情報セキュリティに関するeラーニング・自己点検、新人研修、標的型攻撃メール訓練を実施し、役職員（派遣職員等を含む）の情報セキュリティに対する意識の向上を図る。また、トラブルの発生等にも踏み込んだ公開サーバ緊急連絡訓練や情報セキュリティインシデント対応演習の実施等によりインシデント発生時の適切な対応能力の維持・向上を図る。さらに、定期的な情報セキュリティ診断等を着実に実施する。 情報セキュリティ教育については、全職員を対象として、令和４年８月１日から令和４年９月30日までの２か月間、eラーニングでの研修を実施し、理解を浸透させるために理解度テスト（合格条件は正答率80%以上）を義務づけた。また令和４年10月１日から令和４年11月30日までの２ヶ月間、自己点検をWEBアンケート形式で実施した。 有識者による講演会を２種類実施した。１つ目（参加者約100名）は、最近のサイバー攻撃の実例を学び、かつ身近な脅威（リスク）を学ぶことで、ウィルス感染、情報漏えいから身を守る内容とした。２つ目（参加登録者約80名）は、サイバーセキュリティの現状と今後、パスワードセキュリティの基礎を内容とした。いずれもWeb会議システムによるウェビナーで開催した。 研修や講演会においては、テレワーク環境における情報セキュリティ対策に関する知識や注意事項への理解がより深まるよう工夫した。 標的型攻撃メール訓練については、より実践的な形に近づけるため抜き打ちで実施するとともに、送付元の名称を実在の部署名に似せる、実際にあった攻撃手法に似せる等、標的メールの内容を工夫して実施することで、職員の練度を高め、機構全体としての情報セキュリティの維持・向上を図った（年間で３回実施）。また、添付ファイルを開封した場合でも、情報システム課や情報統括官室への連絡が重要であることの周知を図った。 公開サーバ緊急連絡訓練を令和４年度に２回（第１回：令和４年４月21日から26日の間の平日３日間、第２回：令和４年８月6日の休日）実施し、機構の公開システムから部門ごとに選定した各システムに対して、改ざん等のインシデントが発生した際に緊急連絡が定められたとおり適切に行えることを確認した。		
---	---	--	---	--	--

る。 ② 国 の行政機関 や他の独立 行政法人等 において重 大な情報セ キュリティ インシデン トが発生し た場合や経 済産業省等 関係機関か ら情報セキ ュリティに 係る重要な 情報の提供 等があった 場合におい ては、速や かな役職員 への注意喚 起や必要に 応じて対策 ・対応を行 う等、役職 員（派遣職 員、外部調 査員等を含 む）の情報 セキュリティ に対する意 識の向上や インシデ ント発生時 の適切な対 応能力の維 持・向上を 図る。ま た、理解度 に合わせ、 eラーニン グ、講習会 等による更 なる指導を 実施する。	る。 ② 国 の行政機関 や他の独立 行政法人等 において重 大な情報セ キュリティ インシデン トが発生し た場合や経 済産業省等 関係機関か ら情報セキ ュリティに 係る重要な 情報の提供 等があった 場合におい ては、速や かな役職員 への注意喚 起や必要に 応じて対策 ・対応を行 う等、役職 員（派遣職 員等を含 む）の情報 セキュリティ に対する意 識の向上 やインシデ ント発生時 の適切な対 応能力の維 持・向上を 図る。ま た、理解度 に合わせ、 eラーニン グ、講習会 等による更 なる指導を 実施する。		さらに、機構の公開システムについては、定期的な情報セキ ュリティ診断を実施し、診断結果に基づき、セキュリティ対策 を行った。		
--	--	--	--	--	--

（５）デジタルトランスフォーメーション（DX）の推進 機構におけるDX推進のためのビジョン（「NITE Digital Vision 2021」）に基づき、機構が保有する情報のデジタル化及び役職員のデジタルリテラシーの向上を図り、機構におけるデジタル情報の活用を推進する。また、デジタルを活用した外部機関との連携による社会的意義のある新たな価値の創造を目指す。	（５）デジタルトランスフォーメーション（DX）の推進 NITEにおけるDX推進のためのビジョン（「NITE Digital Vision 2021」）に基づき、機構が保有する情報のデジタル化及び役職員のデジタルリテラシーの向上を図り、機構におけるデジタル情報の活用を推進する。また、デジタル人材の採用・育成に加えて、デジタルを活用した外部機関との連携による社会的意義のある新たな価値の創造に向け、外部ニーズの収集や、外部連携の方策について検討し、適宜実行する。	役職員のITパスポート試験等情報処理技術者試験の取得率を75%以上	NITE Digital Vision 2021（令和２年度策定）に基づく、以下の４つの柱からなるアクションプラン（令和３年度策定）について、令和４年７月に見直しを行い、これに沿ってDXを推進した。 〔①新しい価値の創造・提供〕 現場のDX案件を迅速に実行するため、契約総額1,000万円未満の案件をデジタル統括官の判断で迅速にプロジェクト化できる仕組み（スモールスタート「DXプロジェクト」）の運用を開始し、5案件についてプロジェクトを支援した。また、機構外への新たな価値の提供として令和３年度から取り組みを進めていた「スマホのカメラ機能を使った製品安全情報を提供するアプリ（NITE AR-Shot）の構築」（製安C）及び「NITE-GmiccsのSDS作成機能拡充」（化学C）について、前者を令和４年６月30日に公開し、後者を令和４年４月１日から提供開始した。 〔②データ及び業務プロセスのデジタル化〕 データのデジタル化の促進を図り、機構内や他組織との協創におけるデータ利活用及び機構内の業務効率化等を推進することと目的とし、令和３年12月に策定した「データのデジタル化に関する基本規程」に基づくデータ管理台帳を令和５年１月13日に取りまとめた。 また、業務プロセスのデジタル化、情報システム間のAPI連携及びシステムの運用・刷新等を進めることを目的に「情報システム全体の運用・管理に関するガイドライン」を令和４年４月26日に施行した。 〔③組織文化の変革〕 機構の役職員のデジタルリテラシーの向上及び意識改革の一環として、次のとおり計３回のDX推進講演会を実施した。 <table><tr><th>講演タイトル</th><th>実施時期</th></tr><tr><td>IT人材育成と情報処理技術者試験制度について</td><td>令和４年７月25日</td></tr><tr><td>情報システムの構築と政府調達について</td><td>令和４年９月30日</td></tr><tr><td>経済産業省のDX、業務改革及びPMOによる原課支援について</td><td>令和４年12月16日</td></tr></table> 〔④デジタル人材の育成〕 機構のデジタルリテラシーの向上の一環として、役職員がITパスポート試験等を受験する取り組みを実施した。その結果、ITパスポート試験等情報処理技術者試験の取得率は83%となり、本年度事業計画に示した指標「職員のITパスポート試験等情報処理技術者試験の取得率を75%以上」を達成した（母数は３月31日時点の常勤職員数から休職、産休及び国際機関等派遣中の者を除いた数）。 また、機構で必要とするデジタル人材の人物像や育成等につい	講演タイトル	実施時期	IT人材育成と情報処理技術者試験制度について	令和４年７月25日	情報システムの構築と政府調達について	令和４年９月30日	経済産業省のDX、業務改革及びPMOによる原課支援について	令和４年12月16日	○デジタルトランスフォーメーション（DX）の推進～NITEが保有する情報のデジタル活用による新たな価値提供～ NITE Digital Vision 2021の着実な推進のため、アクションプランを見直しするとともに、デジタル人材の人物像や育成等の方向性を取りまとめた。 また、具体的な取組みとして、役職員のITパスポート試験等情報処理技術者資格の取得支援や迅速にプロジェクトを開始するためデジタル統括官へのプロジェクト承認権限委任制度の新設、情報システム間のAPI連携及びシステムの運用・刷新等を進めるためのガイドラインの策定等を実施した。 さらに、デジタルリテラシーの向上及び意識改革のため、外部の有識者によるDX推進講演会を開催した。 その結果、役職員のITパスポート試験等情報処理技術者試験の取得率が83%となり、当該取得率に係る令和４年度目標（75%）の令和３年度目標（50%）からの向上率25%に対して132%（＝（83%-50%）/25%）を達成した。また、部門等において業務運営や意思決定を効率化・高度化する動きが活発化するとともに、職員が自らデジタルリテラシーを向上させる行動変容も生じ、ITを活用したツールを自作し業務効率化に自発的に取り組むなどデジタル活用に向けた組織文化が醸成された。 なお、ITパスポート試験を活用したデジタルリテラシー向上のための取組みについては、総務省が独法評価制度委員会において他の独法の参考となる事例として報告し、委員から「全員のリテラシーをあげるということはDXを推進する上で重要」等との評価があった。	
講演タイトル	実施時期												
IT人材育成と情報処理技術者試験制度について	令和４年７月25日												
情報システムの構築と政府調達について	令和４年９月30日												
経済産業省のDX、業務改革及びPMOによる原課支援について	令和４年12月16日												

			て検討し「デジタル人材の確保・育成の方向性」を令和５年１月31日に策定し、機構全職員に対する説明会を実施した。 併せて、DXの推進の方策の一つとして、気軽に身近な所で相談して互いの知識及びアイデアを教え合い共有することで全役職員のデジタルリテラシーの向上及び新しい価値創造に資することを主な目的とする、デジタル（専門）人材を目指す層の拡大を図ることも視野に入れた「エバンジェリスト」の仕組みに対する議論を開始した。																					
（６）イノベーションへの支援 有望技術等が社会や市場で適切に評価される仕組みである標準化、認証、認定制度等を構築することを通じてその実用化や市場化に貢献するための取組を行う。 さらに、新技術の社会実装における課題や製品・サービス創出時における研究開発上の課題の解決を支援するため、外部機関からの提案等に対し、総合窓口を通じたワンストップ化による対話しやすい仕組みを	（６）イノベーションへの支援 有望技術等が社会や市場で適切に評価される仕組みである標準化、認証、認定制度等を構築することを通じてその実用化や市場化に貢献するための取組を行う。 さらに、新技術の社会実装における課題や製品・サービス創出時における研究開発上の課題の解決を支援するため、外部機関からの提案等に対し、総合窓口を通じたワンストップ化による対話しやすい仕組みを	ア 地域技術シーズの探索力の向上を図るため、国の機関や自治体、公設試験所、地域の大学や企業との関係を構築し連携を強化する。 地域における事業者、自治体、国の機関（経済産業局、産業保安監督部）、公設試等を年86回訪問し、機構の業務の説明と地域ごとの有望な技術等の発掘を行い、一部支援を行った。 また、経済産業省標準化活用支援パートナーシップ制度のパートナー機関として参画を行った。 イ 地域の産学官連携活動への参画・情報収集を効果的に行い、社会実装を目指すべき新技術、市場化や普及が望まれる製品分野等を特定する。 J-Startupを含む産学官連携組織9機関への参画、地域産業技術連携推進会議への参加及びチームNITEの紹介を行い、これらの組織等を介すことで情報収集を効果的に行った。 ウ 特定した技術等に対し、機構の保有するデータ（情報）、モノ（設備）、スキル（技術）、ヒト（人材）を活かし、技術等の評価に必要な試験方法、データ取得、スキーム開発等の具体的な支援を行う。 機構のオープン・イノベーションへの取組を推進するため外部からの提案等に対し、総合窓口としてNITEイノベーション協創プログラム「NICE (NITE Innovative Collaboration Expert)」を運営し、事業者からの提案・相談を受け付けている。 令和４年度末時点で、下表に示す計45件の提案・相談が寄せられ、１件について共同研究契約を締結した。 <table><tr><th>概要</th><th>受付 件数</th><th>実施 件数</th><th>検討中</th></tr><tr><td>共同研究・共同試験</td><td>1</td><td>2※</td><td>－</td></tr><tr><td>試験設備利用</td><td>22</td><td>4</td><td>－</td></tr><tr><td>技術相談</td><td>11</td><td>10※</td><td>2</td></tr><tr><td>講師派遣等</td><td>11</td><td>9</td><td>2</td></tr></table> ※令和３年度に検討中であった１件を含む。	概要	受付 件数	実施 件数	検討中	共同研究・共同試験	1	2※	－	試験設備利用	22	4	－	技術相談	11	10※	2	講師派遣等	11	9	2	○機構の総合力を発揮した技術等の社会実装に向けた地域拠点への成長と支援活動の開始（３．（１）に同じ） 「チームNITE」を中心とし、各地域及び大阪事業所を地域拠点として、令和３年度に特定した各地域の産業特性を活かしたイノベーションの支援候補のテーマ・分野にて地域産学官連携活動への支援機関としての参画（J-Startup、経済産業省標準化活用支援パートナーシップ制度等）を拡げ、地域拠点ごとの有望な技術等の発掘や支援を提供するネットワークをより充実させている。 また、令和４年度は地域の大学や企業との対話を年86回行い、産学官連携活動への参画、関係する適合性評価機関との連携を強化し、地域拠点として成長した各支所及び大阪事業所において有望技術等の探索をするとともに、バイオテクノロジーセンターと北海道支所、東北支所、大阪事業所にてセミナー等提供を行った。その他NICEプログラムにて45件の提案・相談を受け事業者等に対しイノベーション支援のための解決策の提供を25件実施している。	
概要	受付 件数	実施 件数	検討中																					
共同研究・共同試験	1	2※	－																					
試験設備利用	22	4	－																					
技術相談	11	10※	2																					
講師派遣等	11	9	2																					

	活用し、外部機関との協創を行う。	活用し、外部機関との協創を行う。	エ 外部機関との多様な協創を行うために、知的財産権やデータ利活用等に関する契約に柔軟性を持たせ、協創のより早い立ち上げを可能とする内部環境を整備する。 「知的財産ポリシー」の改定、「外部機関との連携ポリシー」の新規制定をし、「データマネジメントポリシー（仮称）」案を作成した。また、改定及び新規制定を行ったポリシーについては令和 4 年 10 月に公表し、ポリシーについて部門毎の説明会を開催するとともに、関連する内部規程改正案を作成し、協創のより早い立ち上げを可能とする内部環境を整備した。 オ 機構内での対話を促し、部門間連携した協創や、関西・共創の森等の他機関連携の場を活用した協創による支援に取り組む。 海洋生分解性プラスチックの課題に部門間で連携して取り組むための検討会を機構内に設置し、支援を実施した。また、国関西地域では、関西・共創の森だけでなく、J-Startup KANSAI、関西イノベーションイニシアティブ、大阪ものづくりイノベーションネットワークへ参画し、関西地域での他の機関との連携の場を活用する拠点作りを実施するとともに、関西バイオコミュニティへの支援を実施した。 NICE プログラムに寄せられる相談のうち特に複数の分野が関与する案件については、機構役員や部門職員と事業者とが互いの取組や課題等について説明や意見交換を行う場の提供、複数部門パッケージ型の講演の企画を行い、機構全体としての事業者との関係構築や部門間連携を模索するきっかけ作りを行った。 カ 広報活動や支所等の地域での取組との連携を模索し、外部機関等からの提案や対話の機会を増やす取組を実施する。 機構によるイノベーションへの支援の活動・取組の更なる認知向上に向け、チーム NITE に関するパンフレットやチラシの作成、ウェブページの制作・公開を行った。また、イノベーション支援策にワンストップでアクセスできるよう、トップページに「市場創出支援」という導入部（ウェブバナー）の設置とページ制作を行い、「市場創出支援」ページを介してチーム NITE、NICE プログラムそれぞれのページにアクセスできるようにした。その上で、各地域拠点での対話時や展示会で紹介するほか、各部門と広報部署の協力を得て、全部門の NITE 講座（参加者数総計約 1 万人）や主婦連合会の機関誌（購読者約 1 万人）にて NITE との対話の機会があることを紹介した。 加えて、事業者にとって地域拠点の見える化を進め、関係機関とのつながりを可視化することにより事業者からの相談の機会を創出できるよう、チーム NITE の活動や特徴、特色、関係機関を支所等の業務案内ページに追加し、リニューアルを行った。併せて、機構から関係機関を発信するだけでなく、関係機関から機構へリンクを設定し、双方に入口、接点を設けることで、有機的な		
--	-------------------------	-------------------------	--	--	--

			つながりを見えるようにした。														
(7) 情報公開・個人情報保護 独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成 13 年法律第 140 号）、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）等に基づき、適切に対応するとともに、役職員（派遣職員、外部調査員等を含む。）への周知徹底を行う。特に個人情報保護に関しては関係法令の改正内容を周知徹底するとともに、e ラーニング等に	(7) 情報公開・個人情報保護 独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成 13 年法律第 140 号）、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）等に基づく事務等について、適切に対応するとともに、役職員（派遣職員等を含む。）に対して、周知徹底を行う。特に、個人情報に関しては関係法令の改正内容を周知徹底するとともに、e ラーニン		ア 独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律に基づき、文書の開示請求への対応を適切にするとともに、開示・不開示決定を迅速に行う。 独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律に基づき、文書の開示請求があった場合には、円滑に対応し、開示の手続きを実施（請求件）した。 <table><caption>情報公開請求数</caption><tr><th></th><th>情報公開請求数</th></tr><tr><td>令和 4 年度</td><td>8</td></tr><tr><td>令和 3 年度</td><td>10</td></tr></table> イ 個人情報の保護に関する法律に基づき、保有個人情報を明確化し、保有個人情報の適切な管理を行うとともに、個人情報ファイル簿の作成、公開等を適切に実施する。また、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づき、特定個人情報を適切に取り扱う。 保有個人情報の管理、今年度新たに個人情報の件数が 1,000 件を越えたものについて、個人情報ファイル簿を公表し、個人情報保護委員会に連絡した。また、令和 4 年度の非識別加工情報の募集について、スケジュールを作成し、個人情報保護委員会に連絡した。 <table><caption>個人情報ファイル簿数</caption><tr><th></th><th>個人情報ファイル簿数</th></tr><tr><td>令和 4 年度</td><td>15</td></tr><tr><td>令和 3 年度</td><td>145</td></tr></table> 事故調査員や委員会委員等のマイナンバー（全 721 件）について、専用事務室において適切に保管・管理している。 ウ 役職員（派遣職員等を含む）へ個人情報保護及び特定個人情報取扱いに関して e ラーニング等による研修を実施する。 4 月の新規採用職員研修において、新入職員への教育を行った。 また、機構全職員に対して個人情報保護に関する基礎的な知識を習得し、理解を浸透させるための e ラーニングを令和 4 年 9 月 28 日～10 月 31 日に実施した。その結果、受講対象者の役職員（721 名）全員が受講を完了し、理解度確認のためのテストの正答率 100％（全員合格）を達成した。 令和 3 年改正個人情報保護法の令和 4 年 4 月 1 日施行及び独立		情報公開請求数	令和 4 年度	8	令和 3 年度	10		個人情報ファイル簿数	令和 4 年度	15	令和 3 年度	145		
	情報公開請求数																
令和 4 年度	8																
令和 3 年度	10																
	個人情報ファイル簿数																
令和 4 年度	15																
令和 3 年度	145																

	による教育、指導を全役職員に対して実施する。	グ等による教育、指導を全役職員に対して実施する。		行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律の廃止に伴い、個人情報保護管理規程等の内部規程を改正し、個人情報漏えい時の報告義務の新設条文等の改正内容について、役職員に周知を行った。		
	（８）保有資産、環境保全 機構が保有する資産について、適切に管理するとともに、不要となった資産については、適切に処分する。また、環境負荷の低減に資する物品調達を進め、自主的な環境管理を行うとともに、持続可能な開発目標（SDGs）を踏まえて策定した温室効果ガス排出抑制等のための実施計画について、目標達成に向けた具体的な行動に積極的に取り組む。	（８）保有資産、環境保全 機構が保有する資産について、適切に管理するとともに、不要となった資産については、適切に処分する。また、環境負荷の低減に資する物品調達を進め、自主的な環境管理を行うとともに、SDGsを踏まえて策定した温室効果ガス排出抑制等のための実施計画について、目標達成に向けた具体的な行動に取り組む。		ア 機構が保有する資産について、定期的に適切な管理状況を確認するとともに、各資産の保有の必要性について厳正に検証する。 令和４年１２月から令和５年２月を資産等管理適正化推進月間とし、令和４年度は不用資産の洗い出し及び重み付けを行うことで、資産のさらなる洋行有効活用を図るべく、使用頻度についての調査を重点的に行った。 また、新規登録や移動の際には、迅速に資産ラベルを発行・貼付することにより、資産台帳と現物が速やかに一致するように取り組んだ。 イ 知的財産権について、機構の知的財産ポリシーに基づき、適正な管理を行う。また、知的財産ポリシーの見直しについて検討する。 知的財産権の更新や放棄等の対応を適正に行った。また、共同研究・事業等の新規及び更新に係る契約案件では、知的財産権に関して事前合議での確認や必要に応じて顧問弁理士にも照会を行い、適正な管理を行った。 知的財産ポリシーの見直しについて検討を行い、改定を行った。（５．（６）にも掲載） ウ 環境物品の調達の推進を図るための方針を定め、これに基づきグリーン購入法に適合した物品の調達目標を１００％とする。 「環境物品の調達の推進を図るための方針」を策定し、運営会議やグリーン調達推進連絡会議、契約適正化推進月間を通じて周知徹底を図り、製品事故調査や技術上の評価等を行う上で調達せざるを得ない物品を除いた全ての品目において調達目標である１００％調達を達成した。 エ 「政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の抑制等のため実行すべき措置について定める計画」（平成２８年５月１３日閣議決定）に定める平成２５年度を基準に令和１２年度（目標年度）までに温室効果ガスの総排出量４０％削減を目指す計画を踏まえ、機構の実施計画に掲げる４０％削減を実現するため、エネルギー消費効率の高い機器の導入、温室効果ガス排出係数の少ない電気の使用等に努める。		

				温室効果ガス排出抑制実施計画を達成するため、温室効果ガス排出係数の少ない電力を調達したほか、機構本所においては使用電力量（1,776,292kW）のうち100%について、温室効果ガス排出のない電力を調達・使用した。	
	（９）安全管理、災害対策 大規模災害等へ備え、事業継続計画等を踏まえた必要な施設の営繕を適切に行うとともに、自主的な防災訓練の実施や政府主導の防災訓練等に参加し、役職員（派遣職員等を含む）の安全を確保する。	（９）安全管理、災害対策 大規模災害等へ備え、必要な施設の営繕を適切に行うとともに、自主的な防災訓練の実施や政府主導の防災訓練等に参加し、役職員（派遣職員等を含む。）の安全を確保する。		ア 保有する施設・設備について耐久性や安全性を確保するため中長期の営繕計画を更新することで、必要な施設の営繕を適切に行う。 本所の施設・設備について、耐久性や安全性を実地で確認し、再度その施設・設備の構成要素を見直して中長期営繕計画を検討した。さらに、支所等の施設・設備等の中長期営繕計画をとりまとめ校正することによって、機構全体の中長期営繕計画についても検討した。 令和４年度は、本所本館個別空調更新工事、本所別館外壁等更新工事など22件（事業規模464百万円）を年度内に完成させ、大規模な災害時の様々なリスクに備えることができた。 イ 役職員（派遣職員等を含む）から広く安全に関する情報を収集し、必要なものについては適切に対応し、事故の未然防止を推進する。 役職員から報告された事故・ヒヤリハット情報を労働安全衛生法に基づく衛生委員会を活用してとりまとめ、本所、かずさ事業所、大阪事業所の各衛生委員会の間で連携して対策を考えるとともにイントラ等で機構全体に情報を共有して職員の意識づけや対策を行う体制を構築することにより、事故の未然防止を推進した。 新型コロナウイルス感染症対応として、咳エチケットやマスク着用、手洗い、換気の遂行、発熱時対応等の労働安全上必要となる情報を収集・職員へ提供するとともに、必要に応じて消毒等の処置を実施した。 ウ 消防計画等に基づく防災訓練を全事業所において年１回以上実施するとともに、政府主導の政府総合防災訓練に参加する。これにより、役職員（派遣職員等を含む。）の防災への意識向上と緊急時における役割把握を進め、災害時の被害縮小化を図る。 消防計画に基づく、防災訓練（避難訓練）を令和４年11月24日に実施し、当日参加できなかった職員向けに、令和５年３月17・22・23日追加実施して職員全員に訓練を実施した。 具体的には、避難訓練、消火器訓練、AED 訓練及び消火栓・放水訓練を行った。 エ 事故・災害等の緊急時には、事業継続計画（BCP）等に基	

			づき、迅速な初動対応、復旧等を行う。また、事故・災害を想定した訓練として、BCP に基づき、職員の安否確認及び業務時間外の事故・災害の発生を想定した非常参集等の訓練を年 1 回以上行う。 令和 4 年度は、事故・災害を想定した訓練として、安否確認システムによる 訓練を 3 回（令和 4 年 6 月 23 日 640 名、令和 4 年 7 月 21 日 658 名、令和 5 年 1 月 27 日 676 名）実施した。 の災害対策を目的とした 事業継続計画 (BCP) に、新型コロナウイルス感染症等の感染症対策を目的とした事業継続計画 (BCP) の感染症対策公表版を職員に再度周知した。		
--	--	--	---	--	--

4. その他参考情報